第百七十一回国会 参議院外交防衛委員会会議録第二十号（その一）

平成二十一年六月十八日（木曜日）

午前九時開会

委員の異動

六月十六日

辞任　松浦　大悟君　補欠選任　藤田　幸久君

佐藤　正久君　鶴保　庸介君

六月十七日

辞任　鴻池　祥肇君　補欠選任　丸山　和也君

鶴保　庸介君　佐藤　正久君

西田　昌司君　岸　信夫君

山口那津男君　山本　香苗君

出席者は左のとおり。

委員長　榛葉賀津也君

理事　浅尾慶一郎君

一川　保夫君

白　眞勲君

木村　仁君

小池　正勝君

委員　石井　一君

犬塚　直史君

風間　直樹君

谷岡　郁子君

広中和歌子君

藤田　幸久君

岸　信夫君

佐藤　正久君

橋本　聖子君

丸山　和也君

山本　一太君

浜田　昌良君

山本　香苗君

井上　哲士君

山内　徳信君

国務大臣　内閣総理大臣　麻生　太郎君

外務大臣　中曽根弘文君

国土交通大臣　金子　一義君

国務大臣　防衛大臣　浜田　靖一君

内閣官房副長官　内閣官房副長官　浅野　勝人君

副大臣　外務副大臣　橋本　聖子君

国土交通副大臣　加納　時男君

防衛副大臣　北村　誠吾君

大臣政務官　国土交通大臣政務官　岡田　直樹君

防衛大臣政務官　岸　信夫君

政府特別補佐人　内閣法制局長官　宮崎　礼壹君

事務局側　内閣官房内閣審議官兼内閣府国際平和協力本部事務局長　髙田　稔久君

内閣官房総合海洋政策本部事務局長　大庭　靖雄君

国土交通省海事局長　伊藤　茂君

海上保安庁長官　岩崎　貞二君

防衛省運用企画局長　徳地　秀士君

政府参考人　常任委員会専門員　堀田　光明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十一回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

○委員長（榛葉賀津也君）　ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、松浦大悟君、山口那津男君、西田昌司君及び鴻池祥肇君が委員を辞任され、その補欠として藤田幸久君、山本香苗君、岸信夫君及び丸山和也君が選任されました。

○委員長（榛葉賀津也君）　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官兼内閣府国際平和協力本部事務局長髙田稔久君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榛葉賀津也君）　異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（榛葉賀津也君）　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。谷岡郁子君。

○谷岡郁子君　おはようございます。民主党の谷岡郁子でございます。今日は、総理をお迎えして質問させていただくことを大変に光栄に思っております。

あまたの関法がこの国会にも提出される中で、この海賊法というのは大変重要な法案であると思います。したがいまして、今日は麻生総理をお迎えしての質疑をさせていただくということでございます。

そこで、この海賊法のポイントでございますけれども、こういう理解でよろしゅうございますでしょうか。これは、公海上の海賊、そして我が国を含めての商船を襲ったり人質にしたりするようなこの海賊行為というものが今特にソマリア近海で増えているというようなことにもかんがみ、また、その結果、安保理の決議も出るという状況の中で、我が国もそこへの対処を行おうということであり、目的としては、国際的な協力及び我が国の財産、人命というものを守るというための措置であるということ。そして、基本的にこれは国土省の管轄である海上保安庁の仕事とするということ。三つ目に、海上保安庁では無理だということになりますと、海上自衛隊がこれに当たることもあるということを防衛大臣が御判断なさるということ。そして、四つ目には、警察行動、そこに伴う場合によっては武力行使があり得るということであって、それに対する規定を行うこと。

麻生総理、このように私は考えておるわけで、理解しておるわけですが、それでよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　まず、これは谷岡先生、これは御存じのように、これは陸上でいえば強盗ですから、海賊というのは。海の上だから海賊というのであって、陸の上だったらあれは強盗というんだと、基本的にはそう思っております。

したがって、国連の海洋法条約というものにおきましては、御存じのように、もうすべての国に最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するという義務を課しておりますのはもう御存じのとおりです。そして、公海などにおいて行われるいわゆる強盗、海賊行為については、これは海賊船舶の、その海賊の船がどこの国籍に属しているか、これは関係なく、いずれの国も管轄権、自分の国の管轄権というものを行使することが認められておりますのがいわゆる国連海洋法条約ということになっております。

また、今ソマリアの例を出ておりますけれども、これはもう近年、この数年間、アフリカの角と言われておりますあのソマリアのところで、まあ内情が極めて混乱していることもありまして、あの辺りに海賊というのがかなり多発しておりますので、そういった意味では、年間約二千隻からの船があそこを通過して日本の物資を運んでおります、輸出、輸入含めまして。そういった意味では、この地域を通過いたします日本国籍の船はもちろん、日本人の乗っております他国の船もありますので、そういった意味ではこの保護の観点から極めて大事な問題であって、そういった意味では、この地域の安全というものはこれは基本的には極めて重要なんですが、海賊は何もここだけに限っておりませんので、いろんなところで海賊が出て、これまでもアジアで行われたこともありますので、これはいつでも発生し得るものだと思っております。

そういったような状況から、この法案というのは、特定の海域、このソマリアという海域だけを特定しているのではなくて海賊対処というもの全般に考えておりますし、処罰又は海賊行為への対応というものは効果的にこれはやらねばならぬというのが恒久法を法案として提出することにした背景であります。それが今御質問に対する答弁なんだと思っておりますが。

今自衛隊のお話が出ましたけれども、これは第一義的にはこれは海上警備でありますので、これはもう海上保安庁が海賊対処に当たることとした上で、今御質問のありましたように、特別な必要がある場合に限り自衛隊の対処が必要だということになるとした場合には、そういったことをできるようにしておかねばならぬと思っております。

○谷岡郁子君　大変長い御答弁でございましたけれども、結局、私が言ったことで間違いなかったという理解でよろしいかと思います。

それで、私ども民主党はこの間、衆院での質疑、そしてまた参院での質疑を通じて一貫してこの海賊法案を修正したいということを申し上げ、そしてまた努力をしてまいりました。それはなぜかといいますと、基本的に民主党が海賊法案賛成したいということを考えておったからでございます。元々、この法案というものは、我が党の長島議員が最初に問題提議をした、そのところから始まっておると思います。ですから、私どもも、海賊に対処すること、世界の海を安全にすること、これは海洋国の我が国としての務めであるというふうに思っております。

しかるに、政府から出てきた法案というのは大変ねじ曲がったものだというふうに私どもは感じております。そして、これ、たまたまなんですけれども、漢字は不得意でも英語はお得意の麻生総理でございますから、麻生総理、法律というのはルールの一種だと、多分賛成していただけると思います。そこで、ルール、これをルーラーという言葉にしましたときに、これどういう意味かということ、御存じですよね。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　この絵のことを意味しておられるんですか。

○谷岡郁子君　はい。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　それを、ねじ曲げるという意味でこの絵を使っておられるの。

○谷岡郁子君　ルーラー。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　ルーラー、はい、定規。

○谷岡郁子君　定規ですね。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　はい。

○谷岡郁子君　さすがでございます。英語はお得意だということがよく分かりました。

ルーラーというのは物差しでございます。ルーラー、物差し、定規、これがなぜルーラーと言われるか。これはルールというもの、これは何センチというその単位というものを決めていく、そして真っすぐに測っていく、その判断基準となるということだろうと思います。

私は、すべからくすべての法律というものは、その国で行われること、政策としてなされること、これに対するルールを設定する、その定規そのものが法律であろうかと思います。この法律が真っすぐであって、真っすぐ人々の行動の基準になるということでなければ必ずそれはおかしなことになってしまう、また、現場がそのしわ寄せを受けると、そういうことであろうというふうに思います。

そこで、私ども民主党がなぜ修正したかったか。これは、このねじ曲がった定規にも見える法案というものを真っすぐにしたいと思ったからであります。そのことにつきまして、我が党の修正のポイントを挙げながら、なぜそのように考えるのか、それについて今日は総理としての決断をしていただけないかということをお願い申し上げたいわけであります。

まず、この法案について、少し私どもの理解として説明をさせていただきます。

この法案では、海上保安庁が出れないときには防衛大臣がその判断をするということになっております。海上保安庁の手に余るかどうかは、本来その所轄大臣である国土省大臣がお決めになることではないかと思うんですね。隣の課の人が、君の課ではできないんだからうちの課でやるよというようなことを決めるというのは、本来違う、曲がっていると私どもには見えるわけです。これを変えていただけないでしょうか、総理。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは、防衛大臣は、特別の必要がある場合には、閣議決定を得た上で、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海賊対処行動を取ることを命ずることができる旨定めております。また、防衛大臣は、この承認を受けようとするときに当たりましては、関係行政機関の長、いわゆる海上保安庁を含めまして、そういった関係行政機関の長と協議した上で、海賊対処行動の必要性などを対処要項の中で明記するとしておるんだと思いますが。

したがって、自衛隊による海賊対処行動の必要性というものにつきましては、国土交通省やその中にあります海上保安庁を含めた政府全体で適切に判断するものだと私どもは考えております、政府全体で判断するんだと考えておりますが。

○谷岡郁子君　ここを読んでみますと、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合はと、内閣総理大臣の承認を得てと確かに書いてあります。しかし、所轄官庁は国土省なんです。国土省が本当にこの仕事が自らの手でできるのかできないか判断できるのは、国土大臣だと私は思うわけです。なぜ、よそのその内実をよく知らない人が、防衛大臣はという形でそれを申し出ることになるのか。ここはやはり普通の常識として理解できないわけであります。

その点についていかがお考えになりますでしょうか。これを、防衛大臣はを国土大臣はに、ここで決断をしていただきますと、私どもは今日の時点でこれを賛成に回ることの一つの可能性が出てくる。もちろんこれが一番重要な部分ではないんですけれども、いかがでしょうか。これは総理大臣の決断だと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは、今御答弁を申し上げましたとおりでして、これは国土交通省や海上保安庁を含めました政府全体で適切に判断するものだと、私どもは基本的にそう思っておりますので、防衛庁がとか国土交通省がというよ

り、基本的に政府全体で決めるものだと思っております。

○谷岡郁子君　民主党はほかにも修正のポイントを幾つか出しておりまして、例えばこの場合には、本部を設置して合同の部隊をつくって、そこでやるようにしてはどうかということを提案いたしました。しかし、それは屋上屋を重ねるようなものであって、かえって現場までの指令が長くなるということで柔軟性を持たないかもしれない、また時間が長く掛かるかもしれない、それは命にかかわるかもしれない、この御議論の中でなるほどそうかなというふうに思いました。

また、私どもは、ソマリアの状況と、この内紛を原因として食べられなくなった人々が海賊行為に走っている、その状況というもの、そして周辺諸国の海上保安能力といったもの。例えばジブチ、イエメン。地図を出してください。（資料提示）ジブチですとかイエメンでありますとか、またオマーンであるとか、そういう国々の能力、これを高めるということの手だてというようなものも必要である、こういうことを法案に書き込んでほしいというふうに申し上げました。そうしましたら、いや、違う、これはその他の問題で、海賊対処直接ではないから今後考えていくということだったので、ああそうかなと思ったわけでございます。

ところで、このソマリアなんですけれども、本当に悲惨な状況でございます。ソマリアの現在の平均寿命は四十四歳、そして子供たちの識字率、大人も含めてですが、三八％程度でございます。そして、一九九一年からずっと内乱状態で政府がない状態、自分たちを守ってくれる警察もない。ところが、外国の船がやってきて、放射能ですとか水俣病の原因になりました水銀ですとか、そういうものを諸外国、ヨーロッパの船が次々に彼らの海に落としていく。そのために健康問題も起こっている。また、日本や台湾の漁船がやってきて、トロール船で根こそぎ彼らの海の資源を奪っていく。その中で、食べられない人たちが怒りの中で実は海賊行為を始めたというような状況がございます。この根本問題というのをおいておいて、例えばこの海賊対処というものを、軍艦を出したといたしましても、これは単なるモグラたたきではないのかということでこの間私どもは考えてまいりましたし、これに対する対応というものを包括的につくることが大事なのではないかということを申し上げてまいりました。

ところが、それに対して、なかなか確たる政府の方針というものが出てこないだけで、この海賊対処の自衛隊を出すということだけが走っていってしまっている、現に法律を作る前から既に自衛隊が出てしまっている、こういう状況ですね。一体政府は何を考えておられるんだろうかと。本当に、ソマリア問題を始めとして、海賊を根本的になくすことにちゃんと力を注がれるおつもりがあるのかどうか、総理のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　今言われましたように、国連の報告書などを見れば明らかでありますように、この背景として、有害物資の不当投棄とか、何ですかね、漁獲を収奪していくとか、いろいろな話があったということが、指摘がある面も確かですよ。しかし、同時にそれは、人質を、船舶を襲って誘拐して人質とする話がそれによって認められるという話にはなりませんよ、背景がぞうであったとしても。だから、人を誘拐するのは認められるということにはならぬのは当然です。しかも、我々は、その誘拐される側の立場の国民がそこに、あそこに二千隻の船が通っておるという現実を考えたときに、そういった乗っ取りであるとかいったものから政府が船を守ろうとするのはこれは当然なんだと思っておりますので、周辺、襲われないように強化をするというのはこれまた当然なんだと思っております。

一方、御存じのように、ここは国が三つに今分かれておりまして、北西部のところが一番安定しておりますけれども、一番南のところが一番安定していない。そこで、モガディシュがそこにあるんですが、首都がそこにあるんですが、その首都のあります部分が真っ二つに分かれておって、首都が北と南とに分かれて、またそこだけが戦闘がすごい激しくなっておるというような状況であって、北西部のところはかなり安定してきたと思いますが、角の部分がその次、三つぐらいに段階分かれていると思いますが。

いずれにしても、昨年の夏でしたか、ジブチ合意というのができておると思いますが、このジブチ合意ができた以降の話につきましては、暫定連邦政府というようなものを中心に和平に向けての動きが出始めたところでありまして、ここらに対してどのような支援をしていくかということは、これは最初に、この法案を出す前に、外務省のＯＤＡやら何やらでどれくらいのことができるのか。また、これを資金を投入したからといって、政府としてそのお金が人道的に使われ得るような組織としてそれができ上がっているのかといえば、そのような状況にはないほど状況は極めてひどいことになっておると、私どもはそのように理解をしております。

そういった意味では、今積極的に支援をするべくいろいろ国連機関も出ていっておりますけれども、人道支援の部分ですらなかなか難しいという状況になっておるというのが今ソマリアの中における現状だと思いますので、その隣のエチオピアやらジブチやら対岸のイエメンやら、こういったところにおきましても同じような状況というようなことにならないように、あらかじめ我々としてはしかるべき支援をするということに関しましてはそれなりに対応しているのであって、当面、我々の財産、生命が襲われる確率が極めて高いという状況をまずは対応するというのが当然だと思っております。

○谷岡郁子君　私、冒頭に申し上げましたように、民主党は海賊対処が必要ないだろうと言ったことは一度もありませんし、そういう議論はほとんどしておらないと思います。ですから、それに対して、海上保安庁なり海上自衛隊を出してはいけないなどと申し上げているのではありません。

ただ、それだけを重点的にやっていても、この問題はいつまでたっても収まらないだろうということをずっと指摘し続けているわけでありますし、また委員会の審議の中でも、再々にわたって、これは一体いつごろ終わるのでしょうか、海上自衛隊をいったん出してしまったらこれは何年になるんでしょうか、同僚の米長議員が、十年で終わると思いますか、十年だったら帰ってこられると思いますかということを問いました。それに対しても、そうなったらいいなみたいなお答えが金子大臣からなされました。あの太平洋戦争ですら四年強で終わっております。十年間にわたって日本から一万二千キロ離れたソマリアの海へ海上自衛隊がずっと行き続けることになるかもしれないような、そういう状況なんですよ、総理。

そして、今年度の補正予算によりますと百八十四億円の予算が掛けられております。それに対して、ソマリア周辺地域に対して、これは外務大臣が何度もお答えになりましたけれども、二年間で約六十七億円。つまり、一年間ベースにしますと、海上自衛隊を送る費用の六分の一しかこの問題の根本解決には日本政府は掛けていないということなんです。それでよろしいんでしょうか、総理。

○国務大臣（金子一義君）　谷岡委員、私、これまでの答弁で、十年間掛かってそうなったら、そこで終了したらいいなという話を、お答えを申し上げたことはございません。どの程度時間が掛かるのかということについては、この行われている現象というのが終結したとき、国民経済に与える影響というものがなくなったときが終了する時期でありまして、年数というものについて言及したわけではありません。

ただ、長期間自衛隊を派遣するということにも当然なり得るわけでありますから、具体的な防衛大臣が対処要項を作る上で適切な時期を区切って、そしてその都度国会に報告をしてもらうという仕組みを入れて国会との関与を強めておるとい

う答弁をしたところであります。

それから、ちなみに、さっきこの法案、国際協力かという御発言がありますけれども、この法案は決して国際協力という分野ではありません。むしろ、国連海洋法条約によりまして、各国が最大限それぞれの持っている国の能力を発揮して海賊行為を抑止するということでありますから、むしろ国際協力というよりも、犯罪であります海賊行為を世界各国協力して抑制するという行為であります。

○谷岡郁子君　五月二十八日、私自身が期間に関して質問いたしましたときに、長期に及ぶことも当然予想されますと金子大臣はお答えになっております。そして、これはテレビを見ていらっしゃる方々は、国会のホームページで議事録を見ていただければちゃんと検証できることですのでそうしていただきたいというふうに思うんですが、六月四日、米長議員は、十年以内に解決すると思いますか、それとも分からないですかとおっしゃったら、この答弁、長々となってもどうですかと思いますので、むにゃむにゃむにゃとおっしゃいまして、そしてはっきり答えられなかった。それに対して、米長議員は分からないということですねということに対して、何も答弁なさらなかった。我々はそのように了解しております。

私の今日の最大のポイントというのは、だからこそ、マラッカ海峡でも海上保安庁の助けを借りて海賊が激減するまでには五年間も掛かった。あのアジアのマラッカ海峡の辺りには、インドネシアですとかマレーシアですとか対応できるような国々が既にございます。でも、政府もないようなアフリカの国々だったらもっと時間が掛かるだろうと。ならば、マラッカ海峡が五年だったら十年掛かるかもしれないというのは、これは普通の判断ではないかと思われるわけです。

だからこそ、出すなと言っているわけではありません。そうではなくて、自衛隊が十年にもわたって出ていく可能性があるならば、私たちはそれは国会承認を必要とするということを申し上げております。これ、最大のポイントなんです。先ほどの、国土大臣がなのか、防衛大臣はなのか、よろしいです。でも、最後まで議れない一点として、今日は、この審議をする、この法案の審議の最後の日でございます。私どもは、事前承認、国会の承認を得て海上自衛隊を出したい。戦後初めてソマリアの海で銃撃戦に巻き込まれて、実際に海上自衛隊の方々が場合によっては命にかかわることをなさなければならないかもしれないと、そのときに国会の承認を何とか持てないかということをこの間ずっと私たちはお願いし続けてきました。それに対して駄目だとおっしゃる。

これは法律問題ではありません。過去においても幾つもの法案について、内閣から出されてきたときには、事前承認はなし、国会承認なし、でも、国会の審議を通じて最終的には承認が入りました。なぜか。より広範な国民の支持と理解を得るために必要であるという政治的な判断がなされて、その結果、国会の承認というものが法律に入りました。

私は、総理にその政治決断を求めたいのであります。どうかこの場で国会の承認付きの法律にするということを言っていただきますようにお願いいたします。そうすれば、民主党はこの法案に賛成できるということもあろうと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　この海賊行為の対処というのは基本的に警察活動というのがまず大前提ですから、海上警備行動と同様に、これは国会の事前承認に関する規定は設けなかったと、これはもう御存じのとおりです。

他方、本法案において、これは、内閣総理大臣が海賊対処行動というものを承認したときに当たりましては、海賊対処行動の必要性、またその区域、期間などを定めた対処要項の内容というものを、また海賊対処行動が終了したときには、その結果を当然のこととして国会に報告することといたしております。これは、海賊対処行動が、その性格の問題から見ましても自衛隊の派遣期間というものが長くなることが想定をされておりますので、自衛隊をより的確に文民統制の下できちんと運用することを求められることからこれを設けたものだと、私はそのように理解をしております。

したがいまして、国会への説明責任というものは十分に果たすことができると考えておりますので、現在の法案というものはそれなりにきちんとしたものだと、私自身はそう理解をいたしております。

○谷岡郁子君　政府が判断する、報告する、でも口出しはさせない、つまり、今総理がおっしゃっていることはそういうことなんですね。でも、国会の承認というのは国民の承認であります。私たちは国民の代表として来ております。そして、国会の承認なしに自衛隊の人々が向こうで大変危険な状況に遭遇する、命の問題に遭遇するということを送り出すということは、この国の形として私はふさわしくないのではないかというふうに思っております。

それは当然国会の承認を得てやると。それならば、自衛隊の人たちも安心して、国民の理解と支持を得て自分たちは行動をしているんだということを思うことができます。その士気、安心感と、堂々と行かせるということを総理はお認めにならないんでしょうか。政治家としてそうしていただけないんでしょうか。

浜田防衛大臣は、この間の質疑の中で何度も、一般的にはと断りながら、海賊問題に対してだろうと何であろうと、一般的にはということ付きですけれども、この法案についてはおっしゃらなかったけれども、自衛隊が海外へ出るときには必ず事前の国会承認を持つということをもう決めてしまった方がいいということを発言なさっているんです。防衛大臣は、所轄の大臣として、自衛隊を送り出すに当たって、やはり国民に疑義があるままで送り出したくないとお考えになっていると思うんです。ですから、事前承認をお認めいただきたいということをお願い申し上げているわけであります。

どうか事前承認をお認めいただけないでしょうか。総理、もう一度お願いいたします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　この法案の最初から出ているとおり、これは基本的には、今回のいわゆる出動というものは海賊行為、行動に対する対処ですから、これは基本的には警察行動、海の上の強盗と同じと最初に申し上げました。それで、対応が海上保安庁で手に余るような状況になったときに、海上であろうと何であろうと、警察活動というものの対応としてそれを補完する意味で、海上自衛隊がそれを補完する意味でありますので、一義的には警察活動というのが大前提でこの法案ができ上がっておるという点が一番大事なところだと思っております。

○谷岡郁子君　必要であろうが警察行動であろうが何であろうが、海上自衛隊が海外へ行く、そしてたくさんの武器を積んでいく。海賊との銃撃戦に巻き込まれるかもしれない、救出活動へ行った先で銃撃戦になるかもしれない。そのときに、当然正当防衛として撃つでしょう。戦後初めて、この平和を続けてきた国民が軍事的組織によってひょっとすると命を奪うということをするかもしれないんですよ。これが警察行動だとか何だとかという、そういう法律的な仕分の問題じゃないでしょう。これは政治の問題でしょう。この国の行く末の問題であり、この国の信念の問題であろうと思います。憲法前文でうたわれた平和主義の問題なんです。だからこそ、やむを得ないという形の中では国会事前承認が必要だということを我が党は申し上げているわけであります。

飛行機に初めて乗って旅をする子供がいたとします。パイロットも飛行機会社も、お守りなんか必要ないと言うでありましょう、お守りなんかなくても飛行機はちゃんと飛ぶんだと。だけど、祖母の気持ちとして、母の気持ちとして、子供にお守りを持たせたい、そして彼らの無事を祈りたいと。国会の事前承認は、国民の意思として、あなた方の無事を祈りたい、そしてだれも傷つけないことを祈りたいという思いであります。そのお守りをなぜ自衛隊の若者たちに持たせていただけな

いのかが私にはどうしても分からないわけであります。どうかお願いでございます、事前承認を認めていただきたい。

総理、もう一度お願いできませんか。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　重ねて申し上げますけれども、これは戦争に行くわけでありません。戦闘に巻き込まれる可能性がなきにしもあらずだと思いますが、はなから戦争と定義されたかのごとき話をされるとこれはいかがなものかと、今のお話を伺っていてそう思いますが、少なくとも警察活動の補完という意味が基本的な立場でありますので、先ほど御答弁申し上げたとおりということになろうと存じます。

○谷岡郁子君　警察活動なら元々海上保安庁にやっていただければいいんですよ。そして、その能力があること、ほかの国々が出している、そういう船は何ら海上保安庁のものとも変わらないし、もっと能力のない船もいっぱいいるということも私どもは分かっております。そのことはずっとこの間、審議をしてまいりました。今日は時間がないのでしていないだけの話でございます。でも、海上自衛隊をお出しになるんです。出ているんです、現在。

総理、私は政治家としての決断を総理に求めました。昨日、我が鳩山代表は、判断をしない、そしてぶれる、間違うという麻生総理だというふうにおっしゃいましたけれども、やはりここは判断をしていただく、そういう場所だと思います。そもそも前任者から選挙のためだけにおぜん立てされて総理になられた方が、ずっと解散しないでここまで来て、そして解散について判断できずにここまで来たわけじゃないですか。

そして、このような大きな問題、海上自衛隊をソマリアの海へ出すような問題は、本来、国民の信を問うてやるべき問題だと私は思います。それをなさらないで勝手に自衛隊を、今法律もできない前からソマリアへ送っていらっしゃる。そして、十年掛かるかもしれないような行動について、国民の支持である事前承認が要らないとおっしゃる。それ、やっぱり違うと思うんですよ。

この一点だけができれば民主党は賛成すると申し上げているんです。まるで民主党に賛成させないために事前承認しないように、私どもにはそれしか理解ができないわけです。どうかその点を明らかにしていただきたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これ、質問かね。

いろいろ私に対する御批判含めて質問というとお答えのしようがないんですが、基本的には、今我々としては、そこに襲われている船がある、人質になった国民もいる、人質になった他国の船に乗っていたとはいえ日本の人もその中にいた、そういったようなことを幾つか言われておりますけれども、そういう点を勘案したときに、基本的には我々としては、日本の生命、財産というものを守るというのは、これは海賊というものに対してそれに対応するのは当然なんだと、私はまず第一義的にそう思います。その点に関しては全く問題ないんだと思っておりますので、その点は一致しているんだと思います。

私どもは、その警察行動を補完する意味で海上自衛隊が警察活動の補完として出ていくんであって、これは戦争を目的としているわけでもありませんし、そういった意味では警察活動の補完として出ていっている場合において、事前に海上自衛隊が海外に行くということだけをもって今は戦争に行くかのごとき話に取られかねないような話には、私どもとしてはいかがなものかというのがずっと一貫して申し上げてきたところです。

○谷岡郁子君　戦争を始めようと思って始まるということは余りないんです。第一次世界大戦は皇太子の暗殺という一つの事件から始まりました。第二次世界大戦、日本が戦争に巻き込まれていったのも、いろいろな見方がありますけれども、それは決して戦争を始めようとしたのではなかったような、いさかい、そして戦闘行為、先ほど総理がおっしゃった戦闘行為のようなものの中から大きな戦争というものは常に始まってまいりました。

ですから、私どもはそのことを恐れているわけですし、国会がこの問題について関与し続けることができるように、国会が場合によっては兵を引くということの必要な決断ができるようにということを申し上げておるわけでございます。それをお分かりいただけないあなたは、私はやはり総理にふさわしくないと思います。そしてその判断は、次の選挙で必ず国民がしていただけるものと信じております。

質問を終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　関連質疑を許します。風間直樹君。

○風間直樹君　民主党の風間直樹です。

総理に質問をさせていただきますのは、先月、五月二十七日のこの海賊対処法案の参議院での審議入りの本会議以来でございますが、よろしくお願いいたします。総理とは余り私、御縁がこれまでございません。おととしの参議院選挙でただいま質問に立ちました谷岡議員とともに当選をさせていただきました。

私は、代表質問でも申しましたが、今回のこの海賊に何らかの対応をすべきだという政府の方針に対しては同意をしております。といいますのは、私事で恐縮ですが、かつて私は三井物産という商社に勤務をしておりました。その際に、いかにこの商社という組織が貿易上発生するコストの抑制に腐心するかということを身をもって感じた経験がございます。企業は当然営利を追求するのが責務でありますので、商社にとりましては予測外のコストを抑える、そのためにあらゆる努力を払う、このことが日常茶飯事だったわけであります。

今ほどこの海賊対処法に関しまして総理も何度も繰り返し御答弁されましたように、今回の海上自衛隊の派遣は警察活動であります。しかし、谷岡議員が繰り返し述べましたように、私ども民主党は、自衛隊という武器を持った実力組織を海外に送る上で、それを国民が理解し、納得することが極めて重要だというふうに考えております。そのため、民主党としましては、この海上自衛隊の派遣が国会への報告なのか、それとも私どもが求めるように事前承認とすべきなのか、この点をめぐって政府の立場と対立をしているわけであります。

まず最初に私がお尋ねをしようと思っておりましたのは、これまで外交防衛委員会の質疑でも、繰り返しなぜ国会承認ではなく国会報告としたのかという質問に対して政府から御答弁がありました。これは、金子大臣が手を挙げていらっしゃいますので、いま一度確認の意味で御答弁をお願いいたします。

○国務大臣（金子一義君）　今もう既に御指摘いただきましたように、本法案は海賊という犯罪行為に対する警察活動であります。そういう意味で、警察活動でありますので、海上警備行動という既に法律体系というのができておりますけれども、この海上警備行動というのも警察活動であります。この場合に、国会の承認に関する規定は今の法体系ではありません。ただ一方で、今度の海賊行為、これは内閣総理大臣が承認したときに、どこへ行きます、どういう部隊で行きます、どの期間行きます、どういう陣容で行きますという内容でありますけれども、対処要項というものを作って、これは政府全体として作ります、そして内閣総理大臣の承認をもらう、遅滞なく国会に報告をする。

ここの自衛隊が、先ほど谷岡委員の御質問にもありましたけれども、自衛隊の海外派遣というのがソマリアという事象に対応したときに、少し長期にわたるかもしらぬ。したがって、そのまま長期に行きっ放しということではなくて、やっぱり文民統制に自衛隊の活動を置くために、ある一定の期間を、一回一回の期間というものを区切って、そしてその都度国会に報告し、そして、今ソマリアの海賊状況というのが、海賊の事案というのがどういうものかということを国会に報告するということで説明責任を果たしていきたいと、あるいはそれでもって国民への説明を果たせるとい

うことで、我々、現行の海上警備行動と同じ警察行動という一環としてこれをとらまえておりますので、こういう仕組みとさせていただいたところであります。

○風間直樹君　今大臣の御答弁にありましたが、この海警行動、私当初、一九五四年制定の自衛隊法でこの海警行動が設置されたのかと思っていたんですが、そうではないんですね。一九五二年の海上警備隊の創設時にこの海警行動が設置をされています。つまり、今から五十七年前ということです。

ここで論点を二つ申し上げたいと思います。

まず一点、この海警行動、今申し上げたように、その由来からしましても、一九五二年当時、海上自衛隊の艦船が日本の近海を離れて遠洋に、しかも長期で行くということはおよそ想定していなかったはずであります。今回、この海警行動に準じて国会への報告のみでいいと、こういう政府の御答弁には、やはり私は適切さが欠けるのではないかというのが一点。そしてもう一つ、外交防衛委員会では、国会関与の規定が自衛隊の海外派遣時にそれぞれどのようにあるべきかということを様々な観点から議論をしてまいりました。

私なりにそれを整理いたしますと、二つの考え方があると思います。一つは、自衛隊派遣各法の国会関与規定は警察権のくくりでまずは判断すべきであるという考え。つまり、日本の管轄権の下で警察権を行使する場合は国会への報告でいいのではないか。今回の海賊対処法案がそれに当たるんだろうと思います。そして、もう一つの考え方。武器を使用する可能性、同時にその自衛隊の活動が国民の権利を制約する可能性、この二つの可能性に照らして国会関与規定をどう設けるべきかというくくりであります。

私は、様々な議論を聞いていて、どうしても一つ腑に落ちないことがありました。それは、政府にも、そして我々国会での議論にも、実は一つ大切な本質的な視点が欠けているということであります。それは何かというと、すなわち、武装部隊を海外に出すこと自体、そのこと自体が軍隊を使うことだという認識であります。私は、この観点から、今回の海賊対処法案で海上自衛隊をソマリア沖に派遣するに際して、我々が国会関与規定にどのような判断を設けるべきかということを考えなければならないと思います。

さて、先ほど総理からも、海警行動との関係でこの国会報告としたという御答弁がありました。そこで、一点、その総理の御答弁を百歩譲って認めるとしても、一点腑に落ちないことがありますので、お尋ねをさせていただきます。

海賊対処行動は警察権に属します。ならば、その国会関与規定については、命令による治安出動、これは国会関与は事後承認となっておりますが、これに準ずるはずと私は思います。すなわち、治安出動では警察が対応できない場合に陸上自衛隊が出て警察権を行使する。一方、海賊対処においては海上保安庁が対応できない場合に、法案上そうなっています、海上自衛隊が出て警察権を行使する。ならば、海賊対処法も国会報告ではなく、少なくとも国会への事後承認を求めるべきと考えますが、政府の認識はいかがでしょうか。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　この法案によって自衛隊のいわゆる海賊対処ということになりますと、これは明らかに海賊ですから私的目的で私人が行動する犯罪行為でありますから、いわゆるこういった行為を海上において行うので海賊行為ということになるので、対処する対応としては海上警備行動というのになるんだと、私は同様の性質のものだと、まず最初にそう思っております。

他方、自衛隊法でいきますと、八十六条だったかな、七十八条か、だったと記憶しますが、命令による治安出動というのがあります。これは御存じのように、間接侵略とかその他のいわゆる緊急事態に対応して発令されるというのが、大体命令による治安出動というのはそれが基本だと思っております。また、日本の領土において自衛隊が対処するということが想定されていると思いますが、今のいわゆる命令による治安出動という場合は、ところが、海賊行為という、かなり日本の領域からずっと離れた地域ということになりますと、その前提が全く異なると、自衛隊の治安出動とは異なるということだと思っておりますので、そういった意味では、この法律の仕組みというものを、治安出動とは異なっているんですから、今回は海賊への対処法案としてきちんとしたものにさせていただいたというように理解をいたしております。

○風間直樹君　今の総理の御答弁ですと、国内における陸上自衛隊の出動か、あるいは海外における海上自衛隊の出動による警察権の行使かと、この部分に注目をしてそして区別をすべきだと、こういう御答弁だったと思いますが、これは政府におかれましてもいま一度整理をされるべきではないかということを申し上げておきたいと思います。

さて、ちょっと時間がありませんので、先に進ませていただきます。

一つ、この国会関与の関係でお尋ねをしておきたい。今後、政府から海賊対処法に基づく海上自衛隊の行動について国会が報告を受けた際、国会がこの行動に当たる部隊の撤退を決議した場合、政府は部隊を撤退させるお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○国務大臣（金子一義君）　そういう国会決議は尊重したいと思っております。

○風間直樹君　六月十一日の当委員会での金子大臣の御答弁も今と一字一句同様でありました。

総理の認識をお伺いします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　今、想定の趣旨を踏まえると、御指摘のような事態が仮に国会において示された場合ということなんだと思いますが、その意思を重く受け止めるのは当然のことだと思いますが。

○風間直樹君　この点については、私は当然、国会という国権の最高機関がそうした議決をした場合には撤退をさせるべきだと思います。政府にも当然その認識を持っていただくべきだと考えております。

さて、法案上、海賊対処法に基づく海賊対処行動発令後の国会報告についてお尋ねをいたします。

この国会報告につきましては二つが規定されています。すなわち、防衛大臣が自衛隊の派遣を総理に報告し、総理がその海賊対処行動を承認されたとき、そしてもう一つはこの海賊対処行動の終了時であります。しかし、これはやはり明らかに国会への報告の頻度が少ないと思うわけでありますが、これ以外に何らかの期間ごとに報告がなされるのでしょうか。

○副大臣（加納時男君）　この問題は、委員の御指摘は、派遣が例えば長期に及んだ場合のその間の報告をどうするのかというのに関連していることだと思います。

二つ問題がありまして、一つは派遣期間の設定でありますけれども、これが、国会に対する適切な報告を確保することも頭に入れながら期間を設定するということが一つのポイントだろうと思っています。それから、派遣期間は設定して、それを国会に報告しているわけでございますから、その期間が間もなく切れる、しかしまだ必要性がある、派遣の必要性、継続して必要性がある場合にはどうするのかということだと思います。

そのときの国会関与の御質問だと思いますけれども、これは、派遣期間を延ばす必要がある場合には改めて対処要項を定めまして、これを総理大臣の承認を得た後国会報告するわけでありますが、この中に明確に期間が入っておりますので、どのぐらいの期間ということはここで明確に国会に報告されるというふうに考えております。

○風間直樹君　政府案に基づく国会報告を前提とすれば、今、加納副大臣がおっしゃいましたように、適宜適切な期間を設けて国会に報告を少なくともされるべきだと、私もそのように考えるわけであります。

さて、先ほど申し上げましたように、私ども民主党の参議院第一期生はおととし七月の参議院選

挙で当選をさせていただきました。この選挙の直後に国会におきまして大きな課題、問題となりましたのが、御記憶のとおり、インド洋で活動しております海上自衛隊の部隊に対して補給活動を継続させるか否かの法案でありました。補給支援法でありました。私は、このときの審議、外交防衛委員会で何度かさせていただきましたが、そのとき非常に不思議に思ったことがあります。今、この法に基づいて海自の部隊がインド洋、より具体的に言えばアラビア湾に展開しています。今回、海賊対処法に基づいて派遣されるであろう部隊もその近く、ソマリア沖のアデン湾というところで展開をする予定になっているわけであります。

そこで、この補給支援法、さらに、それに先立つ、この補給支援法とほとんど中身は同じ旧テロ特措法、この二つの法律と今回の海賊対処法について、その比較をしながら質問をしたいと思います。

まず、政府にお尋ねをしますが、二〇〇一年十月に制定されました旧テロ特措法、これに基づきましてイージス護衛艦が一隻、そして補給艦一隻、計二隻の艦船がアラビア海に派遣されています。この旧テロ特措法を制定した理由はいわゆる海上阻止活動に当たる多国籍艦船への補給が目的だったと、こういう認識を私は国会での質疑を通して持っておりますが、この認識に間違いございませんでしょうか。

○国務大臣（浜田靖一君）　旧テロ対策特措法におきましては、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的としております。

同法に基づく自衛隊による対応措置として、協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を規定しておりまして、活動内容を海上阻止活動に当たる諸外国への、艦船等への補給に限定はしておりません。

○風間直樹君　今、大臣から補給に限定はしていないという御答弁でありましたが、端的にお答えをいただきたい。

では、そのほかにどのような任務を付与しているんでしょうか。

○国務大臣（浜田靖一君）　今申し上げたとおり、災害等に対するそういった活動にもこれは貢献をしておるところでございますので、被災者の救援活動にもこういった形で我々この補給に際してはやらせていただいているところでございますので、具体的な例ということでは、被災民救援活動として国連難民高等弁務官事務所の要請によるテント等の海上輸送を実施したところでもございます。

以上であります。

○風間直樹君　実は、この質問をしております理由は何かといいますと、自衛隊が海外に派遣される、アラビア海に派遣される、この自衛隊の活動目的あるいは活動の詳細が実は国会に十分報告されていないのではないかという疑念を私が持っているからであります。

政府にお尋ねをいたします。この旧テロ特措法の制定に際して、米国からイージス艦を派遣してほしいという打診はあったかなかったか、お願いします。

○国務大臣（中曽根弘文君）　旧テロ特措法の制定に際しましては、米国からイージス艦派遣についての具体的な要請はなかったと、あったとは承知をいたしておりません。

この旧テロ特措法に基づく協力支援活動を行う部隊の派遣につきましては、現地の情勢やそれから協力支援活動の実績などを勘案しながら、我が国自身の問題として国際テロ根絶のための取組にいかに寄与をしていくかと、そういう観点から我が国が主体的に判断したものでございますけれども、イージス艦につきましては、これは、高いレーダー探査能力それから情報処理能力が補給活動における安全性の確保の観点から有効であるということ、また、部隊の派遣ローテーション及び隊員の居住環境の快適性など、そういうものを総合的に勘案をいたしまして検討し、派遣を決定したものでございます。

○風間直樹君　今、外務大臣御答弁いただきましたが、どうも今の大臣の御答弁、あるいはこの旧テロ特措法、補給支援法の制定当時の国会での議論見ておりまして、私は真実が国会に報告されていないのではないかという気がいたします。そこで、その例証を一つお示ししたいと思います。

（資料提示）

当時、この旧テロ特措法制定当時、二〇〇一年の十月ですが、この法案の作成を外務省で担当されました方がおられます。当時の条約局条約課長の大江博さんです。大江さんは今防衛省に参事官として御出向されているということで、今日のこの委員会には御出席いただくことができませんでした。実は、この大江さんの御著書、今パネルで出しておりますが、こちらに非常に赤裸々な事実が語られております。

テロ特措法に基づく自衛隊による支援の中で、特にイージス艦の派遣について言及しておきたい。イージス艦は、半径数百キロメートル以上の範囲を捜索することができる高性能なレーダーとコンピューターシステムを持ち、さらにミサイルシステムによる高度の防衛能力を備えた護衛艦である。当時、それを保有していたのは、日米のみであった。それまでの日本による後方支援が、政治的、象徴的な意味合いが大きいものであったのに対し、ここが重要ですが、イージス艦の派遣は、米軍にとって極めて実質的な意味を持つものであった。そして、その下の赤い文字、これまで米側からの希望表明が何度かありながら、その派遣はなかなか実現しなかった。二〇〇二年末、ついに政府はイージス艦の派遣に踏み切ったのである。これは、米側にとっても、実際に意味のある後方支援という観点から画期的なことであった。

これは、単なる一外務省の職員がその著書に記した内容ではありません。まさに旧テロ特措法のその草案を作った当事者中の当事者である外務省の官僚が記した文章であります。

私は、このアラビア海にイージス艦を派遣することの是非をここで問おうとしているのではありません。私が申し上げたいのは、今外務大臣の御答弁もありましたけれども、我々はずっと、補給のために送るんだ、避難民の救済のためにも送るんだ、こういう政府の答弁を繰り返し聞いてまいりました。米側による要請に基づいてイージス艦を派遣する必要もあり、この旧テロ特措法を通さなければいけないという答弁、そうした理由は当時政府から国会に対して一切なされておりません。

私は、このことは、政府が国会と国民に、自衛隊を海外に派遣するに際し真実を伝えるという責務を言わば怠った、あるいは放棄した、その極めて象徴的な例証だと思います。外務大臣、防衛大臣、いかがでしょうか、御所見を伺います。

○国務大臣（中曽根弘文君）　この大江氏の著書では希望の表明という、そういう表現になっておるわけでありますが、当時いろいろな議論があったとは思います。しかし、これは一般的な期待の表明であったんではないかと思っておりまして、具体的な要請はなかったと、そういうふうに承知をいたしております。

○国務大臣（浜田靖一君）　先生、今の御指摘の点につきましては、今外務大臣のおっしゃったとおりだと思います。我々とすれば、具体的にこのイージス艦を出してほしいという要請ということではなくて、まさに我々の艦艇を守るためにも能力の高いものを出した方がより安全に自分たちの任務が実行できるということを念頭に置いてイージス艦の派遣を決めたところでありますので、アメリカ側との関係云々ということはその当時にはなかったというふうに思っているところであります。

○風間直樹君　両大臣、それぞれお立場もあり、なかなか苦しい答弁だと思います。しかし、やはり先ほど申し上げましたが、条約局の条約課長が、当時の、この旧テロ特措法を起案したその当事者がこう記しているということを、やはり政府は、両大臣はほおかむりはできないと、私はこう

思います。

今、私の手元にこのときの詳細な経緯を記した記事があります。これは文芸春秋の二〇〇八年の一月号に載っております。「外交敗戦」という記事でありますが、この中に非常に詳細に今私が御紹介した経緯が記されておりますので、是非政府にはいま一度お目通しをいただければ有り難いと思います。

さて、今日はＮＨＫの中継が入っています。私がなぜわざわざこの旧テロ特措法の事例を引き合いに出して質問させていただいたか。恐らく国民の皆さんは、国会議員であれば与党議員、野党議員を問わず国政調査権を基に政府に対して様々な情報提供を要請し、政府、官僚もそれに基づいていろんなデータを渡しているんだろうと、こう期待をされていると思うんです。しかし、事実は違うんです。我々野党には少なくとも、ほとんど自衛隊の海外派遣に際して本質的な重要なデータ、資料は政府から提供されていません。その中で、こうした極めて重要な自衛隊の海外派遣の審議に際して、政府案に基づきそれを承認してくれと言われましても、私どもはそれに対してイエスと言うことは困難であります。

もし、私どもがそれに同意をするのであれば、やはり政府には、今引き合いに出しましたように真に持っていらっしゃる情報、データをこの国民を代表する国会の場に出していただきたい。そして、情報公開されたものに基づいて真摯な議論を行い、自衛隊を派遣するのであれば国会報告が適当なのか、あるいは事前承認が必要なのか、そのことの審議を、率直に議論したいと思うのであります。

かねがね外交防衛委員会では、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣とも議論をさせていただいております。今日、私は珍しく少し声を上げて質問させていただいておりますが、ふだんの外交防衛委員会では極めて紳士的に、そしてお互いに国益を維持し守ろうという観点から実りのある議論をさせていただいておりますことをここに付言しておきたいと思います。

さて、この国会に必要な情報が必ずしも出されていないのではないかという今の私の議論の流れを受けまして、今回の海賊対処法に基づくＰ３Ｃの派遣について御質問をいたします。

今回、このＰ３Ｃ、ソマリア沖に派遣を既にされております。私が非常に気に掛かっておりますのは、この派遣に際してＰ３Ｃの整備あるいは警備のために、同時に陸上自衛隊の部隊も投入されているという点であります。この部隊の名前は中央即応連隊といいまして、昨年三月創設をされました。現在、宇都宮駐屯地に七百名の隊員が駐屯していると聞いております。今回、その中からたしか五十名でしょうか、アフリカのジブチに派遣をされました。

この根拠法、海上自衛隊を派遣する根拠法は海警行動であり、今後は海賊対処法案になると、これは分かるんですが、この陸上自衛隊の中央即応連隊を派遣した根拠法、これは一体何なのか、このことをまず一点、お尋ねしたいと思います。

○副大臣（北村誠吾君）　お答えいたします。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対処のために派遣をいたしましたＰ３Ｃが円滑に任務を遂行するためには、陸上において待機中のＰ３Ｃの近傍で監視あるいは巡回等の業務を行う必要がございます。海上自衛隊だけでは派遣できる要員に限度がございますから、陸上自衛隊の有する知見が活用できると考え、今回その業務を行うために陸上自衛隊の隊員を派遣するとしたものでございます。

なお、これらの業務は、Ｐ３Ｃが海上において警戒監視、情報収集等の任務を遂行するために当然に必要となるものであり、自衛隊法第八十二条を根拠とし、海上警備行動命令により陸上自衛隊の隊員を派遣したものでございます。

以上です。

○風間直樹君　今、海警行動を基にこの陸自中央即応連隊を派遣したという御答弁でございました。

海警行動には、先ほど来麻生総理が御答弁されていますように、国会関与規定非常に薄いんであります。今回、この中央即応連隊を、陸自の部隊を派遣したことについては、国会に対して報告がこれまでのところございません。私はこれはいかがなものかと思います。もし陸自の部隊を送るのであれば、この自衛隊法八十二条、海警行動の条文にやはり何らかの国会関与規定を盛り込むべきではないかと、このように思うわけであります。これは指摘をさせていただきます。

私の持ち時間、今日は十時十分まであと三分でありますので、次の質問に移らせていただきます。

Ｐ３Ｃの派遣、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処を行うに際して、どこにどのような海賊船と思わしき船がいるか、それを上空からこのＰ３Ｃという哨戒機を使って探知し、海上にいる自衛隊の艦船にその情報を伝達する、連絡する、こういう目的だろうと思います。

しかし、一つくぎを刺させてください。このＰ３Ｃの派遣にかかわる連絡官が、去る三月、そしてこの五月十九日、海自の大佐でありますが、二名、バーレーンのマナーマにありますＣＭＦ、ここに派遣をされています。

このＣＭＦは、政府御承知のとおり、第五艦隊の司令部が置かれている場所と同じところにあります。かねがね国会でも議論になっていますが、この米軍の第五艦隊の様々な業務、連絡あるいは指揮、その系統、そこに海自から派遣された連絡官が入らないだろうかという懸念も実際にあるわけであります。

政府におかれましては、この点を十分留意、認識されまして、今後の連絡官の行動、対処に当たっていただきたい、そのように要請をしております。

そして、私たちは、今日、このパネルにも示しておりますけれども、是非、国民の皆さんに御理解をしていただきたい。今、さきに制定された補給支援特措法、そして今回成立しようとしている海賊対処法案、この二つの法律、法律案に基づき、合計約九百名の海上自衛隊、陸上自衛隊の隊員がアフリカ沖、アラビア海に送られている、あるいは送られようとしている、ここに我が国の自衛隊のプレゼンスがこの規模としてあるということを国民の皆様には是非御承知おきいただきたい。同時に、我々国会議員も、この事実を念頭に、今後、政府の報告、あるいは我々が求めるところの事前承認を確認していきたいと思っております。

さて、最後、一分を残す余りになりました。これは総理に端的にお伺いします。

総理、日本は憲法九条に基づくいわゆる平和憲法を抱いております。そこには自衛隊に関する規定はございません。したがって、自衛隊を海外派遣する際に、私ども国会がそれにどうかかわるべきかという根拠は憲法にはございません。諸外国には、そもそも憲法で国軍の海外派遣の事前承認を定めている国が多数あります。私は、日本にとって、海外派遣の実績が着実に積み重ねられながらこうした状態が続くのは少々不健全ではないかと思っています。

そこで、最後の質問であります。

米軍は、司令官以上の軍人にすべてミリタリーヒストリアンという名前のいわゆる記録保持係を付けています。その人たちが米軍の活動、行動をフィルムに収め、記録に収め、それを後世に伝承を伝えている。我が自衛隊もそろそろそうした措置をとるべきではないかと思いますが、このミリタリーヒストリアンの養成、これについて総理の御所見を伺いまして、私の質問を終えたいと思います。

○委員長（榛葉賀津也君）　浜田防衛大臣、時間が来ておりますので、簡潔に御答弁願います。

○国務大臣（浜田靖一君）　前回にも参議院の外交防衛委員会でお答えしましたが、先生の御意見をまた我々とすれば参考にしつつやっていきたいというふうに思いますが、今の時点でこれを取り入れるということは考えておりません。

○風間直樹君　終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　小池正勝君。

○小池正勝君　自由民主党の小池正勝です。質問をさせていただきます。

まず、海賊法案の質問に入る前に、今マスコミ等で報じられていますのは北朝鮮問題が非常に多いわけでございますし、国民の関心事もこの北朝鮮問題にありますので、まず、北朝鮮問題について冒頭御質問をさせていただきます。

北朝鮮は、国際世論を無視し、安保理決議に違反し、そして四月にはミサイルを発射する、五月には二度目の核実験を行うというまさに暴挙、許し難い暴挙を行っているわけであります。しかも、この二回目の核実験の規模はといいますと、いろいろ言われておりますが、広島、長崎に投下された原爆の三倍から四倍の威力があるんではないかと言われております。しかも、今の北朝鮮の持っているミサイルというのは、ノドンとかテポドンとか言われていますが、いずれも日本を射程距離の範囲内にしているし、アメリカの一部も掛かっているんだということが言われているわけです。こんなことを許してはならない。

そこで、国際社会が一致して外交努力をすることによってこれを押さえ込んでいかなければならない、もう二度とさせてはならないわけでありますが、素早くやっていかなければならないわけですが、そこで、まずこの安保理決議、今回、安保理決議がなされたわけでありますが、まず外務大臣にお伺いしたいんですが、この安保理決議の内容、どのように評価されておられますか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　六月の十三日、現地時間では十二日になりますけれども、国連の安保理決議一八七四号が安保理の全会一致でこれを採択されたわけでございます。

この決議は、二〇〇六年に行われました、これは前回の核実験を受けて採択されました決議一七一八、これで定められました北朝鮮に対する制裁措置の強化に加えまして、委員御承知のとおり、武器禁輸それから貨物検査、さらに金融面での措置などにおいて大変強い内容が盛り込まれておるものでございます。これによりまして、北朝鮮に対して、挑発行為は自らに不利益をもたらすだけであるということをしっかりと示す強い決議になったと、そういうふうに考えているところでございます。

私どもとしては、この決議を実効性あるものにするということが一番大事だと思っておりまして、各加盟国が着実にこれは実施するように、各国とも連携を取りながらこの実効あらしめるよう取り組んでいきたいと、そういうふうに思っているところであります。

○小池正勝君　この安保理決議の内容については、貨物検査にしましても、要求、要請という表現にとどまっておって、決定という表現ではなかった、したがって弱いんではないかと、そこを非難する方がいらっしゃいます。確かに、そういう意味では弱いのは事実でしょうけれども、しかし従来の安保理決議に比べれば、今もお話があったように格段に強い、これはもう事実だろうと、これは恐らくどなたもお認めになるんだろうと思うんです。

ですから、私は、その要求、要請にとどまったということを非難するというよりは、まさにそれを具体的に実効あらしめるために外交努力を積み重ねると。具体的に言えば、世界各国、諸外国に、とりわけ北朝鮮に一番力のある中国、働きかけて、まさに要求、要請ベースよりも一歩進めて実施してもらうと、させるという、その外交努力こそが今の日本政府、とりわけ外務省に求められている仕事なんだろうと、そう思っているわけです。

そんな中で、北朝鮮は、今回この安保理決議に反発をして、ウラン濃縮作業に着手するであるとか、貨物検査が実施されれば戦争行為とみなして軍事的に対応するとか、ますます挑発的なことを言っている。まさに許し難いわけでありますけれども。さらには、核実験、また準備を進めている、あるいはミサイルを撃つ準備をまた進めている、こういう挑発的な行為をエスカレートさせていると、これはまさに許されないわけでありまして、もう二度とさせてはならない。もう二度というか、もう二度しているわけですから三度とさせてはならないという話になるわけですが、こんなことを絶対許してはならない。

そのために、この外交努力、とりわけ中国との外交努力、まあ中国に限りませんが、素早く諸外国みんなで北朝鮮にそんなことをさせない、そのために日本外交がイニシアチブを取るんだと、そういった外務大臣の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣（中曽根弘文君）　北朝鮮によりますさきの長距離弾道ミサイルの発射あるいは今回の核実験、これらの過程におきましても、日中間では大変緊密な連絡を取り、意見交換を行ってやってまいりました。国連での安保理の場ではもちろんでありますけれども、私と中国の楊潔篪外交部長との間でも三度にわたりまして、今回のことについて申し上げれば意見交換やったりしております。

中国は、今般のこの北朝鮮の核実験は非常に強く非難をいたしておりまして、我が国とこの懸念につきましては共有をしているところでございます。

この決議は、もう言うまでもありませんが、中国も含めた安保理の全会一致で採択されたものでございますので、中国側も安保理の関連決議を今回真摯にこれを実行していくと、そういうような表明もあるところでございますが、中国に限らず関連国と密接な連携を取りながら外交努力を努めていきたいと思っております。

○小池正勝君　それと、もう一つお伺いしたいんですが、アメリカのクリントン長官が北朝鮮をテロ支援国家に再指定すると、その検討をするということをおっしゃっておられるわけですが、それについてのお考え、いかがでしょうか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　クリントン長官がそのような御発言をされておりますが、このテロ支援国家指定というのは、これはとにかくアメリカの国内の法律でございまして、これは、これを指定したりするにはいろいろな条件が必要でございます。あるいは証拠とか手続とかいろいろあるわけでありまして、そういう意味で、今後、米国がどのような形でこのテロ支援国家指定について対応してくるか分かりませんけれども、私どもとしては、とにかく米国やロシアや関係国とともに、北朝鮮に対してこの決議を基にこれを実行するように、また再度実験等を行わないように強く対応していきたいと、そういうふうに思っています。

○小池正勝君　そこで、この安保理決議との関係でもう一つお伺いさせていただきたいのでありますが、この中で貨物検査というのは入りました。これは全会一致で採択されたわけでありますし、日本もその提案の一人になっているわけでありますが、その貨物検査が全会一致で採択された。そして、いざ実行に移そうとすると、日本の国内法ではどうも、まさか周辺事態ということにもならないでありましょうから、法の不備があるという指摘があるわけであります。これについて、新法の制定あるいは法改正ということにつきまして、これは総理大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　今外務大臣から御答弁がありましたように、一八七四は前回の国連決議に比べてはるかに強いものになってきております。これはいいメッセージだと、我々の方から見ればいいメッセージだと、基本的にそう思っております。その内容を実効あらしめるようにするためには、近隣諸国として最も影響を受ける、まあ地理的条件がそういうところにあります日本としては、これに対応できるべく、今貨物検査の話がありましたけれども、こういったものは対応ができるように法の整備をせねばならぬ、それが早急にすべきものと私もそう思っております。

昨日でしたか、鳩山代表もほぼ同様のことを言っておられたと思いますので、これは民主党、また、ちょっとほかの野党を何っておりませんけれども、少なくともこの問題につきましては早急に対応して、これを効果あらしめるようにすると

いうのが大事な観点だと思っております。

○小池正勝君　私も、一日も早くこの法制定ということをお願いしたいと思っております。

そこで、今回北朝鮮の核とかミサイルのお話ばかりが報じられておりますが、日本にとっては、北朝鮮許し難いもう一つの大きな問題は拉致というのがあるわけであります。これはもう絶対許してはならないわけであります。人権を踏みにじる、こんなものはないわけでありますから。

これが、昨年八月の齋木・宋日昊会談で再調査委員会立ち上げるということが決まったにもかかわらず、その後ほとんど報じられていない。全く動いていないのではないかと思っているんでありますが、これ、どうされるんでしょうか。一日も早く救出してあげなければならない、そう思っているんですが、外務大臣、いかがですか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　拉致の問題は、我が国の北朝鮮との関係におきましては、核やミサイルと同様に我が国の解決すべき最重要課題であることは言うまでもございません。

委員も御承知かと思いますが、昨年の夏に日本と北朝鮮の間の会談が行われまして、そこで拉致被害者に関する調査のやり直しを北朝鮮が行う、しっかりとした調査委員会を立ち上げて調査のやり直しを行う、やり直しが開始されれば我が国としては我が国独自で行っております北朝鮮への制裁の一部を解除しますと、そういう約束をしているわけでありまして、このことにつきまして北朝鮮側の実行を私どもは何回もこれは要請を、迫っているところであります。

今回、核実験やミサイルの発射等がこのところ行われておるわけでありますが、こういうような事態がありますけれども、北朝鮮からはこの調査のやり直しについてこれをやめるとかそういうような表明はありませんし、私どもはこれを誠実に実行するように引き続いて粘り強く取り組んでいきたいと、そういうふうに思っています。

○小池正勝君　この問題は、核、ミサイルももちろん大事ですけれども、拉致、決して許してはならない大問題ですから、今は核、ミサイルばかりが報じられておりますけれども、これもそれ以上に、それも大事ですが、同じように大事な問題ですから、是非御尽力をお願いしたいと思っております。

そこで、本題の海賊対処法案についての御質問に入らせていただきます。

従来のこの外交防衛委員会の審議を通じまして、このソマリア沖というものが日本の経済上、貿易上、貿易立国である日本にとって極めて重要な航路なんだということが出てまいりました。二千隻もの日本船が毎年通っていると、三百六十五日で割れば一日六隻も毎日毎日通っているというふうな極めて重要な航路であるということが明らかになりました。

一方で、ここでの海賊の発生件数が、去年は一年間で百十一件であった、しかし今年は、まだ六月の九日ですか、現在でたしか前回の委員会で百三十三件という御報告がなされたと記憶しておりますが、半年足らずでそれ以上の海賊件数がもう発生していると。極めて危険な海域で、しかし日本にとっては重要な航路なんだということが出てきたわけであります。まさにそのとおりだろうと思うんでありますが。

そこで、人によっては、そんなに危険な航路だったら喜望峰を回ればいいではないかと言う人がおりますが、とんでもない発言であって、そんなことをしたら六日から十日も余計に掛かると、大変なことでありますし、まさに一般の民間の商船にそんなことを強いるなんというのはとんでもない発言だろうと思っていますし、まさにその商船の安全を守るというのが日本政府の仕事でなければならないと、これはまさにそのとおりだろうと。しかも、日々危険にさらされている、海賊は一日も待ってくれない、まさにそういう状況にあろうかと思うんですが、そんな中でこの海賊法案というのが出てきているわけですけれども、所管の金子大臣の海賊法案の意義、必要性、まずそこから御質問させていただきます。

○国務大臣（金子一義君）　もう小池委員、今御指摘いただきましたとおり、スエズ運河経由の日本船、関連船舶、年間二千隻、我が国の物資の輸入、九〇％以上がこの船舶による輸入という意味で、この海賊問題というのは我が国経済社会にとって非常に大きな、死活問題と言ってもいい大事な問題、大きな問題であります。

御指摘のとおり、今年、もう六月十五日で昨年を上回る百四十件を超える海賊事案が出てきておりまして、いまだに捕まっておられる、拿捕されておられる方が、人質ですね、二百十余人を超えるという、国際社会全体にとっての大変な脅威になっております。

御指摘のように、喜望峰を回ればいいではないかという御意見があるのも承知しておりますけれども、やはり日数、燃費という意味で大変な経済コストが掛かる。ただ、それ以上に、海賊がいるから迂回すればいいではないかではなくて、やっぱり海賊行為という、言わば犯罪行為でありますから、国連海洋法条約に基づいて、世界各国が自分たちのそれぞれ持つ能力を最大限生かして、この犯罪行為としての海賊に対してきちんと対応していこうということをこの国連海洋法条約で各国協力を求められているわけでありまして、そういう意味で、関係諸国、機関とも対応しながら、しかも国籍と関係なく我が国が船舶の安全を守ってあげるということは、海運国としての我が国、多くのものを船舶で輸入している我が国にとっても経済的な、あるいは世界的な意味での協力をするという意味で大変大きなことだと思っておりまして、それが今度のこの海賊法案を御提出させていただいている目的であります。

○小池正勝君　今具体的に、金子大臣から分かりやすい御説明をちょうだいいたしました。

そこで、今度は次の論点ですが、必要性は恐らく皆さん多くの方には御理解いただけると、今の御説明でよく分かる話だと思うんですが、問題は、そこで海上保安庁ではなぜいけないのかと、この議論につながっていくわけであります。

この議論も再三なされました。その説明のときには、遠い、海賊が重武装だ、あるいは各国が軍を出しているんだ、それと連携しなければならないんだという議論、それが理由だということが再三なされてまいりました。そして、さらにそれを具体的に伺うと、今このソマリア沖で展開できる海上保安庁が持っている船というのは「しきしま」一隻しかない。「しきしま」を出すということになるとすると、これは二隻で一つのチームを組むわけですから、しかも大体チームが三つぐらい要るんだと、交代しなければなりませんのでね。そうすると、二掛ける三で六隻要ると。六隻要って、そのうち一隻しか持っていないからあと五隻造らなければならない。あと五隻造ろうと思うと、「しきしま」クラスというのは一隻三百五十億円するんだと、そうすると五隻で千七百五十億円という話になる。海上保安庁の予算というのは一年間全部足しても千八百億しかない。全部つぎ込んでようやっとというんで、これは非現実的だというお話、これは何回も出てまいりました。これもよく分かる話であります。

そこで、そもそもこの法律、これも再三言われておりますが、こういった問題は海上保安庁が行う、海賊の対処は海上保安庁が行うというのが一義的だと、これも恐らく皆さん合意するんだろうと思うんですが、事ソマリアについて極めて現実的でない、無理だということを、これは海上保安庁長官の方から具体的に御説明を願いたいと思います。

○政府参考人（岩崎貞二君）　今先生がおっしゃっていただいたように、我々、この問題については、日本からの距離でありますとか、海賊が持っている武器、ロケットランチャー等を持っている、それから諸外国が基本的に軍隊を派遣している、海軍、軍艦等との連携が難しいということで申し上げたところでございます。

ただ、海上保安庁といたしましては、こうした海賊の対処というのは海上保安庁が第一義的とこの法律にも考え方がうたわれているとおりでござ

いますので、できることは積極的に、今海上保安官同乗させておりますけれども、そうしたことも含めてできることはきっちり対応していきたいと、このように思っているところであります。

○小池正勝君　海上保安庁が一義的だということは保安庁長官もお認めになっているわけですが、それであれば、海上保安庁、このソマリア沖についてどのようなことを海上保安庁としてはなさるんですか。

○政府参考人（岩崎貞二君）　今申し上げましたように、司法警察権の行使、具体的には、犯人がもし、海賊を捕まえた場合、これについての対応は私どもの仕事だと思っております。したがいまして、現在自衛艦に海上保安官を同乗させております。

それから、この委員会でも度々出てまいりましたけれども、周辺諸国の海上保安能力の向上というのは、これは中長期的に大変重要な仕事だと思っております。私ども、東南アジアで周辺諸国の海上保安機関の能力の向上についてやってきた実績もございます。そうした実績を生かして、今具体的に特にやろうと思っておりますのはイエメンでございますけれども、イエメンを中心に、関係諸国あるいはＩＭＯ等と、国際機関とも連携しながら、こうした国の海上保安能力の向上について、外務省、ＪＩＣＡ等と協力しながら積極的に対応してまいりたいと思っております。

○小池正勝君　そしてもう一つ、これもよく出ている議論でありますが、海賊問題の抜本策というのはソマリアの安定なんだと、まさにこれはそうだろうと思うんですね。ただしかし、だからといって、海賊は待ってくれない。日々危険にさらされているんですから、もちろん対症療法という意味では確かに対症療法ではあるけれども、命を危険から守るというのは政府の仕事であるわけですから、これはきっちりやっていかなければならない。

しかし、車の両輪として、まさにこのソマリアの安定、そもそもソマリアが安定すれば海賊も減っていくというのは、それはそうなんでありますから、このソマリアの安定に向けてまさに外交努力をする、これはまさに日本外交の得意分野であろうと思うんですけれども、外務大臣、日本外交として、ソマリアの安定に向けてこの海賊を根治するためにどのようなことをされようとしておられますか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　このソマリアの海賊問題を根本的に解決するには、やはりソマリア情勢を安定化させるということが大事でありまして、そのためには、政府といたしましては人道面における支援、例えば食糧の支援とか難民対策とか、あるいは教育や水や衛生、こういうもの、それから治安向上のための支援ということで、国境の管理の強化とかあるいは警察支援、こういうものを国際機関を通じて行っているわけでありまして、先ほども御質問ありましたけれども、この支援総額は最近二年間で六千七百万ドルとなっているところでございます。

また、今般の補正予算によりまして、私どもとしては海賊対策として次のような支援を実施をすることになっております。補正予算では三十六億円、これを支援することになっておりますが、治安維持に重要な役割を果たしますアフリカ連合ソマリア・ミッション、これはＡＭＩＳＯＭといいますけれども、これに九百万ドルの支援を行います。また、国連開発計画、あるいは国連児童基金、これらを通じまして、中南部ソマリアの社会経済インフラ整備によります雇用創出、それから北部ソマリアへの若年層への生活能力向上教育支援、また教育機会、これの提供、そういうもの、さらに海賊予備軍など、そういう人たちが海賊への従事、こういうものを防ぐために合計七百五十万ドルの支援を行うことになっております。さらに、世界食糧計画を通じまして、海上保安船や、物流の拠点でありますモガディシュ港、これの港湾施設の改修に四百五十万ドルの支援を行うということになっております。

今年の三月、ボツワナにおきまして、私はソマリア暫定連邦政府のワルサム計画・国際協力大臣と会談をいたしまして、ソマリア情勢の安定のために支援をしていくという我が国のそういう立場を表明いたしましたけれども、我が国といたしましては、この暫定連邦政府との関係強化に努めながら、また国際機関とも協力をしながら、ソマリア情勢の安定化のために今後とも支援を行っていきたいと、そういうふうに思っております。

○小池正勝君　以上で私の質問を終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　関連質疑を許します。佐藤正久君。

○佐藤正久君　自由民主党の佐藤正久です。小池委員の質問を少し深掘りさせていただきます。

まず最初に、北朝鮮に対する経済制裁について総理にお伺いいたします。

日本のリーダーシップの下、安保理決議が採択されました。しかし、安保理決議は一つの手段でしかないと思います。今後は、決議内容を努めて早く、しかも多くの国がその制裁を実行に移すということが、北朝鮮に対する金と物の流れを止めることにつながると思います。

北朝鮮が核弾頭ミサイルを持つということは絶対に阻止しないといけないと思います。これは日本自身の問題であり、覚悟が問われているというふうに思います。北朝鮮から直接脅威を受ける日本と韓国が本気にならなければ、やはりアメリカも本気にならないと思いますし、アメリカが本気にならなければ、中国が本気になるということはないかもしれません。

一番目に見える圧力というものが、私は船舶検査だと思います。北朝鮮に対する船舶検査でインド洋のような有志連合の形ができ上がれば、明快なメッセージと圧力になります。アメリカやほかの国の動きを見てから日本の立ち位置を決めるのではなく、今回の北朝鮮の動きを日本自身の危機と、そういうふうにとらえて、日本がリーダーシップを発揮して、絵を描いて国際社会に働きかけ、連携した制裁を行うべきだと思います。

国内の法整備を行うことは当然ですけれども、日本は拉致問題を抱え、核、ミサイルという脅威もあるわけですから、やっぱり外交的に日本がリーダーシップを取って、国際社会みんなを巻き込むようなそういうリーダーシップを取るべきだと私は考えますが、総理の御決意、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　基本的に、佐藤先生、北朝鮮という隣国が搬送技術を備えて核弾頭というものを持つことによって、一番脅威、被害を受ける確率が高いのは日本と、これが一番肝心なところだと思っております。したがって、その被害を受ける確率が最も高いと思われる国の対応というものが大事、当然だと思います。

今回の国連安保理一八七四ができるまでの間、少なくとも前回の核実験のときと今回の核実験、一回目、二回目、これはいずれも国連安保理の非常任理事国として中におりましたこともこれあり、日本としては、事今回の決議案についてはリーダーシップはかなり取ったと、Ｐ５はもちろん、他国もその点は認めているところだと思っております。ここを余りよく分かっておられない方は大勢世の中にはおられますけれども、ここははっきりしておるんで、各国ともこれはいずれも認めているところだと思います。具体案につきましても、かなりのものが日本の提案に沿っておると思っております。

また、この中で決まった話の中で今船舶の話が出ておりましたけれども、船舶検査の話、これはいわゆる旗国の同意を得てその船を回航するとか、その中にあるミサイル関係の品を押収、没収するというようなことに関しましては、これは今の日本の法律では不備があるということだと存じます。したがいまして、そういう状況に日本はありませんので日本はできませんということは、これはなかなか言えない立場だと思いますので、この点に関しましては早急に法案をきちんと整備すべきではないかと、私は基本的にそう思っております。

幸い、昨日の党首討論においても、鳩山民主党

党首も、細目詰めたわけではありませんけど、ほぼ同様の趣旨をあの場では述べておられましたので、私どもとしては、そういった話であるならば、これが早急にまとまっていくというんであれば、これは北朝鮮に対するメッセージとしては極めてはっきりしたものが出せる、そのように理解をいたしております。

○佐藤正久君　国内法の整備は非常に当然だと思います。さらに、各国に働きかけをして、多くの国がその制裁に移す、実行するということが非常に大事ですので、外交努力、これから非常に大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に、海賊対処についてお伺いいたします。

先ほど小池委員の方からも、アデン湾ではなく喜望峰を回った場合、どういう形で日本の国民生活とかあるいは日本経済に影響が出るのか、分かりやすく説明していただきたいと思います。お願いします。

○大臣政務官（岡田直樹君）　佐藤先生がお示しをいただいたパネルのうち、スエズ運河ございますが、スエズ運河が開通したのは一八六九年のことであります。今から百四十年前のことでありまして、そのときから喜望峰を大回りしなくてもよくなったのは、これは海運史上革命的な進歩であったと思います。したがって、今、海賊に脅かされてアデン湾、スエズ運河を通ることができない、喜望峰を大回りしなければいけない、これは人類の歴史において百四十年後戻りをすることではないかと私は考えております。

お尋ねのコンテナ船でありますが、東京からオランダのロッテルダムに行く場合、喜望峰回りでは約六千五百キロ迂回するため、時間にして六日間長く掛かり、燃料を含む費用は一隻当たり二千万円から三千万円、最大で三千四百万円も多く掛かるというのが船主協会の試算であります。これが油タンカーでは十日も日数が長く掛かります。それに、例えば、日本の船が紅海や地中海の港に行こうとしたら、喜望峰、ジブラルタルを回って地中海を逆戻りするということはおよそ考えにくいことであります。

先ほどから申し上げておりますとおり、アデン湾を通る日本関係船舶は年間約二千隻、その貿易総額は約十四兆円、自動車だけで百五十万台運んでおりまして、海賊によってこのアデン湾の海上交通が途絶えることになれば、国際競争力の低下あるいは物価の上昇、国民生活や国民経済の受ける被害は甚大なものになると思っております。

○佐藤正久君　ありがとうございます。

ヨーロッパからはいろんな家具とか、あるいは服とか靴のブランド品もこのアデン湾を通過して参ります。これがなかなか入ってこなくなると、やっぱり品不足とかあるいは買占めという問題も発生するかと思います。そういう意味でも、この海上交通路の確保、非常に大事だと思います。また、そういう経済的な面だけではなく、日本国民の命とかあるいは商船の危機というものもあります。実際に、日本人船長や船舶が襲撃され、拉致、拘束された事案もございます。

今回、日本船主協会や全日本海員組合からも政府に海上自衛隊派遣の要望がなされたと承知しております。どのような要請がなされたのか、内容のポイントを簡潔に国土交通大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（金子一義君）　船主協会あるいは海員組合の役員の皆様、私のところにも、大臣室においでになられまして御要請がありました。

ポイントだけ申し上げます。国連においても各国に艦船や軍用機の派遣などにより海賊対策への参加を要請するなどの決議を採択する中で、アデン湾においては今この瞬間も海賊の脅威にさらされており、船舶と船員の生命の安全確保のため、国連決議に基づき、まずは応急措置として現行法の枠組みの中で海上自衛隊艦船の派遣を早急に実現するよう強くお願いする、これが組合あるいは船主協会の皆様方の共同要請でありました。

○佐藤正久君　やっぱり本当に現場の海域で危険にさらされているということを考えると、非常に現実的で切実な内容だと思います。

私も、三月十四日に呉基地から出航した護衛艦、あるいは五月二十八日に厚木基地から出発した哨戒機の見送り行事に参加させていただきました。その際、日本船主協会の皆さんが、ありがとう海上自衛隊という青い横断幕を掲げて派遣隊員を激励し、そして花束を贈られていたと、感動的な場面がございました。多くの思いがあったと思います。船舶と船員の命の重さと、ほかの国の軍隊に警護を依頼しなければいけないというその肩身の狭さ、そういうものも少なくなかったというふうに聞いています。やっぱり海賊対策は日本自身の問題という部分もあると思います。

また、私、昨年十二月にジブチを訪問し、政府関係者や米軍、フランス軍関係者と意見交換をして、海賊対策の実態などをお伺いしてまいりました。護衛すべき民間船舶の数が多い、アデン湾がまたかなり広いということから、軍艦とか航空機の数がまだまだ足らないと、日本からの派遣を要望し、また歓迎する旨のお話を聞きました。

現在の海上自衛隊の派遣部隊は海上警備行動の法的枠組みで派遣されております。護衛対象は日本関連船舶に限定されておりますが、これまで数度にわたり、現行法では護衛対象外の外国船舶から不審船に関する情報を得て、船員法十四条の規定に基づいて、サーチライトの照射や大音響を発する装置を使うなどして対処してきたというふうに伺っています。これまでは不審船から銃撃されるという事案は発生しませんでしたが、その際の隊員の身上や生命の危険、また外国船舶の護衛の必要性といった観点からは、現在の海上警備行動では十分とは言えず、現在審議されています海賊対処法の成立が是非とも必要だというふうなことの証左だと思います。

これまでの外国船舶への対処実態等を踏まえて、本海賊対処法案の成立の必要性について防衛大臣の認識をお伺いいたします。

○国務大臣（浜田靖一君）　先生からお話がありましたように、これまで過去六回、海上警備行動の保護対象外の船舶からの通報などを受けまして、人道上の観点から、強制力の行使を伴わない行為として、ＬＲＡＤによる呼びかけや艦載ヘリによる状況確認などでできる限りの措置を講じておるところでございます。

海賊対処法案に基づく自衛隊による海賊対処については、日本関係船舶のみならず、我が国と関係のない外国籍船についても海賊行為から防護することが可能となりますので、本法案に基づいて自衛隊がより適切に対処することが可能となることから、本法案が一日も早く成立をしていただきたいと考えているところであります。

○佐藤正久君　ありがとうございます。

やっぱり、現場の隊員が実際的に効果的に対応するという観点からこの今回の法案というのは物すごく私は大事だと思いますので、そういう意味で、我々国会議員全員が、やはり日本の国益を守り、そしてほかの国々の人々の命を守って、一緒に海賊を対処するんだという思いをやっぱり現場の隊員に伝えるためにも、この法案、努めて早く成立させるということが本当に大事だと思います。今日の日は非常に私は大事な日だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、民主党からこの法案に対する修正案が提出されております。その中には、内閣府に海賊対策本部をつくり、海賊対処員として自衛官や海上保安官などを派遣する、もう海賊対処隊員という形で身分を変えて派遣するというようになっています。これは余り実態に適さないのではないかと

私の経験を踏まえても思わざるを得ません。

ソマリア沖などの海外の部隊行動においては、派遣準備間だけではなく派遣間においても、防衛大臣の指揮下の各自衛隊の部隊が情報提供などの支援を日本からやっているだけではなく、留守家族に対する支援も行っていると、これが実態です。派遣前の訓練も当然防衛大臣の下で行っており、帰国後の各種整備や国防任務に復帰するための各種訓練も防衛大臣の下で行っている。すなわち、派遣前から派遣間、そして派遣後まで防衛大臣の下で切れ目なく各種準備、対応を行っているというのが実態です。このような指揮、支援を防衛大臣ではなく内閣府の海賊対処本部が行うということは実際的ではなく、指揮、運用の観点からも難しいと私は思います。また、屋上屋を重ねて指揮の結節が増えてしまうという可能性もあろうかと思います。

これまでの活動実績や指揮、運用上の観点から、その必要性、有用性あるいは有害性について防衛大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（浜田靖一君）　先生の御指摘、これはごもっともでございまして、今まで我々もしっかりとアデン湾において我々の任務を着実に実施してきたところでもございますので、その実績も踏まえて、自衛隊について、あえて海賊対処本部を設置した上で自衛隊を海賊対処隊員として任務に従事させるという合理的な理由は私は見出せないと考えております。

また、今先生から御指摘があったように、指揮命令系統を複雑にして、かつ責任の所在を不明確にするといった問題があるというふうにも考えられますので、我々とすれば、今回の場合には我々の方に、私自身の中の指揮系統の中でやらせていただければというふうに思っているところであります。

○佐藤正久君　ありがとうございます。

また、身分をわざわざ自衛官や海上保安官ではなく海賊対処隊員に変えるというのもどうかなと思います。やはり身分というのは非常に大事で重く、隊員あるいは海上保安官の誇りという観点でも私は望ましくないと思います。自衛官あるいは海上保安官という身分で活動して支障がないのであれば、そのままで問題はないと思います。あえて変える必要はないと私は強く思います。

次に、総理にお伺いいたします。

これまで議論してきましたように、四面海に囲まれ、資源を含む輸出入の九九・七％を海上輸送に依存する我が国にとって、海上輸送路の安全確保は極めて重要な政策であると考えます。その経路に重武装の海賊が出没する、さらに、その輸送、外航海運のほとんどが外国船、外国人船員に頼っているという現状があります。被害に遭った乗組員の中には、精神的後遺症となり、もう船には乗りたくない、もう海に出たくないという人たちが多いという事実があります。しかし、辞めたら稼ぎがなくなってしまい家族を養えないという、そういった事情から再び船に戻らざるを得ないというケースが大半だという情報もございます。

こうした事情を持つ外国人船員に我が国の海上輸送を依存しているということは、極めて不安定であり、脆弱あるいは安全保障上も憂慮すべき点があるというふうにも思われます。そうした外国人船員やその家族に今後日本のために危険な海に出るということをどのぐらいこれから許容してもらえるのか、その保証はどこにもないと私は思います。

日本の営みを支える船員の確保あるいは日本人船員の育成は、現在の海上交通の安全確保と同時に、国家として絶対に取り組まないといけない命題であり、国民の課題というふうにも思います。そういった問題意識を我々政治あるいは政府と国民が共有しないといけないと思います。

総理の海洋国家日本としてのビジョン、これをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは、御指摘のありましたとおり、間違いなく日本という国は周りを全く海で囲まれております。そういう意味では、もう有史この方、特殊な時代を除きましても、ほとんど他国と貿易を、海を通じて交易をやってきたところでもあります。その海の状況が平和ではないと、安定したものではないという状況は、これは、それに関与をいたします船員、船舶言うに及ばず、そこの物資によって輸入、輸出を賄っております我々国民にとりましても、これが安全に航行できるか否かはこれは死活問題と思っております。

したがいまして、こういうような、世界中がみんなでソマリア沖に対してしかるべき対応をということをみんなでやろうと、そういうときに、日本はそれに参加をしてきちんとした役割を果たすのは、これは他国のためであると同時に日本のためにもなると、日本の国益に照らしてみても一番大事なところではないかと思っております。いずれにしても、この海上輸送の確保ということにつきましては今後ともこれは真剣に考えていかねばならぬ。

また、今、人の話もしておられましたけれども、この人の話も、置籍船、置籍船て御存じのとおりですけれども、置籍船やら何やらいろいろな便宜的なものを今やっていることも事実ではありますけれども、これは今後いろんなことを考えていかねばなりませんし、また海底の資源というものも、二百海里含めまして、今この問題も、いわゆる海底地下資源、大陸棚の問題を含めて、日本の周りには、この二百海里の経済水域ということになりますと、日本の国土というか、海を含めました国土は世界で六番とか七番とかそういった大きなものになり得る。しかも、その地下にはいろいろな資源が眠っている確率が高い。

そういったことを考えましたときに、日本として新たな海洋国家としてのビジョンというものをきちんと確立した上で、そういった資源を守っていく努力、またそういった安全航行というものに対して我々はもっと努力をしていかなければならない。今まではしなくてもそこそこ平和だったのが、なかなかそういうようなことにならなくなったというのが現状だと存じます。

○佐藤正久君　終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　浜田昌良君。

○浜田昌良君　公明党の浜田昌良でございます。

本日は、海賊対処法案の締めくくり総括質疑でございますので、ここに配りました一枚目のパネルを見ながら、（資料提示）四点について、この法案の必要性、また武器の使用、そして三番目に民主党のいわゆる修正案について、そして中長期対策について、麻生総理を始め関係大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

まず最初に、この法案の必要性でございます。

これは船主協会の皆様から非常に強い要望が寄せられておりました。このアデン湾には年間約二万隻の船が通るわけでございますけれども、日本の関係する船が約二千隻、一割ですね、あるわけであります。昨年、二〇〇八年一年間を取りますと、日本関係船で十一隻が実際に襲撃に遭っているんですね、余り知られていないんですが。しかも、そのうちの五隻が実際にハイジャックを受けたと。しかも、そのうちの二隻は二〇〇八年中には解放されずに二〇〇九年になってから解放されたと。こういう非常に厳しい現状があったわけです。そういう意味では、船主協会から非常に強い要望が寄せられております。

さらに、全日本海員組合の皆さんも非常に強い要望を寄せられております。この方々は、日本の船員の方が約二万六百人、四十四か国で四万九千名ですね、合わせて七万人の方々が傘下におられるわけでございますけれども、実はこの全日本海員組合というのは、実は自衛隊は反対の人たちなんですね、本当は。自衛隊は反対だと、我が党のPTに来ていただきました。そして、自衛隊は反対なんだけれども、今回は自衛隊に来てほしいと言われたんですよ。やはり海保じゃ無理だというのを我が党のプロジェクトチームに言われました。

この新法につきましても、衆議院での参考人質疑で藤澤洋二組合長がこう言われたんですね。新

法の目的をよく精査しましたと、そして、早くこの新法を制定して、安全に、いろいろな日本商船隊の運航の警備に入っていただきたい、そういう思いですと、こういう思いを吐露されているわけでございます。

さらには、国民の世論調査、今年の三月に行われました。これによりますと、海賊対策は自衛隊が取り組むべきという答えが六三・一％なんです。

あと、その他とあるんですが、面白い記事が産経新聞、五月の十四日に載ったんですね。これは配っていませんけれども、「反対、でも守って」という、こういう記事なんですが。これ、海自の護衛艦二隻が五月十一日から十三日にかけましてソマリア沖・アデン湾を航行する日本関係船舶七隻を護衛したと。うち一隻がピースボートの旅客船だったと。ピースボートって、御存じのように、社民党の辻元清美さんが、衆院議員が早稲田大学在学中の昭和五十八年に設立したものなんですね。実は、このピースボートは市民団体による海自派遣反対の共同声明に名を連ねておられる。でも反対、しかし守ってほしいと言われたと。

そういう意味では、産業界、そして労働組合、そして世論調査、NGO、いろんな団体、本音においてはこれは守ってほしいというのが偽りなき声だと思っておりますが、麻生総理に、こういう国民各層からの声、この海賊対策新法の必要性についてもう一度答弁いただきたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは、もう近年、特に去年、今年と急増しておりますこの海賊行為というものは、これは公共の安全というものか海上の安全というもの、若しくは秩序の維持にこれは重大な脅威となっておりますのは、もうはっきりしておる現象だと思っております。

日本船主協会のお話がありましたけれども、全日本海員組合という、これはいわゆる労使双方から要望が出されているということも、昨年でしたか、そういう要望が出されておりましたので、これは極めて重い、大変なことだと思いましたので、当面の応急処置として海上警備行動の措置を講じてきてこれまでになったところであります。

この法案が成立することになりますと、これは、日本人というか、生命若しくは日本の財産というものをこれは最も大事な保護という問題からいきましても、重要な責務を果たすということだけではなくて、これは関係船舶というのはその国はどこの国に属しているという船籍を問わず、少なくとも海賊行為という強盗の話ですから、そういった話に対応して効果的な対処をするということは可能になってくるんだと思っておりますので、海上における公共の秩序の維持という点をかんがみましても、少なくとも日本が国際社会に対して一層の貢献ができるということが可能になるということだと思っておりますので、この法案というものは早急に成立させる必要があると、私自身は強くそう思っております。

○浜田昌良君　まさに今総理がおっしゃいましたように、国民の意見は、この海賊対処法、早く成立させてほしいというのが本音だと思っております。

じゃ、どういうふうに対応するのかと、次の議論ですね、この武器使用からの次の議論で多分野党の皆さんと少し意見が分かれてくるんじゃないかと。先ほど谷岡委員が、政府案というのはねじれているとおっしゃいました。ねじれているのはどっちなんだろうという私感じがするんですね。真っすぐのものも目が悪いとねじれて見えてしまうのかなと。そういう意味では、もうちゃんと見てほしいなと、どっちの修正案が真っすぐで、ねじれているのかと。これをこれから議論したいと思うんですが。

次に、この武器使用と武力の行使をちゃんと分けて議論しなきゃいけないという議論をしたいと思うんですね。

先ほども谷岡委員は、まさに何か自衛隊が行くともう戦争に行くようなイメージ。そうではないんだと。これ、重要なキーワードは管轄権という言葉なんですね。これは何かというと、海賊というのは人類共通のこれは敵なんだと、よってこれはどの国も取り締まる必要があると、これは国連海洋法条約の精神なんですよ。よって、我が国はその普遍的管轄権に対して日本の管轄権をつくるというのがこの法律なんですね。よって、この法律によって日本の犯罪として取締りに行くと。ですからこれは、全くこれは武力の行使ではないんですよ。

武力の行使というのは、例えばこの管轄権がない場合、これは例えばＰＫＯ等、そういう場合で国又は国に準ずる組織に対して武器を使えば武力の行使になると、これは立て分けなんですよ。ただ、それは別に、自衛隊がやるのか海保がやるのか警察官とか、主体では実は関係ないんですね。実は管轄権があればだれがやってもこれは武力の行使ではない。逆に、管轄権がなくて国又は国準に対してやってしまった場合には、たとえ海保でも警察官でもこれは武力の行使に当たると、こう考えておりますが、これについて法制局長官の明快な答弁をお願いしたいと思います。

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君）　お答え申し上げます。

この法案によります海賊対処は、ＰＫＯ等の活動とも少し違いまして、国連海洋法条約の考え方に沿いまして、公海上において私有船舶により私的目的で行われる略奪的な行為を海賊行為として定義し、国内法上の犯罪として規定しました上で、我が国の法執行として、すなわち我が国の管轄権の行使としてその取締りや抑止を行おうとするものであります。したがいまして、本法に基づいて行われる武器使用につきましては、憲法九条の禁ずる武力の行使に当たるものではないと整理することができると考えておりまして、なお、このことは、武器の使用主体が海上保安庁か自衛隊かによって異なるということはないものと考えております。

○浜田昌良君　今答弁いただきましたように、問題なのは、いわゆる管轄権があるかないかなんですね。いわゆる国内法として犯罪として構成できるかできないかであって、一般、多分国民の方は、自衛隊が武器を使うと武力の行使と、警察とか海保が使うと武器の使用と、こういうちょっと違った理解をされているんじゃないかと。これは違うんだと思うんですね。法律上言えば、あくまで管轄権がある範囲で犯罪行為を取り締まる武器の使用は全くの武力の行使ではないということを、しっかりこれをわきまえて今後の議論をしたいと思います。

それでは、次、じゃ武器の使用であったとしても、今回の法律が新たな武器使用の基準を付け加えるのじゃないかと、拡大しているじゃないかと、こういう批判もあるわけですが、私はこれも間違っていると思うんですね。

それは、今回、この法案の六条に停船射撃というものが加わりました。どういう条文かといいますと、これは、海上保安官又は自衛官は、警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほかと、現に行われている海賊行為、例えば、航行中のほかの船に著しく接近したり、若しくは付きまといしたり、又はその進行を妨げる行為ですね、これは大体懲役五年以下の凶悪罪に当たるんですが、この制止に当たり、当該行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお航行させて当該海賊を継続しようとする場合は武器を使用することができると、こういうのが新たに付け加わったんですが、これは今までの武器使用基準を拡大するものじゃないんですね。

類似の条文は、警察官職務執行法の七条一号にあるんですよ。これは何かというと、凶悪な罪の現行犯人、現行犯を行う人が警察官又は自衛官の職務に抵抗するときには、これは武器を使ってもいいよということを、海賊への適用を分かりやすくするために、凶悪な罪の現行犯人が抵抗するときということに換えまして、「海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする」ときと、赤で書いていますが、ここと書き換えただけなんですよ。よって、言わば警察官職務執行法

七条一号の武器使用権限の範囲内又はそれを補完するものと、こういう理解で私しておりますが、海洋担当大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（金子一義君）　御指摘いただきましたように、海賊への対処、本法において準用します警察官職務執行法の七条の規定を基本にしていること、これはもう、まず言うまでもありません。

一方で、今行われている海賊事案、実態踏まえますと、海賊が船舶で民間の被害船舶に接近する、もう取り付いてしまうあるいは入ってしまうということになればこれをもう阻止する方法はありませんので、今おっしゃられました、接近するという行動についても、その後の重大な危機の発生を回避するということで、このような行動を行っている段階で阻止するという、海の、海賊行為の一つの特徴だと思いますが、このことを考えながら検討させていただいたところであります。

もう委員御指摘のとおり、警察官職務執行法第七条一号の規定の要件、この一号の要件の判断をちゅうちょすることなく、ちゅうちょが生じないようにしていくという意味で、これを、七条の規定を補完するという意味で停船をさせることを目的とした武器使用に関する規定を整備したところであります。

○浜田昌良君　今、金子大臣に御答弁いただきましたように、警察官職務執行法七条一号の海賊への適用をよりちゅうちょしないようにこの一号を補完するものであって、新たに拡大するものではないという御答弁があったわけですが、さらに、その運用については非常に抑制的になっているんですね。

青色で書いてございますが、この青色の二行というのは実は海上保安庁法二十条二項にもあるんですね。この不審船対処にもあるんですが、当該部分を読みますと、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断する限度において武器を使用することができると。

だから、すぐ武器を使用できるわけじゃないわけですよ。例えば、最初に警告射撃を行うと。それでも従わない、そういう場合には、なるべく身体から遠いところで、例えばエンジンとかかじとか、船の。そういうところをねらって止めるということが趣旨だと、こう理解しておりますが、このような海上保安庁法二十条二項との類似点について、もう一度、海洋担当大臣から御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（金子一義君）　二十条の二項及び今のこの法案の第六条の停船射撃の関係でありますが、要件に合致する状況であれば、直ちに人の生命、身体に危害を与えるような武器使用をするとの趣旨ではないという点で、今御指摘のとおり、考え方は同様であります。

○浜田昌良君　そういう意味で、いわゆる自衛官が派遣されて武器を持っていると何かするんじゃないかということではなくて、あくまでこの法律で抑制的に書いてあるということであります。

じゃ、その次に、民主党の修正案について議論を移したいと思っているんですが、修正案にかぎ括弧を付けさせていただきました。なぜかというと、先ほど佐藤委員が民主党から修正案が提出されましたと言われましたが、参議院では提出されておりません、正式に言いますと。衆議院では提出されました。そういう意味では、先ほど谷岡委員から我々の案にと言われていますと、案にと言うんだったら提出しないといけないですよね、ここで本当に審議をするんであれば。提出されていません。逆に、もう多分自分たちの案は論拠を持たないと思ってやめられたのかなと思っておりますけれども、その点について確認をしたいと思っています。

まず、民主党の「修正案」の一つの内容は、海賊対処本部というのが本当に必要かどうかという問題なんですね。これについては、四月の二十四日の毎日新聞の社説でこういう一節がありました。ＰＫＯへの自衛隊派遣で設置した国際平和協力本部がモデルだ。社民党への配慮で自衛隊色を薄めるねらいもあったのだろう。しかし、十七年間にわたるＰＫＯなどで自衛隊の海外活動は内外で認知されるようになった。海賊対処本部を兼務しても実態は自衛隊員に変わりはない。海賊対策が一義的には海上保安庁の任務であることを明確にすれば、屋上屋を架す新組織は必要ないだろうと、こうあるんですね。

このように、ＰＫＯという組織と今回の海賊対処によって、関係行政機関の多分広がりが違うんだと思うんですね。この違いを受けて、内閣府に本部を置くメリット、デメリットについて、総理に答弁をお願いしたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　この国際平和協力業務というものは、これはいわゆる停戦監視とか選挙の監視とかいろいろ多様だと思っておりますが、そのため、国際平和協力法というものによりましては、自衛隊だけではなくて、広く関係しております省庁、行政機関が協力して、政府が一体となって取り組むべきものとしております。例えば、選挙関係でとかなんとか、外務省とか総務省とか警察庁などといろいろ協力した実績も過去にあるのは御存じのとおりです。

他方で、海賊行為の対処というのは、これはかかって基本的には警察行動ということだと思っておりますので、第一義的にはこれは海上保安庁が現実に実施をして、そして特別な必要がある場合というときには自衛隊が対処するということで、これは効果的な対処ができると、私どもはそう思っております。

したがって、自衛隊が警察活動として海賊行為への対処を行うに当たりまして、わざわざ別組織を設置する合理的な理由は見出せないと、私自身としてはそのように考えております。

○浜田昌良君　今、麻生総理から明快な答弁がございましたように、一義的に海保であるということをはっきりすれば、あとはそういう別に組織を設ける必要はないと、私もそのように信ずるわけでございます。

次に、国会の関与ですね。民主党さんの主張は、この現行の政府案は海賊対処要項を承認したときは遅滞なく国会へ報告となって、現状の条文はなっておりますけれども、衆議院で提出された案では国会の事前承認と、先ほどもおっしゃいました、谷岡委員が国会の事前承認すべきじゃないかという主張をされました。

それについて議論を移したいと思っているんですが、これを判断するためには、一つは、まず管轄権がどうかという議論をもう一遍議論しなきゃいけないと。やはり、国会の関与がなぜ必要なのか、なぜ文民統制が必要なのか。それは、武力の行使につながる可能性があるからだと思うんですね。そうではないものであれば、より国会の関与は緩めてもいいはずです。管轄権の問題が第一と思いますね。

もう一つは、軍事的業務か否かという問題なんですが、これにつきまして内閣府に答弁いただきたいんですが、実は一九九二年のＰＫＯ法制定時には、議院修正で本体業務だけが国会事前承認としました。これについて、これは議院修正ですからなかなか答弁は政府からしにくいかと思いますが、当時の提案者はどのように答弁したのか、内閣府から御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人（高田稔久君）　先生御指摘のとおり、自衛隊の部隊等によります停戦監視あるいは武器の搬入搬出の検査という、いわゆる平和維持隊、ＰＫＦの本体業務の実施につきましては、平成四年の国際平和協力法案の審議過程におきます自民党、公明党及び民社党による合意に基づきまして法律案が修正をされ、原則として国会の事前承認を必要とするという旨が盛り込まれたものでございます。政府といたしましては、これは、この国会承認は自衛隊の海外派遣に係る国会のシビリアンコントロールを確保する趣旨で入ったものと理解をしております。

それで、その理由でございますけれども、当時の御審議の中で修正案の提案者を代表いたしまして田渕哲也参議院議員・民社党が答弁をされてお

られます。部分的に引用させていただきますと、本体業務というものは、「もちろん戦闘のための武力行使は行いませんけれども、仕事そのものは軍事的業務に属するものである、そういう観点からこのように分けて、本体の部分のみを国会承認の対象にしたわけであります。」と、以上のように答弁をされておられます。

○浜田昌良君　今の平成四年の田渕哲也議員、民社党ですから民主党の御先祖様かもしれませんけれども、この方の答弁が明確でありまして、軍事的業務、例えば停戦監視とか武器の搬入搬出、駐留、巡回と、こういうものは国会の事前承認にしたわけですよ。ところが、本体以外の避難民の救出、帰還、輸送等々の業務は、これはＰＫＯ法の修正があったとしてもこれは報告のままだったんですよ。

そういう意味で、今回行う業務は何なんだと。これは別に停戦をするわけでないし、武器は搬入するわけではないんですよ。あくまで護衛だけの問題であると。そういう意味では避難民の救出に近いのかもしれない。そういう意味では、なぜこの軍事的業務か否かという議論をしないのかと。これが二点目ですね。

二枚目のパネルをお願いします。

三点目は、非常にこれ重要な点だと思いますが、実は我々公明党は、今までこういう関連の法案に、いろいろ議院修正に賛成してきたんですよ。

これ、グラフを見ていただくと、自衛隊の海外派遣の要員数の累計なんですが、自衛隊法以外で海外派遣が始まるのは一九九二年の国際平和協力法の議院修正。これは公明党は当時は野党でした。これについては、今言いましたように、本体業務について事前承認にしました。これが始まりまして、このときは自衛隊派遣は別法ではゼロだったんですね。

ところが、九九年、周辺事態法の議院修正がありますが、この時点では前年度までに自衛隊の海外派遣された延べ人数は約二千人だったんですよ。この時点では我々公明党はまだ野党でしたですけれども、そのときは、後方支援であったとしてもやはり事前承認をすべきであるということを主張させていただきました。

そして、〇一年、これ与党なんですよ、残念ながら。与党で〇一年は、これは与党でも、今回は三千名自衛隊が派遣されておりまして、その三千名が派遣という前提において旧テロ特措法の議院修正に公明党は参加いたしまして、国会、今度は事後承認ということにさせていただいた。これ、なぜかというと、まだ自衛隊法以外での海外派遣というのはそれほどの人数じゃなかった。国民に受け入れられている、まだ十分じゃなかった。そのために不安がある、よって国会の関与を強めるべきだというのが我が党の見解だったんですよ。

ところが、その後、ここにありますようにいわゆる旧テロ特措法、また補給支援法、またイラク特別措置法等々によって何と二〇〇八年時点では既に三万一千人。旧テロ特措法の議院修正をしたときに比べて約十倍の方々が海外で立派にこの任務を遂行されている。

その中で、国民のじゃ不安が高まったのかと。また、海外の諸外国から自衛隊は不安だと、そういう国が出たのかと。出ていないと思います。逆に言えば、むしろ自衛隊のこういう海外任務に対しての認識は定着してきていると。そういう意味では、時代認識によって文民統制の在り方というのは、これは立法裁量の問題ですから、法制局の見解もいただきましたので、信頼感があれば国会のかかわり方も変わってもいいんだという、こういう答弁もありました。

この点につきまして、麻生総理から、こういう自衛隊の海外の派遣の積み重ね、これについての国民の信頼、また海外の信頼についてどのように感じておられるか、御答弁いただきたいと思います。（発言する者あり）

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　自衛隊というものが、今御説明にありましたように、カンボジアへ最初に派遣されたとき以来、これは随分いろいろなところに、東の方では東ティモール、いろいろなところに各種の国際平和協力活動に取り組んできたところだと思っておりますので、累計数で、今お話がありましたように、平成十三年以降大きく増加をしてきたということも確かだと思っております。

この派遣の内容というものは、我々は、サマーワの、いわゆる派遣をされておりました、イラクに派遣されておりました陸上自衛隊のときに、当時外務大臣をしておりまして、そこに現地に閣僚として初めて、バグダッドのこれ引揚げ交渉というのをやらされた経験でありますけれども、極めて評価は高かった。非常に異常なほど高かったと私は正直思いました。

我々は、こういう若い隊員という人たちの極めて厳しい環境下におけるたゆまない努力の成果が結果として日本全体の信用を高め、日本全体のいわゆる国威というものを発揚させていってくれているのは、かかってその若い隊員に負うところが大きいんだと思って、極めて評価の高いことに私自身が驚くほどだったというのが正直な実感でもあります。

こういった活動実績の積み重ねというものがあって、これは国民の信頼というものも、理解も、また海外における評価も極めて高くなってきたというのがこの十数年間における大きな世論の変化の背景にあると、私自身もそのように思っております。

○浜田昌良君　まさに麻生総理がおっしゃったように、この期間の中で自衛隊の海外派遣というのは信頼性が増してきたと。

先ほど一部の民主党の議員が、公明党は軍事大国化かと。そんなことはありませんと。民主党のいわゆる安保政策の一貫性が全然ないんじゃないかなと私は非常に心配しているんですね。なぜこの海賊対処法案に反対をされる、反対をされるだけじゃなくて修正案も出さない。こういう、実際やるなら出しゃいいじゃないかと、それをしない。さらに、この海賊対処法案だけじゃないんですよ。これはこの前の……（発言する者あり）おかしくない。

次の質問で、グアム移転、グアム移転ありましたね、あの関係でも民主党の皆さんは反対をされました。反対をなぜされるんだろうと。あれは、日本は核の傘は抑制的に使うべきであると、通常の兵力である海兵隊に動いてもらう必要があると。そうすると、普天間の飛行場は県内移転が当たり前なんですよ。それを県外移転だと言われる。県外移転したら、これ、即応力ないわけですよ。即応力一番あるのは海兵隊なんですから。

そういう意味では、こういう非常に安保政策がちぐはぐな点に対して、本来、政権与党としてはこの安保政策の一貫性についてはどうあるべきかについて最後に麻生総理の見解を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（榛葉賀津也君）　麻生総理の答弁の前に委員に申し上げます。

民主党からは、理事会において民主党の案を提出をし、今、修正協議に筆頭間でしようというような協議をしている最中でございますので、発言には御留意をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　今のお話で、政府・与党と異なる立場を取っておられるものは幾つかあろうと思いますが、少なくともインド洋の補給支援活動の継続には反対だったと記憶します。また、今、ソマリア沖の海賊対策の必要性は認めると、ただし、海賊対処本部の設置というものなどが要求をされておられて、この法案にも反対、今修正のお話がなっているそうですが、こういったものには反対のようであります。また、米軍の極東における存在は、たしか第七艦隊だけで十分だというお話もあっておりました。グアムの移転協定にも反対ということを言っておられる。

日本の安全保障というものは最終的には国連の平和維持活動によって担保されるかのごときお話でしたけれども、私どもは、現実を見ますと、朝鮮半島の情勢を含めまして、少なくとも依然として不安定で不確実な問題があると思っておりま

す。また、日本の石油輸入の約九割というものが中東に依存をいたしております。したがって、中東地域の安定と海上輸送路の確保というものは、これは国益に直結をいたしてもおります。

また、最近の国連というものを見ましても、これはかなり少数国の意見というものがいろいろな方針を左右され得るということで、日本の国運というものをそのままゆだね得る状況にはないと、私どもはそう思っておりますので、このような現実を踏まえますと、外交安全保障政策というもの、民主党の安全保障政策というものと、これは日本の安全、繁栄というものを確保していく上で適切なものかどうかというものに関しましては、私どもは疑問を抱かざるを得ないと思っております。

○浜田昌良君　終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　井上哲士君。

○井上哲士君　日本共産党の井上哲士です。

海賊問題の解決には、自衛隊の派遣ではなくて、ソマリアの再建への支援、そして周辺諸国の海上警備行動への技術的、財政的支援が必要だということを申し上げてまいりました。このソマリアの安定が必要だということは、今日の質疑でも政府も認められております。

そこで、少し歴史的、社会的に振り返ってみたいわけでありますが、ソマリアは今、破綻国家と呼ばれておりますけれども、これはソマリア人が望んだことでも、ソマリア人に統治の能力がないわけでもありません。この破綻問題というのを考えるときに、歴史的な国際社会の、とりわけ先進諸国の関与を抜きに語ることはできないと思いますが、こういう先進諸国の歴史的な責任について総理はどうお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　九一年でしたかね、たしか九一年だったと記憶するんですが、この武装勢力間の抗争というのが始まったのがたしか九一年だと記憶しますが、このころから本格的な内戦ということになって、治安が極めて不安定ということになりました。しかも、干ばつによる極端な人道危機というようなことになってきて、いわゆる破綻国家と呼ばれるようになってきたのはそれ以降だったと、たしか九一年以降だったと記憶をいたします。

他方、ソマリアが現状になってしまった理由というのは、これは歴史的責任という話もございますけれども、これは各国の歴史的責任について日本政府として認識を述べるということは、ちょっとこれ簡単な話ではありませんので、慎重に言わなきゃいかぬところだと思っております。

いずれにしても、日本としては、今ソマリアの情勢の安定化というのは、このソマリア自身にとっても当然のことですが、海賊問題の解決というものも相まって、これは国際社会にとっても重要な課題であることははっきりしております、直接被害が及びますので。したがって、国内の安定はもちろんのことですけれども、その他今直接被害が出ておるこの問題に関しましては、我々は積極的に他国とともに協力をし合ってやっていかなければならないと考えております。

○井上哲士君　ソマリ民族の居住地というのは、二十世紀の初めに五つの植民地に分割をされて、一九六〇年にソマリアが独立をいたします。その後誕生した軍事独裁政権に当時のソ連とアメリカが援助競争をして、そのときに大量の武器が流れ込んで、これが武器のやみ市場もつくるわけですね。

ソマリアの軍事政権が崩壊をした後に今のような状態になって、そしてアメリカも国連も介入しましたけれどもこれが失敗をすると。二〇〇六年にアメリカの後押しでエチオピアが介入をし、そして、アメリカもアルカイーダ討伐という名目で空爆をしました。これ、いずれもソマリア情勢の悪化ということにしかなっていないわけですね。

ですから、私は、今日の事態における先進諸国のこういう介入の責任は重いということ、それから、こういう経過から見ても、ソマリアの人たちというのは外国勢力の介入に非常に歴史的な不信感を持っていると、このことを踏まえた対策というのが今必要だということだから、私はお聞きしたんです。

さらに、じゃ、今の問題聞きます。しかも今、外務大臣にお聞きしますが、中央政府がないということをいいことにして、ヨーロッパやアジアの様々な船の違法操業による漁業資源の略奪ということが行われました。これ、国連機関の報告でも、ソマリア沖周辺のロブスターの八〇％が失われたと、こういうふうに言われております。

それから、不法投棄も同じように行われてまいりました。これは、スマトラ沖地震による津波で、あの海底にあったドラム缶が津波によってソマリアの海岸に打ち上げられたと、こういう写真なんです。実に巨大なドラム缶が打ち上げられています。そして、放射性廃棄物、それからカドミウム、水銀と、こういうものが不法投棄をされていて、これが沿岸住民に大変な健康被害を起こしているわけですね。

ところが、国際社会はこれを放置してきました。これがソマリアの貧困に拍車を掛けてきたわけですね。最初はこういうことに対する自衛措置として始まり、それが貧困によって生きる糧がないということでこういうことに動員されていったと、やはりこういう経過を見る必要があると思いますけれども、外務大臣の御所見、いかがでしょうか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　今御指摘の点につきましての実情については、必ずしも私ども詳細は明らかに把握いたしておりませんけれども、今委員がおっしゃいましたように、国連の報告書によりますと、有害廃棄物をアフリカに投棄することをビジネスにしている会社もあると。また、二〇〇四年十二月のインドネシア・スマトラ沖地震、これによる津波の影響などで沿岸地域におきまして、健康上それから環境上の問題を発生させる有害廃棄物の、今御指摘になられましたようなドラム缶、こういうものがソマリアの海岸に漂着をしたと、そういう指摘を国連の報告書がしているわけであります。

また、ソマリアの海賊の起源を、これ確定的に述べることは困難でありますが、同様に国連の報告書によりますと、海賊問題の背景といたしましては、ソマリア領海内における外国船の有害物質の不法投棄、これを受けて経済状況が悪化する中で地元の漁民によって行われるようになったと、そういうような側面もあるということも承知をいたしております。

他方、最近の海賊事案の多くは、このような性格のものから人質の身の代金目当てにした襲撃、乗っ取りへと変化をしてきたと、そういうふうに認識をしているわけでありまして、その背景には、やはりソマリアのこの貧困問題やそれから法執行機関などの能力不足等、こういうものがあると承知をいたしております。

政府といたしましては、今回の自衛隊派遣によります海賊対策とともに、先ほどからお話ありますソマリア情勢の安定化、そして沿岸国の海上取締り能力の向上という両方の面での支援を行ってきておりますけれども、今後とも積極的にやっていきたいと思っております。

○井上哲士君　政府は、今回の海賊対処法は国際海洋法条約に基づくものだと言われております。この条約は、沿岸国の主権の確保、海洋資源の保全、それから海洋環境汚染の防止というものを大きな目的としているわけですね。

だとすれば、こういうソマリア沖での違法な乱獲、そして不法投棄、これこそ真っ先に私は取り締まるべきだと思いますが、この間のソマリア問題での一連の国際会議でどう議論をされ、どういう取組がされているんでしょうか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　昨年の十二月にケニアで国連ソマリア海域海賊対策会議、これが開催をされました。また、今年の六月の九日、つい先日ですが、九日と十日、この両日にわたりまして、韓国におきましてソマリア沖海賊対策ソウルハイレベル会合が開かれました。ここには我が外務省から西村大臣政務官に出席してもらいましたけれども、こういう会合などにおきまして、ソマ

リア暫定連邦政府やまた周辺国から、この違法操業やそれから有害物質の不法投棄などについて問題提起がなされたと、そういうふうに承知をいたしております。

他方、ソマリアにおきましては、実効的に統治を行う政府がない、現在ないと、そういう状況でありますし、また、ソマリア沖で海賊が頻発しているそういう状況下におきましては、このような問題の実態の把握自体が非常に困難でありまして、国際社会の取組が十分に進展しているとは言い難いと、そういうふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、最近のこの海賊の事案は、外国船によります違法操業や、それから先ほどからお話あります有害物質の不法投棄を背景とするものから、最近は、人質の身の代金目当てにしたそういう襲撃、乗っ取りへと変化をしてきたと、そういうふうに私どもは認識をいたしております。

○井上哲士君　一年前の国連事務総長ソマリア特別代表の報告でも、欧州及びアジア諸国からの違法操業と有害廃棄物、厳しく批判をしているんです。

今もそうなんですね。今ありましたけれども、ソマリアの暫定政府から問題提起はあったけれども、国際社会は取組をしていないわけです。結局どうなっているかといいますと、貧困を生み出した原因となっているそういう外国船舶による乱獲とか不法投棄については取り締まらないけれども、ソマリア人については外国軍隊が取り締まると、こういうことになっているわけですね。

おとどい、当委員会で参考人質疑がありました。その際に、国連ＰＫＯの上級幹部を務めたアイルランド人のマロイ参考人来られましたけれども、こう言われているんです。国際対策部隊の活動は海賊行為への直接的取組ではなくて、これらの不法な漁業の事業活動を守るためのものと地元ソマリア人はとらえていると、こういうふうに言っているんですよ。

自分たちを守るんじゃなくて、まさに不法投棄を守っているじゃないかと地元の人たちが見ているということは、これは本当に私は重大だと思うんですね。ですから、こういったやり方ではやっぱり海賊問題は解決しないと。

実際、この間、各国が出し、日本も出しておりますけれども、むしろ海域は広がって、海賊事件は広がっているわけですね。なぜかといえば、先ほどありましたように、ソマリアの平均寿命が四十四歳、四人に一人が五歳未満で死亡すると。こういう貧困があれば、まあ捕まる危険を冒したってやろうと、こうやって動員されているという実態があるわけですね。ここを解決しなければ、私は、一時的に鎮圧をしても、例えば麻薬とか武器の密輸など別の違法行為に走ることもあるし、そしてイスラム急進派に動員されるということもあると、こうなると思うんですね。そうなれば、ますますソマリア情勢は困難になると思います。

総理にお聞きしますけれども、やはりこういうソマリアの紛争と貧困の解決にこそ全力で取り組むべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは前々からこの話はよく出てきておりまして、我々としてはこれまでも幾つもやってきております。先ほど、どなたかからたった六十七億円というお話が出ておりましたけれども、ソマリアで六十七億というのは巨額な金です、正直申し上げて。

そういったようなものをいろいろやらせてきていただいておりますが、今、井上先生、現実問題としてそれが人道上必要なところに到着するすべが我々にはありません。国連もその点に関してはきちっとした対応ができるような治安の状況にはない、そういったものの積み重ねで極めて混乱というような状況にあると我々は理解しておりますので、周辺の国やら、また、今一番あの地域で安定しているのはジブチかと思いますが、そういったような国々から間接的にとかいろいろな努力を我々はしておりますので、これは今、目先、我々の船が襲われておるわけですから、日本人の生命が脅かされているという部分はほっておいてこちらだけというのは、それはちょっと優先順位としてはおかしいのではないか、きちんとそれもやってそちらもやるということに、両方やらないとおかしいんだと思います。

○井上哲士君　我々は、これは海賊は反対であるのでなくさなくちゃいけないと。しかし、漁民を海賊に動員している歴史的、社会的背景を抜きにやっても結局長期化するだけだと。現実に、さっきも言いましたけれども、この間、軍艦を各国が出したけれども増えているわけですね。ですから、やはりここに今日本が集中をするということが結果としては解決も早くなる、有効なやり方だということを申し上げているんです。

そして今、暫定政府のことを言われましたけれども、だからこそ、私はあの地域の、アフリカ地域の周辺の努力というものを支援をすることが必要だと思います。

今ソマリアでは、非常に幅広い勢力を結集した暫定連邦政府できていますけれども、どうもアメリカなどの外部からの介入の反発とも結び付いたイスラム急進派の勢いに押されているという状況もあるわけですね。やっぱり国民、ソマリアの人が、今自分たちじゃなくて不法な漁船などを守っているというふうに思われるような状況をつくっていたら、幾ら支援をしてもこれは有効に生かされることはできないと。

私は、こういう外部介入とみなされるような軍事優先のやり方はやめて、アフリカ連合などの地域の和平努力の側面援助こそやるべきだと思いますけれども、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（中曽根弘文君）　先ほどからいろいろ御議論いただいておりますように、ソマリアの情勢を安定化させる上ではまず治安の確保というのが不可欠であるわけでございまして、そのためには、アフリカ連合ソマリア・ミッション、これＡＭＩＳＯＭとも言いますけれども、これへの支援が重要であると私どもは認識をいたしております。

このＡＭＩＳＯＭは二〇〇七年の一月にアフリカ連合の平和安全保障理事会によりまして設立が決定されたものでございまして、決議第一七四四号を始めといたしました累次のこの安保理決議によりまして、ソマリアでの展開が承認をされているものでございます。

また、国連安保理は今年の一月に、ＡＭＩＳＯＭに対しまして国連として種々の支援を行うことなどを内容といたします決議、これは一八六三でありますけれども、これを採択いたしました。政府といたしましても、このＡＭＩＳＯＭの重要性にかんがみまして、補正予算においてＡＭＩＳＯＭ支援を行うことといたしております。

また、ジブチ合意以降の肯定的な動きに対しましては、国連安保理やまたソマリア情勢に関心を有するグループが今後の和平推進への支援につきまして検討を行っておるところでございまして、我が国もこのようなこういう国際社会の動きと連携をしながら支援をやっていきたいと、そういうふうに思っております。

○井上哲士君　そういう和平の努力の足を引っ張るような軍事対応はやめて、そして和平と貧困対策にこそ全力を挙げるべきだ、このことを申し上げて、質問を終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　山内徳信君。

○山内徳信君　私は、憲法の視点から幾つか質問を申し上げたいと思います。

過去の大戦の反省から制定された平和憲法を有する日本は、自衛隊海外派遣は慎重でなければいけません。しかし、政府は、一義的対応責任のある海上保安庁ではなく、陸海空の自衛隊の大部隊を拙速に派遣いたしました。武器使用も大幅に緩和されようとしています。

これは、海外で武力行使をしない、国益の名において軍隊を出さないという憲法の核心をねじ曲げる行為であり、憲法九条の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」に抵触するおそれがあります。

今回のソマリア派遣は、規模といい実態といい、憲法違反の疑いがあると思いますが、総理大臣には憲法九十九条の憲法擁護義務があります。総理自身が憲法を侵してはなりません。そういう指摘を申し上げ、総理の見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは山内先生、ソマリア沖の海賊というものは、これは海上輸送の安全確保という日本の国益というものに照らしました場合に、これは国益を脅かす死活的な問題と、私どもはそう思っております。

また、海賊への対処というのは一義的には海上保安庁の責務と、これは度々申し上げてきております。しかし、海上保安庁のみでは、一万二千キロ離れたところでもありますし、なかなか対応できない特別な理由というものもありますので、自衛隊の部隊を派遣し、海上保安庁と一緒に日本国民の人命やらまた財産の保護という政府の責務を果たしてもらっているということだと、基本的にそう思っております。

また、海賊行為というものは、これは私的目的とした私人の犯罪行為であります。したがって、海賊行為への対処のためには、これは海賊行為であって、日本の刑罰法令が適用される犯罪行為に当たる行為を行った者に対して法令の範囲内で武器を使用するということは、憲法が禁ずる武力の行使とは全く違うものだと思っております。

○山内徳信君　戦前も、そして次第次第に戦前の状態に考え方が戻りつつあります。国益論、国益論という名の下に憲法論議が政府の中でおろそかになっておることを私は指摘せざるを得ません。

次に移りますが、審議中の海賊対処法案における警護対象は、日本の商船だけではなく外国のすべての船舶を対象としております。また、ソマリア沖だけではなく全世界の海を対象にしていきます。世界中の海の海賊対策を永久にやるようなことを本当にしていくのか、首相の考え方をお伺いいたします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　これは、この法案というのは、公海又は日本の領海などにおいて発生する海賊行為というものを基本的に対象といたしております。しかしながら、実際の海賊行為への対処に当たりましては、日本の領海などのほかにおよそ公海上で発生する海賊行為にすべて対処するということは、これは現実的ではありません。日本の経済社会に与える影響の度合い又は国民生活にとっての重要度、そういったものなどを踏まえて対処の要否というものを判断することになるのではないか、そのように考えております。

○山内徳信君　現在、ソマリアには自衛隊法八十二条による海上警備行動で派遣されているわけでありますが、海賊対処法が成立すればこの法律による派遣に切り替えていくと思われます。現地では、海賊たちも各国の艦船がいる場所を避け、インド洋全域に拡散していると言われております。言わばイタチごっこのような状態になろうとしているわけであります。

自衛隊は専守防衛が基本であります。いつまで自衛隊を派遣し続けるのでしょうか。お答えお願いします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　海賊行為というものは、これは日本の国民生活やまた経済活動にとりましてこれは重大な脅威であることは、もう御理解をいただいているところだと思っております。これにどういうように対処するか。適切に対処することは、これは政府にとりましてはこれは重要な課題であります。

海賊対処行動の終了というのは、これはもう対象となります海賊行為の実態というものがなくなればそれで終わりましょうし、また、海賊行為が日本経済やら社会やら国民生活に与えます影響、そういったものを勘案をいたしまして、様々な要素を考えて総合的に判断をするということになるんだと思いますので、解消しているか、また状況は改善しているかなどなど、いろいろ判断の要点はあろうと思いますけれども、なるべくそういった状況に近づけるように、先ほどお話があっておりましたソマリアの中の情勢などもいろいろ我々としては大いに関心のあるところであって、支援をやっていかねばならぬところだと思ってもおります。

○山内徳信君　一連の論議を見ておりますと、やはり政府が新しい法律を作るときに現在の日本の憲法の論議が非常に少ないと、こういう印象を受けております。とりわけ今回のこの海賊対処法においてもそういうことを強くしております。

私は、対潜哨戒機Ｐ３Ｃが派遣されました。このＰ３Ｃのことにつきまして、そこまで派遣しなければいかぬのか、哨戒ヘリでは足らぬのかと、こういうふうに思いました。私は、復帰直後、沖縄における米軍のＰ３Ｃとの交信用のアンテナ基地の建設がございまして、かなりアメリカ軍からＰ３Ｃの性能とか機能を教えていただいておりました。したがって、日本の、この平和憲法を有する、しかも新法も何もないときからＰ３Ｃを堂々と出していくのはこれは行き過ぎておると、こういうふうな思いでおりました。

Ｐ３Ｃは海賊に関する情報をキャッチし他国とも情報を共有しようということだと思いますが、この海域では米軍を中心に対テロ戦争の海上警備作戦をやっている海域でもあります。不審船が海賊なのかどうか分からない状況もあるわけであります。情報の共有化が対テロ戦争への後方支援にならないという担保は何か、御説明をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　今Ｐ３Ｃのお話があっておりましたけれども、少なくとも先生、これは効率的に、極めて広い海域でもありますので、Ｐ３Ｃという広域な面をカバーできるいわゆる飛行機というものを出すということに関しましては、これは航行の安全というものとか人命尊重とかいうことを考えても、私は少なくとも安全という点を一番に考えた場合においては極めて効率的なものなんだと、私は基本的にそう思っております。

少なくとも、海賊行為から防護されるのは民間、いわゆる我々でいえば日本人であってみたり、そういった点が一番大事ですから、その点を最初に考えておいていただかないといかぬのであって、それは情報の交換はいろいろあろうとは思いますけど、それが直ちにテロの何とかというような話は、話が少々飛躍しているような感じがいたしますが。

○山内徳信君　日本だけがあの海域をパトロールしておるんではないと思います。したがって、アメリカやヨーロッパ諸国も軍艦を出したりそういう航空機を出しておると聞いております。

私は、一連の政府答弁を聞いておりますと、アメリカが世界の警察と言われたりしてきましたが、そういうように次第次第に日本の自衛隊、目の前に存在しているこの実力集団をやはり使わないと損だという発想も皆さんにありますし、効率的とか、こういうふうにおっしゃるわけです。兵は、進めるのは簡単ですが、それを引くということがいかに困難で大変かということを、特に防衛大臣は、浜田さんはしっかり押さえておいていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、Ｐ３Ｃと同時に陸上自衛隊即応連隊も派遣され、実に六百名に及ぶ陸海空三自衛隊部隊が常駐するという事態が生じています。海賊対処というには余りにも規模が大きく大げさ過ぎると、私の実感であります。大げさ過ぎる。費用対効果という点でも税金の無駄遣いであるとの国民の指摘もあります。

一国の宰相として、海賊を含めソマリアの民衆の立場からの安全保障、国家再建の問題、民生安定の問題のプロセスが絶対に必要であります。自衛隊だけ出していては車の両輪にはなりません。そういうふうな観点から、海賊問題の抜本的な解決策は何なのかということを総理大臣にお伺いいたします。

○内閣総理大臣（麻生太郎君）　基本的にこの種の犯意が起きますときは、まずは貧困、続いて将来に対する希望、この二つがなくなりますと人間は自暴自棄になる、よく言われるところであります。そういった意味では、この問題の解決にソマリアという国自体の安定、政治的安定というもの

が求められるのは間違いなく絶対条件の一つだと思っております。

しかし、現実問題は、モガディシュにおいて、モガディシュは首都ですけれども、ここにおきましてはこれは真っ二つに分かれておりまして、その首都を守ろうとしている側と入っていこうとしているのと、真っ正面から今はぶつかっている最中でありまして、現実問題として警察機能もなかなかやっていない。これはもうＣＮＮなりＢＢＣやらでよくやっておるニュースで流れているところでもあろうと存じます。

国連としてもなかなか入っていくに入っていけない、アフリカユニオンとしてもなかなか手が出せないという状態が現状ということを考えますと、日本としてそういった意識は十分に持っておりますし、いろんな形で国連を通じ、隣国を通じていろいろ対応をいたしておりますけれども、直ちにそれが効果が出てくるには時間が掛かる。傍ら日本の船舶が襲われる確率は高いという状況をどうやって対応するかというのが選択だと思っております。

○山内徳信君　私は最後に希望を申し上げて終わるわけでございますが、やはり敗戦後のこの日本本土も沖縄も、あるいはサイパン、テニアン、グアム辺りも、そして満州だとかあるいは中国大陸含めて、今のソマリアの状況に近いようなそういう状況があったと思います。

警備体制はどうするのか、あるいは食料はどうするのか、教育はどうするのかということを改めて、こういうふうな公式の場で、じっくり話合いのできない場所ではなくして、もっと事務方を動かして、日本が貢献していくのにどうすればいいのかという、そういう話合いの場も持つ必要があると思っております。

以上で終わります。

○委員長（榛葉賀津也君）　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

麻生総理大臣は御退席をいただいて結構でございます。ありがとうございました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○白眞勲君　民主党・新緑風会・国民新・日本を代表しまして、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案につきまして、反対の討論を行います。

民主党は、海賊行為は人類共通の敵であり、国連海洋法条約においても旗国主義の例外としてすべての国に取締りの権限が与えられており、各国は連携して対策を講じる必要があると強く認識しております。

民主党は、我が国における海賊対策は一義的に海上保安庁の責務と考えております。他方で、海上保安庁のみで対応困難な場合には、シビリアンコントロールを徹底する見地から、国会の事前承認等の条件など一定の仕組みの下で自衛隊を派遣することも認めるものであります。

しかし、政府提出の海賊対処法案は、海賊対処は海上保安庁が一義的に実施するとされながら、防衛大臣が特別の必要がある場合を判断し、自衛隊を出すことが可能であり、判断の主体が海上保安庁ではない点が問題であります。また、まず自衛隊の派遣ありきで、海上保安庁による対応の検討を十分に行わず、海上警備行動規定を拡大解釈して海上自衛隊を泥縄式に派遣したことは極めて問題であります。

特に、ソマリア沖・アデン湾へ海上保安庁を派遣できない理由として、日本からの距離、海賊が重武装、各国が軍艦を派遣していることを挙げましたが、委員会の審査を通じて、それらが不適切であったことが判明いたしました。

まず、他国は軍艦を派遣しておりコーストガードはいないとの理由については、アメリカの沿岸警備隊の巡視船が派遣されていたことが明らかになりました。また、この巡視船の概要について外務省は、同船の排水量を三百二十五トンと一けた小さく記載して提出しましたが、私の指摘に対し梅本北米局長は、資料を印刷したりいろいろしているうちにここが取れてしまったと、その場しのぎの答弁を行いました。このような政府の態度は到底納得できるものではありません。

さらに、他国の艦艇と秘匿通信ができないとしておりましたが、現在派遣されている護衛艦は一般の通信を行っていることも分かりました。

さらに、日本からの距離にしても、自衛隊の掃海艇がペルシャ湾に赴いたように、アデン湾までは途中給油をすることで問題なく到着できます。現地においても護衛艦がほとんどジブチの港で給油を受けていることからも、海上保安庁の巡視船で十分実施することが可能であります。

また、政府は海賊が重武装であることも主張しておりますが、質疑の中で海上保安庁は、日本海で対処をしている北朝鮮の工作船の方がより強力で、重武装であることを認めており、これも説得ある理由とは言えません。

このように政府の海上保安庁を派遣できないという理由は、初めに海上自衛隊の護衛艦の派遣ありきの発想で考えられたもので、全く説得力はなく、その理論構成が破綻しているものでもあるということが委員会の審議を通じて明らかになったのであります。

また、護衛対象船舶について、政府は当初、年間二千隻、一日当たり四、五隻と盛んに示していましたが、実際には一日当たり一、二隻という、実に全体の二五％程度しか護衛されていなかったという事実も判明しております。

民主党は、我が国周辺を超える海域での海賊対処に当たっては、海賊対処のための本部を設置し、我が国の海賊対策のノウハウを一元的に集約し、オールジャパンで機動的に活動を行うことを必要と考えております。また、対応困難な場合の判断は海上保安庁が行い、国土交通大臣が海賊対処本部設置を内閣総理大臣に要請する仕組みを整備することで海上保安庁に説明責任を果たさせ、自衛隊という実力部隊を派遣する重大性にかんがみ、国会の事前承認を必須とするものであります。

以上の認識に立ち、衆議院及び本院においても真摯に与党との修正協議に臨んでまいりました。残念ながら、与党からは、海賊対処本部の設置や国会承認は必要ないとの、まるで木で鼻をくくったような対応しかありませんでした。民主党が求めた海賊対処本部の設置にせよ、国会の承認にせよ、たとえ法的な活動の性質が警察活動である、武力行使ではないとしても、国会によるシビリアンコントロールを徹底する見地から提案しているものであり、与党の対応は、民主党が承認行為を必要とした趣旨を全く理解していないと言わざるを得ません。

以上、民主党は、海洋国家日本の姿勢として、政府のなし崩し的な、とにかく自衛隊を派遣すればよいという対応にしっかりとした歯止めを掛けて、本法案が真に海賊対処に役立つように最高最良の修正を提案したにもかかわらず、与党はその本質を全く理解しないままにゼロ回答であったということに抗議の意を表するとともに、修正協議の決裂を受けて、本法案には反対せざるを得ないということを申し上げ、私の反対の討論といたします。

○佐藤正久君　自由民主党の佐藤正久です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

貿易の約九九％を海上輸送に依存する我が国にとり重要な海上輸送路を阻まれることは、貿易が止まり、エネルギーが滞り、国民生活や経済に大きな影響を与えることになります。また、本年一月には日本船主協会及び全日本海員組合から海上自衛隊艦船の即時派遣の要望や声明が政府になされるなど、船舶関係者から切実な声が上がり、三月十三日、本法案が国会に提出され、同日、海上警備行動が発令され、十四日、海上自衛隊がソマリア沖に派遣されました。

エスコートを受けたある船長から寄せられた手紙の一節を紹介したいと思います。非常に寒い三月に呉基地を出発され、五月、アデン湾という酷暑と緊張の中、毎日のように日本商船隊の護衛の

任務に就かれていることを考えますと、同じ船乗りとして感謝に堪えません。本船乗船客の皆様も、遠く中東にて海賊船から一般商船を守っているお姿を見て頼もしく思われ、感激しておられます。引き続き過酷な任務は続くと思いますが、どうか立派に任務を遂行され、無事に故国日本へ戻られることを願っております。

現場では、エスコートを受けたすべての船舶から感謝の意が寄せられております。しかし、現在の海上警備行動下では、その護衛対象船舶は日本関連船舶に限定されております。これまで数度にわたり外国籍の船から不審船情報を得て、船員法の規定に基づいてサーチライトの照射や大音響を発する装置を使うなどして対処してまいりました。これらは本法案成立の必要性を改めて認識させられる出来事であると言えます。

また、本法案の成立により、海賊対処は第一義的には海上保安庁、それが困難な場合など特別な理由がある場合に自衛隊に海賊対処行動を命ずることとし、海賊対処の在り方が明確になります。

また、武器使用に関しても、本法案では、海賊船が民間船に接近し、制止に従わない場合、停船射撃が認められております。重武装する海賊に対する適正な手段と考えますが、現場において派遣隊員が判断に迷うことなく対応できるよう、行動基準が適正かつ明確に示されることと確信しております。

そして、自衛隊の派遣については、海賊対処行動の発令後と終了後に遅滞なく国会報告する旨が定められており、国会及び国民に対する説明責任を十分果たせるものと考えます。

海賊から国民の生命、財産を守り、海上における公共の安全と秩序を維持するためにも、政府案が現実的かつ国民の十分な理解と支持を得られる内容と判断し、あわせて、太陽が真上から照り付ける炎天下において、常に長そで、ヘルメット、救命胴衣を着用し、当該海域を平和の海とするために任務に従事されておられる自衛隊員そして海上保安官の皆さん、彼らを送り出した御家族の方々に心より感謝と敬意を表し、賛成の討論といたします。

終わります。

○井上哲士君　私は、日本共産党を代表して、海賊対処法案に反対の討論を行います。

本法案は、自衛隊に海賊対処という新たな海外任務を与え、武器使用権限を拡大するものであり、断じて容認できません。

第一に、自衛隊の派遣では海賊問題は解決できません。そもそも、ソマリア周辺海域における海賊の多発の背景には、長期間の紛争による国の荒廃と、同国政府が十分に機能しない状況下での人々の貧困の問題があります。ソマリアは、欧米列強及びエチオピアに植民地分割され、その後、米ソによる介入を受けるなど、外国勢力の干渉、介入により国が分断され、紛争が絶えず、人々は貧困に追いやられてきました。近年は、外国船がソマリア当局による取締りがないことをいいことに違法操業や有害廃棄物投棄などの不法行為を行い、これが放置され、追い詰められた人々が海賊に動員される状況を生んでいます。

日本を始め各国がソマリア沖に軍隊を派遣していますが、軍隊の派遣はソマリアの人々の外国への不信を広げるだけです。実際、海賊は減るどころか逆に増え、広域化しています。ソマリア紛争を解決し、人々が安心して生活できる状況をつくらなければ海賊問題は解決できません。

今、ソマリアではかつてない広範な勢力が参加した暫定政府がつくられ、アフリカ連合が紛争解決に向けた取組を強めつつあります。自衛隊の派遣ではなく、こうしたソマリア再建に向けた現地の地域的努力への支援を行うことこそ憲法九条を持つ日本が果たすべき役割です。同時に、ソマリアと周辺国の海上警備能力の向上への財政的、技術的支援を強めるべきです。

第二に、海賊対処を名目とした自衛隊の活動は、米軍が行う軍事作戦全体を支援するものにほかなりません。元々、米国は、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処だけを行っているわけではありません。対テロ戦争やソマリア本土への空爆など、様々な軍事作戦を混然一体となって進めています。政府は海上自衛隊のＰ３Ｃ哨戒機や護衛艦から米軍に情報提供を行うとしており、米軍の軍事作戦全体を支援することになるのは明らかです。

また、自衛隊の活動は憲法九条が禁じる海外での武力行使につながりかねません。政府は自衛隊の活動は警察活動だと言いますが、本法案には、自衛隊に対し、抵抗、逃亡する海賊への危害射撃、海賊行為を制止するための船体射撃の権限を与えています。日本から遠く離れたソマリア沖で実力組織である自衛隊が戦後初めて人を殺傷しかねないものであり、到底容認できるものではありません。

最後に、これまでの対政府質疑及び参考人質疑を通じて本法案と政府の海賊対処について数々の問題点が指摘された以上、本委員会が法案を否決することは当然であります。与党は当委員会の議決を重く受け止め、これを尊重することを強く要求し、討論を終わります。

○山内徳信君　私は、社民党・護憲連合を代表して、海賊対処法案に反対の討論を行います。

我が国の参議院は、良識の府と言われてまいりました。日本国憲法は、さきの大戦の尊い犠牲とその反省と教訓の上に制定されました。憲法九条には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とうたわれております。これを踏まえて、以下、反対の理由を申し上げます。

第一に、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案は、自衛隊が警備行動を行う海域を領海に限らず公海に拡大し、海賊対処行動の名の下に世界のあらゆる海域に自衛隊を派遣できると規定し、その対象を外国船舶を含むあらゆる船舶に及ぼすものである。これは自衛隊の専守防衛という基本方針と憲法九条の枠を超えるものであり、日本の将来を誤らすものであると指摘せざるを得ない。

第二に、この法案は海賊からの攻撃がなくとも海賊行為制止のため武器を使用することができるとするものである。緩和された武器使用要件の下に海賊対処行動を行うことになれば、武力による威嚇、武力の行使につながるものであり、憲法九条の平和主義の原則に反するものである。

第三に、この法案は国会の事前承認の手続もなく、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て自衛隊の海賊対処行動の実施を決定し、国会には事後報告のみで足りるとすることは、軍事的ファシズムへの危険性を感ずるものであり、国権の最高機関の意見を確認することもなく、極めて重大な国家行為を時の内閣のみで決定することは、憲法の主権在民と議会制民主主義を無視するものであると言わざるを得ません。

第四に、今回の海賊対処法案は時限立法ではなく恒久法となるものであります。国会のコントロールも及ばない形で自衛隊の海外派遣が政府の判断のみによって世界のどこにでも派遣できるという内容の法律となります。自衛隊の歯止めなき海外派遣と他国軍との情報の共有及び共同行動の積み重ねがやがて集団的自衛権の行使へと発展し、憲法九条が禁ずる武力による威嚇、武力の行使へとつながる内容の法律となります。

第五に、ソマリアの海賊問題の解決は、力のある国々が軍艦を出し、威嚇すれば解決できるというものではありません。海賊を真になくしていくためには、ソマリアの国家再建と人々の生活基盤の確立など、民生の安定を築くため、国際社会の連帯と取組が必要であります。世界に誇る平和憲法のある日本政府は、そのために努力すべきであります。それが日本の真の国際貢献につながるものであると思います。

最後に、改めて申し上げたいのは、昭和二十九年六月、参議院は、第十九回国会本会議で自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議を行っております。それによると、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈な

る平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。」とあります。

先人のこの決議に真摯に耳を傾け、海賊対処法案に反対をし、討論を終わります。

以上です。

○委員長（榛葉賀津也君）　他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（榛葉賀津也君）　少数と認めます。よって、本案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榛葉賀津也君）　異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（榛葉賀津也君）　次に、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件及び航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、以上三件を一括して議題とします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中曽根外務大臣。

○国務大臣（中曽根弘文君）　ただいま議題となりました経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成十九年一月に、ベトナムとの間でこの協定の交渉を開始いたしました。鋭意交渉を行いました結果、平成二十年十二月二十五日に東京において、私とホアン商工大臣との間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、日・ベトナム間で、物品、サービス及び資本の自由な移動を促進するものでありますす。また、自然人の移動を円滑化し、知的財産の保護等の幅広い分野での協力を強化するものであります。

この協定の締結により、幅広い分野において両国間における経済上の連携が強化され、これを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係がより一層緊密化されることが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成十九年五月に、スイスとの間でこの協定の交渉を開始いたしました。鋭意交渉を行いました結果、平成二十一年二月十九日に東京において、私とロイタード副大統領兼経済大臣との間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化並びに資本の自由な移動を促進するものであります。また、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものであります。

この協定の締結により、幅広い分野において両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係がより一層緊密化されることが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成十八年十一月に、サウジアラビアとの間でこの協定の交渉を開始いたしました。鋭意交渉を行った結果、平成二十年八月十八日にサウジアラビアのジッダにおいて、中村駐サウジアラビア大使とラヒミ民間航空機構総裁との間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、両国の指定航空企業が特定路線上において航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものであります。

この協定の締結により、我が国とサウジアラビアとの間の人的交流及び経済的交流が増進され、両国間の友好関係の一層の強化に資することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（榛葉賀津也君）　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三件に対する質疑は後日に譲るとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会提出、衆議院継続審査）

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

〔本号（その二）に掲載〕

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

〔本号（その二）に掲載〕

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

〔本号（その二）に掲載〕

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

〔本号（その二）に掲載〕

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

〔本号（その二）に掲載〕

平成二十一年六月二十九日印刷
平成二十一年六月三十日発行
参議院事務局
印刷者　国立印刷局
K

第百七十一回国会　参議院外交防衛委員会会議録第二十号（その二）

〔本号（その一）参照〕

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　秘密の情報
第七条　租税
第八条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九条　他の協定との関係
第十条　実施取極
第十一条　合同委員会
第十二条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十三条　定義
第十四条　物品の分類
第十五条　内国民待遇
第十六条　関税の撤廃又は引下げ
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸出補助金
第十九条　非関税措置
第二十条　二国間セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための措置
第二十二条　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係
第三章　原産地規則
第二十三条　定義
第二十四条　原産品
第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品
第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品
第二十七条　原産資格割合の算定
第二十八条　僅少の非原産材料
第二十九条　累積
第三十条　原産資格を与えることとならない作業
第三十一条　直接積送
第三十二条　こん包材料及びこん包容器
第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料
第三十四条　間接材料
第三十五条　同一の又は交換可能な材料
第三十六条　運用上の証明手続
第三十七条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第三十八条　適用範囲
第三十九条　定義
第四十条　透明性
第四十一条　通関
第四十二条　通過物品
第四十三条　協力及び情報の交換

第四十四条　税関手続に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫措置
第四十五条　適用範囲
第四十六条　権利及び義務の再確認
第四十七条　照会所
第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第四十九条　第十三章の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第五十条　目的
第五十一条　適用範囲
第五十二条　権利及び義務の再確認
第五十三条　協力
第五十四条　照会所
第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第五十六条　第十三章の規定の不適用
第七章　サービスの貿易
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　市場アクセス
第六十条　内国民待遇
第六十一条　追加的な約束
第六十二条　特定の約束に係る表
第六十三条　最恵国待遇
第六十四条　特定の約束に係る表の修正
第六十五条　資格、技術上の基準及び免許
第六十六条　承認
第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者
第六十八条　支払及び資金の移転
第六十九条　国際収支の擁護のための制限
第七十条　利益の否認
第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七十二条　約束の見直し
第七十三条　セーフガード措置
第八章　自然人の移動
第七十四条　適用範囲
第七十五条　定義
第七十六条　特定の約束
第七十七条　要件及び手続
第七十八条　自然人の移動に関する小委員会
第七十九条　追加的な交渉
第九章　知的財産
第八十条　一般規定
第八十一条　内国民待遇
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　手続事項の簡素化及び調和
第八十四条　透明性
第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進
第八十六条　特許
第八十七条　意匠
第八十八条　商標
第八十九条　著作権及び関連する権利
第九十条　植物の新品種

第九十一条　地理的表示
第九十二条　不正競争
第九十三条　国境措置に係る権利行使
第九十四条　民事上の救済に係る権利行使
第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第九十六条　協力
第九十七条　知的財産に関する小委員会
第九十八条　安全保障のための例外
第十章　競争
第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第百条　定義
第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力
第百二条　技術協力
第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用
第百四条　雑則
第十一章　ビジネス環境の整備
第百五条　基本原則
第百六条　政府調達
第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百八条　協議の場
第百九条　連絡事務所
第百十条　第十三章の規定の不適用
第十二章　協力
第百十一条　基本原則
第百十二条　協力の範囲及び形態
第百十三条　実施
第百十四条　協力に関する小委員会
第百十五条　次章の規定の不適用
第十三章　紛争解決
第百十六条　適用範囲
第百十七条　協議
第百十八条　あっせん、調停又は仲介
第百十九条　仲裁裁判所の設置
第百二十条　仲裁裁判所の任務
第百二十一条　仲裁裁判手続
第百二十二条　仲裁裁判手続の終了
第百二十三条　裁定の実施
第百二十四条　費用
第十四章　最終規定
第百二十五条　目次及び見出し
第百二十六条　附属書及び注釈
第百二十七条　改正
第百二十八条　効力発生
第百二十九条　終了
附属書一　第十六条に関する表
附属書二　品目別規則
附属書三　運用上の証明手続
附属書四　金融サービス
附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下この協定において「ベトナム」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

両締約国間の開発に係る格差を認識し、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a)　両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b)　知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(c)　各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d)　両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。

(e)　各締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(f)　この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

(g)　この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域（領海を含む。）並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈　この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b)　「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う権限のある当局をいう。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f)　「両締約国」とは、日本国及びベトナムをいい、「締約国」とは、日本国又はベトナムをいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを、自国の法令に従って、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、導入され、又は変更された当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、自国の法令に従って、適当な期間を置くよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、次の事項を行うために、自国の法令に従って、公衆による意見提出の手続を採用し、又は維持するよう努める。

(a)　この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること。

(b)　公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮すること。

第五条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a)　3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a)　そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとすること。

3　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a)　自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

第六条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2　1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、自国の法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第七条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第八条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第四章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

4　二千三年十一月十四日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下この条において「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、第二十条の規定を除き、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

5　一方の締約国が投資協定に基づいて他方の締約国に対して義務を負う場合において、当該他方の締約国に対しこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇が投資協定の下で与えられるときは、この協定のいかなる規定も、当該義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下この協定において「実施取極」という。）を締結する。

第十一条　合同委員会

1　この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　附属書一第二部及び附属書三第十一規則に規定する運用上の規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第十二条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条4に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十条11(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十四条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十五条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十六条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、自国の法令及び手続に従い、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下この協定において「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十八条　輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に従い、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十九条　非関税措置

1　一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保する。各締約国は、貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定（以下この条において「農業協定」という。）第五条の規定に従い、他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることができる。この協定の第十三章の規定は、千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとったいかなる行為についても、適用しない。

2　一方の締約国は、自国がこの協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果により、又は事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務の効果により、他方の締約国の原産品が自国において同種の又は直接に競合する産品を生産する自国の国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で、及びそのような条件で、自国に輸入されているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができるものとする。

3　締約国は、附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　二国間セーフガード措置をとる締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる他方の締約国の原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の関税のうちいずれか低い方を超えない水準まで他方の締約国の原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における当該原産品の実行最恵国税率

(ii)　この協定が効力を生ずる日の前日における当該原産品の実行最恵国税率

5 (a) 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) (a)に規定する調査については、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

6 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する5(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、5(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び7に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、四年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) ある産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置をとる締約国の附属書一の表に従い、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

7 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定に基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国は、(a)に規定する補償を追求するに当たり、合同委員会において協議を行う。当該協議から生ずるいずれの手続も、二国間セーフガード措置がとられた日から三十日以内に完了するものとする。

(c) (b)に規定する期間内に補償についての合意が得られない場合には、その原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税の譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものを停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、当該譲許の停止を行うことができる。この(c)に定める譲許を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

8 (a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入に関してセーフガード措置をとる一方の締約国は、当該輸入に対して二国間セーフガード措置をとってはならない。

(b) 6(d)に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が(a)の規定に従って二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。

9　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

10　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

11(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、4(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに合同委員会において両締約国による協議を開始する。

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、5に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、6(d)に規定する期間に算入される。

(d)　6(f)の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。

(e)　暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる5(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

12　両締約国間で交換されるすべての公式の連絡及び文書であって、二国間セーフガード措置に関するものは、書面によるものとし、英語で行うものとする。

13(a)　両締約国は、この協定が効力を生じた後十年以内に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この条の規定について見直しを行う。

(b)　両締約国は、(a)の規定に基づく見直しの間に二国間セーフガード措置に関する制度を撤廃することに合意しない場合には、その後は合同委員会において、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するための見直しを行う。

第二十一条　国際収支の擁護のための措置

締約国において国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、当該締約国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置をとることができる。

第二十二条　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係

両締約国は、本章の規定に基づくいかなる約束も、第九条に規定するとおり、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定に基づく両締約国の約束に影響を及ぼすものではないことを再確認する。

第三章　原産地規則

第二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(b)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。

(c)　「一般的に認められている会計原則」とは、収入、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行

及び手続を含む。

(d)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(e)　「同一の又は交換可能な材料」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である材料であって、産品に組み込まれた後は、いかなる表示に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

(h)　「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(i)　「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中又は船積み中に保護するために使用される産品であって、その産品の小売用の容器及び材料以外のものをいう。

(j)　「関税上の特恵待遇」とは、第十六条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(k)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

第二十四条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすもの

(c)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

注釈　この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

(b)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

注釈　この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウィルスを含む。）をいう。

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品

(e)　当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

注釈　この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(g)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品

(h)　当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの

(j)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(k)　当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品

1

第二十四条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a)　次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合（以下この協定において「ＬＶＣ」という。）が四十パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税

分類の変更（以下この協定において「ＣＴＣ」という。）であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

注釈　この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2　1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がＬＶＣに基づく原産地規則、ＣＴＣに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

3　1(a)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則であって、特定のＬＶＣを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のＬＶＣは、当該産品の規則に定める割合以上であることを要件とする。

4　1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第二十七条　原産資格割合の算定

1　産品のＬＶＣは、次の計算式を用いて算定する。

$$ＬＶＣ＝\frac{ＦＯＢ－ＶＮＭ}{ＦＯＢ}\times１００\ \％$$

2　この条の規定の適用上、

(a)　「ＦＯＢ」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

(b)　「ＬＶＣ」とは、百分率で表示される産品のＬＶＣをいう。

(c)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

3　(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4　1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　1の規定の適用上、産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6　3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条　僅少の非原産材料

1　第二十六条1(b)に定めるＣＴＣに基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一六類、第一九類、第二〇類、第二二類、第二三類、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された

非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b) 統一システムの第九類、第一八類及び第二一類に分類される特定の産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、附属書二に定められているとおり、当該産品のＦＯＢの十パーセント又は七パーセント以下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

注釈　この1の規定の適用上、前条2(a)の規定を適用する。

2　もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なＬＶＣに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。

第二十九条　累積

一方の締約国の原産材料であって、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす。

第三十条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、ＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十一条　直接積送

1　関税上の特恵待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与える。

2　次のいずれかの産品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a) 輸出締約国から輸入締約国に直接輸送される産品

(b) 一又は二以上の第三国を経由して輸送される産品。ただし、当該産品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第三十二条　こん包材料及びこん包容器

1　産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該産品に適用可能なＣＴＣに基づく原産地規則を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　産品がＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件の対象となる場合には、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、附属

品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条　間接材料

1　間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。

2　この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(d)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料

(e)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(f)　産品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品

(g)　触媒及び溶剤

(h)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条　同一の又は交換可能な材料

同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条　運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第三十七条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の付録の改正

(iii)　附属書三第十一規則に規定する運用上の規則

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国の合意に基づき、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四章　税関手続

第三十八条　適用範囲

1　この章の規定は、税関手続に係る次の事項を促進するために、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

(a)　透明性

(b)　簡素化及び調和

(c)　協力及び情報の交換

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十九条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四十条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者につ

いても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合であって適当なときは、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第四十一条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用するよう努めること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査手続であって、容易に利用可能なものを提供する。

第四十二条　通過物品

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第四十三条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第六条3の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十四条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章　衛生植物検疫措置

第四十五条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下この協定において「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第四十六条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第四十七条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d)　両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力を強化するため、これについて討議すること。

(e)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5　小委員会は、必要な場合には、衛生植物検疫措置に係る特定の分野に関する特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

第四十九条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十条　目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の貿易を促進することを目的とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について両締約国間の情報の交換及び協力を強化すること。

(d)　標準化及び適合性評価に関する作業について、国際的及び地域的な場における両締約国間の協力を強化すること。

(e)　この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第五十一条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、正当な目的の達成のために必要な限度において、強制規格及び任意規格を立案し、制定し、及び適用する締約国の権利を制限するものではない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。

第五十二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第五十三条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

2　1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b)　研修を目的とした両締約国の政府職員の交流を行うこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(d)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

(e)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について責任を負う団体が相互に関心を有する事項について協力することを奨励すること。

(f)　相互承認のための既存の枠組みであって、国際協定に基づき設立され、又は関連する国際的及び地域的な機関によって形成されたものへの参加を拡大すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第五十四条　照会所

1　各締約国は、この章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の指定された照会所の名称及び当該照会所の関係職員の連絡先についての詳細（電話、ファクシミリ、電子メールその他の関連する詳細についての情報を含む。）を通報する。

3　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の照会所の変更及び関係職員の情報の修正を速やかに通報する。

第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第五十三条の規定に基づく協力を調整すること。

(b)　協力の強化のために相互に合意する優先分野を明らかにすること（いずれかの締約国から提起されるいかなる提案に対しても好意的な考慮を払うことを含む。）。

(c)　他方の締約国の適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、相互に合意する優先分野における事業計画を作成すること。

(d)　事業計画の進捗状況を監視すること。

(e)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f)　技術的な協議を円滑にすること。

(g)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(h)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第五十六条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章　サービスの貿易

第五十七条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c)　出入国管理に関する法令に基づく措置

(d)　一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e)　政府調達

3　附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又は

その一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

(l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(v)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十九条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(u)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(u)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(u)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるも

の又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第六十条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第六十一条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第六十二条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。附属書五の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、第五十九条に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

第六十三条　最恵国待遇

1　附属書六に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

3　この協定が効力を生じた後に一方の締約国が2に規定する種類の協定を第三国と締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、そのような協定に基づいて当該第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える可能性について協議する機会を当該他方の締約国に与える。

第六十四条　特定の約束に係る表の修正

1　サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第百二十七条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2　一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の

特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第六十五条　資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連する当該一方の締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

第六十六条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a)　第六十三条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分に与える。

(c)　当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国

は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七十条　利益の否認

1　各締約国は、法人であるサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、法人であるサービス提供者が他方の締約国のサービス提供者でないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な水準の均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会の下に、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書四で定める。

第七十二条　約束の見直し

1　両締約国は、この章の規定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な水準を改善するため、この協定の効力発生の日から五年以内に見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1及び第十九条2に規定する原則を考慮する。

第七十三条　セーフガード措置

この協定の実施が特定のサービスの分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適切な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。そのような協議において、両締約国は、特定の場合における事情を考慮

し、かつ、当該協議の時点でサービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉が終了している場合には、当該交渉の結果を考慮する。

第八章　自然人の移動

第七十四条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、第七十六条の規定に基づく特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、第七十六条の規定に基づく特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第七十六条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される自然人の移動に関する当該一方の締約国の法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条　要件及び手続

1　一方の締約国は、前条の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　一方の締約国は、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うに際して影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　附属書七に規定する追加的な交渉を含め、この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七十九条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第九章　知的財産

第八十条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進するために知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

3　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第八十六条から第九十二条までの規定の対象となるもの

(b)　世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

4　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

第八十一条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第八十二条　最恵国待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第八十三条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3　2の規定にかかわらず、締約国は、次のものを要求することができる。

(a)　署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の権利の移転に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b)　自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に当該署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて疑う理由を明記する。

4　いずれの締約国も、出願人又はその代理人以外の者に対し、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性についての認証を要求することができない。

5　各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができる制度を導入し、及び実施する。

6　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って分類される。

7　各締約国は、特許、実用新案、意匠及び商標の権利の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度を改善するよう努める。

第八十四条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行う。

(a)　少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録、商標の登録出願及び登録、並びに植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開するための適切な措置をとること。

(b)　(a)に規定する事項に関連する一件書類に含まれている公式の情報を利害関係者に利用可能なものとするよう努めること。

(c)　知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆に容易に利用可能なものとするよう努めること。

第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとる。

第八十六条　特許

1　各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2　1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従って決定することに影響を及ぼすものではない。

3　一方の締約国は、特許出願の公開の後に特許出願人以外の者が業として当該特許出願に係る発明を実施している場合には、自国の法令に従って、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人が当該一方の締約国の権限のある当局に対し当該特許出願を他の出願に先立って審査するよう求める要請を提出することができることを確保する。この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人又は当該要請を提出した者に対し、当該発明が実施されていることに関する証明又は当該出願に関連する先行技術に関する調査結果を提供するよう求めることができるものとし、また、問題となっている出願に係る発明と同一又は実質的に同一の発明について当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った特許出願に関する最終決定であって、当該他方の締約国又は当該第三国の特許に関する行政当局によるものの写しを提出するよう求めることができる。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人によるこのような要請が提出された場合には、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該特許出願を他の特許出願に先立って審査するよう努める。

4　各締約国は、特許権者が、特許請求の技術的範囲が限定されることを目的として、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関する行政当局に提出することができることを確保する。

第八十七条　意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従い、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十八条　商標

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第十五条から第二十一条までの規定に従い、商標の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十九条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定に従い、著作権及び関連する権利の効果的な保護を確保する。

2　各締約国は、デジタル環境において著作権及び関連する権利を保護するため、自国の法令が適切な法的救済を伴って実施されることを確保する。

3　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するため、自国の法令に従い、適切な措置をとる。

第九十条　植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識する。各締約国は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努める。

第九十一条　地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第九十二条　不正競争

1　各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

3　特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図等各締約国の法令に規定する目的のために、当該他の者の保護された商号若しくは商標と同一若しくは混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

4　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

5　各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、並びに当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された材料及び道具の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害を補償するための賠償を請求することができることを確保する。

第九十三条　国境措置に係る権利行使

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条から第六十条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する。

第九十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するため、必要に応じて、自国の司法制度を改善するための必要な措置をとるよう努める。

第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、刑事上の手続及び刑罰を貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従って適用することを確保する。

第九十六条　協力

1　両締約国は、第八十条2の規定に従い、知的財産の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

3　この条の規定に基づく協力に要する費用は、できる限り衡平な方法で負担する。

4　第十三章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第九十七条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i)　特許についての問題

(ii)　意匠についての問題

(iii) 商標についての問題
(iv) インターネット・サービス・プロバイダの責任についての問題
(v) 不正競争についての問題
(vi) 国境措置についての問題
(vii) 地理的表示についての問題
(viii) 行政上の救済措置についての問題

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第九十八条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章　競争

第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。このような目的のためにとられる措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

第百条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

(b) 「競争法」とは、

(i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii) ベトナムについては、競争法（法律第二七号／二〇〇四／ＱＨ一一）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

両締約国は、各締約国の競争法の効果的な執行に寄与するとともに、これらの競争法の適用に関連するすべての事項にわたり両締約国政府間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進の分野において協力する。このような協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議の形態により行うことができる。

第百二条　技術協力

両締約国は、両締約国の競争当局が競争政策の強化及び各締約国の競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用

第六条3及び第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第百四条　雑則

1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

2 この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。

3 この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国の政策又は法的立場も害するものと解してはならない。

4 この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第十一章　ビジネス環境の整備

第百五条　基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百六条　政府調達

各締約国は、自国におけるビジネス環境を整備するに当たって自国の政府調達の効率性を向上させることが重要であることを認識し、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行に従うことを条件として、次の事項を行うよう努める。

(a)　政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b)　政府調達に関する措置を公正かつ効果的な方法で実施すること。

第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第百九条の規定に基づいて各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対し、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する勧告について、両締約国がとった措置について見直しを行うこと。

(e)　適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を公に利用可能なものとすること。

(f)　合同委員会に対し、(c)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を速やかに報告すること。

(g)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置される他の小委員会と適当な方法で協力すること。そのような協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第百八条　協議の場

両締約国は、適当な場合には、この章の対象となる事項に関連している両締約国におけるビジネス環境の整備のための両締約国間の既存の協議の場を利用することができる。

第百九条　連絡事務所

1　各締約国は、当該締約国における連絡事務所を指定し、及び維持する。一方の締約国による連絡事務所の指定は、他方の締約国に通報される。

2　一方の締約国における連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a)　自国の法令その他措置であって、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b)　自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c)　苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　自国の関係当局と協力して、(a)に規定する者に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　(a)から(d)までに規定する任務の遂行について、合同委員会、関連する小委員会又は前条に規定する既存の協議の場に対し所見を報告すること。

3　各締約国における連絡事務所は、苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4　一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについては、当該他方の締約国の政府が指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5　2から4までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第百十条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　協力

第百十一条　基本原則

1　両締約国は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　農業、林業及び漁業
(b)　貿易及び投資の促進
(c)　中小企業
(d)　人材の管理及び養成
(e)　観光
(f)　情報通信技術
(g)　環境
(h)　運輸
(i)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第百十二条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百十三条　実施

1　この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金その他の資源の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2　この章の規定に基づく協力に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

第百十四条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第百十一条に規定する各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
(b)　この章の規定の効果的な実施及び運用に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c)　合同委員会に対し、この章の規定の実施及び運用に関連する問題に関する小委員会の所見及び小委員会がとった行動を報告すること。
(d)　6の規定に従って設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。
(e)　小委員会の規則及び手続を定めること。
(f)　この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
(g)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、小委員会が取り組む問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6　小委員会は、第百十一条に規定する各分野について、小委員会の下に、作業部会を設置することができる。作業部会の任務、組織その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第百十五条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　紛争解決

第百十六条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関しこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4　2及び3の規定の適用上、紛争解決手続は、締約国がこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って仲裁裁判所又は紛争解決委員会の設置を要請し、又はこれらに紛争を付託したときに、開始されたものとみなす。

第百十七条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　協議の要請は、書面により提出されるものとし、並びに問題となっている特定の措置並びに申立ての根拠とされる事実及び法的根拠（該当する場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）を示すものとする。

3　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百十八条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百十九条　仲裁裁判所の設置

1　第百十七条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には三十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b)　申立ての根拠とされる事実

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

5　いずれかの締約国が3の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が4の規定により第三の仲裁人を合意により任命することができない場合には、世界貿易機関の事務局長に対し、必要な任命をするよう直ちに要請するものとする。当該事務局長がいずれかの締約国の国民である場合には、事務次長又は次の地位の職員のいずれかのうちいずれかの締約国の国民でない者に対し、必要な任命をするよう要請するものとする。

6　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

7　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百二十条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)に規定する認定とは別に、第百二十三条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国と協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第百二十一条　仲裁裁判手続

1　この条に規定する規則及び手続は、仲裁裁判手続について適用する。

2　両締約国は、仲裁裁判所と協議の上、この条の規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができる。

3　仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の後七日以内に、仲裁裁判所の検討の日程を定める。仲裁裁判所のために定められる日程は、両締約国による意見書の提出について明確な期限を含むものとする。日程の修正は、仲裁裁判所と協議の上、両締約国間の合意により行うことができる。

4　仲裁裁判手続の場所は、両締約国間の合意により決定されるものとする。そのような合意がない場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は申立てを受けた締約国の首都において行い、その後は両締約国の首都において交互に行うものとする。

5　仲裁裁判は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

6　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

7　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

8　7の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

9　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

10　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

11　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

12　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

13　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百二十二条　仲裁裁判手続の終了

両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百二十三条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百二十一条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、当該申立てを受けた締約国が裁定を実施していないことを確認するため、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6　3及び5に規定するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野におけるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百十九条3から5までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間に合意する場合を除くほか、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第百二十四条　費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四章　最終規定

第百二十五条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百二十六条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百二十七条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換す

ることにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、一方の締約国が附属書一に従って他方の締約国の原産品に適用する関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書二

(c)　附属書三の付録

第百二十八条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百二十九条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文

ベトナム社会主義共和国のために
ヴー・フイ・ホアン

附属書一　第十六条に関する表

第一部　一般的注釈

1　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

2　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の引下げは、毎年四月一日に行う。

3　この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

1　第十六条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。

(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次の条件に従う。

(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　各年の合計割当数量は、次のとおりとする。

(aa)　一年目については、百メートル・トン

(bb)　二年目については、百五メートル・トン

(cc)　三年目については、百十メートル・トン

(dd)　四年目については、百十五メートル・トン

(ee)　五年目については、百二十メートル・トン

(ff)　六年目については、百二十五メートル・トン

(gg)　七年目については、百三十メートル・トン

(hh)　八年目については、百三十五メートル・トン

(ii)　九年目については、百四十メートル・トン

(jj)　十年目については、百四十五メートル・トン

(kk)　十一年目及びそれ以降の各年については、百五十メートル・トン

(B)　枠内税率は、十二・八パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。詳細な規則については、第十一条の規定に従って設置される合同委員会がこの協定の効力発生の日に採択する運用上の規則に定める。

(ii)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(a)から(o)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a)　関税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b)　関税率については、基準税率から二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c)　関税率については、基準税率から四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d)　関税率については、基準税率から五・五パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(e)　関税率については、基準税率から八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(f)　関税率については、基準税率から十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(g)　関税率については、基準税率から十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(h)　関税率については、基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(i)　関税率については、基準税率から十七・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(j)　関税率については、基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(k)　関税率については、基準税率から十九・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減す

る。

(l) 関税率については、基準税率から二十・七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(m) 関税率については、基準税率から二十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(n) 関税率については、基準税率から二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(o) 関税率については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から、二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(ii) 二年目の初日から、二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iii) 三年目の初日から、二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iv) 四年目の初日から、二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(v) 五年目の初日から、二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(vi) 六年目の初日から、二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

3　この部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この4の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー			
〇一〇一・九〇	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー			
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）			
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
〇一〇二・九〇	その他のもの		X	
	水牛		A	
	その他のもの			
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）		A	
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの		X	

○一〇二・九一	その他のもの				
○一〇二・九二	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	X	X	X	
○一〇二・九三	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	A	X	X	
○一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A	A	A	
○一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A	A	A	
○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	A	A	A	
第二類	肉及び食用のくず肉				
○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X	X	
○二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	X	X	X	
○二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇三・一九	その他のもの	X	X	X	
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇三・二一	冷凍したもの				
	枝肉及び半丸枝肉				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇三・二九	その他のもの				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇四・一〇	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二・〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X	X	
○二〇六・二一	舌	X	X	X	
○二〇六・二二	肝臓	A	A	A	

○二〇六・二九	その他のもの				
○二〇八・二〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X	X	
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇八・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	X	X	X	
	肝臓				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇八・四九	その他のもの				
	いのししのもの	X	X	X	
	その他のもの	X	X	X	
○二〇八・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A	
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二一・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）				
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R	R	R	
○二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	R	R	R	
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R	R	R	
	骨付きのもも				
	その他のもの				
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）				
	肝臓				
	その他のもの				
	骨付きのもも				
	その他のもの				
○二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A	
○二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A	A	A	
○二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A	
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A	A	A	
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの				
○二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X	X	
	あひるのもの				
	その他のもの				
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	R	R	R	
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A	
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A	
	あひるのもの	九・六%	九・六%	九・六%	
	その他のもの	B 7	B 10	B 7	

○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	A
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）			
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		A	
○二〇・一一	豚の肉			
○二〇・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X		
○二〇・一三	ばら肉及びこれを分割したもの	X		
○二〇・一九	その他のもの	X		
○二〇・二〇	牛の肉	X		
○二〇・九一	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
○二〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	A		
○二〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	B 10	四・一%	
○二〇・九九	その他のもの	A	X	
第三類				
	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
○三・〇二	魚（生きているものに限る。）			
○三〇・一一	観賞用の魚			
	こい及び金魚	B 5	三・五%	
	その他のもの	A		
○三〇・九一	その他の魚（生きているものに限る。）			
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
	養魚用の稚魚	A		
	その他のもの	A	X	
○三〇・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）			
	養魚用の稚魚	B 10	三・五%	
	その他のもの	A	X	
○三〇・九三	こい			
	養魚用の稚魚	A	X	
	その他のもの	A	X	
○三〇・九四	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）			
	養魚用の稚魚	B 10	三・五%	
	その他のもの	A	X	
○三〇・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）	R	X	

	養魚用の稚魚			
	その他のもの			
	その他のもの			
	養魚用の稚魚			
○三〇・九九	その他のもの		A	A
	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
○三・〇一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
○三〇二・一一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			
○三〇二・一九	その他のもの			
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三〇三・一二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）			
○三〇三・一三	プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）			
○三〇三・一四	ソール（ソレア属のもの）			
○三〇三・一九	その他のもの			
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三〇四・二一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）			
○三〇四・二二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）			
○三〇四・二三	かつお			
○三〇四・二四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）			
○三〇四・二五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）			
○三〇四・二六	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）			
○三〇四・二九	その他のもの			
○三〇四・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X		

○三〇二・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	B 10	三・五%	
○三〇二・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）		X	B 10	三・五%	
	サルディノプス属のもの					
○三〇二一・六二	その他のもの					
○三〇二一・六三	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）			B 10	三・五%	
○三〇二一・六四	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）			B 10	三・五%	
	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X	B 10	三・五%	
○三〇二一・六五	さめ		A	B 10	三・五%	
○三〇二一・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）		X	B 10		
○三〇二一・六七	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）		R	B 10		
○三〇二一・六八	めろ（ディソステイクス属のもの）					
○三〇二一・六九	その他のもの					
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X			
○三〇二一・七〇	その他のもの					
	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい					
	その他のもの					
	かじき（めかじきを除く。）		X	B 10	三・五%	
	ふぐ					
	その他のもの		R	B 10	三・五%	
	肝臓、卵及びしらこ					
	にしん（クルペア属のもの）の卵		X	B 10	五・六%	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X	B 10	五・六%	
	その他のもの					
○三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）					
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X			
○三〇三・一〇	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）		X			
○三〇三・一九	その他のもの					
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）		X			
○三〇三・二二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X			
○三〇三・二九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X			
	その他のもの					
○三〇三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	B 10	三・五%	
	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロッスス及びヒポグロッスス・ステノレピス）			B 10	三・五%	
○三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテッサ）			B 10	三・五%	
○三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの）			B 5	三・五%	
	その他のもの			B 5	三・五%	
○三〇三・四一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）		R			
○三〇三・四二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）		X			
○三〇三・四三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）		R			
○三〇三・四四	かつお		R			
○三〇三・四五	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		R			
○三〇三・四六	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X			
○三〇三・四九	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X			
	その他のもの		X			
○三〇三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）		X			
○三〇三・五二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X			
○三〇三・五三	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X			
	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソステイクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）		R			
○三〇三・六一	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）					
○三〇三・六二	めろ（ディソステイクス属のもの）					
○三〇三・七一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	B 7	三・五%	
○三〇三・七二	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）					
	サルディノプス属のもの					
○三〇三・七三	その他のもの					
○三〇三・七四	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）			B 10	三・五%	
○三〇三・七五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）			B 10	三・五%	
○三〇三・七六	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）			B 5	三・五%	
	さめ		A			
	うなぎ（アングイルラ属のもの）		X			

○三〇二・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトゥス）	三・五%	B 5	X	R
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）				
	メルルシウス属のもの				
	ウロフュキス属のもの	三・五%	B 10	X	
○三〇三・七九	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	B 5	X	R
	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも	三・五%	B 5	X	A
	その他のもの				
	かじき（めかじきを除く。）	三・五%	B 5	X	A
	さわら及びたちうお	三・五%	B 5	X	A
	ふぐ、めぬけ類（セバステス属のものに限る。）、ぎんだら、きんめだい及びあゆ	三・五%	B 10	X	
	その他のもの	三・五%	B 3	X	
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ	四%	B 10	X	
	にしん（クルペア属のもの）の卵	三・五%	B 3	X	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	三・五%	B 3	X	
	その他のもの	三・五%	B 3	X	
○三一・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	三・五%	B 3	R	
	生鮮のもの及び冷蔵したもの				
○三一〇四・一一	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	三・五%	B 3	R	
	フィレ	三・五%	B 3	R	
	その他のもの	三・五%	B 3	R	
○三一〇四・一二	めろ（ディソステイクス属のもの）	三・五%	B 3	R	
	フィレ	三・五%	B 3	R	
	その他のもの	三・五%	B 3	R	
○三一〇四・一九	その他のもの	三・五%	B 3	R	
	フィレ	三・五%	B 3	R	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	B 3	R	
	その他のもの	三・五%	B 3	R	
		四%	B 10	X	R
		三・五%	B 3	X	

	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの				
	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	B 3	X	A
	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ	三・五%	B 3	X	A
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	三・五%	B 3	X	A
	その他のもの				
	冷凍したフィレ				
	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）				
	めろ（ディソステイクス属のもの）				
	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの				
	まぐろ（トゥヌス属のもの）（くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）を除く。）及びかじき（めかじきを除く。）	三・五%	B 3	X	R
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの				
	その他のもの				
	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの	三・五%	B 3	X	R
	めろ（ディソステイクス属のもの）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの	三・五%	B 3	X	R
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	B 3	X	R
	その他のもの	三・五%	B 3	X	R
		三・五%	B 3	X	R

| | | |

| | | |

	その他のもの					
	その他のもの					
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）					
	その他のもの					
	はまぐり（乾燥したものに限る。）					
	その他のもの					
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）					
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）					
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）					
○四〇二・二一	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）					
○四〇二・二九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの					
	その他のもの					
○四〇二・九一	その他のもの					
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの					
	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの					
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム					
	その他のもの					
	その他のもの					
○四〇二・九九	その他のもの					
	脂肪分が全重量の八％を超えるもの					
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム					
	その他のもの					
	その他のもの					
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）					
○四〇三・一〇	ヨーグルト					
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
○四〇二・九〇	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）					
○四・〇四	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド					
○四・〇五	チーズ及びカード					
○四・〇六	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード					
○四〇六・一〇	乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）					
	その他のもの					
○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）					
○四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）					
○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ					
○四〇六・九〇	その他のチーズ					
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）					
	ふ化用のもの					
○四・〇八	その他のもの					
	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
○四〇八・一一	卵黄					
	乾燥したもの					
○四〇八・一九	その他のもの					
	その他のもの					
○四〇八・九一	乾燥したもの					
○四〇八・九九	その他のもの					
○四〇九・〇〇	天然はちみつ					
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					

七％	五・三％	九％	一八・八％	二〇％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B 10	B 5	X B 10	B 15	B 15	B 15 A Q
R	X X	X	X X	R A	X X R R X R
X X	X X R X	X X R	X X	R	A

| | | |

	その他のもの				
	ごぼう				
	その他のもの				
	ケーパー				
	その他のもの				
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）				
○七一二・二〇	たまねぎ				
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ				
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）				
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）				
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）				
○七一二・三九	その他のもの				
	しいたけ				
	その他のもの				
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	スイートコーン				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）				
	その他のもの				
	たけのこ				
	その他のもの				
	ぜんまい				
	その他のもの				
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一三・二〇	ひよこ豆				

	ささげ属又はいんげんまめ属の豆				
	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）				
	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）				
	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一三・三九	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一三・四〇	ひら豆				
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一四・九〇	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄				
○七一四・一〇	カッサバ芋				
	冷凍したもの				
	飼料用のもの				

	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
○七一四・二〇	その他のもの	一二%	B10
	その他のもの		
	粉又はミールのペレット		
	飼料用のもの	A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの	X	
	その他のもの		
	飼料用のもの	A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		
○七一四・二〇	かんしょ		
	冷凍したもの	九%	B10
	その他のもの		
○七一四・九〇	その他のもの		
	冷凍したもの	一二%	B15
	さといも	一二・八%	B15
	その他のもの		
	その他のもの	一〇%	B10
	その他のもの	一二%	B10
	その他のもの	九%	B10

第八類			
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限		
	るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある		
	かないかを問わない。）		
	アーモンド		
○八〇二・一一	殻付きのもの	一〇%	B10
○八〇二・一二	殻を除いたもの	一〇%	B10
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）		
○八〇二・二一	殻付きのもの	九・六%	B15
○八〇二・二二	殻を除いたもの	九・六%	B15
	くるみ		
○八〇二・三一	殻付きのもの	一〇%	B10
○八〇二・三二	殻を除いたもの	一〇%	B10
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）	一〇%	B10
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	九・六%	B15
○八〇二・六〇	マカダミアナット	九・六%	B15
○八〇二・九〇	その他のもの		
	びんろう子及びペカン	一二%	B10
	その他のもの		

○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八・〇四	生鮮のもの	一六%	B15
	乾燥したもの	三二%	B15
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇四・二〇	なつめやしの実	一七%	B15
○八〇四・三〇	いちじく	三%	B10
	パイナップル		
	生鮮のもの	一七%	B15
	乾燥したもの	七・二%	C
○八〇四・四〇	アボカドー	一七%	C
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇五・一〇	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B15
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二%	B15
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキン		
	グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七%	B15
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一七%	B15
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラ		

○八〇五・九〇	ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		
	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	一七%	B10
	その他のもの		
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	一七%	B15
○八〇六・一〇	生鮮のもの		
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	一七%	B10
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八%	B7
○八〇六・二〇	乾燥したもの	一七%	B10
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
	メロン（すいかを含む。）	六%	B7
○八〇七・一一	すいか	六%	B10
○八〇七・一九	その他のもの		
○八〇七・二〇	パパイヤ	A	
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
○八〇八・一〇	りんご	一七%	B10
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	一七%	B10
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	四・八%	B10

○八〇九・一〇	あんず	六%	B10	
○八〇九・二〇	さくらんぼ	八・五%	B10	
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	六%	B10	
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	六%	B10	
○八一・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）			
○八一〇・一〇	ストロベリー	六%	B10	
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー			
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	六・四%	B10	
○八一〇・五〇	キウイフルーツ		A	
○八一〇・六〇	ドリアン		A	
○八一〇・九〇	その他のもの			
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		A	
	その他のもの			
	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	六%	B5	
	その他のもの			
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	九・六%	B10	
○八一一・一〇	ストロベリー			
	砂糖を加えたもの			
○八一一・二〇	その他のもの	一二%	B10	
	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	六・九%	B10	
○八一一・九〇	その他のもの	七%	B7	
	砂糖を加えたもの			
	パイナップル	二三・八%	C	
	ベリー		A	
	サワーチェリー		A	
	桃及びなし		C	
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%	B5	
	その他のもの	一二%	B10	
	その他のもの			
	パイナップル	二三・八%	C	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム			
	桃及びなし			
	その他のもの			
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○八一二・一〇	さくらんぼ			
○八一二・九〇	その他のもの			
	バナナ			
	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B15	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二%	B15	
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇%	B10	
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一七%	R	
	くり		B15	
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%	B5	
	その他のもの			
	パイナップル			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム			
	桃及びなし			
	その他のもの			
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○八一二・一〇	さくらんぼ			
○八一二・九〇	その他のもの			
	バナナ			
	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B15	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二%	B15	
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇%	B10	
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一七%	B15	
	くり			
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム			
	桃及びなし			
	その他のもの			
○八・一二	乾燥果実（第〇八・〇二項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
○八一二・一〇	あんず	九%	B7	
○八一三・二〇	プルーン	九%	A	
○八一三・三〇	りんご	九%	B7	
○八一三・四〇	その他の果実			
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	六%	B5	
	その他のもの	一七%	B15	
	その他のもの	一二%	B10	
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）	九%	A	
			B10	

	又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）				
	その他のもの				
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）				
第九類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料				
○九・〇一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）				
	コーヒー（いったものを除く。）				
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの				
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの				
	コーヒー（いったものに限る。）				
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの				
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの				
○九〇一・九〇	その他のもの				
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）				
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一〇％	B 15	A	
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	一七％	B 15	A	
	くず（飲用に適するものを除く。）				
	その他のもの				
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一二・七％	B 10	A	
	紅茶				
	その他のもの				
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	一二・七％	B 15	A	
	くず（飲用に適するものを除く。）				
	その他のもの				
	紅茶				
	その他のもの				
○九〇三・〇〇	マテ	一七％	B 15	A	
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	一七％	B 15	A	
○九〇五・〇〇	バニラ豆	六％	B 10	A	
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	一七％	B 15	A	
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）				
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類				
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー				
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料				
○九一〇・一〇	しょうが				
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	六％	B 10	A	
	その他のもの				
○九一〇・二〇	サフラン				
○九一〇・三〇	うこん				
	その他の香辛料				
○九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物				
○九一〇・九九	その他のもの				
	カレー				
	その他のもの				
第一〇類	穀物				
一〇・〇一	小麦及びメスリン				
一〇〇二・〇〇	ライ麦				
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦				
一〇〇四・〇〇	オート	三・六％	B 7	A	
一〇・〇五	とうもろこし	九％	B 5	A	
一〇〇五・一〇	播種用のもの				
一〇〇五・九〇	その他のもの				
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一〇・〇六	米				
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム				
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物				
一〇〇八・一〇	そば				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
一〇〇八・二〇	ミレット				
一〇〇八・三〇	カナリーシード				
一〇〇八・九〇	その他の穀物				

	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	ライ小麦	A	X					
	その他のもの							
第一一類								
一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン							
一一・〇一	小麦粉及びメスリン粉			X				
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）							
一一〇二・一〇	ライ麦粉							
一一〇二・二〇	とうもろこし粉	七・五%	B10	X				
一一〇二・九〇	その他のもの							
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉	二一・三%	B10	X				
一一・〇三	その他のもの							
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット							
	ひき割り穀物及び穀物のミール							
一一〇三・一一	小麦のもの			X	R			
一一〇三・一三	とうもろこしのもの							
一一〇三・一九	その他の穀物のもの							
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの			X				
	オートのもの	八・五%	B10	X				
	その他のもの							
一一〇三・二〇	ペレット							
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの							
	オートのもの	六%	B10	X				
	とうもろこしのもの	二一・三%	B10					
	その他のもの	八・五%	B10					
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）							
一一〇四・一二	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物							
	オートのもの	六%	B10					
一一〇四・一九	その他の穀物のもの							
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	二一・三%	B10	X				
	とうもろこしのもの	八・五%	B10					
	その他のもの							
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）							
一一〇四・二二	オートのもの	六%	B10					
一一〇四・二三	とうもろこしのもの							

	コーンフレークの製造に使用するもの							
	その他のもの							
	その他の穀物のもの							
一一〇四・二九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの							
	その他のもの							
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）							
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット							
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール							
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの							
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの							
	カッサバ芋のもの							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
	その他のもの							
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの							
	バナナのもの							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							

	その他のもの							
	その他のもの							
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）							
一一・〇八	でん粉及びイヌリン							
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）							
第一二類								
	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物							
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）							
一二〇二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）							
一二〇二・一〇	殻付きのもの							
	採油用のもの							
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）							
	採油用のもの							
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
一二〇三・〇〇	コプラ							

一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）			
一二一・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）			
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）			
一二一・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）			
一二一・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）			
一二一・〇九	播種用の種、果実及び胞子			
一二一・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン			
一二一・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）			
一二一・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及びにその他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		
一二一・二〇	海草その他の藻類			
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	A		
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	A		
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの	A		
	その他のもの	A		
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	A		
	その他のもの	A		
	その他のもの	A		
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	A		
	ふのり属のもの	A		
	その他のもの	A	三・五%	
	その他のもの	B 10		
一二一二・九一	てん菜	X		
一二一二・九九	その他のもの	R		
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	X		
	その他のもの	X		
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A		
一二一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルービン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A		
	第一三類			
一三〇一・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一三〇一・〇二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A		
一三〇一・〇三	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
	植物性の液汁及びエキス			
一三〇二・一一	生あへん	A		
一三〇二・一二	甘草のもの	A		
一三〇二・一三	ホップのもの	A		
一三〇二・一九	その他のもの	A		
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの		一〇%	
	その他のもの	R	B 10	
	その他のもの			
	除虫菊エキス	A	六%	
	その他のもの	A	B 10	
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩			
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・三一	寒天			
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A		
一三〇二・三九	その他のもの	A		
	第一四類			
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）			
一四〇一・一〇	竹	A		
一四〇一・二〇	とう	A		
一四〇一・九〇	その他のもの	B 10		
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	A	八・五%	
	その他のもの	A	B 10	
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			
	第一五類			
	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	A		

豚脂			
酸価が一・三を超えるもの			
その他のもの			
その他のもの			
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	六・四％	A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		R
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五％	B 7
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七％（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		A
	鯨油		B 10
	その他のもの	三・五％	B 10
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
一五一二・一一	粗油		R
一五一二・一九	その他のもの		R
	綿実油及びその分別物		
一五一三・一一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		R
一五一三・一九	その他のもの		R
一五一四・一一	とうもろこし油及びその分別物		R
一五一四・一九	粗油		R
一五一四・二一	その他のもの		R
一五一四・二九	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五一四・三〇	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五一五・一一	粗油		R
一五一五・一九	その他のもの		R
一五一五・二一	亜麻仁油及びその分別物		R
一五一五・二九	粗油		R
一五一五・三〇	その他のもの		R
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物		A
一五一五・九〇	その他のもの		A
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物		
	その他のもの		
	酸価が〇・六を超えるもの		
	米油及びその分別物		
	その他のもの		
	米油及びその分別物		
	その他のもの		
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		R X
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		A
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）		R
一五一七・九〇	その他のもの		R
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるか		R A

	ないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）							
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの							
	その他のもの							
一五一八・〇〇	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）							
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの							
	その他のもの							
	離型油							
	その他のもの							
一五二〇・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）							
	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A	A					
一五一九・二〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）							
一五二一・一〇	植物性ろう							
一五二一・九〇	その他のもの							
	みつろう							
	その他のもの							
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A	A	R	A			
	第一六類							
一六〇一・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品							
	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品							
一六〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血							
一六〇二・一〇	均質調製品							
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの							
	牛又は豚のもの							
	その他のもの							
	気密容器入りのもの							
	その他のもの							
	第〇一・〇五項の家きんのもの							
	七面鳥のもの							

	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの							
	その他のもの							
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
一六〇二・三九	その他のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの							
	その他のもの							
	豚のもの							
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの							
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）							
	その他のもの							
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの							
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）							
	その他のもの							
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）							
	その他のもの							
一六〇二・五〇	牛のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛の臓器及び舌のもの							

気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	二一一・三	%	C	
その他のもの				
単に水煮したもの	二一一・三	%	C	
その他のもの	二五	%	C	
その他のもの				
コーンビーフ	二一一・三	%	P	
その他のもの				
一六〇一・九〇				
その他のもの（動物の血の調製品を含む。）			X	
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）			A	
その他のもの				
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの			X	
その他のもの	三	%	C	
一六〇三・〇〇				
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース			C	
肉のエキス及びジュース	六	%	C	
その他のもの	六・四	%	B7	
一六・〇四				
魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
さけ				
気密容器入り以外のもの	七・二	%	B7	
一六〇四・一一				
その他のもの	九・六	%	B5	
一六〇四・一二				
にしん			R	
一六〇四・一三				
いわし	七・二	%	B5	
一六〇四・一四				
まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお			X	
かつお（気密容器入りのものに限る。）			X	
その他のもの				
かつお節			X	
その他のもの	七・二	%	B5	
一六〇四・一五				
さば	七・二	%	B5	
一六〇四・一六				
かたくちいわし			R	
一六〇四・一九				
その他のもの			X	
うなぎ				
その他のもの	七・二	%	B5	
一六〇四・二〇				
その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				
卵				
にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
にしん（クルペア属のもの）のもの				
気密容器入りのもの	九・六	%	B7	
その他のもの	一一	%	B5	

たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
その他のもの	六・四	%	B5	R
その他のもの	七・二	%	B5	
一六〇四・二〇				
キャビア及びその代用物				
イクラ				
その他のもの	四・八	%	B10	R
甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
一六・〇五				
かに				
気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）				
その他のもの	五	%	B5	
米を含むもの				
その他のもの	七・二	%	B5	X
一六〇五・二〇				
シュリンプ及びプローン				
くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの				A
その他のもの				
米を含むもの				X
その他のもの				A
一六〇五・三〇				
ロブスター				
くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの				
その他のもの				
一六〇五・四〇				
その他の甲殻類				
えび				
くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの				
その他のもの	五	%	B3	R
その他のもの				
一六〇五・九〇				
その他のもの				
くん製したもの				
いか、帆立貝及び貝柱のもの	三・二	%	B3	
その他のもの	五	%	B3	
その他のもの				
いか及びくらげ				
いか	七・二	%	B5	
気密容器入りのもの				
その他のもの				
米を含むもの	六・七	%	B5	
その他のもの	六・四	%	B5	X
一〇・五				
P				X

(d)

(f)

	くらげ						
	なまこ及びうに						
	その他のもの						
	あわび						
	帆立貝						
	その他の軟体動物のもの						
	気密容器入りのもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
第一七類	糖類及び砂糖菓子						
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）						
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル						
一七〇一・一一	乳糖及び乳糖水						
	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの						
一七〇二・一九	その他のもの						
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水						
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）						
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）						
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）						
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）						
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）						
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル						
	ハイ・テスト・モラセス						
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
	香味料又は着色料を加えたもの						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	ソルボース						

						八％	B 5
						八％	B 5
					R	七・二％	B 5
					R	七・二％	B 3
						七・二％	B 10
				X			
X	A	A					
			X				
				A	X		
				X			
				X			
				X

	のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品								
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）								
	詰物をしたもの								
	詰物をしてないもの								
	その他のもの								
	チョコレート菓子								
	その他のもの								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）								
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
一八〇六・三一									
一八〇六・三二									
一八〇六・九〇									
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品								
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）								
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）								
	その他のもの								
	その他のもの								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品								

	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地								
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）								
	その他のもの								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
一九〇一・九〇	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）								
	その他のもの								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	麦芽エキス								
	その他のもの								
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）								
一九〇二・一一	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）								
一九〇二・一九	卵を含有するもの								
	その他のもの								
一九〇二・二〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）								

| | | |

保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A
	フレンチマッシュルーム		
	その他のもの		
	その他のもの	一三・六%	B 10
二〇〇三・二〇	トリフ		A
二〇〇三・九〇	その他のもの		A
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		A
二〇〇四・一〇	ばれいしょ		
	単に加熱による調理をしたもの	八・五%	B 15
	その他のもの		
	マッシュポテト	一三・六%	B 10
	その他のもの	九%	B 15
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの		
	スイートコーン	一〇・五%	B 7
	その他のもの	二三・八%	B 15
	その他のもの		
	アスパラガス及び豆		
	アスパラガス	七%	B 15
	豆	一七%	C
	たけのこ		
	スイートコーン	一二・六%	B 10
	ヤングコーンコブ	七・五%	B 10
	気密容器入りのもの		
	その他のもの	九%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの	一五%	B 10
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	九%	B 7
二〇〇五・一〇	均質調製野菜		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B 15
	その他のもの	九・六%	B 10
二〇〇五・一〇	ばれいしょ		

	マッシュポテト及びポテトフレーク		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		B 10
	その他のもの	九・六%	B 10
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの	七・五%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		X
	さや付きのもの	九・六%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの	七・五%	B 10
	さや付きのもの	九%	B 7
	その他のもの		
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
	さやを除いた豆		
	砂糖を加えたもの	九%	B 10
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	六・八%	B 10
二〇〇五・五九	その他のもの		
	その他のもの	九%	B 10
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの	六・八%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		B 10
	その他のもの		
二〇〇五・六〇	アスパラガス		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B 7
	その他のもの		
二〇〇五・七〇	オリーブ	一二・四%	C
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		
	砂糖を加えたもの	一六%	B 15
	その他のもの	一二%	B 10
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一〇%	A
	たけのこ	一四・九%	B 10
	砂糖を加えたもの	一〇%	B 7
	その他のもの		
二〇〇五・九一			
		一二・四%	C
		一二・六%	B 10

二〇〇五・九九	その他のもの	一四%	B 10
	砂糖を加えたもの		
	豆（さや付きのものを除く。）	二三・八%	C
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	一三・四%	C
	その他のもの		
	その他のもの	九%	B 10
	その他のもの		
	ヤングコーンコブ		
	気密容器入りのもの	一五%	B 10
	その他のもの	一七%	C
	豆（さや付きのものを除く。）	九・六%	B 10
	サワークラウト		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B 5
	にんにくの粉	九・六%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの		
	にんにくの粉	八%	B 5
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	九%	B 7
	マロングラッセ		
	その他のもの		
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一二・六%	B 15
	均質調製果実		
二〇〇七・一〇	砂糖を加えたもの	三四%	B 15
	その他のもの	一二・三%	B 10
	その他のもの		
	かんきつ類の果実		
二〇〇七・九一	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	一六・八%	B 10
	砂糖を加えたもの	一二%	B 10
	その他のもの		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	三四%	B 15
	砂糖を加えたもの	一二・三%	B 10
	その他のもの		
二〇〇七・九九	その他のもの		

	ジャム及びフルーツゼリー	一六・八%	B 15
	砂糖を加えたもの	一二%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの	三四%	B 15
	砂糖を加えたもの	四〇%	B 15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	その他のもの	二一・三%	B 10
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	二五%	B 10
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
	落花生		
	砂糖を加えたもの	一二%	B 10
	ピーナツバター		
	その他のもの	二三・八%	P
	その他のもの		(j)
	ピーナツバター	一〇%	B 10
二〇〇八・一一			

二〇〇八・一九	その他のもの	二二・三%	P
	その他のもの（混合したものを含む。）		(h)
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	一〇・五%	B 10
	その他のもの		
	カシューナット及びその他のいったナット		
	カシューナット	五・五%	B 10
	その他のもの	五・五%	B 7
	その他のもの		
	その他のもの	一六・八%	B 15
	パルプ状のもの		
	その他のもの		
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット	四%	B 3
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	一二%	B 10
	ぎんなん		
	その他のもの		
	いったもの		A
	その他のもの		
二〇〇八・二〇	パイナップル		
	その他のもの	一一%	B 10

| | | |

その他のもの				
その他のもの				
ベリー及びプルーン				
バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン				
気密容器入りのもの				
その他のもの	五・五％	B 10		
その他のもの				
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし				
その他のもの	五・五％	B 10		
その他のもの				
パルプ状のもの				
バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七％	B 5		
カムカム	一六・八％	B 5		
その他のもの				
その他のもの				
プルーン				
バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五％	B 10		
気密容器入りのもの				
その他のもの	二一・三％	B 15		
その他のもの				
さといも（冷凍したものに限る。）	四・八％	B 5	A	
	一〇％	B 10	A	

その他のもの				
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	二九・八％	B 15	R	
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	一一％	B 15		
その他のもの	一一％	B 10	A	
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
オレンジジュース				
冷凍したもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				

その他のもの				
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				

その他のもの				
グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース				
ブリックス値が二〇以下のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	R	
その他のもの				

				二〇〇九・二九
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・三一
その他のもの				
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）				
ブリックス値が二〇以下のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・三九
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
レモンジュース	B 15	B 15	B 15	
ライムジュース				
その他のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・四一
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
レモンジュース	B 7	B 10	B 10	
ライムジュース				
その他のもの				
その他のもの				
パイナップルジュース				
ブリックス値が二〇以下のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・四九
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				

				二〇〇九・二九
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・三一
その他のもの				
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）				
ブリックス値が二〇以下のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・三九
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
レモンジュース	B 15	B 15	B 15	
ライムジュース				
その他のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・四一
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
レモンジュース	B 7	B 10	B 10	
ライムジュース				
その他のもの				
その他のもの				
パイナップルジュース				
ブリックス値が二〇以下のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				二〇〇九・四九
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
その他のもの				
二九・八％	R	R	R	
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				

	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
二〇〇九・五〇	トマトジュース			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二〇〇九・六一	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
二〇〇九・六九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	りんごジュース			
	ブリックス値が一〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
二〇〇九・七一	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			

		一九・一％	P	(i)
		二五・五％	P	(m)
		二九・八％	P	(n)
		二一・三％	P	(k)
		二三％	B15	
		二九・八％	B15	
		一九・一％	B15	
		二九・八％	B15	
		一九・一％	B15	
		一五・五％	B15	
		二三％	B15	
		二九・八％	B15	
		一九・一％	B15	

	の			
	その他のもの			
二〇〇九・七九	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
二〇〇九・八〇	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			

		二三％	B15	
		三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
		二三％	B15	
		一九・一％	B15	
		二九・八％	B15	
		二三％	B15	
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
		一九・一％	B15	
		二九・八％	B15	
		二三％	B15	
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	

	プルーンジュース			一四・四%	B 10
	その他のもの			一九・一%	B 15
	その他のもの			二五・五%	B 15
	野菜ジュース			八・一%	B 7
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの			七・六%	B 7
	気密容器入りのもの			七・二%	B 7
	その他のもの				
二〇〇九・九〇	混合ジュース				
	混合果汁				
	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			二三%	B 10
	その他のもの			二九・八%	B 15
				（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	その他のもの				
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			一九・一%	B 10
	その他のもの			二五・五%	B 10
	混合野菜ジュース			八・一%	B 7
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの			五・四%	B 10
第二二類					
二二・〇	各種の調製食料品				
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
二二〇一・一一	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品				
	エキス、エッセンス及び濃縮物				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	インスタントコーヒー			八・八%	B 7
	その他のもの				
二二〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品				
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの			一四・四%	B 10
	インスタントコーヒーをもととした調製品			一九・一%	B 15
	その他のもの			二五・五%	B 15
	茶又はマテをもととした調製品				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの			八・一%	B 7
	その他のもの			七・六%	B 7
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの			七・二%	B 7
二二〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品				
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品				
	インスタントティー				
	その他のもの				
	茶又はマテをもととした調製品				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
二二〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
二二・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー				
二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）				
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
二二・〇三	調製したベーキングパウダー				
二二〇三・三〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
二二〇三・一〇	醤油				
二二〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース				
	トマトケチャップ				
	その他のトマトソース				
二二〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
	小売用の容器入りにしたもの				

| | | | | |

| | | |

その他のもの				
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの				
その他のもの				
たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）				
その他のもの				
ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）				
その他のもの				
第二十二類				
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢			
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	一二・五%	B 10	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	A	X R	
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	九・六%	B 7	
	その他のもの			
二二〇三・〇〇	ビール	九・六%	B 7	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）			
二二〇四・一〇	スパークリングワイン			
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの			
二二〇四・二九	その他のもの			
二二〇四・二二	その他のぶどう搾汁			
	アルコール分が一%未満のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			

	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
二二・〇五	その他のもの			
	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）			
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの			
二二〇五・九〇	その他のもの			
	アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	B 15	
	その他のもの			
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	アルコール分が一%未満のもの	二九・八%（その率がキログラムにつき二三円の	B 15	

	その他のもの			
	清酒及び濁酒			
	その他のもの			
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物			
	その他のもの			
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの			
	その他のもの			
二二〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）アルコール分が九〇%以上のもの			
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留			

	して使用するものに限る。）		
	その他のもの		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
	その他のもの		
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
二二〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）		
二二〇八・二〇	及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
二二〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
二二〇八・四〇	ウイスキー		
二二〇八・五〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒		
二二〇八・六〇	ジン及びジュネヴァ		
二二〇八・七〇	ウオッカ		
二二〇八・九〇	リキュール及びコーディアル		
	その他のもの		
	エチルアルコール及び蒸留酒		
	フルーツブランデー		
	その他のもの		
	エチルアルコール	A	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	
	その他のもの	X	
	その他のもの	A	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	
	その他のもの	A	
	その他のアルコール飲料	A	
	合成清酒及び白酒	A	
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	A	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	A	四・八％
	その他のもの	A	二九・八％（その率が一キログラムにつき二二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

第二三類			
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A	B 10
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A	
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A	
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A	
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A	
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A	
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品		
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	A	
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	A	
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	A	
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	A	
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の一〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	A	
	その他のもの	A	

二三〇九・九〇	その他のもの	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		
		その他のもの		
		乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの		
		ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		
		その他のもの		
				一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額
		その他のもの		
		第二二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ繊葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		
		その他のもの		
		気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
		その他のもの		
		課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		
		その他のもの		
		粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		
		犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの		
		その他のもの		
		その他のもの		
第二四類				
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成る			

二四・〇三				
	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）			
	その他のもの			
二四〇三・九一	シートたばこ			
二四〇三・九九	その他のもの			
	たばこのエキス及びエッセンス			
	その他のもの			
第二五類				
二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水			
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）			
	その他のもの			
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）			
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）			
二五・〇四	天然黒鉛			
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）			
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）			
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース			
二五〇九・〇〇	白亜			
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜			
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）			
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）			
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー			

A		A		
A	A	B 10		
A				
A				

二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		A	
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス		A	
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		A	
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）		A	
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）		A	
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）		A	
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）		A	
二五・二四	石綿		A	
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず		A	
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク		A	
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの		A	

二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		A	A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）		A	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰			
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		A	A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）		A	A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン		A	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）		A	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）		A	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		A	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		A	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		A	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		A	A
二七・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A
	軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン		A	A
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A	A
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき一、七九九円	B5	
	その他のもの			
	灯油			

低重合度の混合アルキレン			
その他のもの			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			
その他のもの			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
その他のもの			
軽油			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
その他のもの			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
その他のもの			
二七・〇・一九			
その他のもの			
その他のもの			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			
その他のもの			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
その他のもの			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
その他のもの			
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
灯油			
低重合度の混合アルキレン			

令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
その他のもの			
温度一五度における比重が〇・九〇二七を超えるもの			
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
その他のもの			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
その他のもの			
潤滑油（流動パラフィンを含む。）			
その他のもの			
その他のもの			
廃油			
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			
その他のもの			
石油ガスその他のガス状炭化水素			
ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）			
石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物			
天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック			
歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）			
第二八類			
無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
第二九類			
有機化学品			

二九・〇一	非環式炭化水素	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇二	環式炭化水素	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一一	飽和一価アルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一二	メタノール（メチルアルコール）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一三	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一四	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一八	その他のブタノール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一七	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・一九	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・二一	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・三〇	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・三一	二価アルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・三二	エチレングリコール（エタンジオール）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・三九	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	A	A	A	A	A	A	A	A
	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・四三	マンニトール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）	X	X	X	X	X	X	X	X
二九〇五・四五	グリセリン	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・四九	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇五・五九	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・一一	メントール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・一九	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
	芳香族アルコール及びその誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九〇六・二九	その他のもの	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A	A	A	A	A	A	A
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	A	A	A	A	A	A	A	A

二九・一八・一二	酒石酸	A			
二九・一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	A			
二九・一八・一四	くえん酸	A			
二九・一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	X			
	くえん酸カルシウム	X			
二九・一八・一六	その他のもの	X			
二九・一八・一八	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A			
二九・一八・一九	クロロベンジレート（ＩＳＯ）	A			
	その他のもの	A			
二九・一八・二一	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A			
二九・一八・二二	サリチル酸及びその塩	A			
二九・一八・二三	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A			
二九・一八・二・九	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A			
二九・一八・二〇	その他のもの	A			
二九・一八・九一	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A			
	その他のもの	A			
二九・一八・九九	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	A			
	その他のもの	A			
二九・一九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A			
二九・一九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A			
二九・二一・一	アミン官能化合物	A			
二九・二一・二	酸素官能のアミノ化合物	A			
二九・二二・一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A			
二九・二二・一一	モノエタノールアミン及びその塩	A			
二九・二二・一二	ジエタノールアミン及びその塩	A			
二九・二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩	A			
二九・二二・一四	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A			
二九・二二・一九	その他のもの	A			
二九・二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A			
二九・二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A			
二九・二二・二九	その他のもの	A			
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A			
二九・二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A			
二九・二二・三九	その他のもの	A			
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A			
二九・二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A			
二九・二二・四二	グルタミン酸及びその塩	A			
	グルタミン酸ソーダ	A			
二九・二二・四三	その他のもの	A			
二九・二二・四四	アントラニル酸及びその塩	A			
二九・二二・四九	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A			
二九・二二・五〇	その他のもの	A			
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A			
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A			
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A			
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A			
二九・二六	ニトリル官能化合物	A			
二九・二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A			
二九・二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A			
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A			
二九・三〇	有機硫黄化合物	A			
二九・三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A			
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A			
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A			
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A			
二九・三五・〇〇	スルホンアミド	A			
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A			
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A			
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A			

| | | |

第三九類			
三九・〇一	プラスチック及びその製品（一次製品に限る。）		
三九〇一・一〇	エチレンの重合体		
	比重が〇・九四未満のポリエチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
	その他のもの		A
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
	その他のもの		A
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇一・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A B 10
	その他のもの		A
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇二・一〇	ポリプロピレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
	その他のもの		A
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇二・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	A B 10
	その他のもの		A
三九・〇三	ポリスチレン		
三九〇三・一〇	多泡性のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇三・二〇	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇三・三〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇三・九〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%	A B 10
	その他のもの		A
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇四・一〇	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%	A B 10
	その他のもの		A

	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
三九〇四・二二	その他のもの			
	その他のポリ（塩化ビニル）			
二九〇四・二二	可塑化してないもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・七八％	A	B5
二九〇四・二二	その他のもの			
	可塑化したもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・七八％	A	B5
二九〇四・二三	その他のもの			
	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・六二％	A	B5
三九〇四・四〇	その他のもの			
	その他の塩化ビニルの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・五六％	A	B5
	その他のもの			

三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・五六％	A	B5
	その他のもの			
	ふっ素系重合体			
三九〇四・六一	ポリテトラフルオロエチレン		A	A
三九〇四・六九	その他のもの			
三九〇四・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・五六％	A	B5
	その他のもの			
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A	-
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）			
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・六八％	A	B5
	その他のもの			
三九〇六・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	○・七六％	A	B5
	その他のもの			
三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）			
二九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）			
二九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）			
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）			
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）			
三九・一五	プラスチックのくず			
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	○・五六％	A	B5
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A	
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A	
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	

第四〇類	ゴム及びその製品					
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革					
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）					
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの	A				
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの	A	B 10	一二%		
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの	A	B 10	一二%		
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの					
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット					
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの					
	クロムなめしのもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					
四一〇四・四九	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）					
	その他のもの					
	クロムなめしのもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					
四一〇四・一九	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの					
	クロムなめしのもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					
	クロムなめしのもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）					
	終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの	A	B 10	一二%		
四一・〇三	爬虫類のもの	A				
四一〇三・二〇	豚のもの					
	なめし過程にないもの	A	B 10	一・二%		
	その他のもの					
四一〇三・九〇	その他のもの	A				
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇四・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット					
	クロムなめしのもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					
四一〇五・一〇	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの					
	染着色したもの	A	B 10	一六%		
	その他のもの					
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	やぎのもの					
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇六・一一	乾燥状態（クラスト）のもの					
四一〇六・二二	染着色したもの	A	B 10	一二%		
	その他のもの					

四一〇六・三一	豚のもの	一・二%	B 10	
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・二%	B 10	(a)
	乾燥状態（クラスト）のもの	一・六%	B 10	
	染着色したもの			
	その他のもの	一・二%	B 10	
四一〇六・四〇	爬虫類のもの			
	植物性前なめしをしたもの		A	
	その他のもの			
	染着色したもの			
	わに又はとかげのもの	二%	B 7	
	その他のもの	一・二%	B 7	
	その他のもの		A	
四一〇六・九一	その他のもの			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの	一・二%	B 10	
	染着色したもの		A	
	その他のもの			
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			

四一〇七・一一	全形の革			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一三・三%	P	(a)
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一六%	P	(a)
	その他のもの	一三・三%	P	(a)
	その他のもの			
四一〇七・一二	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	一二%	P	(a)
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一・二%	B 10	
	その他のもの	一一%	B 10	
四一〇七・一九	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			

	染着色し又は模様付けしたもの			
	その他のもの（サイドを含む。）	一二%	P	(a)
四一〇七・九一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三%	P	(a)
	その他のもの	一二%	P	(a)
四一〇七・九二	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三%	P	(a)
	その他のもの	一六%	P	(a)
四一〇七・九九	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			

	染着色し又は模様付けしたもの			
	その他のもの	一二%	P	(a)
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	その他のもの	一六%	B 10	
四一一二・一〇	やぎのもの		A	
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	その他のもの	一六%	P	(a)
四一一二・一〇	豚のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 10	
	その他のもの			

	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの	一・六％	B10
四一一三・三〇	爬虫類のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	わに革及びとかげ革	一・二％	B7
	その他のもの		
四一一三・九〇	その他のもの	二％	B7
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの	一・二％	B7
四一一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		X
四一一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	二％	B7
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）及び革の粉	一・二％	B7
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	〇・六％	B10
第四二類			
四二〇一・〇〇	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	一・〇六％	B10
四二〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		

	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		
	その他のもの	一二・八％	B10
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	その他のもの		
四二〇二・一九	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	六・四％	B10
四二〇二・二一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二％	B10
	革製又はパテントレザー製のもの		
	その他のもの	一二・八％	B10
四二〇二・二二	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
四二〇二・二九	その他のもの	八％	B10
四二〇二・三一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八％	B10
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
	その他のもの	八％	B10
四二〇二・三二	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
	その他のもの		
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	八％	B10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	六・四％	B10
四二〇二・三九	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
	その他のもの	八％	B10
四二〇二・四一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八％	B10
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
	その他のもの	八％	B10
四二〇二・四九	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四％	B10
	その他のもの	八％	B10

| | | |

	チークのもの	二・六%	B10
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		A
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六%	B10
	その他のもの		
	合板用単板	三%	B10
	その他のもの		A
四四〇八・九〇	その他のもの		
	つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	三・六%	B10
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		A
	その他のもの		
	その他のもの	三・六%	B10
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		A
	その他のもの		
	合板用単板	三%	B10
	その他のもの		A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
四四〇九・一〇	針葉樹のもの		A
	針葉樹以外のもの		
四四〇九・二二	竹製のもの	四・五%	B10
	引抜材		A
	その他のもの		A
四四〇九・二九	その他のもの		
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		A
	木材のもの		
四四一〇・一一	パーティクルボード		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7
四四一〇・一九	その他のもの		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7

四四一〇・九〇	その他のもの	四・七四%	B7
	板状のもの	三・九六%	B7
	その他のもの		
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五六%	B7
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
四四・一二・一〇	竹製のもの		
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さがミリメートル以下のものに限る。）		
	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	その他のもの		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
四四一二・三〇	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	その他のもの		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
四四一二・三二	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	八・五%	C
四四一二・三九	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	六%	C
四四一二・九四	竹製のもの	三・六%	C
四四一二・九九	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さがミリメートル以下のものに限る。）		
四四一二・〇〇	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	その他のもの		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		

四四〇九・一〇	針葉樹のもの		A
	針葉樹以外のもの		
四四〇九・二二	竹製のもの	四・五%	B10
	引抜材		A
	その他のもの		A
四四〇九・二九	その他のもの		
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		A
	木材のもの		
四四一〇・一一	パーティクルボード		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7
四四一〇・一九	その他のもの		
	板状のもの	三・六%	B7
	その他のもの	三%	B7

四四一〇・九〇	その他のもの	一〇%	C
	板状のもの		
	その他のもの		
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	八・五%	C
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	六%	C
四四・一二・一〇	竹製のもの	三・六%	C
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さがミリメートル以下のものに限る。）		
	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	その他のもの		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		

四四一二・三〇	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%	C
	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		
	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	その他のもの		
	厚さが六ミリメートル未満のもの		
	その他のもの		
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	八・五%	C
四四一二・三二	その他のもの	六%	C
四四一二・三九	その他のもの	六%	C
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード	三・六%	C
四四一二・九九	その他のもの		
四四一二・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	三・六%	C
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		A

四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠			
四四一八・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A		
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A	A	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	A	A	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A	A	
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A	A	
四四・二一	その他の木製品	A	A	
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	A	A	
四四二一・九〇	その他のもの	A	A	
	竹製のくし	A	A	六％ B 10
	その他のもの	A	A	六％ B 10
第四五類	コルク及びその製品			
	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	A		
第四六類				
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）	A	A	
四六〇一・一一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	A	A	
	竹製のもの	A	A	
四六〇一・一二	とう製のもの	A	A	
四六〇一・一九	その他のもの	A	A	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	A	A	六％ B 5
	その他のもの	A	A	
四六〇一・九二	その他のもの	A	A	
	竹製のもの	A	A	
四六〇一・九三	とう製のもの	A	A	
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	A	A	
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	A	A	
	その他のもの	A	A	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	A	A	六％ B 5
	畳表	A	A	六％ B 7
	その他のもの	A	A	
	その他のもの	A	A	
四六〇一・九九	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A	A	
四六・〇二				
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A	A	
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A	A	
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A	A	
第五〇類	絹及び絹織物			
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	X	A	
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	A	A	
	野蚕のもの	X	A	
	その他のもの	X	A	
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	A	A	
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	A	A	
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	A	A	
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	A	A	
五〇・〇七	絹織物	A	A	
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A	A	
第五二類	綿及び綿織物	A	A	
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A	A	
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	A	A	
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物	A	A	
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	A	A	
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A	A	

第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布							A	
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品							A	
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物							A	
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）							A	
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）							A	
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ							A	
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品								
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）								
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）								
	スキー靴							X	
	その他のもの								
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）								
	スキー靴								
	その他のもの								
六四〇一・九九	その他のもの								
	ひざを覆うもの								
	その他のもの								
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）								
六四〇二・一三	スポーツ用の履物								
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ								
	スキー靴								
六四〇二・一九	スノーボードブーツ								
	その他のもの								
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）								
	その他の履物								
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの								
	保護用の金属製トーキャップを有するもの								
	その他のもの								
六四〇二・九九	その他のもの								

	短靴								
	保護用の金属製トーキャップを有するもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	保護用の金属製トーキャップを有するもの								
	その他のもの							X	
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）								
	スポーツ用の履物								
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ								
六四〇三・一九	その他のもの								
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）							X	X
	室内用履物								
	その他のもの								
六四〇二・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）								
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの								
	その他のもの								
六四〇二・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）								
	くるぶしを覆うもの								

	その他のもの								
	その他の履物								
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）								
	スキー靴								
	その他のもの								
六四〇一・九九	その他のもの								
	ひざを覆うもの								
	その他のもの								
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）								
六四〇二・一三	スポーツ用の履物								
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ								
	スキー靴								
六四〇二・一九	スノーボードブーツ								
	その他のもの								
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）								
	その他の履物								
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの								
	保護用の金属製トーキャップを有するもの								
	その他のもの								
六四〇二・九九	その他のもの								

	室内用履物								
	その他のもの								
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物								
	その他のもの								
六四〇二・五九	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）								
	その他のもの								
	スリッパその他の室内用履物								
	スリッパ								
	その他のもの								
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）								
	その他のもの								
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物								
	その他のもの								
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）								
	その他のもの								

六四〇二・九一	その他の履物								
	くるぶしを覆うもの								
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）								
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物								
	その他のもの								
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二二・六%	P	X					
	その他のもの								
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物								
	その他のもの								
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	P	X					
	その他のもの								
六四〇二・九九	その他のもの								
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）								
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物								
	その他のもの								
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二四%	P	X					
	その他のもの								
六四〇四・一〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	二四%	P	X					
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）								
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B 10	X					
	その他のもの								
	甲に毛皮を使用したもの								
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	二四%	P	X					
	その他のもの								
	その他のもの								
六四〇四・一九	地下たび	六・七%	P	X					
	キャンバスシューズ	六・七%	B 10	X					

六四〇四・一〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）								
	甲に毛皮を使用したもの								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	一四%	P	X					
	その他のもの								
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）								
	キャンバスシューズ								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	一七・三%	P	X					
	その他のもの								
	その他のもの								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	P	X					
	その他のもの								
六四〇五・一〇	その他の履物								
	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの								
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六・七%	P	X					
	その他のもの								
六四〇五・二〇	その他のもの								
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	二四%	P	X					
	その他のもの								
六四〇五・九〇	甲が紡織用繊維製のもの	二・四%	B 7	X					
	その他のもの								
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの								
	甲に毛皮を使用したもの								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	八%	B 10	X					
	その他のもの								
	本底が革製のもの								
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	X					
	その他のもの								
	その他のもの								
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わな	三・四%	B 10	X					

	い。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品				
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（しんを除く。）	X	三・四％	A	A
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		B10		
	その他のもの				
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		三・四％		
	その他のもの		B10		
六四〇六・九一	木製のもの	X			
	毛皮を使用したもの		二・四％		
	その他のもの		C		
六四〇六・九九	その他の材料製のもの	X			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		二・四％		
	その他のもの		B10		
第六五類	帽子及びその部分品	A			
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	A			
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	A			
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A			
第六九類	陶磁製品	A			
第七〇類	ガラス及びその製品				
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊	A			
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A			
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A			
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A			
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A			
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A			
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A			
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A			
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A			
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A			
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A			
七〇・一二	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A			
七〇・一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A			
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A			
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A			
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A			
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		八％		
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	A	B7		
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）				
七〇一八・九〇	その他のもの		六・六％		
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの		B10		
	その他のもの	A			
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	A			
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	A			
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	A			
第七二類	鉄鋼	A			
第七三類	鉄鋼製品	A			

第七四類	銅及びその製品				A	A
第七五類	ニッケル及びその製品				A	A
第七六類	アルミニウム及びその製品				A	A
第七八類	鉛及びその製品				A	A
第七九類	亜鉛及びその製品				A	A
第八〇類	すず及びその製品				A	A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品				A	A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品				A	A
第八三類	各種の卑金属製品				A	A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				A	A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				A	A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）				A	A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品				A	A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				A	A
第八九類	船舶及び浮き構造物				A	A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				A	A
第九一類	時計及びその部分品					
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）				A	A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）				A	A
九一・〇三	時計（ウオッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				A	A
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）				A	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）				A	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）				A	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）				A	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）				A	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）				A	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント				A	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品				A	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				A	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品				A	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの				A	A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）				A	A
九一・一三・九〇	その他のもの				A	A
	革製又はコンポジションレザー製のもの				A	A
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの				A	A
	その他のもの				A	A
	その他のもの				A	A
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの				A	A
	その他のもの				A	A
九一・一四	その他の時計の部分品				A	A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品				A	A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				A	A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				A	A
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第	一六%	一〇%	二%	B10	B10

九四〇一・一〇	九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品					
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け					
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け					
九四〇一・四〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）					
	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）					
九四〇一・五・	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					
	竹製又はとう製のもの					
九四〇一・五九	その他のもの					
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）					
	アップホルスターのもの					
九四〇一・六九	その他のもの					
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）					
九四〇一・七一	アップホルスターのもの					
九四〇一・七九	その他のもの					
九四〇一・八〇	その他の腰掛け					
九四〇一・九〇	部分品					
	革製のもの					
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品					
	その他のもの					
九四・〇三	その他の家具及びその部分品					
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート					
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）					
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物					
第九五類						
	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					
第九六類						
	雑品					
九六・〇・	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）					
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品					
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）					
九六〇四・〇〇	手ふるい					
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）					
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク					
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品					
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）					
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク					
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）					
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット					
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）					
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）					
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品					
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品					
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド					
九六・七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）					

					A	A
					A	A
					A	A

九六・一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A	A
第九七類	美術品、収集品及びこっとう	A	A

附属書二　品目別規則

1　この附属書に定める品目別規則及び附属書三の付録の規定の適用上、

(a)　「ＬＶＣ四十パーセント」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する産品の原産資格割合が四十パーセント以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

(b)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(d)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e)　「ＷＯ」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(a)　統一システムの第〇九〇一・二一号、第〇九〇一・二二号、第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの七パーセント以下の場合

関税率表番号	品名	品目別規則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）		
第一類	動物（生きているものに限る。）	ＣＣ
第二類	肉及び食用のくず肉	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	ＣＣ
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	ＣＣ
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	ＣＣ
第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）		

第六類				
第七類				
第八類				
		○八・〇一		
生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉				ＣＣ
食用の野菜、根及び塊茎				ＣＣ
食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				
ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）				
ココやしの実		○八〇一・一一		ＣＣ
乾燥したもの		○八〇一・一九		ＣＣ
その他のもの				
ブラジルナット				
			殻付きのもの	ＣＣ
		○八〇一・二一	殻を除いたもの	ＣＣ
			カシューナット	
		○八〇二・三一	殻付きのもの	ＣＣ
		○八〇二・三二	殻を除いたもの	ＣＴＳＨ
	○八・〇二		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	○八〇三・〇〇		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ
	○八・〇四		なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ
		○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ
		○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ
		○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	ＣＣ
		○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	ＣＣ
		○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	ＣＣ
		○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	ＣＣ
		○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
		○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	ＣＣ
		○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	ＣＣ
		○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	ＣＣ
第九類				
	○九・〇一		コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒーの殻	ＣＣ
			コーヒー、茶、マテ及び香辛料	

		及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
○九・○二		茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
○九・○三	○九○三・○○	マテ	ＣＣ
○九・○四		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	ＣＣ
○九・○五	○九○五・○○	バニラ豆	ＣＣ
○九・○六		けい皮及びシンナモンツリーの花	ＣＣ
○九・○七	○九○七・○○	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	ＣＣ
○九・○八		肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	ＣＣ
○九・○九		アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	ＣＣ
○九・一○		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
○九一○・一○		しょうが	ＣＣ
○九一○・二○		サフラン	ＣＣ
○九一○・三○		うこん	ＣＣ
		その他の香辛料	
○九一○・九一		この類の注１(b)の混合物	ＣＣ
○九一○・九九		その他のもの	ＣＴＳＨ（カレーに限る。） ＣＣ（カレーを除く。）
			ＣＣ

第一一類			
一一・○一	一一○一・○○	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉	ＣＣ
一一・○二		穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	ＣＣ
一一・○三		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	ＣＣ
一一・○四		その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ＣＣ
一一・○五		ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
一一・○六		乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	
	一一○六・一○	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	ＣＣ
	一一○六・二○	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	一一○六・三○	第八類の物品のもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）
一一・○七		麦芽（いってあるかないかを問わない。）	ＣＣ
一一・○八		でん粉及びイヌリン	ＣＣ
一一・○九	一一○九・○○	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	ＣＣ
第一二類		採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又	ＣＣ

			は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第一三類			
		ＣＣ	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第一四類			
		ＣＣ	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）			
第一五類			
			動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
一五・〇一	一五〇一・〇〇	ＣＣ	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）
一五・〇二	一五〇二・〇〇	ＣＣ	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）
一五・〇三	一五〇三・〇〇	ＣＣ	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）
一五・〇四		ＣＣ	魚又は海獣哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・〇五	一五〇五・〇〇	ＣＣ	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）
一五・〇六	一五〇六・〇〇	ＣＣ	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・〇七			大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	一五〇七・一〇	ＣＣ	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）
			その他のもの
一五・〇八		ＣＣ	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・〇九			オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	一五〇九・一〇	ＣＣ	バージン油
	一五〇九・九〇	ＣＴＳＨ	その他のもの
一五・一〇		ＣＣ	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	一五一〇・〇〇		
一五・一一			パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	一五一一・一〇	ＣＣ	粗油
	一五一一・九〇	ＣＴＳＨ	その他のもの
一五・一二		ＣＣ	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一三			やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	一五一三・一一	ＣＣ	粗油
			やし（コプラ）油及びその分別物
一五・一四		ＣＣ	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一五	一五一五・一〇	ＣＣ	粗油
	一五一五・九〇	ＣＴＳＨ	その他のもの

		一五一三・一九	その他のもの
			パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
		一五一三・二一	粗油
		一五一三・二九	その他のもの
			菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一四	
			その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一五	
			亜麻仁油及びその分別物
		一五・一六	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
		一五・一七	
			マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
		一五・一八	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
		一五・二〇	
			グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
		一五・二一	
			植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろう、その他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
		一五二一・〇〇	
			デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
		一五二二・〇〇	
			第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）
		第一六類	
		一六・〇一	
			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
		一六〇一・〇〇	
			ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
		一六・〇二	
			その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

		一五一三・一九	その他のもの
			パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
		一五一三・二一	粗油
		一五一三・二九	その他のもの
			菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一四	
			その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一五	
			亜麻仁油及びその分別物
		一五・一六	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
		一五・一七	
			マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
		一五・一八	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
		一五・二〇	
			グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
		一五・二一	
			植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろう、その他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
		一五二一・〇〇	
			デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
		一五二二・〇〇	
			第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）
		第一六類	
		一六・〇一	
			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
		一六〇一・〇〇	
			ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
		一六・〇二	
			その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

		一五一三・一九	その他のもの
			パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
		一五一三・二一	粗油
		一五一三・二九	その他のもの
			菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一四	
			その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		一五・一五	
			亜麻仁油及びその分別物
		一五・一六	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
		一五・一七	
			マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
		一五・一八	
			動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
		一五・二〇	
			グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
		一五・二一	
			植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろう、その他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
		一五二一・〇〇	
			デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
		一五二二・〇〇	
			第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）
		第一六類	
		一六・〇一	
			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
		一六〇一・〇〇	
			ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
		一六・〇二	
			その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

一六〇二・一〇	均質調製品	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
	第〇一・〇五項の家きんのもの	
一六〇二・三一	七面鳥のもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	ＣＣ
一六〇二・三九	その他のもの	ＣＣ
一六〇二・四一	豚のもの	
	もも肉及びこれを分割したもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・五〇	牛のもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	ＣＣ
一六〇三・〇二	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	ＣＣ
一六〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
一六〇四・一一	さけ	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一二	にしん	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一三	いわし	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一五	さば	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一六	かたくちいわし	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・一九	その他のもの	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	ＣＣ
一六〇五・〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	ＣＣ
一六〇五・三〇	ロブスター	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	ＣＣ

		一六〇五・九〇	その他のもの	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
第一七類			糖類及び砂糖菓子	
	一七・〇一		甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	ＣＣ（第一七・〇一類からの変更を除く。）
	一七・〇二		その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	
		一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
		一七〇二・一九	その他のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
		一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	ＣＣ
		一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	ＣＣ
		一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ
		一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	ＣＣ（第一七・〇二類又は第一七・〇四類からの変更を除く。）
		一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ（第一七・〇二類又は第一七・〇四類からの変更を除く。）
		一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	ＣＣ
	一七・〇三		糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	ＣＣ（第一七・〇二類からの変更を除く。）
	一七・〇四		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	ＣＣ
第一八類			ココア及びその調製品	ＣＣ
第一九類			穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
	一九・〇一		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
		一七〇二・九〇	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	
	一九・〇二		タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
	一九・〇三	一九〇三・〇〇	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びそ	ＣＣ
	一九・〇四			

				の他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）
			一九・〇五	
				パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品
			一九〇五・一〇	クリスプブレッド
			一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品
			一九〇五・三二	スイートビスケット
			一九〇五・三三	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
			一九〇五・三四	ワッフル及びウエハー
			一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品
		第二〇類		
			一九〇五・九〇	その他のもの
			二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
			二〇・〇二	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
			二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
			二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）

				調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）
			二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）
			二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
			二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
			二〇〇七・一〇	均質調製果実
			二〇〇七・九一	その他のもの
			二〇〇七・九九	かんきつ類の果実
			二〇・〇八	その他のもの
				果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
				ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

・二〇〇八・一一	落花生	ＣＣ（第二二類からの変更を除く。）	
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・二〇	パイナップル	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・四〇	なし	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・五〇	あんず	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・六〇	さくらんぼ	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・八〇	ストロベリー	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・九一	パームハート	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇八・九二	混合したもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・九九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）		

・〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	オレンジジュース		
・二〇〇九・一一	冷凍したもの	ＣＣ	
・二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	ＣＣ	
・二〇〇九・一九	その他のもの	ＣＣ	
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース		
・二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ	
・二〇〇九・二九	その他のもの	ＣＣ	
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
・二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ	
・二〇〇九・二九	その他のもの	ＣＣ	
	パイナップルジュース		
・二〇〇九・四一	ブリックス値が一〇以下のもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇九・四九	その他のもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
・二〇〇九・五〇	トマトジュース	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		

		二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの
		二〇〇九・六九	その他のもの
			りんごジュース
		二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの
		二〇〇九・七九	その他のもの
		二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）
		二〇〇九・九〇	混合ジュース
	第二類		各種の調製食料品
		二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
		二一・〇二	エキス、エッセンス及び濃縮物
		二一・〇三	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品
		二一・〇四	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
		二一・〇五	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
		二一・〇六	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ（第一〇類又は第九類からの変更を除く。）

ＣＣ	ＣＣ	二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
		二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
ＣＣ	ＣＣ	二一・〇三・一〇	醤油
ＣＣ	ＣＣ	二一・〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース
ＣＣ	ＣＣ	二一・〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
ＣＣ	ＣＣ	二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
		二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
		二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
ＣＣ	ＬＶＣ四十パーセント	二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質物質
		二一〇六・九〇	その他のもの
	第二二類		飲料、アルコール及び食酢
ＣＣ		二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
		二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他の

		アルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	
	二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	ＣＣ
	二二〇二・九〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント
	二二〇三・〇三	ビール	ＣＴＨ
	二二〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ＣＣ
	二二〇五、二二〇六・〇〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ＣＣ
	二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
	二二〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ
	二二〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
	二二〇八・一〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・二〇	ウイスキー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・六〇	ウオッカ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・九〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント及びＣＴＨ（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。）ＣＣ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）
	二二〇九		（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものを除く。）
	二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	ＣＣ
第二三類		食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
	二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＴＨ

	二三・〇二		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇三		でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇四	二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇五	二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇六		その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ
	二三・〇七	二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	ＣＴＨ
	二三・〇八	二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ
	二三・〇九		飼料用に供する種類の調製品	ＬＶＣ四十パーセント
第二四類				
	二四・〇一		たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	
	二四・〇二	二四〇二・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	ＣＣ
	二四・〇三	二四〇三・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	ＣＣ
	二四・〇四	二四〇四・三〇	くずたばこ	ＣＴＳＨ
	二四・〇五		葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ	ＣＴＨ
	二四・〇六		（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
	二四・〇三		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	ＣＴＨ
第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）				
第二五類				
	二五・〇一	二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	ＣＣ
	二五・〇二	二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	ＣＣ
	二五・〇三	二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	ＣＣ
	二五・〇四		天然黒鉛	ＣＣ
	二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	ＣＣ
	二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	二五・〇七	二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	二五・〇八		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	ＣＣ
	二五・〇九	二五〇九・〇〇	白亜	ＣＣ

		二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
CC	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	二五一七・二〇	
CC	タールマカダム	二五一七・三〇	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
CC	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	二五・一八	
CC	大理石のもの	二五一七・四一	
CC	その他のもの	二五一七・四九	
CC	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	二五・一九	
	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	二五・二〇	
CC	天然石膏及び天然無水石膏	二五一〇・一〇	
CTSH	プラスター	二五二〇・二〇	
CC	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	二五二一・〇〇	
CC	石綿	二五・二四	
	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	二五二二五	
CC	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	二五二五・一〇	
CC	粉	二五二五・二〇	
WO	くず	二五二五・三〇	
	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	二五・二六	
CC	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	二五・二八	
CC	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	二五・二九	
CC	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	二五・三〇	
	鉱石、スラグ及び灰	第二六類	
CC	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	二六・〇一	

	二六・〇一	二六〇一・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）
	二六・〇二	二六〇二・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇四	二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇五	二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇六	二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇七	二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇八	二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）
	二六・〇九	二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）
	二六・一〇	二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）
	二六・一一	二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）
	二六・一二	二六一二・〇〇	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
	二六・一三	二六一三・〇〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）
	二六・一四	二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）
	二六・一五	二六一五・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
	二六・一六	二六一六・〇〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）
	二六・一七	二六一七・〇〇	その他の鉱（精鉱を含む。）
	二六・一八	二六一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
	二六・一九	二六一九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケール
			その他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
	二六・二〇	二六二〇・〇〇	スラグ、灰及び残留物（ばいそ、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）
	二六・二一	二六二一・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物
			第二七類
	二七・〇一	二七〇一・〇〇	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
	二七・〇二	二七〇二・〇〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
	二七・〇三	二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
	二七・〇四	二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
	二七・〇五	二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）
	二七・〇六	二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
	二七・〇九	二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）
	二七・一〇		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成

		すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			
		廃油			
	二七一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	ＷＯ		
	二七一〇・九九	その他のもの	ＷＯ		
	二七一一	石油ガスその他のガス状炭化水素			
		液化したもの			
	二七一一・一一	天然ガス	ＣＣ		
	二七一一・二二	ガス状のもの			
		天然ガス	ＣＣ		

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）					
第二八類					
	二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素			
		けい素			
	二八〇四・六一	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
		無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
	二八〇四・六九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	二八・四四	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含むもの）			

		むもの。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			
	二八四四・一〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	ＣＣ		
	二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	ＣＴＳＨ		
	二八四四・三〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	ＣＴＳＨ		
	二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	ＣＴＳＨ		
	二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	ＣＴＳＨ		
第二九類					
	二九・〇一	非環式炭化水素	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	二九・〇二	環式炭化水素	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、		

				ＣＴＳＨ
二九・〇四				炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九・〇五				非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
			飽和一価アルコール		
二九〇五・一一				メタノール（メチルアルコール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一二				プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一三				ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一四				その他のブタノール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一六				オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一七				ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・一九				その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				不飽和一価アルコール
二九〇五・二二				非環式テルペンアルコール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・二九				その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			二価アルコール		
二九〇五・三二				エチレングリコール（エタンジオール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・三三				プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・三九				その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				その他の多価アルコール	
二九〇五・四一				２―エチル―２―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・四二				ペンタエリトリトール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
二九〇五・四四				Ｄ―グルシトール（ソルビトール）	ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）
二九〇五・四九				その他のもの 注釈　２―エチル―２―（ヒドロキシメチル）―一・三―ジオールは、	ＬＶＣ四十パーセント又

			ル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）、ペンタエリトリトール、マンニトール、D―グルシトール（ソルビトール）及びグリセリンを除く。	ＣＴＳＨ
			非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	
		二九〇五・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		二九・〇六		
		二九〇六・一一	メントール	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
			飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
		二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九〇六・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

			芳香族アルコール及びその誘導体	
		二九〇六・二一	ベンジルアルコール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九〇六・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
			非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
		二九・一四・一一	アセトン	ＬＶＣ四十パーセント又は、

二九・四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・一三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・二一	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）			
二九・四・二二	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・二三	イオノン及びメチルイオノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・二九	その他のもの 注釈　しょう脳、シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン並びにイオノン及びメチルイオノンを除く。	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・三一	フェニルアセトン（フェニルプロパン―二―オン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）			
二九・四・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、		ＣＴＳＨ

二九・四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・六一	キノン			
二九・四・六九	アントラキノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・四・七〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・五	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・六	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
二九・七	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ
	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＣＴＳＨ

				二九・一八
				カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
				二九・一八・一一
				アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
				二九・一八・一二
				乳酸並びにその塩及びエステル
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・一三
				酒石酸
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・一四
				酒石酸の塩及びエステル
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・一五
				くえん酸
				ＣＴＨ（第二七類又は第二三類からの変更を除く。）
				ＣＴＳＨ
				二九・一八・一六
				くえん酸の塩及びエステル
				ＣＴＨ（第二七類又は第二三類からの変更を除く。）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・一八
				グルコン酸並びにその塩及びエステル
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・一九
				クロロベンジレート（ＩＳＯ）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・二〇
				その他のもの
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・二一
				フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
				二九・一八・二二
				サリチル酸及びその塩
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・二三
				オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・二九
				サリチル酸のその他のエステル及びその塩
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一八・三〇
				その他のもの
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一九・一〇
				アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
				二九・一九・一八
				その他のもの
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				二九・一九・九九
				２，４，５－Ｔ（ＩＳＯ）（２，４，５－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				二九・二一	
			二九・二二		
アミン官能化合物					
	酸素官能のアミノ化合物				
アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩					
モノエタノールアミン及びその塩		二九二二・一一			
ジエタノールアミン及びその塩			二九二二・一二		
トリエタノールアミン及びその塩				二九二二・一三	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

				二九・二一	
			二九・二二		
アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩					
		二九二二・三一			
アンフェブラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩					
その他のもの		二九二二・三九			
アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩					
		二九二二・四一			
リジン及びそのエステル並びにこれらの塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ

				二九・二三	
		二九二二・四三			
アントラニル酸及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四四			
チリジン（ＩＮＮ）及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四九			
その他のもの 注釈　リジン及びそのエステル、グルタミン酸、アントラニル酸並びにチリジン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩を除く。					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・五〇			
アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム					

				二九・二三	
		二九二二・四三			
アントラニル酸及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四四			
チリジン（ＩＮＮ）及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四九			
その他のもの 注釈　リジン及びそのエステル、グルタミン酸、アントラニル酸並びにチリジン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩を除く。					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・五〇			
アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム					

				二九・二三	
		二九二二・四三			
アントラニル酸及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四四			
チリジン（ＩＮＮ）及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・四九			
その他のもの 注釈　リジン及びそのエステル、グルタミン酸、アントラニル酸並びにチリジン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩を除く。					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二二・五〇			
アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム					

				二九・二一	
			二九・二二		
アミン官能化合物					
	酸素官能のアミノ化合物				
アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩					
モノエタノールアミン及びその塩		二九二二・一一			
ジエタノールアミン及びその塩			二九二二・一二		
トリエタノールアミン及びその塩				二九二二・一三	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

				二九・二三	
		二九二三・一四			
デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二三・一九			
その他のもの					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二三・二一			
アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ
		二九二三・二九			
その他のもの					
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ

			及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
	二九・二三・一〇	コリン及びその塩		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二三・九〇	その他のもの 注釈　コリン及びその塩並びにレシチンその他のホスホアミノリピドを除く。		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		
	二九・二四・一一	メプロバメート（ＩＮＮ）	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四・一二	フルオロアセトアミド（ＩＳＯ）、モノクロトホス（ＩＳＯ）及びホスファミドン（ＩＳＯ）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四・一九	その他のもの	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四・二一	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四・二三	ｐ―アセトアミド安息香酸（Ｎ―アセチルアントラニル酸）及びその塩		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二四・二四	エチナメート（ＩＮＮ）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二六	ニトリル官能化合物		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・三〇	有機硫黄化合物		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

二九・四〇	二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第一九・三七項から第一九・三九項までの物品を除く。）	ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）	
第三〇類		医療用品		
三〇・〇六		この類の注4の医療用品		
		その他のもの 注釈　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）、血液型判定用試薬、エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬、歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント、救急箱及び救急袋、避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）並びに医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲルを除く。		
三〇〇六・九一		癒着防止用と認められるもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三〇〇六・九二		薬剤廃棄物	ＷＯ	
第三一類		肥料		
三一・〇二		窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三一・〇三		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
三一・〇四	三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三一・〇五		カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの		
三一〇五・一〇		この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	ＣＣ	
三一〇五・二〇		鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三一〇五・三〇		オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三一〇五・四〇		オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
三一〇五・五一		その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）		
		硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	ＬＶＣ四十パーセント又	

			は、ＣＴＳＨ
	その他のもの	三一〇五・五九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	三一〇五・六〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの	三一〇五・九〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）	三五・〇二	
	及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体		
	卵白		
	乾燥したもの	三五〇二・一一	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
	その他のもの	三五〇二・一九	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	三五〇二・二〇	ＣＴＨ
	その他のもの	三五〇二・九〇	ＣＴＨ
	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	三五〇三・〇〇	ＣＴＨ
	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	三五・〇五	ＣＴＨ
第三八類	各種の化学工業生産品		
	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	三八・〇一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	三八・〇六	
	ロジン及び樹脂酸	三八〇六・一〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	三八〇六・二〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	（ロジン付加物の塩を除く。）		は、ＣＴＳＨ
	その他のもの 注釈　ロジン及び樹脂酸、ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）並びにエステルガムを除く。	三八〇六・九〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三八・〇九	
	でん粉質の物質をもととしたもの	三八〇九・一〇	
	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品	三八・二四	ＣＴＨ（第一一・〇八項又は第三五・〇五項からの変更を除く。）

			及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
	三八・二四	三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	ＣＴＨ（第二七・〇二項からの変更を除く。）
	三八・二五		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	ＷＯ
第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類から第四〇類まで）				
第三九類				
	三九・一五		プラスチックのくず	ＷＯ
			プラスチック及びその製品	
	三九・二三		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	三九・二四		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	三九・二六		その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第四〇類				
	四〇・〇一		天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	
	四〇・〇一	四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	四〇・〇四	四〇〇四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	ＷＯ
	四〇・一二		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）				
第四一類			原皮（毛皮を除く。）及び革	ＣＣ
第四二類			革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	ＣＣ
第四三類			毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	ＣＣ
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）				
第四四類				
	四四・〇一		木材及びその製品並びに木炭のこぐず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	ＣＴＨ
	四四・〇二		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	四四・〇三		木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	四四・〇四		たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	ＣＴＨ
	四四・〇五	四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	ＣＴＨ

四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	ＣＴＨ	
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	ＣＴＨ（第四四・〇七項からの変更を除く。）	
四四・一三	四四一二・〇〇　改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	ＣＴＨ	
四四・一四	四四一四・〇〇　木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	ＣＴＨ	
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	ＣＴＨ	
四四・一六	四四一六・〇〇　木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	ＣＴＨ	
四四・一七	四四一七・〇〇　木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	ＣＴＨ	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	ＣＴＨ	
四四・一九	四四一九・〇〇　木製の食卓用品及び台所用品	ＣＴＨ	
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	ＣＴＨ	
四四・二二	その他の木製品	ＣＴＨ	
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝柔細工物		
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）		
四六〇二・二二	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
四六〇二・九〇	竹製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）	

		四六〇一・二二	とう製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
		四六〇一・二九	その他のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
			その他のもの	
		四六〇二・九二	竹製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
		四六〇二・九三	とう製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
		四六〇二・九四	その他の植物性材料製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）				
第四七類				
		四七・〇七		
	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	古紙		ＷＯ
第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）				
第五〇類				
	絹及び絹織物			
		五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ
		五〇〇一・〇〇		
		五〇・〇二	生糸（よってないものに限る。）	ＣＴＨ
		五〇〇二・〇〇		
		五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ
		五〇〇三・〇〇		
		五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
		五〇〇四・〇〇		
		五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五〇・〇六項からの変更を除く。）
		五〇〇五・〇〇		
		五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇五項からの変更を除く。）
		五〇〇六・〇〇		
		五〇・〇七	絹織物	ＣＴＨ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
	第五一類			
		五一・〇一	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	ＣＣ
		五一・〇二	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ
		五一・〇三	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ
		五一・〇四	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＷＯ
		五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＣ

		五一・〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）
		五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）
		五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）
		五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）
		五一・〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）
		五一・一〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）
		五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
		五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
		五一・一三	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）

		五一・〇五	ＣＴＨ
		五一・〇六	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）
		五一・〇七	
		五一・〇八	
		五一・〇九	
		五一・一〇	
		五一・一一	ＣＴＨ（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
		五一・一二	
		五一・一三・〇〇	

	第五二類		
	綿及び綿織物	五二・〇一	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）
		五二・〇一・〇〇	
		五二・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
		五二・〇三	綿（カードし又はコームしたものに限る。）
		五二・〇三・〇〇	
		五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）
		五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
		五二・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
		五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
		五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
		五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
		五二・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
		五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

		五二・〇一	ＣＴＨ（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）
		五二・〇二	ＷＯ
		五二・〇三	ＣＣ
		五二・〇四	ＣＴＨ（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること（ＣＴＣを必要としない。）。
		五二・〇五	
		五二・〇六	
		五二・〇七	
		五二・〇八	
		五二・〇九	
		五二・一〇	
		五二・一一	

			ち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二・一二			その他の綿織物
			第五三類
			その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
五三・〇一			亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三・〇二			大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三・〇三			ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、

			及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
			その他の綿織物
			その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
			亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
			大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
			ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、

			亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇五・〇〇			ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三・〇六	ＣＴＨ（第五二・〇六項から第五二・〇八項までの各項からの変更を除く。）	ＣＣ	亜麻糸
五三・〇七			第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸
五三・〇八			その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
五三・〇九	ＣＴＨ（第五二・〇九項から第五二・一一項までの各項からの変更を除く。）		亜麻織物
五三・一〇			第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物

			二・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
五三一一・〇〇			その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物
			第五四類
五四・〇一	ＣＣ		縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）
五四・〇二	ＣＣ		合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四・〇三	ＣＣ		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四・〇四	ＣＣ		合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
			人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇五	五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ	
五四・〇六	五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ	
五四・〇七		合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。）（第五四・〇二項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。	
五四・〇八		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）	
				第五五類
五五・〇一				
五五・〇二	五五〇二・〇〇	人造繊維の短繊維及びその織物		
		合成繊維の長繊維のトウ		
		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
五五・〇三		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
五五・〇四		再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
五五・〇五		人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五五・〇六		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
五五・〇七	五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
五五・〇八		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）	
五五・〇九		合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
五五・一〇		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
五五・一一		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
五五・一二		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一六項若しくは第五五・一七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。	
五五・一三		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	ＣＣ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	
五五・一四		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）		

	五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物		
	五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物		
第五六類		ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
	五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五	二・一二項までの各項、第五二・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類からの変更を除く。）
	五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
	五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
	五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）	
	五六・〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）		
	五六〇五・〇〇			
	五六・〇六	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五	一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五三・一二項までの各項、第五・〇九項から第五五・一三項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非
	五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）		
	五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）		
	五六〇九・〇〇			
	五六・〇九	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）		
第五七類		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		

				原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
		第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
		第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
			書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）
		五九・〇一		
		五九・〇二	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇三項のものを除く。）	
		五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）	

五九・〇五	五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五九・〇二項のものを除く。）	
五九・〇六		ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇〇項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五三・〇七項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の変更を除く。）		
五九・〇七	五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		
五九・〇八	五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）		
五九・〇九	五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）		
五九・一〇	五九・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇七項から第五二・一一項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五九・一一項のものを除く。）	

			五九・一一	
			紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注７のものに限る。）	
			ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五九・一一項のものを除く。）	

			る。）
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇類の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（ＣＴＣを必要としない。）。	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織され、又はクロセ編みされる場合に限る。）
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		

	第六二類		
六二・〇一	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織され、又はクロセ編みされる場合に限る。）	
六二・〇二	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
六二・〇三	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	
六二・〇四	男子用のシャツ	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	
六二・〇五			
六二・〇六			
六二・〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボンド、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャ		

マ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	六二・〇八		
乳児用の衣類及び衣類附属品	六二・〇九		
衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	六二・一〇		
トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	六二・一一		
ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	六二・一二	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五二・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）	
ハンカチ	六二・一三		
ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	六二・一四		
ネクタイ	六二・一五		
手袋、ミトン及びミット	六二・一六		
その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	六二・一七		
紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第六三類		
毛布及びひざ掛け	六三・〇一	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五二・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。）	
ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	六三・〇二		
カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	六三・〇三		
その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	六三・〇四		
包装に使用する種類の袋	六三・〇五		
ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	六三・〇六		
その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	六三・〇七		
織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する製品に限る。）	六三・〇八・〇〇		

		これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）		
	六三・〇九	六三・〇九・〇〇 中古の衣類その他の物品	WO	
	六三・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	WO	
第十二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）				
第六四類		履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	CC	
第六五類		帽子及びその部分品		
	六五・〇一	六五〇一・〇〇 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	CC	
	六五・〇二	六五〇二・〇〇 帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）	CC	
	六五・〇四	六五〇四・〇〇 帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH	
	六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH	
第十三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）				
第七〇類				
	七〇・一八	ガラス及びその製品		
		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
	七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	CC	
	七〇一八・九〇	その他のもの 注釈　ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）を除く。	CC	
第十四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）				
第七一類				
	七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
	七一・〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	CC	
	七一〇二・一〇	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		
		選別してないもの	CC	

	工業用のもの			
	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	七一〇二・二一	ＣＣ	
	その他のもの	七一〇二・二九	ＣＴＨ	
	工業用以外のもの			
	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	七一〇二・三一	ＣＣ	
	その他のもの	七一〇二・三九	ＣＴＨ	
	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	七一〇二・三		
	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	七一〇三・一〇	ＣＣ	
	その他の加工をしたもの			
	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	七一〇三・九一	ＣＴＨ	
	その他のもの	七一〇三・九九	ＣＴＨ	
	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	七一・〇四	ＣＴＨ	
	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	七一・〇五	ＣＴＨ	
	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	七一・一一	ＷＯ	
	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	七一・一三	ＣＴＨ（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	七一・一四	ＣＴＨ（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	七一・一五	ＣＴＨ（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	七一・一六	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）	
	第十五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）			
	身辺用模造細貨類	七一・一七	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項からの変更を除く。）	
	第七二類			
	鉄鋼	七二・〇一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）			
	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄	七二・〇三	ＬＶＣ四十パーセント又	

			鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類するものに限る。）	ＣＣ
	七二・〇四		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	ＷＯ
	七二・〇六		鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・〇七		鉄又は非合金鋼の半製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・〇八		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・〇九		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
	七二・一一		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇二項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・一五		鉄又は非合金鋼のその他の棒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・一六		鉄又は非合金鋼の形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
	七二・一七		鉄又は非合金鋼の線	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項からの変更を除く。）
	七二・二〇	第七三類	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一九・三一号から第七二・一九・九〇号までの各号からの変更を除く。）
	七三・〇一	七三・〇一	鉄鋼製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
			鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
			レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄く	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各

				さび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	項からの変更を除く。）
七三・〇三	七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		
七三・〇四		鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）		
七三・〇五		鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）		
七三・〇六		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			
		油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）		
七三〇六・一一		溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）			
七三〇六・一九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）		

				油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング
七三〇六・二二				溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）
七三〇六・二九				その他のもの
七三〇六・三〇				その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
			ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
七三〇六・四〇			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・五〇				その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	
七三〇六・六一				横断面が正方形又は長方形のもの
			ＬＶＣ四十パーセント又は、	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）

					ＣＣ（第七三・〇八項、第七三・〇九項又は第七三・一一項からの変更を除く。）
				七三〇六・六九	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七三・〇八項、第七三・〇九項又は第七三・一一項からの変更を除く。）
				七三〇六・九〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七三・〇八項、第七三・〇九項又は第七三・一一項からの変更を除く。）
			七三・〇七		鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
				七三〇七・一一	鋳造した継手	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
				七三〇七・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
				七三〇七・二一	フランジ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
				七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、

					ＣＣ
				七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
				七三〇七・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
					その他のもの	
				七三〇七・九一	フランジ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
				七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）
			七三・〇八			
				七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）
				七三〇七・九九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）
					構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項又は第七三・一一項からの変更を除く。）

			ＣＣ
		七二・一二	
			鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）
		七三二三・〇〇	
			鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの
		七三・一三	
			ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル
		七三・一四	
			織ったワイヤクロス
		七三二四・一二	
			機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）
		七三二四・一四	
			その他の織ったクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）
		七三二四・一九	
			その他のもの
		七三二四・二〇	
			ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一一項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）

	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）		
七三一四・三一	亜鉛をめっきしたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一四・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一四・四一	亜鉛をめっきしたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵
七三一四・四二	プラスチックを被覆したもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一四・四九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一四・五〇	エキスパンデッドメタル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	

七三一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一六	鉄鋼製のいかり及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	
七三一二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七三一二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七三一二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、	

			七三・二六		
			その他の鉄鋼製品		
			鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）		
			七三二六・一一		
			粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品		
			七三二六・一九		
			その他のもの		
			七三二六・二〇		
			鉄鋼の線から製造したもの		
			七四・〇四		
			七四〇四・〇〇		
			銅のくず		
			七五・〇三		
			七五〇三・〇〇		
			ニッケルのくず		
			七六・〇一		
			七六〇一・〇〇		
			アルミニウムのくず		
			七八・〇二		
			七八〇二・〇〇		
			鉛のくず		
			七九・〇二		
			七九〇二・〇〇		
			亜鉛のくず		
			八〇・〇二		
			八〇〇二・〇〇		
			すずのくず		
			八一・〇一		
			タングステン及びその製品（くずを含む。）		
			八一・〇二		
			モリブデン及びその製品（くずを含む。）		
			八一・〇三		
			タンタル及びその製品（くずを含む。）		
			八一・〇四		
			マグネシウム及びその製品（くずを含む。）		
			八一・〇五		
			コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		
			八一・〇七		
			カドミウム及びその製品（くずを含む。）		

八一〇七・三〇	くず	チタン及びその製品（くずを含む。）		WO
八一・〇八				
八一〇八・三〇	くず	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		WO
八一・〇九				
八一〇九・三〇	くず	アンチモン及びその製品（くずを含む。）		WO
八一・一〇				
八一〇・一〇	くず	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		WO
八一・一一				
	ベリリウム			WO
八一一二・一三	くず			WO
	クロム			
八一一二・一三	くず			WO
	タリウム			
八一一二・九〇	くず	各種の卑金属製品	第八三類	WO
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	書類とじ込み用金具		LVC四十パーセント又は、CTSH
八三〇五・一〇				

八三〇五・一〇	ストリップ状ステープル			LVC四十パーセント又は、CTSH
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡			
	小像その他の装飾品			
八三〇六・二一	貴金属をめっきしたもの			LVC四十パーセント又は、CTSH
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付フレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル			
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット			LVC四十パーセント又は、CTSH
八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット			LVC四十パーセント又は、CTSH
八三・一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒			LVC四十パーセント又は、CTSH

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類				
	八四・〇一			
原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				
原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	八四〇一・一〇	原子炉	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四・〇二			
蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー				
	八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー		
水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	八四〇二・一二	水管ボイラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	八四〇二・一三	水管ボイラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
過熱水ボイラー	八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	八四・〇四			
	八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	八四・一〇			
	八四一〇・一一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	八四・一一			
ターボジェット	八四一一・一一	推力が二・五キロニュートン以下のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四一一・一二	推力が二・五キロニュートンを超えるもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

				ＣＴＳＨ
		ターボプロペラ		
		出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	八四一一・二一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	八四一一・二二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のガスタービン		
		出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	八四一一・八一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	八四一一・八二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の原動機	八四・一二	ＣＴＳＨ
		反動エンジン（ターボジェットを除く。）	八四一二・一〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		液体原動機		
		直線運動式（シリンダー式）のもの	八四一二・一一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四一二・一九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		気体原動機		

		直線運動式（シリンダー式）のもの	八四一二・二二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四一二・三九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四一二・八〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	八四・一三	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）		
		燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	八四一三・一一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四一三・一九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	八四一三・二〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	八四一三・三〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		コンクリートポンプ	八四一三・四〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の往復容積式ポンプ	八四一三・五〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、

				ＣＴＳＨ
八四一三・六〇	その他の回転容積式ポンプ			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のポンプ及び液体エレベーター			
八四一三・八一	ポンプ			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・八二	液体エレベーター			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四・一四	
		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）		
八四一四・一〇	真空ポンプ			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・一一〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・一二〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・一三〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	ファン			
八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・五九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・八〇	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温		八四・一五	
	度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一五・二〇	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの			
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、

				ポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）
				冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
				家庭用冷蔵庫
				圧縮式のもの
				その他のもの
				横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
				直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
				貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）
				その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ
				ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）
				その他のもの
				冷却ユニットを自蔵しないもの
				炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）
				液体燃料用の炉用バーナー
				その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）
				メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）
				炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）
				炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
				ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）
				その他のもの
				冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒート

				八四一八・一〇
				八四一八・一一
				八四一八・一九
				八四一八・二〇
				八四一八・四〇
				八四一八・五〇
				八四一八・六一
				八四一八・六九
				八四一五・八三
				八四一六・一〇
				八四一六・二〇
				八四一六・三〇
				八四一七・一〇
				八四一七・一〇
				八四一七・一〇
				八四一七・八〇
				八四・一六
				八四・一七
				八四・一八

				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	八四・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）		
	八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）		
	八四一九・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・二〇	医療用又は理化学用の滅菌器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		乾燥機		
	八四一九・三一	農産物用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・三二	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・四〇	蒸留用又は精留用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・五〇	熱交換装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・六〇	気体液化装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の機器		
	八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四一九・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四二〇・二〇	カレンダーその他のロール機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四二一・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		
	八四二一・一二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）		
	八四二一・一九	クリーム分離機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四二一・二〇	衣類脱水機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

		八四二一・一一	家庭用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・三〇	充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二二・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二二・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二二・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二二・九〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・一〇	液体のろ過機及び清浄機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・二一	水のろ過用又は清浄用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・二二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・三一	内燃機関の吸気用のろ過機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二三・四一	気体のろ過機及び清浄機	ＣＴＳＨ
		八四二三・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ
		八四二三・五一	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	

	その他の重量測定機器			
	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	八四二三・八一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	八四二三・八二		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	その他のもの	八四二三・八九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消化器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	八四二四・一〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	八四二四・一〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	スプレーガンその他これに類する機器	八四二四・二〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	八四二四・三〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	その他の機器			
	農業用又は園芸用のもの	八四二四・八一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				

	その他のもの	八四二四・八九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	八四三二・一一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	プラウ	八四三二・一〇		
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	八四三二・二二		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	ディスクハロー	八四三二・二九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	その他のもの	八四三二・二九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	播種機、植付け機及び移植機	八四三二・三〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	肥料散布機	八四三二・四〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	その他の機械	八四三二・八〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	八四・三三		

	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機			
八四三二・一一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・三〇	その他の乾草製造用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	その他の収穫機及び脱穀機			ＣＴＳＨ
八四三二・五一	コンバイン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・五二	その他の脱穀機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・五三	根菜類又は塊茎の収穫機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三二・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

八四三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四・三四	搾乳機及び酪農機械			
八四三四・一〇	搾乳機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三四・二〇	酪農機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四・三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）			
八四三五・一〇	機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、		
				ＣＴＳＨ
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器			
八四三六・一〇	飼料調製用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三六・二一	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器			
八四三六・二二	家きんのふ卵器及び育すう器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八四三六・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

八四三六・八〇	その他の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四・三七		
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）			
八四三七・二〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三七・八〇	その他の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四・三八		
	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）			
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・三〇	砂糖製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・四〇	醸造用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・八〇	その他の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四・三九		
	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械			
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四・四〇		
	製本用機械（製本ミシンを含む。）			
八四四〇・一〇	機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四・四一		
	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）			
八四四一・一〇	切断機		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

	八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四一・八〇	その他の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四・四二	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削り、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	
	八四四二・三〇	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一一	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	
	八四四三・一二	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るものとし、広げた状態でシートの一方が二五センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一三	その他のオフセット印刷機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一四	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一五	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一六	フレキソ印刷機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一七	グラビア印刷機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・二一	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	
		印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・二二	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

		八四・四八		
八四四三・三九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）			
八四四四・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四四八・一九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械			
八四五〇・一一	全自動のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五〇・一九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四・五〇		
	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）			
	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）			

		八四・五一		
八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・一〇	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械			
	ドライクリーニング機			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	乾燥機			
八四五一・二一	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・二九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械			ＬＶＣ四十パーセント又は、

				ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五一・八〇	その他の機械			
	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	八四・五一		
八四五二・一〇	家庭用ミシン			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のミシン			
八四五二・二一	自動式のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五二・二九	その他のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五二・三〇	ミシン針			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五二・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	八四・五三		
	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五三・八〇	その他の機械			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	八四・五四		
八四五四・一〇	転炉			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五四・三〇	鋳造機			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	金属圧延機及びそのロール	八四・五五		
八四五五・一〇	管圧延機			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の圧延機			
八四五五・二一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五五・二二	冷間圧延のもの			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四五五・三〇	圧延機用ロール			ＬＶＣ四十パーセント又

				は、ＣＴＳＨ
		八四・六七	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	
			ニューマチックツール	
		八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六七・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六七・二二	ドリル	電気式の原動機を自蔵するもの	ＬＶＣ四十パーセント又
					は、ＣＴＳＨ
		八四六七・二二	のこぎり	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六七・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			その他の工具	
		八四六七・八一	チェーンソー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六七・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

		八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	
		八四六八・一〇	手持ち式トーチ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六八・二〇	その他のガス式の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四六八・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	
		八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）
		八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造形機	
		八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	ＬＶＣ四十パーセント又

				は、ＣＴＳＨ
		混合機及び捏和機		
		コンクリート又はモルタルの混合機	八四七四・三二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		鉱物性物質とビチューメンとの混合機	八四七四・三九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四七四・二九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の機械	八四七四・八〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四・七五	
		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	八四七五・一〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
		光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	八四七五・二二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四七五・二九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

			八四・七六	
		物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）		
		飲料の自動販売機	八四七六・二一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの		
		その他のもの	八四七六・二九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の自動販売機		
		加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	八四七六・八	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のもの	八四七六・八九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四・七七	
		ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
		射出成形機	八四七七・一〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		押出成形機	八四七七・二〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		吹込み成形機	八四七七・三〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		真空成形機及びその他の熱成形機	八四七七・四〇	ＬＶＣ四十パーセント又

						は、ＣＴＳＨ
		その他の機械（成形用機械に限る。）				
			八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七七・五九	その他のもの		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七七・八〇	その他の機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
	八四・七八			たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
			八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
	八四・七九			機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
			八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・五〇	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
				その他の機械類		
			八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
	八四・八一					
			八四七九・八九	その他のもの		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四八一・一〇	減圧弁		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四八一・二〇	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四八一・三〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
			八四八一・四〇	逆止弁		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ

	ロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・八〇	その他の物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八二			
八四八一・一〇	玉軸受及びころ軸受		
八四八一・二〇	玉軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・三〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・三〇	球面ころ軸受	ＬＶＣ四十パーセント又	
		は、ＣＴＳＨ	
八四八一・四〇	針状ころ軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・五〇	その他の円筒ころ軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八四			
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八六	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注９(C)の機器並びに部分品及び附属品		

		八四八六・一〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器
		八四八六・二〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器
		八四八六・三〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器
		八四八六・四〇	第八四類の注9(C)の機器
第八五類			
	八五・〇一		発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター
			発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
		八五〇一・三一	風力式のもの
		八五〇一・四〇	ロータリーコンバーター
	八五・〇四		トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター
		八五〇四・一〇	放電管用安定器

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント			

ＣＴＳＨ			トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・一一	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・一二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・一三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
ＬＶＣ四十パーセント		八五〇四・一九	その他のトランスフォーマー
			容量が一キロボルトアンペア以下のもの

ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・二一	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・二二	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		八五〇四・四〇	スタティックコンバーター
ＬＶＣ四十パーセント		八五〇四・五〇	その他のインダクター

				は、ＣＴＳＨ
			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	
			永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	
八五・〇五	八五〇五・一一	金属製のもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇五・一九	その他のもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八五・〇六	八五〇六・一〇	二酸化マンガンを使用したもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		一次電池		
	八五〇六・三〇	酸化水銀を使用したもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇六・四〇	酸化銀を使用したもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇六・五〇	リチウムを使用したもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				は、ＣＴＳＨ
			出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）	
	八五〇八・一一	電動装置を自蔵するもの		
八五・〇八		真空式掃除機		
	八五〇八・一九	その他のもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八五・〇九	八五〇八・六〇	その他のもの	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇九・八〇	その他の機器		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	八五〇六・六〇	空気・亜鉛電池		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五〇六・八〇	その他の一次電池		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八五・〇七		蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）	八五・一〇		
	かみそり	八五一〇・一〇		
	バリカン	八五一〇・二〇		
	脱毛器	八五一〇・三〇		
	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	八五・一一		
	点火プラグ	八五一一・一〇		
	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	八五一一・二〇		
	ディストリビューター及びイグニションコイル	八五一一・三〇		
	スターター及び始動充電発電機	八五一一・四〇		
	その他の発電機	八五一一・五〇		
	その他の機器	八五一一・八〇		
	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	八五・一二		
	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	八五一二・一〇		
	その他の照明用又は可視信号用の機器	八五一二・二〇		
	音響信号機器	八五一二・三〇		
	ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置	八五一二・四〇		
	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	八五・一三		
	ランプ	八五一三・一〇		
	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失によ	八五・一四		

			り物質を加熱処理するものに限る。）
	八五一四・一〇	抵抗加熱炉	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一四・二〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一四・三〇	その他の炉	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一四・四〇	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一五		
			はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
	八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一五・一九	その他のもの	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一五・二一	金属用抵抗溶接機器	
			全自動式又は半自動式のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、			

	八五一五・一九	その他のもの	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一五・二九	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	
	八五一五・三一	全自動式又は半自動式のもの	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一五・八〇	その他の機器	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一六		
			電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）
	八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	
			蓄熱式ラジエーター
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	八五一六・二九	その他のもの	
ＬＶＣ四十パーセント又は、			

				ＣＴＳＨ
電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー				
ヘアドライヤー	八五一六・三一			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他の調髪用機器	八五一六・三二			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
手用ドライヤー	八五一六・三三			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
電気アイロン	八五一六・四〇			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
マイクロ波オーブン	八五一六・五〇			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	八五一六・六〇			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
コーヒーメーカー及びティーメーカー	八五一六・七一			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
トースター	八五一六・七二			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの	八五一六・七九			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
電熱用抵抗体	八五一六・八〇			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）	八五一七・一七			
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）	八五一七・一一			
コードレス送受話器付きの有線電話機	八五一七・一二			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	八五一七・一二			ＣＴＳＨ
その他のもの	八五一七・一八			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）				
基地局	八五一七・六一			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

					ＣＴＳＨ
			八五一八・五〇	電気式音響増幅装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五一三・一三		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	
			八五二三・五一	半導体媒体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）
			八五二三・五二	スマートカード	ＬＶＣ四十パーセント又は、
					ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五二三・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）
		八五・三〇		鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	
			八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五三〇・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

					音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一七・六二			
				その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一七・六九			
		八五・一八		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	
			八五一八・一〇		マイクロホン及びそのスタンド	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	
			八五一八・一一		単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一八・一二		複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一八・二九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一八・三〇		ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一八・四〇		可聴周波増幅器	ＬＶＣ四十パーセント又は、

		八五・三一		
電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	八五三一・一〇		八五・三二	
盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	八五三一・二〇			
表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	八五三一・八〇			
その他の機器	八五三一・九〇	八五三二・一〇		
固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五三二・一一			
固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	八五三二・一九			
その他の固定式コンデンサー	八五三二・二一			
タンタルコンデンサー	八五三二・二二			
アルミニウム電解コンデンサー	八五三二・二三			
セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	八五三二・二四			
セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	八五三二・二五			
紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	八五三二・二九			
その他のもの	八五三二・三〇			
可変式又は半固定式のコンデンサー	八五三二・三一			
電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	八五三三・一〇	八五・三三		
固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	八五三三・二一			
容量が二〇ワット以下のもの	八五三三・二九			
その他のもの	八五三三・三一			
巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	八五三三・三九			
容量が二〇ワット以下のもの				
その他のもの				
その他の固定式抵抗器				

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

八五三二・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯			
八五三九・一〇	シールドビームランプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）			
八五三九・一一	タングステンハロゲン電球	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五三九・一二	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五三九・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	放電管（紫外線ランプを除く。）			
八五三九・二一	熱陰極蛍光放電管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

八五三九・二二	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五三九・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯			
八五三九・四一	アーク灯	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五三九・四九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			
八五四〇・一一	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）			
八五四〇・一二	カラーのもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五四〇・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
八五四〇・四〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

八五四〇・五〇	データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他のモノクロームのものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四〇・六〇	その他の陰極線管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）		
八五四〇・七一	磁電管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四〇・七二	クライストロン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四〇・七九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	その他の管		
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四〇・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・二一	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）		
八五四一・二九	定格消費電力が一ワット未満のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・三〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・四〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・五〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・七〇	圧電結晶素子	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五四一・八〇	集積回路		
八五四一・九〇	集積回路	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三二号から第八五四二・三九号までの各号からの変更）	
八五四一・三一	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三二号から第八五四二・三九号までの各号からの変更）	
八五四一・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

				を除く。）
	記憶素子	八五四二・三二		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三三一号、第八五四二・三三三号又は第八五四二・三九号からの変更を除く。）
	増幅器	八五四二・三三		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号、第八五四二・三二号又は第八五四二・三九号からの変更を除く。）
	その他のもの	八五四二・三九		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号から第八五四二・三三号までの各号からの変更を除く。）
	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	八五・四三		
	粒子加速器	八五四三・一〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	信号発生器	八五四三・二〇、		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	八五四三・三〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の機器	八五四三・七〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、

		八五・四八		一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）
			八五四八・一〇	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池
	第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）			
	第八七類			
		八七・〇二		鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
		八七・〇三		一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
				乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）
		八七・〇四		貨物自動車
		八七・〇五		特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
		八七〇六・〇〇		原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
		八七・〇七		車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
		八七・〇九		自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの

ＣＴＳＨ				
ＷＯ				
ＬＶＣ四十パーセント				
ＬＶＣ四十パーセント				
ＬＶＣ四十パーセント				
ＬＶＣ四十パーセント				
ＬＶＣ四十パーセント				
ＬＶＣ四十パーセント				

	部分品		
八七・一〇	八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント
八七・一六		トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	
	八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー	
	八七一六・三一	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八七一六・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八七一六・四〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八七一六・八〇	その他の車両	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第八九類		船舶及び浮き構造物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）			
第九〇類			
	九〇・〇一	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
		光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品	
九〇〇三・一一		フレーム	
		プラスチック製のもの	ＬＶＣ四十パーセント又

			は、ＣＴＳＨ
九〇〇三・一九		その他の材料製のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・〇五	双眼鏡、複眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	
九〇〇五・一〇		双眼鏡	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九〇〇五・八〇		その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせ	

	ん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	九〇〇六・一〇	
	製版に使用する種類の写真機		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	九〇〇六・三〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	インスタントプリントカメラ	九〇〇六・四〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の写真機		
	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	九〇〇六・五一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	九〇〇六・五二	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	九〇〇六・五三	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの	九〇〇六・五九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	写真用のせん光器具及びせん光電球		
	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	九〇〇六・六一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの	九〇〇六・六九	ＬＶＣ四十パーセント又

		九〇・〇七	は、ＣＴＳＨ
	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
	撮影機		
	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	九〇〇七・一一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他のもの	九〇〇七・一九	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	映写機	九〇〇七・二〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	九〇・〇八	
	スライド映写機	九〇〇八・一〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	九〇〇八・二〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の投影機	九〇〇八・三〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	九〇〇八・四〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処	九〇・一〇	

				除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
			九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡
			九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）
			九〇一三・八〇	その他の機器
		九〇・一四		
			九〇一四・一〇	羅針盤
				羅針盤その他の航行用機器
			九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
			九〇一四・八〇	その他の機器
		九〇・一五		
			九〇一五・一〇	測距儀
			九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀

			九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器
			九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ
			九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン
		九〇・一一		
			九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡
			九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）
			九〇一一・八〇	その他の顕微鏡
		九〇・一二		
			九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回析機器
		九〇・一三		

理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

				ＣＴＳＨ
				注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇一八・二二	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇一八・三二	金属製の管針及び縫合用の針
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇一八・三九	その他のもの
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二二	エックス線、アルファ線、ベータ線及びガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
				エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
			九〇二二・一二	コンピュータ断層撮影装置
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二二・一三	その他のもの（歯科用のものに限る。）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二二・一四	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二五・三〇	水準器
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二五・四〇	写真測量用機器
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二五・八〇	その他の機器
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・一七		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）
			九〇二七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			九〇二七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・一八	九〇二七・八〇	その他の機器
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）
			九〇二八・一〇	紫外線又は赤外線を使用する機器
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
			九〇二五・一一	液体封入のもの（直読式のものに限る。）
			九〇二五・一九	その他のもの
			九〇二五・八〇	その他の機器
		九〇二六		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）
			九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
			九〇二六・二〇	圧力の測定用又は検査用のもの
			九〇二六・八〇	その他の機器
		九〇・二七		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム
ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
			九〇二二・一九	その他の用途に供するもの
				アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
			九〇二二・二二	医療用又は獣医用のもの
			九〇二二・二九	その他の用途に供するもの
			九〇二二・三〇	エックス線管
		九〇・二四		硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）
			九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）
			九〇二四・八〇	その他の機器
		九〇・二五		ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品
ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

		九〇・二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二七・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	
		九〇・二八・一〇	ガス用計器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二八・二〇	液体用計器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二八・三〇	電気用計器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	
		九〇・二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		九〇・三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・二〇	オシロスコープ及びオシログラフ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・三〇	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器	ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・三一	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇・三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

			九〇三〇・四〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
				その他の機器
			九〇三〇・八二	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器
			九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）
			九〇三〇・八九	その他のもの
			九〇・三二	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
			九〇三二・一〇	釣合試験機
			九〇三二・二〇	テストベンチ
				その他の光学式機器
			九〇三二・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器
			九〇三二・四九	その他のもの

			九〇三一・八〇	その他の機器
		九〇・三二		自動調整機器
			九〇三二・一〇	サーモスタット
			九〇三二・二〇	マノスタット
				その他の機器
			九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの

			九〇三二・八九	その他のもの
		第九一類		時計及びその部分品
		九一・一一		携帯用時計のケース及びその部分品
			九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）
			九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）
			九一一一・八〇	その他のケース

			九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品
			九一一二・二〇	ケース
			九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品
			九一一三・九〇	その他のもの 注釈　携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品で、貴金属製若しくは貴金属を張った金属製のもの又は卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）を除く。

				第九四類
			九四・〇一	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
			九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け
			九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け
				腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品
				その他の腰掛け

				第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

			九四〇一・二〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）
			九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）
			九四〇一・五一	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け 竹製又はとう製のもの
			九四〇一・五九	その他のもの
				その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）

			九四〇一・六一	アップホルスターのもの
			九四〇一・六九	その他のもの
				その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）
			九四〇一・七一	アップホルスターのもの
			九四〇一・七九	その他のもの
			九四〇一・八〇	その他の腰掛け

				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ＣＣ
				ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				は、ＣＴＳＨ
		九四〇一・九〇	部分品	ＣＣ
		九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
		九四・〇三	その他の家具及びその部分品	
		九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・二〇	その他の金属製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・六〇	その他の木製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・七〇	プラスチック製家具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
		九四〇三・八一	竹製又はとう製のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四〇三・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	
		九四〇四・一〇	マットレスサポート	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
			マットレス	
		九四〇四・一一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	ＣＣ
		九四〇四・一九	その他の材料製のもの	ＣＣ
		九四〇四・二〇	寝袋	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
		九四〇四・九〇	その他のもの	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五

		三・〇九項から第三三・一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一一項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（布団に限る。）	ＣＴＨ（布団を除く。）
九四・〇五		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・一〇		シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

九四・〇六		プレハブ建築物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九四〇六・〇〇	第九六類	雑品	
九六・〇一		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	ＣＣ
九六〇二・〇〇		植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇三		ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇四	九六〇四・〇〇	手ふるい	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇五	九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ＣＣ
九六・〇六		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ

九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品			
九六・〇七・一一	スライドファスナー			
九六〇七・一一	卑金属製の務歯を取り付けたもの			
九六〇七・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
九六〇七・二〇	部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）			
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
九六一三・八〇	その他のライター	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈1　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防黴加工
(3) 防蚊加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工

(20)　植毛、フロック加工、電着加工
(21)　発泡なせん
(22)　液体アンモニア加工
(23)　マーセライズ加工
(24)　制菌加工
(25)　縮じゅう
(26)　モアレ仕上げ
(27)　透湿防水加工
(28)　はっ油加工
(29)　オーガンジ加工
(30)　減量加工
(31)　芳香加工
(32)　リラックス処理
(33)　リップル加工
(34)　シュライナ加工
(35)　せん毛、シャリング
(36)　防縮加工
(37)　ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38)　ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39)　ストレッチ加工
(40)　防ダニ加工
(41)　ＵＶカット加工
(42)　ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43)　吸水加工
(44)　防水加工
(45)　はっ水加工
(46)　ウェットデカタイジング
(47)　防風加工
(48)　針布起毛

注釈２　第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるＣＴＣに基づく規則を満たさなければならない。

附属書三　運用上の証明手続

第一規則　定義

この附属書の規定の適用上、「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。

第二規則　原産地証明書の発給

1　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給を行う他の団体（以下この附属書において「指定団体」という。）を指定することができる。

2　各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体がある場合には当該指定団体について、名称及び住所の一覧表並びに原産地証明書の発給に使用する署名の見本及び公印又は印章の図案の一覧表を他方の締約国に提供する。

3　2に規定する一覧表に記載されない署名を有する原産地証明書は、有効なものとしない。

4　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

5　原産地証明書は、その発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって4(b)に規定するものが、権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

6　5に規定する輸出者又は生産者が、原産地証明書の発給の後、産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の関係法令に従い、権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知する。

7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、6の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者が当該権限のある政府当局に当該原産地証明書を返却した場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

8　原産地証明書の様式及び内容については、英語で作成するものとし、この附属書の付録に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

第三規則　原産地証明書の提示

1　輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

(a)　有効な原産地証明書

(b)　輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）

2　課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。

3　輸入締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四規則　原産地証明書の有効性

1　原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体による発給の日から一年以内に、輸入締約国の税関当局に提出するものとする。

2　1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合において、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。

3　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用されるものとする。

第五規則　記録の保管

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を保管することを自国の法令に従って確保する。この協定の適用上、当該輸出者又は当該生産者は、当該原産地証明書の発給の日の後三年間、当該記録を保管するものとする。

2　各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後三年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産

品であることを証明するために提示されたすべての補助的な文書を含む。

第六規則　原産品であるか否かについての確認

1　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入され、及び関税上の特恵待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報をその要請の受領の日の後九十日以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、当該輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後九十日以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うことを妨げるものではない。

5　この規則及び第七規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

第七規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した追加の情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第八規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六規則2又は第七規則5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第七規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第六規則又は第七規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

3　第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第六規則の規定に従い当該輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後三十日以内又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問の最終日から六十日以内に行う。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第七規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通知する。産品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特恵待遇の停止は、解除される。

第九規則　秘密性

1　一方の締約国がこの附属書の規定に従って他方の締約国に対し情報を提供する場合において、当該情報が秘密のものとして指定されているときは、当該他方の締約国は、当該情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護し、及び当該一方の締約国が指定する目的のためにのみ使用するものとし、また、当該一方の締約国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報を開示してはならない。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の規定に基づく原産地証明書の確認のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用するものとする。

(b)　輸出締約国の書面による明示的な同意が得られない場合には、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第十規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置

各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適切な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

第十一規則　運用上の規則

合同委員会は、第百二十八条の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日に、運用上の規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係する当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

附属書三の付録　原産地証明書の必要的記載事項

1　証明番号

2　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名

3　輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名

4　輸送手段の詳細（船積日、荷揚港及び船舶の名称又は航空機の便名を含む。）（判明している場合）

5　記号、番号、包装の個数及び種類、統一システムの番号並びに品名

6　特恵の基準（例えば、ＷＯ、ＣＴＣ、ＬＶＣ、特定の製造又は加工作業が行われること、累積、僅少の非原産材料及び同一の又は交換可能な材料に関する情報）

7　重量又は他の数量（単位）

8　仕入書の番号及び日付

9　輸出者の申告（産品の原産国、輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、それらの者の代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。）

10　証明（原産地証明書の発給者の署名及び氏名又は名称、権限のある政府当局又はその指定団体の印章並びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。）

11　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四　金融サービス

第一節　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において、「金融サービスの提供」というときは、第五十八条(u)に規定するサービスの提供をいう。

2(a)　この附属書の規定の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(GG)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(HH)　資金媒介業

(II)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(JJ) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL) (AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B) 締約国の中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b) 第五十八条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第五十八条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d) 第五十八条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節　国内規制

1 第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2 第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節　承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百十九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

第五節　金融サービスに関する作業部会

1 第七十一条4の規定に従い設置される金融サービスに関する作業部会（以下この節において「作業部会」という。）は、次の事項に関する意見を交換する。

(a) 金融部門における技術の進歩によってもたらされる国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の

不確実な傾向に対応するための全般的な政策要件

(b) 一方の締約国の金融サービス提供者であって他方の締約国の区域内において業務を行うものに対する監督

(c) 両締約国の金融市場の革新

(d) 両締約国の金融市場の発展

(e) 金融サービスに関連するその他の事項

2 作業部会は、金融サービスに関する約束について交渉しない。

3 作業部会は、サービスの貿易に関する小委員会に対しその業務について報告する。

4 作業部会は、両締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であって現在又は将来の連絡経路を通じたものの機会を妨げてはならない。

5 作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員

(b) ベトナムについては、中央銀行及び財務省の代表者並びに適当な場合には関係省の代表者

附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一部　日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十八条(u)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲		(3) 研究及び開発に係る補助	

げるすべての分野				
				金については、約束しない。
				(4) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一））	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1)　制限しない。	
	(2)　業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。	
	(3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。	
	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。	
	(a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。
	(b)　法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
	(i)　裁判所その他の公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成	(3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。
	(ii)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。
	(iii)　公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス		
	(iv)　日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動		
	(b)　サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者とし		
	(3)(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。		
	(b)　「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。		
	(c)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。		
	(d)　国際仲裁における代理を認める。		

て日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。		
サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。 法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。 (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。 (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。		
(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。
	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
	(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。
	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。

	る。	
	(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
	(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。	(1) 制限しない。
	注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
	(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九）	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。	(1) 制限しない。
	注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
	(2) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
	(4) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。
	(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。
	(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス	(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。	(1) 制限しない。
	注　日本国の法律による	

（ＣＰＣ八六一＊＊）	土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
	(2)　サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。
(b)　会計、監査及び簿記のサービス （ＣＰＣ八六二）	(1)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1)　制限しない。
	(3)　サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。 (4)　制限しない。
(c)　税務サービス （ＣＰＣ八六三）	(1)　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1)　制限しない。
	(4)　制限しない。	(4)　制限しない。

るものをいう。		
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。		
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。	
(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	(4) 制限しない。	
(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。		

(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス （ＣＰＣ八六七一二、八六七一三、八六七一四（注）） （ＣＰＣ八六七二二、八六七二四（注）、八六七二五（注）、八六七二七（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス （ＣＰＣ八六七二） （ＣＰＣ八六七三（注）） （ＣＰＣ八六七四二（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。	(1) 制限しない（注）。 (2) 制限しない（注）。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない（注）。 注　サービスが日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

（ＣＰＣ八六七二（注）） （ＣＰＣ八六七三（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス （ＣＰＣ八六七二一（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注）） （ＣＰＣ八六七四一、八六七四二（注）） （ＣＰＣ八六七六一（注）） （ＣＰＣ八六七五一（注）） （ＣＰＣ八六七六二（注）） （ＣＰＣ八六七六三（注）） （ＣＰＣ八六七六四（注）） （ＣＰＣ八六七六五（注）） （ＣＰＣ八六七六六（注）） （ＣＰＣ八六七六七（注）） （ＣＰＣ八六七六八（注）） （ＣＰＣ八六七六九（注）） （ＣＰＣ八六七七一（注）） （ＣＰＣ八六七七二（注）） （ＣＰＣ八六七七三（注）） （ＣＰＣ八六七七四（注）） （ＣＰＣ八六七七五（注）） （ＣＰＣ八六七七六（注）） （ＣＰＣ八六七七七（注）） （ＣＰＣ八六七七八（注）） （ＣＰＣ八六七七九（注）） （ＣＰＣ八六七八一（注）） （ＣＰＣ八六七八二（注）） （ＣＰＣ八六七八三（注）） （ＣＰＣ八六七八四（注）） （ＣＰＣ八六七八五（注）） （ＣＰＣ八六七八六（注）） （ＣＰＣ八六七八七（注）） （ＣＰＣ八六七八八（注）） （ＣＰＣ八六七八九（注）） （ＣＰＣ八六七九一（注）） （ＣＰＣ八六七九二（注）） （ＣＰＣ八六七九三（注）） （ＣＰＣ八六七九四（注）） （ＣＰＣ八六七九五（注）） （ＣＰＣ八六七九六（注）） （ＣＰＣ八六七九七（注）） （ＣＰＣ八六七九八（注）） （ＣＰＣ八六七九九（注）） （ＣＰＣ八六八一一（注）） （ＣＰＣ八六八一二（注）） （ＣＰＣ八六八一三（注）） （ＣＰＣ八六八一四（注）） （ＣＰＣ八六八一五（注）） （ＣＰＣ八六八一六（注）） （ＣＰＣ八六八一七（注）） （ＣＰＣ八六八一八（注）） （ＣＰＣ八六八一九（注）） （ＣＰＣ八六八二一（注）） （ＣＰＣ八六八二二（注）） （ＣＰＣ八六八二三（注）） （ＣＰＣ八六八二四（注）） （ＣＰＣ八六八二五（注）） （ＣＰＣ八六八二六（注）） （ＣＰＣ八六八二七（注）） （ＣＰＣ八六八二八（注）） （ＣＰＣ八六八二九（注）） （ＣＰＣ八六八三一（注）） （ＣＰＣ八六八三二（注）） （ＣＰＣ八六八三三（注）） （ＣＰＣ八六八三四（注）） （ＣＰＣ八六八三五（注）） （ＣＰＣ八六八三六（注）） （ＣＰＣ八六八三七（注）） （ＣＰＣ八六八三八（注）） （ＣＰＣ八六八三九（注）） （ＣＰＣ八六八四一（注）） （ＣＰＣ八六八四二（注）） （ＣＰＣ八六八四三（注）） （ＣＰＣ八六八四四（注）） （ＣＰＣ八六八四五（注）） （ＣＰＣ八六八四六（注）） （ＣＰＣ八六八四七（注）） （ＣＰＣ八六八四八（注）） （ＣＰＣ八六八四九（注）） （ＣＰＣ八六八五一（注）） （ＣＰＣ八六八五二（注）） （ＣＰＣ八六八五三（注）） （ＣＰＣ八六八五四（注）） （ＣＰＣ八六八五五（注）） （ＣＰＣ八六八五六（注）） （ＣＰＣ八六八五七（注）） （ＣＰＣ八六八五八（注）） （ＣＰＣ八六八五九（注）） （ＣＰＣ八六八六一（注）） （ＣＰＣ八六八六二（注）） （ＣＰＣ八六八六三（注）） （ＣＰＣ八六八六四（注）） （ＣＰＣ八六八六五（注）） （ＣＰＣ八六八六六（注）） （ＣＰＣ八六八六七（注）） （ＣＰＣ八六八六八（注）） （ＣＰＣ八六八六九（注）） （ＣＰＣ八六八七一（注）） （ＣＰＣ八六八七二（注）） （ＣＰＣ八六八七三（注）） （ＣＰＣ八六八七四（注）） （ＣＰＣ八六八七五（注）） （ＣＰＣ八六八七六（注）） （ＣＰＣ八六八七七（注）） （ＣＰＣ八六八七八（注）） （ＣＰＣ八六八七九（注）） （ＣＰＣ八六八八一（注）） （ＣＰＣ八六八八二（注）） （ＣＰＣ八六八八三（注）） （ＣＰＣ八六八八四（注）） （ＣＰＣ八六八八五（注）） （ＣＰＣ八六八八六（注）） （ＣＰＣ八六八八七（注）） （ＣＰＣ八六八八八（注）） （ＣＰＣ八六八八九（注）） （ＣＰＣ八六八九一（注）） （ＣＰＣ八六八九二（注）） （ＣＰＣ八六八九三（注）） （ＣＰＣ八六八九四（注）） （ＣＰＣ八六八九五（注）） （ＣＰＣ八六八九六（注）） （ＣＰＣ八六八九七（注）） （ＣＰＣ八六八九八（注）） （ＣＰＣ八六八九九（注）） （ＣＰＣ八六九一一（注）） （ＣＰＣ八六九一二（注）） （ＣＰＣ八六九一三（注）） （ＣＰＣ八六九一四（注）） （ＣＰＣ八六九一五（注）） （ＣＰＣ八六九一六（注）） （ＣＰＣ八六九一七（注）） （ＣＰＣ八六九一八（注）） （ＣＰＣ八六九一九（注）） （ＣＰＣ八六九二一（注）） （ＣＰＣ八六九二二（注）） （ＣＰＣ八六九二三（注）） （ＣＰＣ八六九二四（注）） （ＣＰＣ八六九二五（注）） （ＣＰＣ八六九二六（注）） （ＣＰＣ八六九二七（注）） （ＣＰＣ八六九二八（注）） （ＣＰＣ八六九二九（注）） （ＣＰＣ八六九三一（注）） （ＣＰＣ八六九三二（注）） （ＣＰＣ八六九三三（注）） （ＣＰＣ八六九三四（注）） （ＣＰＣ八六九三五（注）） （ＣＰＣ八六九三六（注）） （ＣＰＣ八六九三七（注）） （ＣＰＣ八六九三八（注）） （ＣＰＣ八六九三九（注）） （ＣＰＣ八六九四一（注）） （ＣＰＣ八六九四二（注）） （ＣＰＣ八六九四三（注）） （ＣＰＣ八六九四四（注）） （ＣＰＣ八六九四五（注）） （ＣＰＣ八六九四六（注）） （ＣＰＣ八六九四七（注）） （ＣＰＣ八六九四八（注）） （ＣＰＣ八六九四九（注）） （ＣＰＣ八六九五一（注）） （ＣＰＣ八六九五二（注）） （ＣＰＣ八六九五三（注）） （ＣＰＣ八六九五四（注）） （ＣＰＣ八六九五五（注）） （ＣＰＣ八六九五六（注）） （ＣＰＣ八六九五七（注）） （ＣＰＣ八六九五八（注）） （ＣＰＣ八六九五九（注）） （ＣＰＣ八六九六一（注）） （ＣＰＣ八六九六二（注）） （ＣＰＣ八六九六三（注）） （ＣＰＣ八六九六四（注）） （ＣＰＣ八六九六五（注）） （ＣＰＣ八六九六六（注）） （ＣＰＣ八六九六七（注）） （ＣＰＣ八六九六八（注）） （ＣＰＣ八六九六九（注）） （ＣＰＣ八六九七一（注）） （ＣＰＣ八六九七二（注）） （ＣＰＣ八六九七三（注）） （ＣＰＣ八六九七四（注）） （ＣＰＣ八六九七五（注）） （ＣＰＣ八六九七六（注）） （ＣＰＣ八六九七七（注）） （ＣＰＣ八六九七八（注）） （ＣＰＣ八六九七九（注）） （ＣＰＣ八六九八一（注）） （ＣＰＣ八六九八二（注）） （ＣＰＣ八六九八三（注）） （ＣＰＣ八六九八四（注）） （ＣＰＣ八六九八五（注）） （ＣＰＣ八六九八六（注）） （ＣＰＣ八六九八七（注）） （ＣＰＣ八六九八八（注）） （ＣＰＣ八六九八九（注）） （ＣＰＣ八六九九一（注）） （ＣＰＣ八六九九二（注）） （ＣＰＣ八六九九三（注）） （ＣＰＣ八六九九四（注）） （ＣＰＣ八六九九五（注）） （ＣＰＣ八六九九六（注）） （ＣＰＣ八六九九七（注）） （ＣＰＣ八六九九八（注）） （ＣＰＣ八六九九九（注）） （ＣＰＣ八七一一一（注）） （ＣＰＣ八七一一二（注）） （ＣＰＣ八七一一三（注）） （ＣＰＣ八七一一四（注）） （ＣＰＣ八七一一五（注）） （ＣＰＣ八七一一六（注）） （ＣＰＣ八七一一七（注）） （ＣＰＣ八七一一八（注）） （ＣＰＣ八七一一九（注）） （ＣＰＣ八七一二一（注）） （ＣＰＣ八七一二二（注）） （ＣＰＣ八七一二三（注）） （ＣＰＣ八七一二四（注）） （ＣＰＣ八七一二五（注）） （ＣＰＣ八七一二六（注）） （ＣＰＣ八七一二七（注）） （ＣＰＣ八七一二八（注）） （ＣＰＣ八七一二九（注）） （ＣＰＣ八七一三一（注）） （ＣＰＣ八七一三二（注）） （ＣＰＣ八七一三三（注）） （ＣＰＣ八七一三四（注）） （ＣＰＣ八七一三五（注）） （ＣＰＣ八七一三六（注）） （ＣＰＣ八七一三七（注）） （ＣＰＣ八七一三八（注）） （ＣＰＣ八七一三九（注）） （ＣＰＣ八七一四一（注）） （ＣＰＣ八七一四二（注）） （ＣＰＣ八七一四三（注）） （ＣＰＣ八七一四四（注）） （ＣＰＣ八七一四五（注）） （ＣＰＣ八七一四六（注）） （ＣＰＣ八七一四七（注）） （ＣＰＣ八七一四八（注）） （ＣＰＣ八七一四九（注）） （ＣＰＣ八七一五一（注）） （ＣＰＣ八七一五二（注）） （ＣＰＣ八七一五三（注）） （ＣＰＣ八七一五四（注）） （ＣＰＣ八七一五五（注）） （ＣＰＣ八七一五六（注）） （ＣＰＣ八七一五七（注）） （ＣＰＣ八七一五八（注）） （ＣＰＣ八七一五九（注）） （ＣＰＣ八七一六一（注）） （ＣＰＣ八七一六二（注）） （ＣＰＣ八七一六三（注）） （ＣＰＣ八七一六四（注）） （ＣＰＣ八七一六五（注）） （ＣＰＣ八七一六六（注）） （ＣＰＣ八七一六七（注）） （ＣＰＣ八七一六八（注）） （ＣＰＣ八七一六九（注）） （ＣＰＣ八七一七一（注）） （ＣＰＣ八七一七二（注）） （ＣＰＣ八七一七三（注）） （ＣＰＣ八七一七四（注）） （ＣＰＣ八七一七五（注）） （ＣＰＣ八七一七六（注）） （ＣＰＣ八七一七七（注）） （ＣＰＣ八七一七八（注）） （ＣＰＣ八七一七九（注）） （ＣＰＣ八七一八一（注）） （ＣＰＣ八七一八二（注）） （ＣＰＣ八七一八三（注）） （ＣＰＣ八七一八四（注）） （ＣＰＣ八七一八五（注）） （ＣＰＣ八七一八六（注）） （ＣＰＣ八七一八七（注）） （ＣＰＣ八七一八八（注）） （ＣＰＣ八七一八九（注）） （ＣＰＣ八七一九一（注）） （ＣＰＣ八七一九二（注）） （ＣＰＣ八七一九三（注）） （ＣＰＣ八七一九四（注）） （ＣＰＣ八七一九五（注）） （ＣＰＣ八七一九六（注）） （ＣＰＣ八七一九七（注）） （ＣＰＣ八七一九八（注）） （ＣＰＣ八七一九九（注）） （ＣＰＣ八七二一一（注）） （ＣＰＣ八七二一二（注）） （ＣＰＣ八七二一三（注）） （ＣＰＣ八七二一四（注）） （ＣＰＣ八七二一五（注）） （ＣＰＣ八七二一六（注）） （ＣＰＣ八七二一七（注）） （ＣＰＣ八七二一八（注）） （ＣＰＣ八七二一九（注）） （ＣＰＣ八七二二一（注）） （ＣＰＣ八七二二二（注）） （ＣＰＣ八七二二三（注）） （ＣＰＣ八七二二四（注）） （ＣＰＣ八七二二五（注）） （ＣＰＣ八七二二六（注）） （ＣＰＣ八七二二七（注）） （ＣＰＣ八七二二八（注）） （ＣＰＣ八七二二九（注）） （ＣＰＣ八七二三一（注）） （ＣＰＣ八七二三二（注）） （ＣＰＣ八七二三三（注）） （ＣＰＣ八七二三四（注）） （ＣＰＣ八七二三五（注）） （ＣＰＣ八七二三六（注）） （ＣＰＣ八七二三七（注）） （ＣＰＣ八七二三八（注）） （ＣＰＣ八七二三九（注）） （ＣＰＣ八七二四一（注）） （ＣＰＣ八七二四二（注）） （ＣＰＣ八七二四三（注）） （ＣＰＣ八七二四四（注）） （ＣＰＣ八七二四五（注）） （ＣＰＣ八七二四六（注）） （ＣＰＣ八七二四七（注）） （ＣＰＣ八七二四八（注）） （ＣＰＣ八七二四九（注）） （ＣＰＣ八七二五一（注）） （ＣＰＣ八七二五二（注）） （ＣＰＣ八七二五三（注）） （ＣＰＣ八七二五四（注）） （ＣＰＣ八七二五五（注）） （ＣＰＣ八七二五六（注）） （ＣＰＣ八七二五七（注）） （ＣＰＣ八七二五八（注）） （ＣＰＣ八七二五九（注）） （ＣＰＣ八七二六一（注）） （ＣＰＣ八七二六二（注）） （ＣＰＣ八七二六三（注）） （ＣＰＣ八七二六四（注）） （ＣＰＣ八七二六五（注）） （ＣＰＣ八七二六六（注）） （ＣＰＣ八七二六七（注）） （ＣＰＣ八七二六八（注）） （ＣＰＣ八七二六九（注）） （ＣＰＣ八七二七一（注）） （ＣＰＣ八七二七二（注）） （ＣＰＣ八七二七三（注）） （ＣＰＣ八七二七四（注）） （ＣＰＣ八七二七五（注）） （ＣＰＣ八七二七六（注）） （ＣＰＣ八七二七七（注）） （ＣＰＣ八七二七八（注）） （ＣＰＣ八七二七九（注）） （ＣＰＣ八七二八一（注）） （ＣＰＣ八七二八二（注）） （ＣＰＣ八七二八三（注）） （ＣＰＣ八七二八四（注）） （ＣＰＣ八七二八五（注）） （ＣＰＣ八七二八六（注）） （ＣＰＣ八七二八七（注）） （ＣＰＣ八七二八八（注）） （ＣＰＣ八七二八九（注）） （ＣＰＣ八七二九一（注）） （ＣＰＣ八七二九二（注）） （ＣＰＣ八七二九三（注）） （ＣＰＣ八七二九四（注）） （ＣＰＣ八七二九五（注）） （ＣＰＣ八七二九六（注）） （ＣＰＣ八七二九七（注）） （ＣＰＣ八七二九八（注）） （ＣＰＣ八七二九九（注）） （ＣＰＣ八七三一一（注）） （ＣＰＣ八七三一二（注）） （ＣＰＣ八七三一三（注）） （ＣＰＣ八七三一四（注）） （ＣＰＣ八七三一五（注）） （ＣＰＣ八七三一六（注）） （ＣＰＣ八七三一七（注）） （ＣＰＣ八七三一八（注）） （ＣＰＣ八七三一九（注）） （ＣＰＣ八七三二一（注）） （ＣＰＣ八七三二二（注）） （ＣＰＣ八七三二三（注）） （ＣＰＣ八七三二四（注）） （ＣＰＣ八七三二五（注）） （ＣＰＣ八七三二六（注）） （ＣＰＣ八七三二七（注）） （ＣＰＣ八七三二八（注）） （ＣＰＣ八七三二九（注）） （ＣＰＣ八七三三一（注）） （ＣＰＣ八七三三二（注）） （ＣＰＣ八七三三三（注）） （ＣＰＣ八七三三四（注）） （ＣＰＣ八七三三五（注）） （ＣＰＣ八七三三六（注）） （ＣＰＣ八七三三七（注）） （ＣＰＣ八七三三八（注）） （ＣＰＣ八七三三九（注）） （ＣＰＣ八七三四一（注）） （ＣＰＣ八七三四二（注）） （ＣＰＣ八七三四三（注）） （ＣＰＣ八七三四四（注）） （ＣＰＣ八七三四五（注）） （ＣＰＣ八七三四六（注）） （ＣＰＣ八七三四七（注）） （ＣＰＣ八七三四八（注）） （ＣＰＣ八七三四九（注）） （ＣＰＣ八七三五一（注）） （ＣＰＣ八七三五二（注）） （ＣＰＣ八七三五三（注）） （ＣＰＣ八七三五四（注）） （ＣＰＣ八七三五五（注）） （ＣＰＣ八七三五六（注）） （ＣＰＣ八七三五七（注）） （ＣＰＣ八七三五八（注）） （ＣＰＣ八七三五九（注）） （ＣＰＣ八七三六一（注）） （ＣＰＣ八七三六二（注）） （ＣＰＣ八七三六三（注）） （ＣＰＣ八七三六四（注）） （ＣＰＣ八七三六五（注）） （ＣＰＣ八七三六六（注）） （ＣＰＣ八七三六七（注）） （ＣＰＣ八七三六八（注）） （ＣＰＣ八七三六九（注）） （ＣＰＣ八七三七一（注）） （ＣＰＣ八七三七二（注）） （ＣＰＣ八七三七三（注）） （ＣＰＣ八七三七四（注）） （ＣＰＣ八七三七五（注）） （ＣＰＣ八七三七六（注）） （ＣＰＣ八七三七七（注）） （ＣＰＣ八七三七八（注）） （ＣＰＣ八七三七九（注）） （ＣＰＣ八七三八一（注）） （ＣＰＣ八七三八二（注）） （ＣＰＣ八七三八三（注）） （ＣＰＣ八七三八四（注）） （ＣＰＣ八七三八五（注）） （ＣＰＣ八七三八六（注）） （ＣＰＣ八七三八七（注）） （ＣＰＣ八七三八八（注）） （ＣＰＣ八七三八九（注）） （ＣＰＣ八七三九一（注）） （ＣＰＣ八七三九二（注）） （ＣＰＣ八七三九三（注）） （ＣＰＣ八七三九四（注）） （ＣＰＣ八七三九五（注）） （ＣＰＣ八七三九六（注）） （ＣＰＣ八七三九七（注）） （ＣＰＣ八七三九八（注）） （ＣＰＣ八七三九九（注）） （ＣＰＣ八七四一一（注）） （ＣＰＣ八七四一二（注）） （ＣＰＣ八七四一三（注）） （ＣＰＣ八七四一四（注）） （ＣＰＣ八七四一五（注）） （ＣＰＣ八七四一六（注）） （ＣＰＣ八七四一七（注）） （ＣＰＣ八七四一八（注）） （ＣＰＣ八七四一九（注）） （ＣＰＣ八七四二一（注）） （ＣＰＣ八七四二二（注）） （ＣＰＣ八七四二三（注）） （ＣＰＣ八七四二四（注）） （ＣＰＣ八七四二五（注）） （ＣＰＣ八七四二六（注）） （ＣＰＣ八七四二七（注）） （ＣＰＣ八七四二八（注）） （ＣＰＣ八七四二九（注）） （ＣＰＣ八七四三一（注）） （ＣＰＣ八七四三二（注）） （ＣＰＣ八七四三三（注）） （ＣＰＣ八七四三四（注）） （ＣＰＣ八七四三五（注）） （ＣＰＣ八七四三六（注）） （ＣＰＣ八七四三七（注）） （ＣＰＣ八七四三八（注）） （ＣＰＣ八七四三九（注）） （ＣＰＣ八七四四一（注）） （ＣＰＣ八七四四二（注）） （ＣＰＣ八七四四三（注）） （ＣＰＣ八七四四四（注）） （ＣＰＣ八七四四五（注）） （ＣＰＣ八七四四六（注）） （ＣＰＣ八七四四七（注）） （ＣＰＣ八七四四八（注）） （ＣＰＣ八七四四九（注）） （ＣＰＣ八七四五一（注）） （ＣＰＣ八七四五二（注）） （ＣＰＣ八七四五三（注）） （ＣＰＣ八七四五四（注）） （ＣＰＣ八七四五五（注）） （ＣＰＣ八七四五六（注）） （ＣＰＣ八七四五七（注）） （ＣＰＣ八七四五八（注）） （ＣＰＣ八七四五九（注）） （ＣＰＣ八七四六一（注）） （ＣＰＣ八七四六二（注）） （ＣＰＣ八七四六三（注）） （ＣＰＣ八七四六四（注）） （ＣＰＣ八七四六五（注）） （ＣＰＣ八七四六六（注）） （ＣＰＣ八七四六七（注）） （ＣＰＣ八七四六八（注）） （ＣＰＣ八七四六九（注）） （ＣＰＣ八七四七一（注）） （ＣＰＣ八七四七二（注）） （ＣＰＣ八七四七三（注）） （ＣＰＣ八七四七四（注）） （ＣＰＣ八七四七五（注）） （ＣＰＣ八七四七六（注）） （ＣＰＣ八七四七七（注）） （ＣＰＣ八七四七八（注）） （ＣＰＣ八七四七九（注）） （ＣＰＣ八七四八一（注）） （ＣＰＣ八七四八二（注）） （ＣＰＣ八七四八三（注）） （ＣＰＣ八七四八四（注）） （ＣＰＣ八七四八五（注）） （ＣＰＣ八七四八六（注）） （ＣＰＣ八七四八七（注）） （ＣＰＣ八七四八八（注）） （ＣＰＣ八七四八九（注）） （ＣＰＣ八七四九一（注）） （ＣＰＣ八七四九二（注）） （ＣＰＣ八七四九三（注）） （ＣＰＣ八七四九四（注）） （ＣＰＣ八七四九五（注）） （ＣＰＣ八七四九六（注）） （ＣＰＣ八七四九七（注）） （ＣＰＣ八七四九八（注）） （ＣＰＣ八七四九九（注）） （ＣＰＣ八七五一一（注）） （ＣＰＣ八七五一二（注）） （ＣＰＣ八七五一三（注）） （ＣＰＣ八七五一四（注）） （ＣＰＣ八七五一五（注）） （ＣＰＣ八七五一六（注）） （ＣＰＣ八七五一七（注）） （ＣＰＣ八七五一八（注）） （ＣＰＣ八七五一九（注）） （ＣＰＣ八七五二一（注）） （ＣＰＣ八七五二二（注）） （ＣＰＣ八七五二三（注）） （ＣＰＣ八七五二四（注）） （ＣＰＣ八七五二五（注）） （ＣＰＣ八七五二六（注）） （ＣＰＣ八七五二七（注）） （ＣＰＣ八七五二八（注）） （ＣＰＣ八七五二九（注）） （ＣＰＣ八七五三一（注）） （ＣＰＣ八七五三二（注）） （ＣＰＣ八七五三三（注）） （ＣＰＣ八七五三四（注）） （ＣＰＣ八七五三五（注）） （ＣＰＣ八七五三六（注）） （ＣＰＣ八七五三七（注）） （ＣＰＣ八七五三八（注）） （ＣＰＣ八七五三九（注）） （ＣＰＣ八七五四一（注）） （ＣＰＣ八七五四二（注）） （ＣＰＣ八七五四三（注）） （ＣＰＣ八七五四四（注）） （ＣＰＣ八七五四五（注）） （ＣＰＣ八七五四六（注）） （ＣＰＣ八七五四七（注）） （ＣＰＣ八七五四八（注）） （ＣＰＣ八七五四九（注）） （ＣＰＣ八七五五一（注）） （ＣＰＣ八七五五二（注）） （ＣＰＣ八七五五三（注）） （ＣＰＣ八七五五四（注）） （ＣＰＣ八七五五五（注）） （ＣＰＣ八七五五六（注）） （ＣＰＣ八七五五七（注）） （ＣＰＣ八七五五八（注）） （ＣＰＣ八七五五九（注）） （ＣＰＣ八七五六一（注）） （ＣＰＣ八七五六二（注）） （ＣＰＣ八七五六三（注）） （ＣＰＣ八七五六四（注）） （ＣＰＣ八七五六五（注）） （ＣＰＣ八七五六六（注）） （ＣＰＣ八七五六七（注）） （ＣＰＣ八七五六八（注）） （ＣＰＣ八七五六九（注）） （ＣＰＣ八七五七一（注）） （ＣＰＣ八七五七二（注）） （ＣＰＣ八七五七三（注）） （ＣＰＣ八七五七四（注）） （ＣＰＣ八七五七五（注）） （ＣＰＣ八七五七六（注）） （ＣＰＣ八七五七七（注）） （ＣＰＣ八七五七八（注）） （ＣＰＣ八七五七九（注）） （ＣＰＣ八七五八一（注）） （ＣＰＣ八七五八二（注）） （ＣＰＣ八七五八三（注）） （ＣＰＣ八七五八四（注）） （ＣＰＣ八七五八五（注）） （ＣＰＣ八七五八六（注）） （ＣＰＣ八七五八七（注）） （ＣＰＣ八七五八八（注）） （ＣＰＣ八七五八九（注）） （ＣＰＣ八七五九一（注）） （ＣＰＣ八七五九二（注）） （ＣＰＣ八七五九三（注）） （ＣＰＣ八七五九四（注）） （ＣＰＣ八七五九五（注）） （ＣＰＣ八七五九六（注）） （ＣＰＣ八七五九七（注）） （ＣＰＣ八七五九八（注）） （ＣＰＣ八七五九九（注）） （ＣＰＣ八七六一一（注）） （ＣＰＣ八七六一二（注）） （ＣＰＣ八七六一三（注）） （ＣＰＣ八七六一四（注）） （ＣＰＣ八七六一五（注）） （ＣＰＣ八七六一六（注）） （ＣＰＣ八七六一七（注）） （ＣＰＣ八七六一八（注）） （ＣＰＣ八七六一九（注）） （ＣＰＣ八七六二一（注）） （ＣＰＣ八七六二二（注）） （ＣＰＣ八七六二三（注）） （ＣＰＣ八七六二四（注）） （ＣＰＣ八七六二五（注）） （ＣＰＣ八七六二六（注）） （ＣＰＣ八七六二七（注）） （ＣＰＣ八七六二八（注）） （ＣＰＣ八七六二九（注）） （ＣＰＣ八七六三一（注）） （ＣＰＣ八七六三二（注）） （ＣＰＣ八七六三三（注）） （ＣＰＣ八七六三四（注）） （ＣＰＣ八七六三五（注）） （ＣＰＣ八七六三六（注）） （ＣＰＣ八七六三七（注）） （ＣＰＣ八七六三八（注）） （ＣＰＣ八七六三九（注）） （ＣＰＣ八七六四一（注）） （ＣＰＣ八七六四二（注）） （ＣＰＣ八七六四三（注）） （ＣＰＣ八七六四四（注）） （ＣＰＣ八七六四五（注）） （ＣＰＣ八七六四六（注）） （ＣＰＣ八七六四七（注）） （ＣＰＣ八七六四八（注）） （ＣＰＣ八七六四九（注）） （ＣＰＣ八七六五一（注）） （ＣＰＣ八七六五二（注）） （ＣＰＣ八七六五三（注）） （ＣＰＣ八七六五四（注）） （ＣＰＣ八七六五五（注）） （ＣＰＣ八七六五六（注）） （ＣＰＣ八七六五七（注）） （ＣＰＣ八七六五八（注）） （ＣＰＣ八七六五九（注）） （ＣＰＣ八七六六一（注）） （ＣＰＣ八七六六二（注）） （ＣＰＣ八七六六三（注）） （ＣＰＣ八七六六四（注）） （ＣＰＣ八七六六五（注）） （ＣＰＣ八七六六六（注）） （ＣＰＣ八七六六七（注）） （ＣＰＣ八七六六八（注）） （ＣＰＣ八七六六九（注）） （ＣＰＣ八七六七一（注）） （ＣＰＣ八七六七二（注）） （ＣＰＣ八七六七三（注）） （ＣＰＣ八七六七四（注）） （ＣＰＣ八七六七五（注）） （ＣＰＣ八七六七六（注）） （ＣＰＣ八七六七七（注）） （ＣＰＣ八七六七八（注）） （ＣＰＣ八七六七九（注）） （ＣＰＣ八七六八一（注）） （ＣＰＣ八七六八二（注）） （ＣＰＣ八七六八三（注）） （ＣＰＣ八七六八四（注）） （ＣＰＣ八七六八五（注）） （ＣＰＣ八七六八六（注）） （ＣＰＣ八七六八七（注）） （ＣＰＣ八七六八八（注）） （ＣＰＣ八七六八九（注）） （ＣＰＣ八七六九一（注）） （ＣＰＣ八七六九二（注）） （ＣＰＣ八七六九三（注）） （ＣＰＣ八七六九四（注）） （ＣＰＣ八七六九五（注）） （ＣＰＣ八七六九六（注）） （ＣＰＣ八七六九七（注）） （ＣＰＣ八七六九八（注）） （ＣＰＣ八七六九九（注）） （ＣＰＣ八七七一一（注）） （ＣＰＣ八七七一二（注）） （ＣＰＣ八七七一三（注）） （ＣＰＣ八七七一四（注）） （ＣＰＣ八七七一五（注）） （ＣＰＣ八七七一六（注）） （ＣＰＣ八七七一七（注）） （ＣＰＣ八七七一八（注）） （ＣＰＣ八七七一九（注）） （ＣＰＣ八七七二一（注）） （ＣＰＣ八七七二二（注）） （ＣＰＣ八七七二三（注）） （ＣＰＣ八七七二四（注）） （ＣＰＣ八七七二五（注）） （ＣＰＣ八七七二六（注）） （ＣＰＣ八七七二七（注）） （ＣＰＣ八七七二八（注）） （ＣＰＣ八七七二九（注）） （ＣＰＣ八七七三一（注）） （ＣＰＣ八七七三二（注）） （ＣＰＣ八七七三三（注）） （ＣＰＣ八七七三四（注）） （ＣＰＣ八七七三五（注）） （ＣＰＣ八七七三六（注）） （ＣＰＣ八七七三七（注）） （ＣＰＣ八七七三八（注）） （ＣＰＣ八七七三九（注）） （ＣＰＣ八七七四一（注）） （ＣＰＣ八七七四二（注）） （ＣＰＣ八七七四三（注）） （ＣＰＣ八七七四四（注）） （ＣＰＣ八七七四五（注）） （ＣＰＣ八七七四六（注）） （ＣＰＣ八七七四七（注）） （ＣＰＣ八七七四八（注）） （ＣＰＣ八七七四九（注）） （ＣＰＣ八七七五一（注）） （ＣＰＣ八七七五二（注）） （ＣＰＣ八七七五三（注）） （ＣＰＣ八七七五四（注）） （ＣＰＣ八七七五五（注）） （ＣＰＣ八七七五六（注）） （ＣＰＣ八七七五七（注）） （ＣＰＣ八七七五八（注）） （ＣＰＣ八七七五九（注）） （ＣＰＣ八七七六一（注）） （ＣＰＣ八七七六二（注）） （ＣＰＣ八七七六三（注）） （ＣＰＣ八七七六四（注）） （ＣＰＣ八七七六五（注）） （ＣＰＣ八七七六六（注）） （ＣＰＣ八七七六七

（注）、八六七五二 （注） 注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。			
(g)　都市計画及び景観設計サービス （ＣＰＣ八六七四 （注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。		
B　電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。） （ＣＰＣ八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。
C　研究及び開発のサービス (b)　社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス （ＣＰＣ八五二）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
D　不動産に係るサービス (a)　所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス （ＣＰＣ八二一）	(1)　業務上の拠点が必要である。 (2)　業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

(a)　所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス （ＣＰＣ八二一）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(b)　報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス （ＣＰＣ八二二）	(1)　業務上の拠点が必要である。 (2)　業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(b)　報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス （ＣＰＣ八二二）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
E　運転者を伴わない賃貸サービス (a)　船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （ＣＰＣ八三一〇三） 注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a)　日本国民 (b)　日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　内航船舶貸渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。 (4)　制限しない。	

が日本国籍を有するもの			
(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇六－八三一〇九）（ＣＰＣ八三二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
Ｆ　その他の実務サービス			
(a) 広告サービス（ＣＰＣ八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（ＣＰＣ八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(c) 経営相談サービス（ＣＰＣ八六五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d) 経営相談に関連するサービス（ＣＰＣ八六六〇一、八六六〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（ＣＰＣ八六七六＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六三＊＊） (a) 特定計量器の定期検査のサービス (b) 特定計量器の検定のサービス (c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス (e) 特定計量証明事業者に対する認定 (f) 計量器の校正等のサービス	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

定めていない。） （ＣＰＣ八七二〇一、八七二〇二）	(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
		(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

	(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務） （ＣＰＣ八七二〇三、八七二〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(1) 調査サービス （ＣＰＣ八七三〇一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） （ＣＰＣ八六七五一、八六七五二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(m) 日本国内の土地の測量サービス （ＣＰＣ八六七五三、八六七五四） 注1　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注2　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助し実施するものをいう。	(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することな

く実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。			
(m) 日本国外の土地の測量サービス（ＣＰＣ八六七五三、八六七五四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（ＣＰＣ六三三、八八六一－八八六六）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(o) 建築物の清掃サービス（ＣＰＣ八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(p) 写真サービス（ＣＰＣ八七五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(q) こん包サービス（ＣＰＣ八七六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(r) 印刷及び出版のサービス（ＣＰＣ八八四四二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(s) 会議サービス（ＣＰＣ八七九〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	

(t) 電話応答のサービス（ＣＰＣ八七九〇三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(t) 複写のサービス（ＣＰＣ八七九〇四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(t) 翻訳及び通訳のサービス（ＣＰＣ八七九〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（ＣＰＣ八七九〇六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	
(t) 専門デザイン・サービス（ＣＰＣ八七九〇七）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。
2 通信サービス A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注） 注 郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達以外の郵便又はクーリエ・サー			

ビスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11　運送サービス」参照） 特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス 特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a)　その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b)　差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c)　その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
C　電気通信サービス 基本電気通信サービス (a)　音声電話サービス （ＣＰＣ七五二一一） (b)　パケット交換データ伝送サービス （ＣＰＣ七五二二＊＊） (c)　回線交換データ伝送サービス （ＣＰＣ七五二三＊＊） 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。		

(d)　テレックス・サービス （ＣＰＣ七五二三＊＊） (f)　ファクシミリ・サービス （ＣＰＣ七五二一＊＊、七五二九＊＊） (g)　専用回線サービス （ＣＰＣ七五二二＊＊、七五二三＊＊） (o)　その他	発行済株式の総数を保有していなければならない。 (4)　制限しない。	(4)　制限しない。	
追加的な約束 適用範囲 この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。 定義 この追加的な約束において、 (a)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。 (b)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及び			

データ伝送を含む。 (c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。 (d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。 (i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。 (ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。 (e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。 (i)　不可欠な設備の管理 (ii)　当該市場における自己の地位の利用 (f)　「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。 (g)　「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。 1　競争条件の確保のためのセーフガード 1.1　電気通信における反競争的行為の防止 単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。 1.2　セーフガード 1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。
(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で運行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

付加価値サービス

(h) 電子メール・サービス（CPC七五二三＊＊）
(1) 制限しない。
(2) 制限しない。
(3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。

(i) ボイスメール・サービス（CPC七五二三＊＊）
(1) 制限しない。
(2) 制限しない。
(3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。

(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索
注　日本電信電話株式会

サービス（ＣＰＣ七五二二＊＊）		
(k) 電子データ交換（ＥＤＩ）サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊）	社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	(4) 制限しない。
(l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（ＣＰＣ七五二三＊＊）		(4) 制限しない。
(m) コード及びプロトコルの変換サービス		
(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（ＣＰＣ八四三＊＊）		
(o) その他		
D 音響・映像サービス		
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（ＣＰＣ九六一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(b) 映画の映写サービス（ＣＰＣ九六一二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 録音サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス		
A 建築物に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一二）		
B 土木に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一三）		
C 設置及び組立工事（ＣＰＣ五一四、五一六）		
D 建築物の仕上工事（ＣＰＣ五一七）		
E その他（ＣＰＣ五一一、五一五、五一八）		
(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
4 流通サービス		
A 問屋サービス（ＣＰＣ六二一一、六二一二、六二一三〇、六二二二〇）		
B 卸売サービス（ＣＰＣ六二二一、六二二二、六二三一一、六二三一二、六二三一三〇、六二三二二〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C 小売サービス（ＣＰＣ六二一一、六二二二、六二三一一、六二三一二、六二三一三〇、六二三二二〇）		
D フランチャイズ・サービス（ＣＰＣ八九二九）		
(a) これらのサービスで、石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
注　公共卸売市場とは、国又は地方の政		

府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。		
(b) 石油及び石油製品に関連するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 約束しない。
(d) 公共卸売市場において提供されるもの 中央公共卸売市場における サービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に従って提供しなければならない。 中央公共卸売市場における	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(4) 約束しない。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

るサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。		
5 教育サービス A 初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（ＣＰＣ九二一一〇＊＊、九二一九） 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
B 中等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。

（ＣＰＣ九二二一、九二二二、九二二三）	人が設置しなければならない。	
注１　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	(4)　約束しない。	(4)　約束しない。
注２　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。		
Ｃ　高等教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二三一、九二三九） 注１　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注２　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
Ｄ　成人教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二四） Ｅ　その他の教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二九） 注１　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注２　学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービス	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

を提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。		
6　環境サービス		
A　汚水サービス （ＣＰＣ九四〇一）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
B　廃棄物処理サービス （ＣＰＣ九四〇二）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （ＣＰＣ九四〇三）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
D　その他		
排気ガス処理サービス （ＣＰＣ九四〇四）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。
騒音除去サービス （ＣＰＣ九四〇五）	(3)　制限しない。	(3)　制限しない。
自然及び景観の保護サービス （ＣＰＣ九四〇六）	(4)　制限しない。	(4)　制限しない。
その他の環境保護サービス （ＣＰＣ九四〇九）		

7　金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／四六／補足二）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。 日本国は、附属書四第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくベトナム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(u)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。		
A　保険及び保険関連のサービス	第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のＢ３及び４の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のＢ３及び４の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1)　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶	(1)　制限しない。 日本国において保険仲介

サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。		
(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶	(2) 制限しない。	
日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。	
(3) 制限しない（注）。 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	(4) 約束しない。	
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	(4) 約束しない。

(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
(3) 制限しない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。
(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。
8　健康に関連するサービス及び社会事業サービス		
A　病院サービス（CPC九三一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
9　観光サービス及び旅行に関連するサービス		
A　ホテル及び飲食店のサービス ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。）（CPC六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
仕出しサービス（CPC六四二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
B　旅行業サービス（CPC七四七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C　観光客の案内サービス	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊

（ＣＰＣ七四七、二）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
10　娯楽、文化及びスポーツのサービス A　興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （ＣＰＣ九六一九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
B　通信社サービス （ＣＰＣ九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
C　図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス 図書館及び記録保管所	(1) 制限しない。		
のサービス （ＣＰＣ九六三、一一、九六三、一二）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
D　スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス （ＣＰＣ九六四一） 遊園地及び海水浴場のサービス （ＣＰＣ九六四九、二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
11　運送サービス A　海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） （ＣＰＣ七二一、七二二）	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス (c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス

船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国民 (b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八＊＊） (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。
船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国民 (b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		(e) 押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二二四） (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。 (f) 引揚げその他の救助サービス、給油サービス、給水サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四、七四五九） (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの） (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 制限しない。

コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるような条件をいう。

定義

1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ベトナムの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第五十八条(u)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d)　何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e)　日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団

が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送サービス			
(d) 船舶の保守及び修理（ＣＰＣ八八六＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四、七四五九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C 航空運送サービス			
(d) 第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 第五十八条(t)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
E 鉄道運送サービス			
(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（ＣＰＣ八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
F 道路運送サービス			
(b) 貨物運送（ＣＰＣ七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。			
業務上の拠点が必要である。	(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス（ＣＰＣ六一一二、八八六七）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	G パイプライン輸送 (b) 燃料以外の物品の輸送サービス（ＣＰＣ七一三九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	H すべての形態の運送の補助的なサービス (b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（ＣＰＣ七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

（ベトナムの特定の約束に係る表は省略）

附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表

第一部　日本国の表

分野	第六十三条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	ベトナムにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。 注　この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。
国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	日本国の船舶運航事業者がベトナムにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。

注　「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（附属書五第一部の日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。

期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し			
エネルギー・サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第五十八条(u)(iii)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。	無期限	効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。
漁業に関連するサービス	日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工	無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。
	(d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給		

（ベトナムの表は省略）

附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

第一部　日本国の特定の約束

A　第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるベトナムの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　ベトナムの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するベトナムの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　ベトナムの企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供し、又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii)　日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する

活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　自由職業サービスに従事するベトナムの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するベトナムの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第四節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とする業務活動に従事するベトナムの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1(a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　大学教育又はそれ以上の教育を修了していないベトナムの自然人であって、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする1(a)に規定する活動に従事するものについては、1(a)の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可される。

4　3に規定する試験は、日本国政府からベトナム政府に通報されるものをいう。

第五節　看護業務に従事するベトナムの自然人

日本国の法令により「看護師」としての資格を有するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、「看護師」の免許を取得した日から七年が経過するまでの間であれば、更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

B　第七十九条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第七十八条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会において、この協定の効

力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

第二部　ベトナムの特定の約束

注釈　第一節から第四節までの規定に関し、ベトナムの約束は、附属書五のベトナムの特定の約束に係る表に含まれる分野に限られる。

第一節　日本国の短期の商用訪問者

ベトナム国内に源泉のある報酬を得ることなくベトナムに入国し、及び滞在し、かつ、サービス提供者のサービスの販売のための交渉を目的として当該サービス提供者を代表することに関連する活動に従事する日本国の自然人については、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該販売が一般公衆に対する直接の販売に当たらず、かつ、(ii)当該自然人が当該サービスの提供に直接従事しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第二節　日本国の企業内転勤者

1　ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。以下この1において同じ。）であって、異動に先立ち少なくとも一年間当該日本国の企業によって雇用されているものが、一時的に企業内転勤者として当該業務上の拠点に異動する場合には、入国及び当初三年間の一時的な滞在が許可されるものとし、その滞在の期間は、ベトナムにおける当該業務上の拠点の運営の期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。この場合において、当該日本国の企業の業務上の拠点における経営者及び役員並びに専門家の総数の少なくとも二十パーセントは、ベトナムの国民であることを条件とする。ただし、一の企業につき少なくとも三人の経営者及び役員並びに専門家については、ベトナムの国民でなくとも入国及び一時的な滞在が許可される。

2　経営者及び役員とは、事業に係る役員会若しくは株主総会又はそれらに相当するものから一般的な監督又は指示のみを受けつつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営についての指示（当該業務上の拠点又はその一部門若しくは部局に対する指示、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務についての監督又は管理並びに雇用及び解雇を独自に行い、又は雇用、解雇その他の人事に関する事項について勧告を行う権限の保持を含む。）を主として行う者であって、当該業務上の拠点による実際のサービスの提供に関する業務を直接行わないものをいう。

3　専門家とは、機関において業務を行う自然人であって、高度の水準の専門的知識を有し、かつ、当該機関のサービス、研究設備、技術又は経営に関する知識を有するものをいう。そのような知識を評価するに当たっては、業務上の拠点に特有の事情に関する知識に加え、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は貿易に関し、当該自然人が高度の水準の技能又は資格を有しているか否かについても、考慮する。専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、それに限られない。

4　ベトナムの国民によって代替することができず、かつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業のベトナム国内での活動に参加させるため当該企業によってベトナム国外において雇用される経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。）は、関連する雇用契約上の雇用期間又は三年間のいずれか短い期間（この期間は、当該経営者及び役員並びに専門家と当該業務上の拠点との間の雇用契約上の雇用期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第三節　ベトナムにある公私の機関との間の契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業の被用者である自然人は、九十日間又は契約期間のいずれか短い期間、入国及び滞在することができる。ただし、次の(a)から(e)までに規定する条件及び要件が適用されることを条件とする。

(a)　当該日本国の企業は、ベトナム国内において業務活動に従事しているベトナムの企業からサービスの提供に関する契約を得ていなければならない。ベトナムの権限のある当局は、当該契約が有効なものであることを保証するために必要な手続を設ける能力を有しなければならない。

(b)　当該自然人は、次の(i)から(iii)までに規定するものを有しなければならない。

(i)　大学の学位又はそれと同等の水準の知識を有することを示す文書であって、技術に関する資格に係るもの

(ii)　関連する分野における活動を行うためにベトナムの法令に従って要求される場合には、職業上の資格

(iii)　当該分野における少なくとも五年間の職業経験

(c)　当該サービスの提供に関する契約の対象となる当該自然人の数は、ベトナムの法令及び要件に従って

決定される人数であって、当該契約を履行するために必要なものを超えてはならない。

(d)　当該自然人は、ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業によって一年以上の期間雇用されており、及びその間前節3に規定する「専門家」の要件を満たしていなければならない。

(e)　当該自然人の入国及び一時的な滞在は、電子計算機サービス及び関連のサービス（ＣＰＣ八四一―八四五、八四九）並びにエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）について認められる。

注釈　この(e)の規定の適用上、「ＣＰＣ」及びそれに続く番号は、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。

第四節　業務上の拠点の設立に責任を有する日本国の自然人

日本国のサービス提供者である法人の経営者及び役員（第二節2に定義するものに限る。）であって、当該サービス提供者の業務上の拠点をベトナム国内に設立することに責任を有するものは、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該経営者及び役員がサービスの販売又は提供に直接従事せず、(ii)当該サービス提供者が事業の主要な拠点を日本国内に有し、及びベトナム国内に他の業務上の拠点を有しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第五節　看護業務に従事する日本国の自然人

ベトナムの法令により看護師としての資格を有する日本国の自然人については、当初三年間（ベトナムの関係法令に従って更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　適用範囲
第三条　一般的定義
第四条　透明性
第五条　秘密の情報
第六条　租税
第七条　他の協定との関係
第八条　特恵的な協定
第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進
第十条　実施取極
第二章　物品の貿易
第十一条　定義
第十二条　適用範囲
第十三条　物品の分類
第十四条　内国民待遇
第十五条　輸入関税
第十六条　輸出関税
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸入及び輸出の制限
第十九条　輸出補助金

第二十条　二国間セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための制限
第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外
第二十三条　原産地規則
第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則
第二十五条　一般的な見直し
第三章　税関手続及び貿易円滑化
第二十六条　適用範囲
第二十七条　定義
第二十八条　透明性
第二十九条　通関
第三十条　一時輸入及び通過物品
第三十一条　協力及び情報の交換
第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第四章　衛生植物検疫措置
第三十三条　適用範囲
第三十四条　権利及び義務
第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議
第三十六条　第十四章の規定の不適用
第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第三十七条　適用範囲
第三十八条　協力
第三十九条　照会所
第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ
第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第四十二条　第十四章の規定の不適用
第六章　サービスの貿易
第四十三条　適用範囲
第四十四条　定義
第四十五条　最恵国待遇
第四十六条　市場アクセス
第四十七条　内国民待遇
第四十八条　国内規制
第四十九条　承認
第五十条　自然人の移動
第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者
第五十二条　商慣習
第五十三条　支払及び資金の移転
第五十四条　国際収支の擁護のための制限
第五十五条　一般的例外
第五十六条　安全保障のための例外
第五十七条　留保に係る表
第五十八条　留保に係る表の修正
第五十九条　透明性
第六十条　見直し
第六十一条　附属書
第七章　自然人の移動
第六十二条　適用範囲
第六十三条　一般原則
第六十四条　定義
第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可
第六十六条　情報の提供

第六十七条　迅速な申請手続
第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置
第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外
第八章　電子商取引
第七十条　適用範囲
第七十一条　一般規定
第七十二条　定義
第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第七十四条　サービスの無差別待遇
第七十五条　市場アクセス
第七十六条　関税
第七十七条　国内規制
第七十八条　電子署名及び認証サービス
第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化
第八十条　オンラインの消費者の保護
第八十一条　民間部門の参加
第八十二条　協力
第八十三条　例外
第九章　投資
第八十四条　適用範囲
第八十五条　定義
第八十六条　一般的な待遇及び保護
第八十七条　内国民待遇
第八十八条　最恵国待遇
第八十九条　資金の移転
第九十条　留保
第九十一条　収用及び補償
第九十二条　争乱の際の待遇
第九十三条　代位
第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決
第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九十六条　特定措置の履行要求の禁止
第九十七条　一時的なセーフガード措置
第九十八条　信用秩序の維持のための措置
第九十九条　特別な手続
第百条　租税に係る課税措置
第百一条　健康、安全及び環境に関する措置
第百二条　見直し
第十章　競争
第百三条　反競争的行為に対する措置
第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力
第百五条　協議
第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用
第十一章　知的財産
第百七条　一般規定
第百八条　内国民待遇
第百九条　最恵国待遇
第百十条　手続事項の効率性の向上
第百十一条　知的財産権の取得
第百十二条　透明性
第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百十四条　著作権及び関連する権利

第百十五条　商標
第百十六条　意匠
第百十七条　特許
第百十八条　植物の新品種
第百十九条　地理的表示及び関連する表示
第百二十条　不正競争
第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い
第百二十二条　権利行使に関する一般規定
第百二十三条　国境措置に係る権利行使
第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使
第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ
第百二十七条　協力
第百二十八条　知的財産に関する小委員会
第百二十九条　安全保障のための例外
第十二章　政府調達
第百三十条　現行の権利及び義務
第百三十一条　照会所
第百三十二条　追加的な交渉
第十三章　経済関係の緊密化
第百三十三条　基本原則
第百三十四条　経済関係の緊密化に関する小委員会
第百三十五条　連絡部局
第百三十六条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百三十七条　一般規定
第百三十八条　適用範囲
第百三十九条　協議
第百四十条　あっせん、調停又は仲介
第百四十一条　仲裁裁判所の設置
第百四十二条　仲裁裁判所の任務
第百四十三条　仲裁裁判手続
第百四十四条　仲裁裁判手続の停止又は終了
第百四十五条　裁定の実施
第百四十六条　費用
第百四十七条　その他の規定
第十五章　協定の運営
第百四十八条　合同委員会
第百四十九条　両締約国間の連絡
第十六章　最終規定
第百五十条　目次及び見出し
第百五十一条　附属書及び注釈
第百五十二条　改正
第百五十三条　効力発生
第百五十四条　終了
附属書一（第二章関係）　第十五条に関する表
附属書二（第二章関係）　原産地規則
附属書三（第六章関係）　留保に係る表
附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律
附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認
附属書六（第六章関係）　金融サービス
附属書七（第六章関係）　電気通信サービス

附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書九（第九章関係）　留保に係る表
附属書十（第十一章関係）　地理的表示

前文

日本国及びスイス連邦（以下「スイス」といい、日本国及びスイスを「両締約国」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、また、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

国際法上の義務（国際連合憲章に規定されるものを含む。）及び世界人権宣言の原則に従った、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての両締約国の約束を再確認し、

両締約国間の二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められるであろうことを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすであろうことを確信し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

貿易に対する不必要な障害をもたらすことなく国際貿易の安全を確保すること及びその分野における両締約国間の協力を更に深めることの重要性を認識し、

この協定を実施するに当たり、環境を保全し、及び保護するよう努め、持続可能な開発の目的に従って天然資源を最も適当な形で利用することを促進し、並びに気候変動の課題に十分に対処することを決意し、

この協定が様々な経済分野における両締約国間の協力の更なる活性化の基礎を築くことを信じ、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(e) 両締約国の供給者が両締約国における政府調達に参加する機会を増大させること。

(f) この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、適用可能な限り、両締約国の領域に適用する。

第三条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　締約国の「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

(ii)　スイスについては、スイスの領域をいう。

(b)　締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、千九百二十三年三月二十九日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、実施されるものをいう。

(f)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条　透明性

1　各締約国は、一般に適用される自国の法令、行政上の手続、司法上の決定及び行政上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、公衆からの要請があった場合には、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が入手できるよう確保するために最善の努力を払う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、適当な期間を置くよう努める。

第五条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものの提供を要求するものではない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

3　2の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

第六条　租税

1　次の規定は、租税に係る課税措置に関連を有する。

(a)　第十四条の規定。さらに、他の規定であって、同条の規定を千九百九十四年のガット第三条の規定と同じ程度に実施するために必要なもの

(b)　第六章の規定

(c)　第九章の規定（第百条に規定するものに限る。）

(d)　第十一章の規定

(e)　第十二章の規定

2　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する協定に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。ただし、第六章、第九章及び第十一章の規定の適用を妨げない。この協定と二重課税の回避に関する協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該二重課税の回避に関

する協定が優先する。

3　一方の締約国が、他方の締約国によって適用される租税に係る課税措置が1に規定する規定以外の規定の実施に悪影響を及ぼすと認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、第十四章に規定する紛争解決手続を利用することなく相互に満足すべき解決を得るために協議する。

第七条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第八条　特恵的な協定

1　この協定は、この協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、関税同盟、自由貿易地域及び国境貿易のための取決めその他の特恵的な協定の維持又は設定を妨げるものではない。

2　一方の締約国は、第三国との間で関税同盟を設定する場合には、その旨を他方の締約国に通報する。両締約国は、当該他方の締約国の要請に基づき、当該関税同盟がこの協定の実施に対して及ぼすおそれのある影響について検討するために協議する。

第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進

1　両締約国は、環境保護及び開発に関する目標（例えば、衛生の改善、汚染の防止、再生可能なエネルギーの持続的な促進及び気候変動に関連する目標）の達成に寄与する技術及び製品の取得を容易にするため、環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する。

2　両締約国は、1に規定する目的を追求するに当たり達成された進展についての見直しを、定期的に合同委員会において行う。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第二章　物品の貿易

第十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「輸出関税」とは、産品の輸出に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるものを含まない。

(c)　「輸入関税」とは、産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の関税地域の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるもの

(d)　「物品の課税価額」とは、従価による輸入関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(e)　「国内産業」とは、締約国の関税地域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の当該関税地域内の総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(f)　「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(g)　「原産品」とは、附属書二の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(h)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十二条　適用範囲

この章の規定は、統一システムのいずれかの類の物品であって、両締約国の関税地域間で取引されるものについて、この章に規定するところにより、適用する。

第十三条　物品の分類

両締約国の関税地域間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十四条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととする。

第十五条　輸入関税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される税率より輸入関税を引き上げてはならない。

第十六条　輸出関税

いずれの一方の締約国も、自国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、いかなる輸出関税も新設し、又は維持してはならない。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第十八条　輸入及び輸出の制限

一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品の輸入について又は他方の締約国の関税地域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定その他の世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、自国の関税地域において新設し、又は維持しないことを確保する。

第十九条　輸出補助金

附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いずれの締約国の関税地域においても、いかなる輸出補助金も新設され、又は維持されてはならない。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか自国の関税地域内の生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国の関税地域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　輸入関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する他方の締約国の原産品について、輸入関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　1に規定する他方の締約国の原産品について、次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで輸入関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3　締約国は、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。当該調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

5　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する4に規定する調査を開始する場合

(ii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、当該通報において、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該通報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合については、調査の開始の理由に加えて、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii)　(a)(ii)の場合については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、4に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び6に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、三年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品については、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における輸入関税の税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

6(a)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される輸入関税の増大分と実質的に等価値の対応を輸入関税に関する譲許について講ずることにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b)　両締約国が5(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この章に基づく輸入関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

7　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8　各締約国は、二国間セーフガード措置をとるに当たり、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続に従う。

9(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が当該一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、4に定める関連する要件が満たされるものとする。当該暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、5(d)に規定する期間に算入される。

(d)　5(f)、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。当該暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された輸入関税は、その後行われる4に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10　5(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他のこの条の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語で行う。

11　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

12　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

第二十一条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件及び手続に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外

千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、この章の規定の適用上、これらの規定を適用する。

第二十三条　原産地規則

原産地規則に関する規定については、附属書二で定める。

第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条　一般的な見直し

両締約国は、この章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行う。両締約国は、その見直しの結果合意する場合には、この章の規定及び附属書一の両締約国の表に基づく市場アクセスの改善の可能性についての交渉を開始することができる。

第三章　税関手続及び貿易円滑化

第二十六条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国の関税地域間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、それぞれ自国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第二十七条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「ＡＴＡ条約」とは、千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約をいう。

(b)　「税関当局」とは、附属書二の第一条(c)に定義する税関当局をいう。

(c)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局がその権限の範囲内で運用し、及び執行する法令であって、関税、課徴金その他の税に関するもの及び禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第二十八条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者につ

いても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第二十九条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国の関税地域間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で採択される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関連する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査のための手段であって、容易に利用可能なものを提供する。

第三十条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、ＡＴＡ条約に従い、両締約国の関税地域間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国の関税地域からの通過物品又は他方の締約国の関税地域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の関税地域において、物品の一時輸入のための通関手帳（ＡＴＡ条約の例によるものに限る。）の使用及び通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税地域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第三十一条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　第五条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

3　この条の規定に基づく協力及び情報の交換（秘密の情報の交換を含む。）を実施するための詳細及び手続については、実施取極第二章で定める。

第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、附属書二の第三十条に従って設置される原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会は、同条に規定する任務を遂行する。

第四章　衛生植物検疫措置

第三十三条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第三十四条　権利及び義務

衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議

1　両締約国は、相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、両締約国が合意する時期及び場所において、科学に立脚した協議を行う。

2　1に規定する協議は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員の間で行う。

第三十六条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第三十七条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、あらゆる産品（その原産地を問わない。）に関する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

3　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

4　この章に規定する場合を除くほか、貿易の技術的障害に関する協定は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十八条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらさないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を強化する。当該協力の強化の結果により適当な場合には、分野別の取決めを行う。

2　1の規定に基づく協力には、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報（国際規格と両締約国の強制規格の調和に関する情報を含む。）の交換を行うこと。

(b)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に共同で貢献すること。

(c)　強制規格及び適合性評価手続の基礎として国際規格の役割を強化すること。特に、関連する国際規格に基づいて、適合性評価機関の認定及び適合性評価手続の結果の受入れを促進すること。

第三十九条　照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からのすべての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ

1　一方の締約国は、特定の産品に関して強制規格に適合していることについての明確な保証が必要とされる場合には、他方の締約国から輸入される当該産品の供給者に対し、適合性評価手続への無差別の原則に基づくアクセスを与えることを確保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。適合性評価手続の結果の受入れに関し、適合性評価機関に対する認定が国際標準化機関によって作成される関連する基準又は指針に従って行われる場合には、十分な技術的知見に基づくものであるとの推定が確立される（反証が許される）ものとする。

3　両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定6.1.1及び6.1.2に規定する事項に関し、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認める。当該協議については、次条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会において行う。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合において適当なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れていない理由について説明する。

第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定に基づく協力を調整し、及び円滑にすること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。これらの代表者はすべて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものとする。小委員会は、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四十二条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　サービスの貿易

第四十三条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置であって、中央、地域又は地方の政府及び機関がとり、並びに非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとるものについて適用する。この章の規定は、すべてのサービス分野について適用する。

2　この章の規定は、航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(a)　航空機の修理及び保守のサービス

(b)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

3　第四十五条から第四十七条までの規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件については、適用しない。

第四十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(e)　「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f)(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は

当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) (A) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、いずれかの締約国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの

(B) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、世界貿易機関のいずれかの加盟国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの。ただし、当該法人が、当該締約国の自然人又は(A)に規定するすべての条件を満たす法人によって所有又は支配されている場合に限る。

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 当該締約国の自然人

(B) (i)に規定する当該締約国の法人

(h) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k) 「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) スイスについては、

(A) スイスの国民であること。

(B) スイスに居住する永住者であること。

(l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(u)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第四十五条　最恵国待遇

1　サービス貿易一般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、かつ、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2　この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

3　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

4　一方の締約国が3に規定する種類の協定を締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対して遅滞なく通報するとともに、当該他方の締約国に対し、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについて交渉する。

第四十六条　市場アクセス

1　一方の締約国は、第四十四条(t)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第五十七条に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与える。

注釈　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、国境を越える資本の移動が第四十四条(t)(i)に規定する提供の態様によって提供されるサービスの重要な部分である場合には、当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、第四十四条(t)(iii)に規定する提供の態様によってサービスが提供される場合には、自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第四十七条　内国民待遇

1　第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定に基づく紛争解決手続において、この条の規定を援用することができない。

第四十八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

4(a)　各締約国は、次の態様により免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準を適用する。

(i)　客観的かつ透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づく態様

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならない態様

(iii)　免許の手続並びに技術上の基準及び資格要件に関連する確認のための手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　締約国が(a)の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際規格を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

5　1から4までの規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。

注釈　この5の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の約束表に特定された関連するサービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野をいう。

6　一方の締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

7　両締約国は、適当な場合には、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉において合意される規律をこの章の規定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で見直しを行う。

第四十九条　承認

1　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求める当該他方の締約国の要請に対して妥当な考慮を払う。そのような承認は、当該他方の締約国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うこと

ができる。

2　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

3　締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第五十条　自然人の移動

1　この条の規定は、サービスの提供に関し、締約国のサービス提供者である自然人及び締約国のサービス提供者が雇用する締約国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　一方の締約国の特定の約束であって、サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものについては、附属書八に定める。附属書八の規定の対象となる自然人については、この章に規定する条件に従ってサービスを提供することを認める。

4　この章の規定の適用上、第六十二条3の規定を準用する。

第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者

1　締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第四十五条から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たり、直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において第四十六条及び第四十七条の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第五十二条　商慣習

1　両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2　第十章の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することによって協力する。要請を受けた締約国は、また、自国の国内法に従い、かつ、要請をした締約国による情報の秘密の保護に関して適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請をした締約国に提供する。

第五十三条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引及び資本取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第五十四条　国際収支の擁護のための制限

1　両締約国は、国際収支の擁護のための制限を課することを避けるよう努める。

2　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

3　一方の締約国が課し、又は維持する2に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

4　締約国は、2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

5　2の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第五十五条　一般的例外

この章のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない当該一方の締約国の法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第四十七条の規定に合致しない措置

注釈　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i)　非居住者の租税に係る義務が当該一方の締約国の区域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii)　当該一方の締約国の区域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii)　租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv)　当該一方の締約国の区域内の源泉に基づき、他方の締約国の区域内で、又は他方の締約国の区域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v)　全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi)　当該一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる当該一方の締約国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e)　取扱いの差異が当該一方の締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第四十五条の規定に合致しない措置

第五十六条　安全保障のための例外

この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii)　戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第五十七条　留保に係る表

1　第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、附属書三に定める。

2　附属書三に定める締約国の留保に係る表は、次の事項を規定する。

(a)　当該締約国が維持し、いつでも更新し、又は第四十五条から第四十七条までの規定との適合性の水準を低下させることなく修正することができる現行の措置

(b)　当該締約国が採用し、維持し、又は修正することができる措置

第五十八条　留保に係る表の修正

1　一方の締約国は、附属書三に定める自国の留保に係る表を修正するとの意図を他方の締約国に通報する。当該他方の締約国が当該通報を受領した後三十日以内に書面による要請を行う場合には、両締約国は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するため、必要な補償的調整について協議する。協議の要請が受領された後六十日以内に両締約国が補償について合意に達しない場合には、通報を受領した締約国は、その問題を第百四十一条3から7までに規定する手続と同一の手続に従って設置される仲裁裁判所による裁定に付託することができる。そのような仲裁裁判所は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するための方法について自らの所見を提出する。第百四十三条の規定は、そのような仲裁裁判所の手続について準用する。

2　協議が要請されない場合又は1の規定に基づく通報を行った締約国が両締約国間で合意した若しくは仲裁の結果に従った補償的調整を行った場合には、その修正は、第百五十二条に規定する手続に従って附属書三に組み入れられる。

3　一方の締約国が附属書三に定める自国の留保に係る表について修正の意図を有している場合において、当該修正と同じ修正に関し、当該一方の締約国が、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に基づき「影響を受ける加盟国」である他方の締約国の利益のために補償的調整を行ったときは、両締約国は、その補償的調整において合意した結論と同じものによって1に規定する補償について合意に達したものとみなす。

第五十九条　透明性

1　各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってこの章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか、遅くとも当該措置が効力を生ずる時までに公表する。サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす国際協定であって、締約国が締結しているものについても公表する。

2　1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

第六十条　見直し

1　両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、両締約国は、少なくとも二年に一回、又は合意する場合にはより頻繁に、附属書三に定める両締約国の留保に係る表についての見直しを行う。最初の見直しは、この協定の効力発生の後二年以内に行う。

2　一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動のいずれかをこの協定の効力発生の後に自主的に更に自由化する場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み入れるよう求める他方の締約国の要請を検討する。

第六十一条　附属書

附属書三から附属書七までは、この章の不可分の一部を成す。

第七章　自然人の移動

第六十二条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国し、及び一時的に滞在するもの

の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書八に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書八に定める特定の約束の条件の下の利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第六十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の移動を互恵主義に基づいて促進し、並びに自然人の移動のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、1の規定に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第六十四条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(a)　日本国については、日本国の国民であること。

(b)　スイスについては、

(i)　スイスの国民であること。

(ii)　スイスの区域内においてサービス提供者である永住者であること。

第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可

1　一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書八に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第六十六条　情報の提供

1　各締約国は、附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報（自国への入国、自国における一時的な滞在及び自国における就労に関し、これらの許可を得るに当たって効果的な申請を行うために必要な情報を含む。）を公に利用可能なものとする。そのような情報は常に最新のものとする。

2　1に規定する情報には、特に次の事項に関する説明を含める。

(a)　日本国については、附属書八に定める日本国の特定の約束の対象となるスイスの自然人に対する許可であって、日本国への入国、日本国における一時的な滞在及び日本国における就労に関するものに関連するすべての在留資格についての次の事項

(i)　査証及び在留資格認定証明書

(ii)　査証及び在留資格認定証明書の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　在留期間の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

(b)　スイスについては、附属書八に定めるスイスの特定の約束の対象となる日本国の自然人に対する許可であって、スイスへの入国、スイスにおける一時的な滞在及びスイスにおける就労についての次の事項

(i)　査証及び就労許可のすべての分類

(ii)　査証及び就労許可の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　一時的な滞在及び就労許可の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

3　一方の締約国は、2に規定する情報を入手することができる関連する出版物又はウェブサイトの詳細を他方の締約国に提供する。

4　一方の締約国にとって1の規定を実施することが不可能であると判明する場合には、当該一方の締約国は、2に規定する情報及び当該情報のその後の変更を直接他方の締約国に提供する。さらに、当該一方の

締約国は、当該他方の締約国の者が2に規定する情報を得ることができる自国の当局の連絡先の詳細を明示する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定に基づく当該他方の締約国の自然人に対する自国への入国の許可及び自国における一時的な滞在の許可に関する統計資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第六十七条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関し、これらの申請（その更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3　締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、その申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

4　締約国の権限のある当局は、入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知するよう努める。その通知には、在留期間その他の条件を含める。

第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第十四章及び第十六章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第八章　電子商取引

第七十条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引（物品及びサービスに関するものを含む。）に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

第七十一条　一般規定

1　両締約国は、なかんずく物品及びサービスの貿易において増加している電子商取引の利用によって、特に事業及び消費者に対して経済的な成長及び機会がもたらされることを認識する。両締約国は、電子商取引の利用及び発展に対する障害を回避する重要性並びに電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成する必要性を認識する。

2　両締約国は、サービスの貿易に関連するいかなる規定も、サービスを提供するための技術的手段が異なるとの理由により、異なる適用をされないという意味における技術的中立性の原則を認識する。

3　この章の規定と第二章、第六章、次章又は第十一章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

4　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定に定義する補助金

(c)　租税に係る課税措置

第七十二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、例えばコンピューター・プログラム、文字列、設計図、図案、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。

注釈1　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトには、キャリアメディアに固定されるものは含まない。キャリアメディアに固定されるデジタル・プロダクトについては、第二章の規定に従う。

注釈2　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトとは、商業的販売又は流通のために生産されるものをいう。

(b)　「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること
(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること

(d)　「電子的な取引の当事者」とは、ある電子的な取引又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信に関与する一方の締約国の少なくとも一人の当事者及び他方の締約国の少なくとも一人の当事者の全員をいう。

(e)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行又は管理する様式であって、次のいずれかのものをいう。
(i)　産品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるもの
(ii)　サービスの貿易に関連して、サービス提供者により作成される必要があるもの

注釈　この章の規定の適用上、「サービスの貿易」は、第四十四条(t)に定義する「サービスの貿易」と同一の意味を有するものとする。

(f)　「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて移転されることをいう。

第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　一方の締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次の規定に従う。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

(a)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用してはならない。一方の締約国が、他方の締約国によってこの協定の効力発生の前にそのような性格の措置が採用され、かつ、当該効力発生の後においても当該措置が維持されていることを特定する場合には、当該他方の締約国は、当該措置を撤廃するよう努める。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。

2　一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そのような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

4　両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。

第七十四条　サービスの無差別待遇

各締約国は、電子商取引を規律する自国の措置が、電子的に送信されるサービスの提供について、他の手段により提供される同種のサービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する。

第七十五条　市場アクセス

各締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、電子商取引を不当に禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

第七十六条　関税

1　両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持する重要性を認識しつつ、当該慣行をこの協定に組み入れることを検討することを目的として、当該慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

2　1の規定に関連して、両締約国は、電子的な送信に関税を賦課しないという自国の現在の慣行であって、二千五年十二月の香港閣僚宣言第四十六項に基づくものを確認する。

第七十七条　国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める。

第七十八条　電子署名及び認証サービス

1　いずれの締約国も、電子署名に関して次の法令を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が、当該取引のための、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する法令

(b)　電子的な取引の当事者に対し、当該取引において、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信において、電子署名に関する法的な要件が満たされていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる法令

(c)　電子的な取引の当事者が、当該取引に関する紛争を付託する裁判所を選択することを妨げる法令

2　1の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次に掲げる要件を満たすことを条件とする。

(a)　その要求が、正当な政策目的に資するものであること。

(b)　その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。

3　この条の規定は、各締約国の国内法令の下で電子的に行うことが認められていない取引については、又は当該取引に重要な関連を有する通信については、適用しない。

4　一方の締約国は、認証サービスの提供者が他方の締約国の法令の下で既に認定又は承認を得ているときは、自国の電子署名及び認証サービスに関する法令に従って、当該提供者についての認定又は承認の手続を容易にするよう努める。

第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化

1　各締約国は、貿易実務に係る文書のすべてについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3　両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第八十条　オンラインの消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であって、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間において協力が行われることが重要であることを認識する。

3　両締約国は、次に掲げる事項の重要性を認識する。

(a)　それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持すること。

(b)　当該措置を策定するに当たり、国際的な基準を考慮すること。

第八十一条　民間部門の参加

1　各締約国は、両締約国間の二国間貿易を促進するため、電子商取引を規律する規制の枠組みにより、産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよう努める。

2　各締約国は、電子商取引を支援するため、民間部門により、自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第八十二条　協力

1　両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引の利用に当たり、特に中小企業が直面する障害について、両締約国は、これを特定し、及び克服するために協力する。

2　両締約国は、電子商取引の分野における情報及び経験（関連する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に次に掲げる事項に関連するものを共有するよう努める。

(a)　個人データに関するプライバシー

(b)　インターネットを通じて受信者の同意なしに送信される商業的メッセージ（電子メールを含む。）の防止

(c)　電子商取引に対する消費者の信頼

(d)　サイバー上の安全確保

(e)　知的財産

(f)　電子政府

(g)　公衆の道徳、特に若い世代のための倫理

3　各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

4　両締約国は、適当な場合には、関係する国際機関及び国際的な場において電子商取引のための国際的な枠組みの発展に寄与するために協力する。

第八十三条　例外

この章の規定の適用上、第二十二条、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第九章　投資

第八十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものについて適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用すると了解される。

3　サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関して、この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、同章の規定が優先する。

第八十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれかが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、組合、個人企業、会社、合弁企業及び団体を含む。）をいう。

(b)　「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨をいう。

(c)　「投資財産」とは、すべての種類の資産をいい、特に次のものをいう。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債権、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　金銭債権並びに企業に関連し、及び経済的価値を有する給付の請求権

(v)　無体の資産（例えば、知的財産権及びのれん）

(vi)　法律又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の養殖、探査、採取及び採掘のための権利を含む。）

(vii)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(viii)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(d)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、清算及び売却その他の処分をいう。

(e)　「投資された投資財産」とは、一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において既に設立し、取得し、及び拡張した投資財産をいう。

(f)　「締約国の投資家の投資財産」とは、当該締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されている投資財産をいう。

(g)　「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資財産に投資を行っている過程にあるか、又は既に行ったものをいう。

(i)　当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人

(A)　日本国については、日本国の国民であること。

(B)　スイスについては、

(aa)　スイスの国民であること。

(bb)　永住する権利を有する者

(ii)　当該締約国の関係の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(h)　「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

第八十六条　一般的な待遇及び保護

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。いずれの締約国も、不当又は恣意的な措置により、当該投資財産の経営、管理、運営、維

持、使用、享有、清算及び売却その他の処分を阻害してはならない。

2　一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関する書面による義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

第八十七条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十八条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する待遇には、他の国際協定における一方の締約国と第三国との間の投資紛争の解決に関する規定によって当該第三国の投資家及びその投資財産に与えられる待遇を含まないことが了解される。

3　一方の締約国が投資の実質的な自由化を規定する自由貿易協定、関税同盟のための協定その他類似の協定を締結し、又は改正することによって第三国の投資家及びその投資財産に対し有利な待遇を与える場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、当該待遇を与える義務を負うものではない。当該一方の締約国が与える当該待遇は、遅滞なく当該他方の締約国に通報するものとし、また、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについての交渉を開始する。

第八十九条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、配当、資本利得、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　投資財産に関連して、当該一方の締約国外において雇用している従業員の得た収入その他の報酬

(f)　第九十一条及び第九十二条の規定に従って行われる支払

(g)　第九十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由交換可能通貨により行われることを確保する。資金の移転については、移転の日の市場における為替相場で行うことができるものとしなければならない。

3　1及び2の規定は、締約国が次の事項に関連する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用することを害するものではないと了解される。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪及び犯罪収益の回収

(d)　通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　訴訟手続又は裁決手続における判決又は命令の履行の確保

第九十条　留保

1　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、次の措置がこれらの規定に適合しない限りにおいて適用しない。

(a)　締約国が維持し、継続し、又はいつでも更新するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書九の付録一の第一節又は付録二の第一節の自国の留保に係る表に記載するもの

(b)　(a)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該措置とこれらの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

(c)　附属書九の付録一の第二節又は付録二の第二節の自国の留保に係る表の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置

2　一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は1(c)に規定する措置を採用する場合には、他方の締約国に対しその旨を通報し、及びその改正若しくは修正若しくは採用の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、詳細な情報を他方の締約国に提供

する。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九に定める自国の留保に係る表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生ずる時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　両締約国は、附属書九に定める両締約国の留保に係る表に規定する留保の適用範囲を削減し、又は当該留保を撤廃するため、第百二条に規定する見直しの一環として、当該両締約国の留保に係る表についての見直しを行うことを約束する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請により、又は一方的に、当該他方の締約国への書面による通報によって附属書九に定める自国の留保の全部又は一部をいつでも撤廃することができる。

6　第八十七条及び第八十八条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の利益を目的とするものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続に従ってとられるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償の額は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までの期間を考慮した利子であって、市場において決定される商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び自己の投資財産の評価に関し、収用を行う締約国の法律及びこの条に定める原則に従って、当該締約国の裁判所その他の独立した当局による速やかな審査を受ける権利を有するものとする。ただし、第九十四条の規定の適用を妨げない。

第九十二条　争乱の際の待遇

1　一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する自国の区域内の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第九十三条　代位

一方の締約国の投資家が、自国の法律に基づいて設立され、又は組織される保険者から保険契約、保証契約又は損害のてん補に係る契約に基づいて支払を受ける場合には、他方の締約国は、当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への譲渡を承認し、かつ、保険者が代位により当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又はその投資財産に関し、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。この条の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

2　投資紛争については、可能な限り、投資家の要請により行われる協議であって、紛争当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）と投資家（以下この条において「両紛争当事者」と総

称する。）との間の友好的なものを通じて解決する。

3　紛争当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）から書面による協議の要請があった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの機関又は規則の下の国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）によって設立される投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれかの締約国のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c)　特別の仲裁裁判所。この場合には、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百七十六年四月二十八日に採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁裁判所とする。

4　各締約国は、紛争投資家が、投資された投資財産に関し、投資紛争を3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することに同意する。

5　4の規定にかかわらず、3に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

6　紛争投資家は、次の条件を満たす場合には、投資紛争を国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始していないこと。

(b)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始した場合には、紛争投資家が、当該投資紛争に係る当該手続を撤回すること。紛争投資家は、その撤回に関して、調停又は仲裁への書面による付託に当たり、いずれの締約国の法律に基づく司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関においても、この章に規定する違反に係る手続を開始又は継続する権利を放棄する旨の記述を当該付託の書面に含めなければならない。

紛争投資家は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済を求める申立て（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を開始又は継続することができると了解される。ただし、当該申立てについては、当該調停又は仲裁が係属している間、紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする場合に限り行うことができるものとする。

7　仲裁は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締約国において行う。

8　3の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及び関係する国際法の規則に従って、投資紛争につき決定する。投資紛争が第八十六条2に基づく請求を含む場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この章の規定及び以下のものに従って決定する。

(a)　関連する投資契約に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

(b)　(a)に規定する法規がない場合には、次の(i)及び(ii)に規定するもの

(i)　該当する国際法の規則

(ii)　紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）

9　紛争締約国は、他方の締約国に対し、国際的な調停又は仲裁に付託された投資紛争について、当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に書面による通知を行い、及び仲裁において提出されるすべての主張書面の写しを提供する。

10　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11　紛争締約国は、自国の免除を抗弁として主張してはならず、又は被った損失若しくは損害の全部若しくは一部について紛争投資家が保険契約、保証若しくは損害のてん補に基づく補償を既に受領し、若しくは将来受領する旨の事実を抗弁として主張してはならない。

12　いずれの締約国も、国際的な仲裁に付託された投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、紛争締約国が下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

13　仲裁の決定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。当該決定については、紛争締約

国の法律に従い、遅滞なく執行されなければならない。

第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、投資財産に投資を行っている場合について適用する。

2　サービス貿易一般協定第十四条の二1の規定は、投資された投資財産についても準用する。

3　この条の規定は、第八十六条1、第九十一条及び第九十二条の規定については、適用しない。

4　一方の締約国が1及び2の規定に基づく措置をとる例外的な場合には、当該一方の締約国は、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、次に掲げるものを他方の締約国に通報する。

(a)　当該措置が影響を及ぼす分野及び小分野又は活動

(b)　当該措置が影響を及ぼすこの協定の義務又は規定

(c)　当該措置の法的根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

(e)　当該措置をとる目的

第九十六条　特定措置の履行要求の禁止

この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九十七条　一時的なセーフガード措置

1　両締約国は、国際収支を擁護するための制限を課することを避ける努力を払う。

2　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

3　一方の締約国が採用し、又は維持する2に規定する制限的な措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国の投資家に対し第三国の投資家と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

4　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

第九十八条　信用秩序の維持のための措置

附属書六の第六条の規定は、この章の規定について準用する。

第九十九条　特別な手続

第八十七条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、居住に関する登録の要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであってはならない。

第百条　租税に係る課税措置

1　次の規定は、各締約国の租税に係る課税措置について適用する。

(a)　第八十七条及び第八十八条の規定

(b)　当該租税に係る課税措置が第九十一条1に規定する収用を構成する限り、同条の規定

2　1(a)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(d)及び(e)の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって、両締約国間の二重課税の回避に関する協定の適用対象となるものについては、第八十七条の規定を援用することができない。

4　1(a)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

5　1(b)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第百一条　健康、安全及び環境に関する措置

両締約国は、健康、安全又は環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第百二条　見直し

1　投資の更なる漸進的な自由化のため、両締約国は、法的枠組み、投資環境及び両締約国の区域の間の投資の流れであって、投資に関する他の国際協定に基づく両締約国の約束に適合するものについて、この協定の発効の日の後三年以内に、その後は一定の間隔で見直しを行う。

2　1に規定する法的枠組みの見直しには、第九十条1(c)の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置についての見直しを含める。

第十章　競争

第百三条　反競争的行為に対する措置

1　各締約国は、反競争的行為が貿易及び投資の自由化による利益を無効にし、又は侵害することがあることと並びに反競争的行為が自国の市場の効率的な機能を妨げ得ることを認識して、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　このような措置については、透明性、無差別及び手続の公正な実施の原則に従ってとるものとする。

3　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は制裁その他の排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいい、特に次のものを含む。

(a)　日本国の競争法令上の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法

(b)　スイスの競争法令上の企業間の不法な合意及び支配的地位を有する企業による不法な慣習

第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、両締約国の競争当局間の協力関係の進展を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、及び、これにより、各締約国の競争法令の適用に関連するすべての事項について両締約国間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減するため、反競争的行為に対する取組に関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第百五条　協議

前条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上の悪影響が残っていると認める場合には、当該一方の締約国は、当該貿易上の悪影響を除去するため、他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することができる。合同委員会における協議については、

(a)　いずれかの締約国の競争当局による競争法令の執行の妥当性を検討するものであってはならない。

(b)　いずれかの締約国の競争当局が自己の権限を行使する際の独立性を侵害するものであってはならない。

第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用

1　第五条1及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

2　この章の規定に基づく情報（秘密の情報を含む。）の交換の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第十一章　知的財産

第百七条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、それぞれの知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百十四条から第百二十一条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3　両締約国は、知的財産に関連する国際協定であって両締約国がこの協定の効力発生の日に締結しているもの及び両締約国について効力を生ずるその改正に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで

及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）

(c)　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、千九百七十九年九月二十八日に修正され並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された特許協力条約

(d)　千九百七十九年九月二十八日に修正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定

(e)　千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成され、千九百八十年九月二十六日に修正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(f)　千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）

(g)　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択され、二千六年十月三日に修正された議定書

(h)　千九百九十四年十月二十七日にジュネーヴで採択された商標法条約

(i)　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定

(j)　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

(k)　千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(l)　千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(m)　千九百七十一年十月二十九日の許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

(n)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(o)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「実演・レコード条約」という。）

4　各締約国は、知的財産を保護するための国際的努力における次に掲げる多数国間の協定の重要性を共に認めて、まだ締約国となっていない次に掲げる多数国間の協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

(a)　二千年六月一日にジュネーヴで採択された特許法条約

(b)　二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(c)　千九百九十九年七月二日に外交会議により採択された意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーヴ決議書

第百八条　内国民待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含める。

第百九条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　1の規定は、いずれか一方の締約国に対し、二重課税の回避に関する協定により第三国の国民に与える待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第百十条　手続事項の効率性の向上

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる。

第百十一条　知的財産権の取得

1　各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2　各締約国は、商標出願において適用される類の下の指定された商品及びサービスの表示についての審査に関する実務を、できる限り透明性のあるものとする。

第百十二条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次の事項を行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a)　次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願及び付与

(ii)　実用新案及び意匠の登録

(iii)　商標の登録出願及び登録

(iv)　集積回路の回路配置の登録

(v)　植物の新品種の登録出願及び登録

(b)　権限のある当局に対して国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百十四条　著作権及び関連する権利

1　両締約国が締結している国際協定に定める義務に影響を及ぼすことなく、各締約国は、自国の法令に従って、著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する十分かつ効果的な保護を与え、及び確保する。

2　各締約国は、実演家に対し、1に規定する保護に加えて、視覚的実演に関して、実演・レコード条約第五条及び第六条の規定に基づく保護を与え、及び確保する。

3　各締約国は、自国における放送機関が、少なくとも、放送を固定すること、放送の固定物を複製すること並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に当該放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を有することを確保する。

4　各締約国は、自国の国内法令において、実演家の視覚的実演についての保護及び放送機関の保護に関し、実演・レコード条約第十六条に規定するものと同一の種類の制限又は例外を、当該制限又は例外がローマ条約と両立する限度において規定することができる。

5　各締約国は、著作者がその財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、著作物の著作者であることを主張する権利及び当該著作物の変更、切除その他の改変又は当該著作物を害するようなその他の行為であって、当該著作者の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有することを確保する。

6　5の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する。当該権利は、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。

7　5及び6の規定に基づいて認められる権利は、現に行っている聴覚的若しくは視覚的実演又はレコード若しくは視聴覚的固定物に固定された実演に関し、必要な変更を加えて実演家に認められる。

8　各締約国は、著作物に認められる一般的な保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも五十年であることを確保する。

9　各締約国は、関連する権利についての、及び自然人の生存期間に基づきその保護期間を計算しない著作

権についての保護期間が次の時期から少なくとも五十年であることを確保する。

(a)　著作物については、権利者の許諾を得た公表が行われた時（著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、その製作の時）

(b)　レコードについては、権利者の許諾を得た発行が行われた時（レコードへの固定が行われてから五十年以内に権利者の許諾を得た発行が行われなかった場合には、その固定の時）

(c)　実演については、実演が行われた時

(d)　放送については、放送が行われた時

10　各締約国は、特定の種類の著作物について、保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも七十年であること、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも七十年であること又は著作物の製作から七十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも七十年であることを定める。

11　締約国は、ベルヌ条約第七条及び第七条の二に規定する免除を適用することができる場合には、この条に基づく義務を免除される。

12　一方の締約国は、他方の締約国における著作権者に対し、自国の関係法令に基づき当該著作権者の著作権が登録されているか否かにかかわりなく、当該著作権の享有及び行使に関する差別的でない待遇を確保する。

第百十五条　商標

1　ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2　各締約国は、広く認識されている標章をパリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従って保護する。

3　両締約国は、周知商標の保護規則に関する共同勧告（周知商標の保護を促進するために千九百九十九年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び世界知的所有権機関（以下この章において「ＷＩＰＯ」という。）の一般総会において採択されたもの）並びにインターネット上の商標及び標識に係るその他の工業所有権の保護規則に関する共同勧告（インターネット上の標識の保護を促進するために二千一年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択されたもの）の重要性を再確認する。

4　登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用する結果として、混同を生じさせるおそれがある場合には、各締約国は、当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。この4の規定の適用上、これらの標識の「使用」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出することを含む。

5　4の規定は、少量の商品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、登録されている商標により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合には、混同を生じさせるおそれがあると推定される。4に規定する排他的権利は、既に与えられた他のいかなる権利も害するものであってはならず、また、両締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

第百十六条　意匠

1　各締約国は、意匠（物品の部分についての意匠を含む。）に十分かつ効果的な保護を与えることを確保する。

2　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを防止する権利を有することを確保する。

3　2の規定は、少量の物品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、保護されている意匠により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。

4　各締約国は、保護期間が二十年以上であることを確保する。

第百十七条　特許

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野（バイオテクノロジーの分野を含む。）の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2　各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、自国内における商業的な実施を防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3　各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法（ただし、この(a)の規定は、これらの方法に用いる製品であって、物質又は組成物から成るものについては、適用しない。）

(b)　微生物以外の動植物の種類並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4　各締約国は、特許が特許権者に次の排他的権利を与えることを確保する。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

5　各締約国は、医薬品又は植物防疫製品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。

6　5の規定の適用上、

(a)　「補償的な保護期間」とは、日本国については、特許の保護期間の延長をいい、スイスについては、補足的保護証明書に規定する期間をいう。

(b)　「販売承認」とは、医薬品又は植物防疫製品の安全性及び適当な場合にはこれらの有効性を確保することを目的として、権限のある当局が行う承認その他の処分であって、各締約国の関係法令に規定するものをいう。

(c)　補償的な保護期間は、次の期間とする。

(i)　日本国については、特許権者が求める延長の期間に等しい期間。ただし、補償的な保護期間が、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間又は日本国の法令により定める最長期間のいずれの期間も超えないことを条件とする。この協定の効力発生の日において、日本国の関係する法律による当該最長期間は五年間と定められる。

(ii)　スイスについては、特許出願の出願日と製品の販売承認の日との間に経過した期間から五年間を減じた期間に等しい期間。補償的な保護期間の最長期間は、五年間を下回らない期間とする。

第百十八条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える。

第百十九条　地理的表示及び関連する表示

1　各締約国は、この条の規定に従って、地理的表示及び関連する表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国又は当該締約国内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(b)　「関連する表示」とは、次の表示をいう。

(i)　サービスの特定又は提示における表示であって、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれから構成されるもの（以下この条において「サービスの表示」という。）

(ii)　締約国の国名、スイスの州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章

3　(a)　地理的表示に関し、各締約国は、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を

確保する。

(i) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的場所を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用

(ii) パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

(iii) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示の使用であって、当該地理的表示により表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

注釈　この条のいかなる規定も、この(iii)の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。両締約国は、この(iii)の規定に関し、司法手続に代えて行政上の措置による実施を定めることができる。

(b) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、サービスの表示を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(c) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて、自国若しくは他方の締約国の国名又はスイスの州名を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(d) 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名が翻訳された上で使用される場合若しくはこれらが「種類」、「型」、「様式」、「方法」、「模造品」、「手法」その他類似の表現を伴う場合においても、そのような使用が(a)から(c)までのいずれかの規定に該当するときは、利害関係を有する者がそのような使用を防止するための法的手段を確保する。この(d)の規定については、締約国の地理的場所を示す図形の記号が、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて使用される場合についても、適用する。

(e)(i) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか、又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示により表示されている領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該締約国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、(a)(i)若しくは(iii)に規定する状況又は(d)に規定する状況（(a)(i)又は(iii)の規定に該当する場合に限る。）に該当する場合に限る。

(ii) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名を含み、又はこれらから構成される商標であって、その使用が(b)及び(c)に規定する状況並びに(d)に規定する状況（(b)又は(c)の規定に該当する場合に限る。）に該当するものの登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該商標が、自国の関係法令に規定する態様で公衆を誤認させる場合に限る。

(f) この条の規定により与えられる保護は、締約国を原産地とする商品が輸出されようとしている場合についても、適用する。

(g)(i) 各締約国は、パリ条約第六条の三の規定に基づく義務に従って、他方の締約国の国の紋章、旗章その他の国の記章が商標又は商標の構成部分として使用又は登録されないことを確保する。

(ii) 各締約国は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第五十三条2の規定に基づく義務であって、商標若しくは商業上の標章としてであると又はその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で、又はスイス人の国民感情を害するおそれのある状態で、私人、団体又は商社がスイスの紋章又はそれを模倣した記章を使用することを常に禁止しているものを再確認する。

(iii) 各締約国は、他方の締約国の国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章については、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で使用してはならないことを確保する。

4 各締約国の関係当局による手続（行政手続か司法手続かを問わない。）において、この条に規定する保護に関し、一方の締約国により附属書十に掲げられている表示は、他方の締約国の関係当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、これらの表示が当該一方の締約国によりこの条に規定する地理的表示として保護されていることの情報源となる。

5(a) 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、合同委員会において、当該一方の締約

国又は他方の締約国の国内において保護を受けるに至った地理的表示を含めることにより附属書十の表を更新するため、附属書十についての見直しを行う。

(b) (a)の規定に従って提案される修正は、第百五十二条2の規定に従ってこの協定に組み込まれる。

6 両締約国が締結している国際協定に定める権利及び義務に影響を及ぼすことなく、貿易関連知的所有権協定第二十四条3から9までの規定は、地理的表示に関連してこの条の規定について適用し、また、関連する表示に関連してこの条の規定について準用する。

第百二十条　不正競争

1 各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d) 次のことにより他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(i) 商品等表示であって、消費者その他の購買者の間で当該他の者の商品等表示であることが広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用すること。

(ii) そのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供すること。

(e) 自己の商品等表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(f) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（当該形態が商品の機能を確保するために不可欠なものである場合を除く。）

(g) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

(h) 商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく行う次の行為

(i) 当該商標権者の商標と同一又は類似の商標を当該商標権者の権利に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用する行為

(ii) 当該商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

(iii) 当該商標権者の権利に係るサービスと同一又は類似のサービスを提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

3 この条の規定の適用上、「商品等表示」とは、ある者の業務に関して使用される氏名若しくは名称、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装又はある者の商品若しくは営業についての他の表示をいう。

4 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い

1 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された試験データその他のデータについて、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間においては、利用又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により六年以上と定められる。

2 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って、次のことのいずれかを確保する。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、利用又は参照することを防止

すること。

(b) 販売承認の申請者が、同じ製品に関して先行する申請があった場合においても、当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、原則として試験データの一式すべてを提出することを要求すること。

第百二十二条　権利行使に関する一般規定

各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a) 不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b) 利用可能な資源の範囲内で、知的財産権の行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、及び共同行動を円滑にすること。

第百二十三条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定める。

2　この条の規定の適用上、

(a) 「輸出」には、再輸出を含む。

(b) 「通過」とは、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約に定義する積替え及び保税運送をいう。

3　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の法令に規定する場合には自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも1に規定する権利を侵害するものの解放を権利者の申立てに基づき国境で停止することに関する手続を定める。

4　1及び3の規定に基づく自国の関税地域への輸入、自国の関税地域からの輸出及び自国の法令に規定する場合には自国の関税地域における通過に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の氏名又は名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。当該権限のある当局は、当該物品の製造者の氏名又は名称及び住所についての情報が通関手続の過程で明らかになっていると認める場合には、当該氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。

5　各締約国は、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって権限のある当局により侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び当該物品が自国の法令に従って廃棄されることを確保する。

6　各締約国は、権利者が、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担する必要がないことを確保する。

7　各締約国の権限のある当局は、権利者が、適当な場合であって自国の法令が許容する限度において、3の規定に基づき解放を停止された物品の見本を当該権利者の費用負担によって分析することができるようにする。

8　各締約国は、異議がない場合において自国の法令に定める条件に従って用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が解放を停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する。

第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　この条の規定の適用上、「権利者」には、不正競争行為を防止する各締約国の法令により保護される利益を有する者を含める。

3　故意又は過失による権利者の知的財産権の侵害に起因する損害の賠償を当該権利者が侵害者に対し請求する場合には、適用可能な場合には、実際の損害を計算することができるか否かを問わず、例えば次の要素を考慮に入れて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる。

(a) 実際に第三者に譲渡された物品であって、権利者の知的財産権を侵害するものの数量及び侵害行為がなければ権利者により販売することができたであろう物品の単位数量当たりの利益の額

(b) 侵害行為により侵害者が獲得した利益の額

(c) 権利者の知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額

4　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産権の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる次の行為に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a)　特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権、著作権若しくは関連する権利又は植物の新品種に関する権利の侵害

(b)　集積回路の回路配置に関する権利の侵害

(c)　第百二十条4に規定する開示されていない情報の開示（自国の法令に規定する範囲に限る。）

(d)(i)　第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為

(ii)　第百十九条3(a)(i)及び(ii)並びに同条3(b)から(d)までに規定する地理的表示及び関連する表示の使用（ただし、同条3(d)に規定する使用については、同条3(a)(iii)の規定が適用されない場合に限る。）

(iii)　第百十九条2(g)(i)及び(iii)に規定する地理的表示及び関連する表示の使用（自国の法令に規定する範囲に限る。）

2　物品を輸入し、輸出し、又は通過させる行為であって、1(a)又は(d)に規定する行為を構成するものは、1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象とする。第百二十三条2の規定は、この2の規定について適用する。

3　各締約国は、自国の法令が許容する場合には、1(a)、(b)及び(d)に掲げる犯罪であって、企業の活動に関連して又は商業的規模で行われるものに対する一層厳重な又は別個の刑罰を定める。

4　各締約国は、特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権若しくは植物の新品種に関する権利に対し、故意により商業的規模で行われる侵害の場合又は故意により商業的規模で行われる第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為（自国の法令に規定する範囲に限る。）の場合については、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5　各締約国は、次の行為が組織的な犯罪集団により行われる場合には、自国の司法当局が犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産を自国の法令に従って没収する権限を有することを確保する。

(a)　特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害

(b)　知的財産権の侵害に関連する関税法上の違反

6　各締約国は、特定の商品について自国で登録されている商標と同一の商標又はその基本的側面において当該登録されている商標と類似の若しくは識別できない商標を付されるラベルが、当該登録されている商標の指定商品又は当該指定商品と類似の商品に使用されることが意図されている場合には、当該ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める。

第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ

1　各締約国は、知的財産権を侵害するコンテンツから権利者の権利を保護するに当たりインターネット・サービス・プロバイダが権利者と協力することを奨励するため、インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張を当該権利者が当該インターネット・サービス・プロバイダに対して行う場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダにより関係当事者が従うべき手続が遵守されていることを条件として、当該インターネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める。

2　各締約国は、権利者が自己の知的財産権を侵害するものと正当な理由をもって主張するコンテンツについてインターネット・サービス・プロバイダに対し有効な通知をした場合には、当該権利者が情報送信者の身元関係事項に関する情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにする。

第百二十七条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。そのような協力に当たっては、知的財産に関する事項についての両締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含めるものとする。

2　両締約国は、知的財産権に関する調和、管理及び行使に関する将来の国際条約に関連する活動並びに世界貿易機関及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動についての協力に努める。

3　第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百二十八条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条に

おいて「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

3(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第百二十九条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二章　政府調達

第百三十条　現行の権利及び義務

1　政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）によって規律する。

2　この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、改正された政府調達協定又は当該他の協定が両締約国について効力を生ずる日から、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

3　第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百三十一条　照会所

各締約国は、政府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の政府当局を照会所として指定する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　スイスについては、連邦経済省経済事務局

第百三十二条　追加的な交渉

1　両締約国は、各締約国の政府調達の制度に関する相互の理解を高め、当該制度を効果的に実施し、並びに一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者によるアクセスを更に増進し、及び拡大させるため、合同委員会において協議する。

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、政府調達協定に従って他方の締約国に与える利益に追加して政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該利益を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始する。

第十三章　経済関係の緊密化

第百三十三条　基本原則

1　両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の産業界の利益とする目的で、両締約国間の経済関係を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとる。

第百三十四条　経済関係の緊密化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国間の経済関係を緊密化するための方法及び手段について討議すること。

(b)　両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化する可能性について討議すること。

(c)　二国間の貿易及び投資を促進する活動の分野において、政府間及び産業界の間の協力の可能性について討議すること。

(d)　経済関係の緊密化に関連するその他の問題について討議すること。

(e) 合同委員会に対し、小委員会の所見を報告し、及び両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。

(f) 適当な場合には、(e)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。

(g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

(b) 小委員会のすべての行動については、両締約国間の合意に基づくものとする。

(c) 小委員会は、両締約国の合意に基づき、両締約国の産業界その他の産業に関連する団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(d) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5 小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第百三十五条　連絡部局

第百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、この章の規定の実施に関し、実施取極第四章で定める任務を遂行する。

第百三十六条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十四章　紛争解決

第百三十七条　一般規定

両締約国は、この協定の解釈及び適用に関するいかなる問題についても、協力、専門家の間の協議その他この協定に規定する手段を通じて相互に満足すべき解決を得るために常に努力を払う。

第百三十八条　適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行った締約国がこの章の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第百三十九条　協議

1 一方の締約国は、他方の締約国がとった措置がこの協定に反し、又はこの協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が当該措置によって侵害され、若しくは無効にされていると認める場合には、当該他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。協議を要請する締約国は、要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速かつ満足すべき解決のため、その要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する問題の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百四十条　あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3 あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百四十一条　仲裁裁判所の設置

1 第百三十九条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a) 同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する問題の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が当該協議を開始しない場合

(b)　同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。仲裁裁判所に対しては、裁定の実施方法についての提案を裁定に添付するよう要請することができる。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　申立ての法的根拠（適当な場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）

3　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する三人の仲裁人により構成する。

4　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

5　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6　いずれかの締約国が4の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、必要な任命については、いずれかの締約国の要請により常設仲裁裁判所の事務総長が当該要請の後三十日以内に行うものによらなければならない。

7　仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

第百四十二条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　同条2の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討する。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　同条2の規定により申立てを行った締約国が要請する場合には、両締約国が第百四十五条との関連において考慮する裁定の実施方法についての提案を裁定に添付する。

(e)　両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるために、必要に応じて両締約国と協議すべきである。

2　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百四十三条　仲裁裁判手続

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、仲裁裁判手続を日本国又はスイスのいずれにおいて行うかを決定するものとし、また、申立てを行った締約国は、事務局の役務を提供する。仲裁裁判手続、仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。

2　仲裁裁判は、非公開とする。いずれかの締約国が異議を申し立てない限り、口頭陳述は、公開とする。

3　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び8に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

4　3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

5　各締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論のための意見書を提出する機会を有する。仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

6　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

7　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

8　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討する

ことができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

9　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

10　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

11　仲裁裁判所の裁定は、公表する。

第百四十四条　仲裁裁判手続の停止又は終了

1　両締約国は、裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間はその合意の日の後十二箇月を超えないものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争について検討する根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百四十五条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百四十三条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、裁定にその実施方法についての提案が添付される場合には当該提案を考慮に入れて、当該裁定を実施するための方法及び期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された方法又は期間が受け入れられないと認める場合には、その問題についての相互に満足すべき解決を得るため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき解決について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための合理的な方法又は期間について決定する。仲裁裁判所の決定は、その問題が仲裁裁判所に付託された日の後十五日以内に示されるものとする。

3　申立てを受けた締約国は、裁定を実施できないと認める場合には、裁定が下された日の後二十日以内に申立てを行った締約国に通報した上で、相互に満足すべき代償について合意するため、協議を開始する。その通報の日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを受けた締約国が2の規定に従って裁定を実施するための方法及び期間を通報しない場合又は申立てを受けた締約国が2の規定に従って特定された期間内に裁定を実施していないと申立てを行った締約国が認める場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　3又は4に規定する通報は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止が開始される時及びこの協定に基づくいかなる譲許その他の義務の適用が停止されるかを示すものとする。当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該通報の日の後三十日が経過した後に行うこと。

(b)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(c)　裁定が実施されない程度に相当する利益に限定されること。

(d)　この協定の規定の違反又はこの協定に基づく利益の無効化若しくは侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、3又は4の規定による通報が受領された日の後十日以内に、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この6の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。仲裁裁判所は、当該問題が付託された日の後十五日以内に判断を下す。この協定に基づく譲許その他の義務の適用については、仲裁裁判所が当該判断を下すまでは、停止してはならない。

7　3又は4の規定による通報の後に行われるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止については、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されなければならない。

8　締約国は、仲裁裁判所に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の停止の後にとられた措置であって、裁定を実施するためのものが当該裁定に従っているかについて、及びその判断に照らして当該譲許その他の義務の停止が終了され、又は修正されるべきかについて、判断を下すよう要請することができる。仲裁裁判所は、その要請があった日の後十五日以内に判断を下す。

9　この条の規定による仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。当該仲裁人のいずれかがこの条の規定による仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当該仲裁人は、第百四十一条4から6までの規定に従って任命される仲裁人と交代する。

第百四十六条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百四十七条　その他の規定

この章に規定するいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第十五章　協定の運営

第百四十八条　合同委員会

1　両締約国は、ここに両締約国の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び特別作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(e)　第二十四条及び附属書二の第二十八条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること。

(f)　必要に応じて、(e)に規定する運用上の手続規則の見直し及び改正を行うこと。

(g)　この協定の運用に必要な決定を採択すること。

(h)　両締約国が合意するその他の任務及びこの協定に規定するその他の任務を遂行すること。

3　合同委員会は、小委員会又は特別作業部会を設置し、自己の任務の遂行を補助させることができる。小委員会又は特別作業部会の権限は、この協定に特段の規定がある場合を除くほか、合同委員会が定める。

4　合同委員会は、その手続規則を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する場所において、原則として二年ごとに会合する。一方の締約国は、緊急の場合には、合同委員会の特別会合の開催を他方の締約国に対し書面により要請することができる。そのような要請があった場合には、両締約国は、三十日以内に当該特別会合を開催するようすべての努力を払う。1の規定にかかわらず、合同委員会の特別会合は、適切ないかなる地位の者でも開催することができる。

第百四十九条　両締約国間の連絡

1　各締約国は、この協定に関連するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、この協定の効力発生の日に、連絡部局を指定する。

2　1に規定する連絡については、英語で行う。

第十六章　最終規定

第百五十条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百五十一条　附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百五十二条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、次に掲げる分野についての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書一の付録一の別添一１に規定するナチュラルチーズの表（ただし、同別添一３の規定による協議の結果として行われる改正又は同別添一４の規定に従って行われる改正に限る。）

(c)　附属書二の付録一から付録三まで

(d)　附属書三の付録二

(e)　附属書十

第百五十三条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十四条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　中曽根弘文

スイス連邦のために
　ドリス・ロイタード

附属書一（第二章関係）　第十五条に関する表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第十五条に関する日本国及びスイスの表である。

付録一

第一節　日本国の表についての注釈

1　第十五条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の２欄に掲げる品目について、表の４欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の４欄に「Ａ」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の４欄に「Ｂ３」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の４欄に「Ｂ５」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の４欄に「Ｂ７」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i)　表の4欄に「Pa」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から六・三パーセントとする。

(j)　表の4欄に「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・一パーセントとする。

(k)　表の4欄に「Pc」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・五パーセントとする。第二十条2及び9の規定の適用上、輸入締約国は、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率の水準まで輸入関税を引き上げることができる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に基づき、この協定の効力発生の日から二十四箇月以内に、市場アクセスの改善について交渉する。

(l)　表の4欄に「Pd」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から九・六パーセントとする。

(m)　表の4欄に「Pe」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・〇パーセントとする。

(n)　表の4欄に「Pf」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・六パーセントとする。

(o)　表の4欄に「Pg」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十三・四パーセントとする。

(p)　表の4欄に「Ph」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十七・〇パーセントとする。

(q)　表の4欄に「Pi」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十九・〇パーセントとする。

(r)　表の4欄に「Pj」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十・〇パーセントとする。

(s)　表の4欄に「Pk」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十三・八パーセントとする。

(t)　表の4欄に「Pl」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十七・二パーセントとする。

(u)　表の4欄に「Pm」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から三十二・〇パーセントとする。

(v)　表の4欄に「Pn」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(w)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(x)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(Qa)から(Qf)までの規定に定める条件は、スイスの関税地域から輸入される日本国又はスイスの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

(Qa)　(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、二・〇メートル・トン

(bb)　二年目については、三・六メートル・トン

(cc)　三年目については、五・二メートル・トン

(dd)　四年目については、六・八メートル・トン

(ee)　五年目については、八・四メートル・トン

(ff)　六年目及びそれ以降の各年については、十・〇メートル・トン

(B)　枠内税率は、一キログラムにつき八十円七十五銭とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qa)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qb)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、六百メートル・トン
(bb)　二年目については、六百四十メートル・トン
(cc)　三年目については、六百八十メートル・トン
(dd)　四年目については、七百二十メートル・トン
(ee)　五年目については、七百六十メートル・トン
(ff)　六年目については、八百メートル・トン
(gg)　七年目については、八百四十メートル・トン
(hh)　八年目については、八百八十メートル・トン
(ii)　九年目については、九百二十メートル・トン
(jj)　十年目については、九百六十メートル・トン
(kk)　十一年目及びそれ以降の各年については、千メートル・トン

(B)　枠内税率は、二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qc)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、二十・〇パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qc)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qd)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき五メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、無税とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qd)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qe)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品の合計割当数量の合計は、各年につき千五百メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、八・〇パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qf)　(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき二十三メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、二十一・〇パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3　この付録の規定に従って行われる輸入関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される輸入関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　次節の日本国の表における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5　この付録の規定の適用上、「基準税率」とは、次節の日本国の表の3欄に定める税率であって、専ら輸入関税の撤廃及び削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

6　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7　この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		X	
	その他のもの		A	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの		A	
〇一〇一・九〇	ろ馬、ら馬及びヒニー			
	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの		A	
〇一〇二・一〇	ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		A	
〇一〇二・九〇	純粋種の繁殖用のもの			
	その他のもの		A	
	水牛			
	その他のもの		A	
〇一・〇二	豚（生きているものに限る。）		X	
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
	その他のもの			
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		X	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		X	
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	

○・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）						
○・○六	その他の動物（生きているものに限る。）	A	A				
	第二類						
○一・○一	肉及び食用のくず肉						
○一・○二	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						
○一・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）						
○一・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	X	X				
	生鮮のもの及び冷蔵したもの						
○二○三・一	枝肉及び半丸枝肉						
	いのししのもの						
	その他のもの						
○一○二・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X	A				
	いのししのもの						
	その他のもの	X	A				
○一・○二・一九	その他のもの						
	いのししのもの						
	その他のもの						
○二○二・二一	冷凍したもの						
	枝肉及び半丸枝肉	X	A				
	いのししのもの						
○一・○二・一三	その他のもの						
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X	A				
	いのししのもの						
○二○二・二九	その他のもの	X	A				
	いのししのもの						
	その他のもの						
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	X	A		
○二○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						
○二・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X					
	牛のもの（冷凍したものに限る。）						
○二○六・二一	舌	X	X	X			
○二○六・二二	肝臓						
○二○六・二九	その他のもの	X					
○二○六・三○	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						
	いのししのもの	A					
	その他のもの						

○二・○六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）						
	肝臓						
	いのししのもの						
	その他のもの						
○二・○六・四九	その他のもの						
	いのししのもの						
	その他のもの						
○二○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						
○二○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）						
○二・○七	肉及び食用のくず肉で、第○二・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの						
○二○七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X					
○二○七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						
○二○七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X				
○二○七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）						
	肝臓						
	その他のもの	A	A				
	七面鳥のもの						
○二○七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	A				
○二○七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						
○二○七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A			
○二○七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）						
○二○七・二二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの						
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A			
	あひるのもの						
	その他のもの						
○二○七・二三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						
○二○七・二四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A	A			
○二○七・二五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						
	あひるのもの						
	その他のもの						
○二○七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A	A	A			
○二・○八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						
○二○九・○○	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A					
○二・一○	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール						
	豚の肉						

○二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	X	X	X	X	X
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの							
○二一〇・一九	その他のもの							
○二一〇・二〇	牛の肉							
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		Q	X	X	X	X	X
○二一〇・九一	霊長類のもの							
○二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの		A					
○二一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	四・二%	B 10	A	X			
○二一〇・九九	その他のもの							
第二類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物							
○三・〇一	魚（生きているものに限る。）							
○三・〇一・一〇	観賞用の魚							
	こい及び金魚	三・五%	B 10	A				
	その他のもの							
○三〇一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）							
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）							
	養魚用の稚魚							
	その他のもの							
○三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）							
	養魚用の稚魚							
	その他のもの							
○三〇一・九三	こい							
	養魚用の稚魚	三・五%	B 10	A	X			
	その他のもの							
○三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）							
	養魚用の稚魚							
	その他のもの							
○三〇一・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）							
	養魚用の稚魚							
	その他のもの							
○三〇一・九九	その他のもの							
	養魚用の稚魚							
	その他のもの							
○三〇・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		X	A	X			
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇一・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）							
○三〇一・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）							
○三〇一・一九	その他のもの							
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇一・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）							
○三〇一・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）							
○三〇一・二三	ソール（ソレア属のもの）							
○三〇一・二九	その他のもの							
○三〇二・一一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇二・一二	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）							
○三〇二・一三	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）							
○三〇二・一九	かつお							
○三〇二・一四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）							
○三〇二・一五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）							
○三〇二・一六	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）							
○三〇二・一九	その他のもの							
○三〇三・一一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・一二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・一三	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・一四	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）							
○三〇三・一五	サルディノプス属のもの							
○三〇三・一六	その他のもの							
○三〇三・一九	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）							
○三〇三・二一	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）							
○三〇三・二二	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）							
○三〇三・二三	さめ							
○三〇三・二四	うなぎ（アングイルラ属のもの）							
○三〇三・二五	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）							
○三〇三・二六								
○三〇三・二七								

○三〇一・六八	めろ（ディソステイクス属のもの）				
○三〇一・六九	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				X
	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい				X
	その他のもの				
	ふぐ	二%	B 10		X
	その他のもの				
○三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ	三・五%	B 10	X	
	にしん（クルペア属のもの）の卵	五・六%	B 10	X	
	その他のもの				
○三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）				
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。）の肝臓、卵及びしらこを除く。）				

○三〇二・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）			X	X
○三〇二・一九	その他のもの				
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三〇二・二一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			X	X
○三〇二・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			X	X
○三〇二・二九	その他のもの				
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			X	X
○三〇三・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）			X	X
○三〇三・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）			X	X
○三〇三・二三	ソール（ソレア属のもの）			X	X
○三〇三・二九	その他のもの				
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウテイヌス（カツオヌス）・ヘラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			X	X
○三〇三・四一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）			X	X
○三〇三・四二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）			X	X
○三〇三・四三	かつお			X	X

○三〇三・四四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）			X	X
○三〇三・四五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）			X	X
○三〇三・四六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			X	X
○三〇三・四九	その他のもの				
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			X	X
○三〇三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）			X	X
○三〇三・五二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）			X	X
	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソステイクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三〇三・六一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）			X	X
○三〇三・六二	めろ（ディソステイクス属のもの）			X	X
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）				
	サルディノプス属のもの				
○三〇三・七二	その他のもの				
○三〇三・七三	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）				
	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）				

○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）				
○三〇三・七五	さめ				
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）				
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトゥス）				
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）				
	メルルシウス属のもの				
	ウロフュキス属のもの				
○三〇三・七九	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				
	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B 10	X	
	ししゃも	二・八%	B 10		
	その他のもの				
	ふぐ及びぎんだら	二・五%	B 10		

○三〇三・四四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）			X	X
○三〇三・四五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）			X	X
○三〇三・四六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			X	X
○三〇三・四九	その他のもの				
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			X	X
○三〇三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）			X	X
○三〇三・五二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）			X	X
	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソステイクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三〇三・六一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）			X	X
○三〇三・六二	めろ（ディソステイクス属のもの）			X	X
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）				
	サルディノプス属のもの				
○三〇三・七二	その他のもの				
○三〇三・七三	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）				
	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）				

○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）				
○三〇三・七五	さめ				
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）				
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトゥス）				
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）				
	メルルシウス属のもの				
	ウロフュキス属のもの				
○三〇三・七九	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				
	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二・五%	B 10	X	
	ししゃも	二・五%	B 10	X	
	その他のもの				
	ふぐ及びぎんだら	二・五%	B 10		

| | | |

| | | |

	その他のもの					
	あさり及びしじみ					
	その他のもの					
	軟体動物					
	その他のもの					
○三〇七・九九						
	その他のもの					
	冷凍したもの					
	うに、くらげ及びなまこ					
	うに					
	その他のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	うに、くらげ及びなまこ					
	うに					
	その他のもの					
	その他のもの					
第四類						
○四・〇一	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）					
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）					
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）					
○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）					
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド					
○四・〇六	チーズ及びカード					
○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード					
○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）					
○四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）					
○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ					
	その他のチーズ					
○四〇六・九〇	別添一のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズ					
	注　関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告を付さなければならない。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。					

	その他のもの					
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）					
	ふ化用のもの					
	その他のもの					
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
	卵黄					
○四〇八・一一	乾燥したもの					
○四〇八・一九	その他のもの					
	その他のもの					
○四〇八・九一	乾燥したもの					
○四〇八・九九	その他のもの					
○四〇九・〇〇	天然はちみつ					
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					
第五類						
○五〇一・〇〇	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず					
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず					
○五〇四・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）					
○五・〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず					

○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず				
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず				
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず				
○五一〇・〇〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）				
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの				
○五一一・一〇	牛の精液				
	その他のもの				
○五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの				
	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵				
	その他のもの				
	その他のもの				
○五一一・九九	その他のもの				
	第六類				
	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉				
	第七類				
	食用の野菜、根及び塊茎				
○七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット				
	たまねぎ				
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	三%	B 10	A
				B 15	

○七〇二・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの				
	シャロット				
○七〇三・九〇	にんにく				
	リーキその他のねぎ属のもの				
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）				
	その他のもの				
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇四・一〇	カリフラワー				
○七〇四・二〇	芽キャベツ				
○七〇四・九〇	その他のもの				
	ブロッコリー				
	その他のもの				
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇五・一一	レタス				
	結球レタス				
○七〇五・一九	その他のもの				
	チコリー				
○七〇五・二二	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）				
○七〇五・二九	その他のもの				
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ				
○七〇六・九〇	その他のもの				
	ごぼう				
	その他のもの				
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）				
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
○七〇九・二〇	アスパラガス				
○七〇九・三〇	なす				
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）				
	きのこ及びトリフ				
○七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）				
○七〇九・五九	その他のもの				
	しいたけ				
	その他のもの				
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実				

○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草				三%
○七〇九・九〇	その他のもの				B 10
	スイートコーン				
	その他のもの				六%
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）				A B 10
○七一〇・一〇	ばれいしょ				八・五%
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）				B 7
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）				八・五%
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆				B 10
○七一〇・二九	その他のもの				八・五%
	えだ豆				B 10
	その他のもの				六%
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草				B 10
○七一〇・四〇	スイートコーン				八・五%
○七一〇・八〇	その他の野菜				B 10
	ごぼう				一〇・六%
	その他のもの				B 7
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの				六%
	スイートコーンを主成分とするもの				B 10
	その他のもの				一二%
					B 10
					六%
					B 10
					六%
					B 5

○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）				
○七一一・二〇	オリーブ				九%
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン				B 10
	きのこ及びトリフ				九%
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）				B 10
○七一一・五九	その他のもの				九%
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの				B 10
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび				A
	らっきょう及びわらび				六%
	その他のもの				B 15
	ごぼう				六%
	その他のもの				B 10
	なす				一二%
	その他のもの				B 10
○七一二・一〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）				九%
○七一二・二〇	たまねぎ				B 10
					九%
					B 15

	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ				九%
○七一二・二一	きのこ（はらたけ属のもの）				B 10
○七一二・二二	きくらげ（きくらげ属のもの）				A A
○七一二・二三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）				A X
○七一二・二九	その他のもの				
	しいたけ				
○七一二・九〇	その他のもの				
	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	スイートコーン				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）				一キログラムにつき九円
	その他のもの				B 5
	たけのこ				A
	その他のもの				

	ぜんまい及びかんぴょう				九%
	その他のもの				B 7
	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				九%
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）				B 5
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一三・二〇	ひよこ豆				
○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆				
○七一三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）				
○七一三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）				
○七一三・三九	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところ				

	により証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・三九	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・四〇	ひら豆	A	X	A
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	A	X	A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・九〇	その他のもの	A	X	A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一四・一〇	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	A	X	A
	冷凍したもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	B 10	二二%	
	粉又はミールのペレット	A		
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの	X		

	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
○七一四・二〇	かんしょ	A	X	A
	冷凍したもの	B 10	九%	
	その他のもの	B 15	一一%	
	その他のもの	B 15	一二・八%	
	冷凍したもの	B 10	一〇%	
	さといも	B 10	一二%	
	その他のもの			
	その他のもの	B 10	九%	
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
○八・〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	A		A
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八〇二・一一	アーモンド			
	殻付きのもの	A		A
○八〇二・一二	殻を除いたもの	A		A

○八〇二・一一	殻付きのもの	A		A
○八〇二・一二	殻を除いたもの	A		A
○八〇二・二一	くるみ			
○八〇二・二一	殻付きのもの	B 10	一〇%	
○八〇二・二二	殻を除いたもの	B 10	一〇%	
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）	B 15	九・六%	
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	A		A
○八〇二・六〇	マカダミアナット	A		A
○八〇二・九〇	その他のもの			
	びんろう子及びベカン			
	その他のもの	B 10	一二%	
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
	生鮮のもの	A	X	A
	乾燥したもの			
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇四・一〇	なつめやしの実	A		A
○八〇四・二〇	いちじく	B 10	六%	
○八〇四・三〇	パイナップル	X		

○八〇四・四〇	アボカドー						
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン						
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）						
○八〇五・一〇	オレンジ						
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種						
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）						
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）						
○八〇五・九〇	その他のもの ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）						
○八・〇六	その他のもの ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）						
○八〇六・一〇	生鮮のもの 毎年三月一日から同年一〇月二一日までに輸入されるもの						
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの						
○八〇六・二〇	乾燥したもの						
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。） メロン（すいかを含む。）						
○八〇七・一一	すいか						
○八〇七・一九	その他のもの						
○八〇七・二〇	パパイヤ						
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）						
○八〇八・一〇	りんご						
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ						
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）						
○八〇九・一〇	あんず						
○八〇九・二〇	さくらんぼ						
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）						
○八〇九・四〇	プラム及びスロー						
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）						
○八一〇・一〇	ストロベリー						
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー						
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実						
○八一〇・五〇	キウイフルーツ						
○八一〇・六〇	ドリアン						
○八一〇・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし						

○八〇四・四〇						A	A
○八〇四・五〇						A	A
○八・〇五							
○八〇五・一〇				X		X	
○八〇五・二〇							
○八〇五・四〇				X			
○八〇五・五〇					一〇%		
○八〇五・九〇					B 10		
○八・〇六				X			
○八〇六・一〇					一七%	B 15	
					七・八%	B 10	
○八〇六・二〇				A		A	
○八・〇七							
○八〇七・一一					六%	B 10	
○八〇七・一九					六%	B 10	
○八〇七・二〇				A		A	
○八・〇八					一七%	B 10	
○八〇八・一〇					四・八%	B 10	
○八〇八・二〇							
○八・〇九					六%	B 10	
○八〇九・一〇					六%	B 10	
○八〇九・二〇					八・五%	B 10	
○八〇九・三〇					六%	B 10	
○八〇九・四〇					六%	B 10	
○八・一〇							
○八一〇・一〇					六%	B 10	
○八一〇・二〇				A		A	
○八一〇・四〇					六・四%	B 10	
○八一〇・五〇				A		A	
○八一〇・六〇							
○八一〇・九〇							

	その他のもの ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー					A	A
	その他のもの					X	
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						
○八一・一〇	ストロベリー 砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー						
○八一一・九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの						
	パイナップル						
	ベリー						
	サワーチェリー						
	桃及びなし						
	その他のもの						
	その他のもの						
	パイナップル						
○八一二・一〇	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム						
○八一二・九〇	桃及びなし						
	その他のもの 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）						
	さくらんぼ						
	その他のもの						
	バナナ及びオレンジ						
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）						
	その他のもの レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）						
	くり						
	その他のもの マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、						

						X	A
						X	
					九・六%	B 10	
				A			
					一二%	B 10	
					一三・八%	B 10	
				A		A	X
					七%	B 10	
					七%	B 10	
					一二%	B 10	
					一七%	B 15	
				X			
					一〇%	B 10	
				A			
					九・六%	B 15	

	ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		
○八・一三	その他のもの	一二%	X
	乾燥果実（第〇八・〇二項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
○八一三・一〇	あんず	九%	B 7
○八一三・二〇	プルーン	A	A
○八一三・三〇	りんご	九%	B 7
○八一三・四〇	その他の果実		
	ベリー、パパイヤ、ボボー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	A	B 7
	干しがき	九%	B 5
	その他のもの		
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子を除く。）又は第〇八一二・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	A	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A	A
	第九類		
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料		
○九〇一・一一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
○九〇一・一一一	コーヒー（いったものを除く。）		
○九〇一・一一二	カフェインを除いてないもの	一二%	B 3
○九〇一・一一三	カフェインを除いたもの	一二%	B 3
○九〇一・一一九	カフェインを除いたもの	A	A
○九〇一・一九〇	その他のもの		
○九〇一・一九一	コーヒー（いったものに限る。）		
○九〇一・二二一	カフェインを除いてないもの	一二%	B 3
○九〇一・二二二	カフェインを除いたもの	一二%	B 3
○九〇一・二九〇	その他のもの	A	A
○九・〇二一	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B 15
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	A	A
	くず（飲用に適するものを除く。）		

	その他のもの		
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		
	紅茶		
	その他のもの		
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	一二%	B 10
	くず（飲用に適するものを除く。）	一七%	B 15
	その他のもの		
	紅茶	A	A
	その他のもの		
○九〇三・〇〇	マテ	一七%	B 15
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	一二%	B 10
○九〇五・〇〇	バニラ豆	A	A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	A	A
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A	A
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	A	A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A	A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	A	A
○九一〇・一〇	しょうが	九%	B 10
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	A	A
○九一〇・二〇	サフラン	A	A
○九一〇・三〇	うこん	A	A
	その他の香辛料	A	A
○九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物	A	A
○九一〇・九九	その他のもの	七・二%	B 10
	カレー	A	A
	その他のもの	A	A
	第一〇類		
一〇・〇一	穀物		
一〇〇一・〇〇	小麦及びメスリン	A	X
一〇〇二・〇〇	ライ麦	A	X
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦	A	X
一〇〇四・〇〇	オート		
一〇・〇五	とうもろこし		
一〇〇五・一〇	播種用のもの		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する		

							ようにしたもの
							その他のもの
一〇〇五・九〇							
							その他のもの
							爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）
							その他のもの
							飼料用のもの
							注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
							その他のもの
一〇・〇六							米
一〇〇七・〇〇							グレーンソルガム
一〇・〇八							そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
一〇〇八・一〇							そば
							薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの
							その他のもの
一〇〇八・二〇							ミレット
一〇〇八・三〇							カナリーシード
一〇〇八・九〇							その他の穀物
							薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

							ようにしたもの
							その他のもの
							ライ小麦
							その他のもの
第一一類							
一一・〇一							穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
一一・〇二							小麦粉及びメスリン粉
							穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
一一〇二・一〇							ライ麦粉
一一〇二・二〇							とうもろこし粉
一一〇二・九〇							その他のもの
							大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉
							その他のもの
一一・〇三							ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
							ひき割り穀物及び穀物のミール
一一〇三・一一							小麦のもの
一一〇三・一三							とうもろこしのもの
一一〇三・一九							その他の穀物のもの
							大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの
							オートのもの

							その他のもの
一一〇三・二〇							ペレット
							小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの
							オートのもの
							とうもろこしのもの
							その他のもの
一一・〇四							その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇四・一二							オートのもの
一一〇四・一九							その他の穀物のもの
							小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
							とうもろこしのもの
							その他のもの
一一〇四・二二							その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
							オートのもの
一一〇四・二三							とうもろこしのもの
							コーンフレークの製造に使用するもの

							その他のもの
一一〇四・二九							その他の穀物のもの
							小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
							その他のもの
一一〇四・三〇							穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一・〇五							ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
一一・〇六							乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
一一〇六・一〇							乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの
一一〇六・二〇							サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの
							カッサバ芋のもの
							飼料用のもの
							注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
							その他のもの
一一〇六・三〇							第八類の物品のもの
							バナナのもの
							飼料用のもの
							注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
							その他のもの

一一・〇七	その他のもの				
一一・〇八	麦芽（いってあるかないかを問わない。）				
一一〇九・〇〇	でん粉及びイヌリン				
	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）				
	第一二類				
一二〇一・〇〇	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物				
一二〇二・一〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）				
一二〇二・二〇	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				
一二〇二・三〇	殻付きのもの				
	採油用のもの				
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一二〇二・四〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）				
	採油用のもの				
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一二〇三・〇〇	コプラ				
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）				
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子				
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン				
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）				
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一二・一二〇	海草その他の藻類				
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）				
	その他のもの				
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの				
	ふのり属のもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	てん菜				
	その他のもの				
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）				
	その他のもの				
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）				
一二一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）				
	第一三類				
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				
一三・〇二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）				
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス				
一三〇二・一二	生あへん				
一三〇二・一三	甘草のもの				
一三〇二・一九	ホップのもの				
	その他のもの				
	飲料のもと				
	植物性の一種類の原料から得たもの				
	その他のもの				
一三〇二・二〇	その他のもの				
	除虫菊エキス				
	その他のもの				
	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩				
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
一三〇二・三二	寒天				
一三〇二・三九	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
	その他のもの				
	第一四類				
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品				
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色				

一四〇一・一〇	竹	A	A
一四〇一・二〇	とう		
一四〇一・九〇	その他のもの	A	A
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトウス）		
	その他のもの		
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A	A
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	八・五%	B10
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		
	豚脂		
	酸価が一・三を超えるもの	A	X
	その他のもの		
	その他のもの		
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	六・四%	B10
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	A	A

一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	二・五%	B10
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油	三・五%	B10
	その他のもの		
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	A	A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B10
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X	X

一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	A
一五一二・一一	粗油	X	X
一五一二・一九	その他のもの 綿実油及びその分別物		
一五一二・二一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	A	A
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	X	X
	その他のもの		
一五一二・二九	その他のもの 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A	A
一五・一三	その他のもの やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	A
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X	A
一五一五・一一	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X	X
一五一五・一九	亜麻仁油及びその分別物 粗油	X	A
一五一五・二一	その他のもの とうもろこし油及びその分別物	X	A
一五一五・二九	粗油	X	A
一五一五・三〇	その他のもの ひまし油及びその分別物	X	A
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	X	A
一五一五・九〇	その他のもの オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 その他のもの	X	A
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	A	A

| | | |

一六〇五・三〇	その他のもの				
一六〇五・四〇	ロブスター				
	その他の甲殻類				
	えび				
	その他のもの				
一六〇五・九〇	その他のもの				
	くん製したもの				
	その他のもの				
	いか及びくらげ				
	いか				
	くらげ				
	その他のもの				
第一七類	糖類及び砂糖菓子				
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）				
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル				
	乳糖及び乳糖水				
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの				
	その他のもの				
一七〇二・一九	かえで糖及びかえで糖水				
一七〇二・二〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）				
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）				
一七〇二・四〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）				
一七〇二・五〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）				
一七〇二・六〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）				
一七〇二・九〇	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル				
	ハイ・テスト・モラセス				
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）				
一七〇三・一〇	甘しゃ糖みつ				
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一七〇三・九〇	その他のもの				
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）				
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）				
一七〇四・九〇	その他のもの				
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）				
	その他のもの				
	キャンディー類及びキャラメル				
	その他のもの				
第一八類	ココア及びその調製品				
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）				
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず				
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）				
一八〇三・一〇	脱脂してないもの				
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの				
一八〇四・〇〇	カカオ脂				
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）				
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品				
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				

				五・三％	
X	X			B10	
				九・六％	
	X	X		B10	
				一〇％	
X	X	X		B10	
	X				
X			A		
			A		

	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
一八〇六・二一	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
	詰物をしたもの		
一八〇六・三二	詰物をしてないもの		
	チョコレート菓子		
	その他のもの		
一八〇六・九〇	その他のもの		
	チョコレート菓子		
	その他のもの		

		Ph	Pi

| | | |

| | | |

	その他のもの									
	その他のもの									
	フルーツピューレー及びフルーツペースト									
	その他のもの									
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）									
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）									
二〇〇八・一一	落花生									
	砂糖を加えたもの									
	ピーナツバター									
	その他のもの									
	その他のもの									
	ピーナツバター									
	その他のもの									
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）									
	砂糖を加えたもの									
	パルプ状のもの									
	その他のもの									
	カシューナット及びその他のいったナット									
	その他のもの									
	くり（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。）									
	その他のもの									
	その他のもの									
	パルプ状のもの									
	その他のもの									
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、カシューナット、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット									
	ぎんなん									
	その他のもの									
	いったもの									
	その他のもの									
二〇〇八・二〇	パイナップル									
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実									
二〇〇八・四〇	なし									
	砂糖を加えたもの									
	パルプ状のもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの									

	その他のもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
	その他のもの									
	パルプ状のもの									
	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
二〇〇八・五〇	あんず									
	砂糖を加えたもの									
	その他のもの									
二〇〇八・六〇	さくらんぼ									
	砂糖を加えたもの									
	その他のもの									
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）									
	砂糖を加えたもの									
	パルプ状のもの									

	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの									
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの									
	その他のもの									
	その他のもの									
	パルプ状のもの									
	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの									
	その他のもの									
二〇〇八・八〇	ストロベリー									
	砂糖を加えたもの									
	パルプ状のもの									
	その他のもの									
	その他のもの									
	パルプ状のもの									

その他のもの			一二%	
その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）				
パームハート			一五%	B 10
二〇〇八・九一				
混合したもの				
二〇〇八・九二				
ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				
砂糖を加えたもの			六%	B 5
その他のもの				A
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの			二九・八%	B 15
その他のもの			二二・八%	B 10
その他のもの				
パルプ状のもの			二一・三%	B 15
その他のもの			一七%	B 10
二〇〇八・九九				
その他のもの				
梅				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの			一二%	B 10
バナナ及びアボカド一				
その他のもの			二一%	B 10
その他のもの			二九・八%	B 15
その他のもの				
ベリー及びプルーン				
バナナ、アボカド一、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン				
気密容器入りのもの				
その他のもの			一一%	B 7
その他のもの			一一%	B 10
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし				
その他のもの			一四%	B 10
その他のもの			一六・八%	B 15
パルプ状のもの				
バナナ、アボカド一、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン				
カムカム			一五%	B 10
その他のもの			二一・三%	B 15
その他のもの				
プルーン、バナナ、アボカド一、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン				
さといも（冷凍したものに限る。）	A	A		
その他のもの			一〇%	B 7
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、				
爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに				

限る。）及びカムカム				
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、				
全形のもの及び断片状のものに限る。）				
その他のもの			一二%	B 7
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加				
えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
オレンジジュース				
冷凍したもの				
砂糖を加えたもの			二五・五%	B 15
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のも				
の			二九・八%	B 15
その他のもの			（その率が一	
二〇・〇九			キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二〇〇九・一一				
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの			二五・五%	B 15
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のも				
の			二五・五%	B 15
その他のもの			（その率が一	
二〇〇九・一二			キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの			二一・三%	B 15
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの			二五・五%	B 15
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のも				
二〇〇九・一九				

の		
その他のもの	二五・五％	B15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二一・二％	B15
	二五・五％	B15
グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース		
ブリックス値が二〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一一		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
ブリックス値が二〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一二％	B15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一一		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
ブリックス値が二〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B15
	二五・五％	B15
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一二		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
その他のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一二		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
その他のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B15
	二五・五％	B15
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一二		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
レモンジュース	六％	B5
ライムジュース	一二％	B10
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一二		

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
レモンジュース	六％	B5
ライムジュース	一二％	B10
その他のもの		
その他のもの		
二〇〇九・一二		

		X	パイナップルジュース
二〇〇九・四一		X	ブリックス値が二〇以下のもの
二〇〇九・四九		X	その他のもの
二〇〇九・五〇		X	トマトジュース
二〇〇九・六一			ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）
			ブリックス値が三〇以下のもの
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	二三％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
			その他のもの
	二三％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・六九			その他のもの
			その他のもの
			砂糖を加えたもの
	一九・一％	B15	

			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
	二三％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
			その他のもの
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	二三％	B15	
	一九・一％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・七一			りんごジュース
			ブリックス値が二〇以下のもの
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	一九・一％	B15	
	二五・五％	B15	その他のもの
	二三％	B15	
	三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	

			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	二三％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・七九			その他のもの
			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	一九・一％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・八〇			その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）
			果汁
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	二三％	B15	
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	一九・一％	B15	
	二九・八％	B15	その他のもの
			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	一四・四％	B10	
	一九・一％	B15	プルーンジュース
	二五・五％	B15	その他のもの
			その他のもの

	野菜ジュース			八・一％	B 7
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの			九％	B 7
	その他のもの			七・二％	B 7
二〇〇九・九〇	混合ジュース				
	混合果汁				
	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			二三％	B 15
	その他のもの			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
	その他のもの				
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			一九・一％	B 15
	その他のもの			二五・五％	B 15
	混合野菜ジュース				
	砂糖を加えたもの			八・一％	B 5
	その他のもの			五・四％	B 5
第二二類					
二一・〇一	各種の調製食料品				
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品				
	エキス、エッセンス及び濃縮物				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
二一〇一・二〇	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品				
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	コーヒーをもととした調製品				

	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの			一五％	B 10
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
	その他のもの				
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			六％	B 5
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）			一五％	B 10
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
二一・〇三	調製したベーキングパウダー				
二一〇三・一〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			八％	B 10
二一〇三・二〇	醤油				
二一〇三・三〇	トマトケチャップその他のトマトソース				
	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
	小売用の容器入りにしたもの				
	その他のもの				
二一・〇三・九〇	その他のもの				
	ソース				
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング				
	その他のもの				
	その他のもの				
	インスタントカレーその他のカレー調製品				
	その他のもの				
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの				

二一・〇四	その他のもの	一〇・五%	B 7	X	
二一〇四・一〇	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品				
	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品				
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B 5		
	その他のもの	八・四%	B 5		
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品				
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	一二%	B 10	X	
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）			X	
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの			X	
	その他のもの				
	植物性たんぱく				
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの	一〇・六%	B 10		
	その他のもの	一〇・六%	B 7		
	その他のもの	一五%	B 10	X	
二一〇六・九〇	その他のもの				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品				
	乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの				
	チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の三%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の五〇%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の二〇%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が〇・九キログラム以下のものに限る。）		Q	X	X
	注　関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告を付さなければならない。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。				
	その他のもの				
	その他のもの			X	X
	その他のもの				
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品			X	
	その他のもの				
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにゃく				
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）				
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%	B 15	X	
	その他のもの				
	ビタミンをもととした栄養補助食品	二二・八%	B 10	X	
	その他のもの	一一・五%	B 10	X	
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの			A	
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと				
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			X	
	その他のもの				
	その他のもの				
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）	一二%	B 10	X	
	アルコールを含有しない飲料のもと				
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一〇%	B 7		
	その他のもの				
	その他のもの				
	第〇四・一〇項の物品のもの	九%	B 7		
	その他のもの				
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一一・五%	B 7		
	ビタミンをもととした栄養補助食品				
	植物性たんぱくを加水分解したもの	一一・五%	B 10	A	
	その他のもの				
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）				
	その他のもの				
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二一二・一二〇号の物品のもの			X	Pe
	その他のもの				

第二十二類	飲料、アルコール及び食酢			
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪			
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			A
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの	九・六％	X	
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	B 10	
	その他のもの	九・六％	B 5	A
二二〇三・〇〇	ビール		B 12	
二二〇四・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）			
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき一八二円	B 12	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの			
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき一二円	B 10	
	その他のもの	一五％（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 9	
二二〇四・二九	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五％（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 12	
	その他のもの			
二二〇四・二二	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五％（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 12	
	その他のもの			
二二〇四・二三〇	その他のもの			
	その他のぶどう搾汁			
	アルコール分が一％未満のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B 15	A
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、	B 15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B 15	
	その他のもの	二五・五％	B 15	A
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）			
	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき六九円三〇銭	B 10	
二二〇五・九〇	その他のもの			
	アルコール分が一％未満のもの	一九・一％	B 15	A
	その他のもの			
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	アルコール分が一％未満のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の	B 15	

			従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	その他のもの			
	清酒及び濁酒			
	その他のもの			
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物		X	
	その他のもの			
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		X	
	その他のもの			
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		X	A
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの			A
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			A
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			X
	その他のもの			
	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			X
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			X
二二・〇八	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒			A
二二・〇八・二〇	ウイスキー			A
二二・〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒			A
二二・〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ			A
二二・〇八・六〇	ウオッカ			A
二二・〇八・七〇	リキュール及びコーディアル			A
二二・〇八・九〇	その他のもの			
	エチルアルコール及び蒸留酒			A
	フルーツブランデー			
	その他のもの			

	エチルアルコール			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のアルコール飲料			
	合成清酒及び白酒			
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）		二九・八％（その率が一キログラムにつき二二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物		七・五％	B 10
	その他のもの			X
第二三類				
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			A
	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに粕脂かす			A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		一キログラムにつき、五九	B 10
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			

			その他のもの	
			気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
			その他のもの	
			課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	
			その他のもの	
			粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	
			犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの	
			その他のもの	
			その他のもの	
			たばこ及び製造たばこ代用品	
		第二四類	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	
		二四・〇一		
			葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
		二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	
		二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	
		二四〇二・九〇	その他のもの	
		二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
		二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
			その他のもの	
		二四〇三・九一	シートたばこ	
		二四〇三・九九	その他のもの	
			たばこのエキス及びエッセンス	
			その他のもの	
		第二五類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
		二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	
			塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のもの	

			円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	
			その他のもの	
			気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
			その他のもの	
			課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	
			その他のもの	
			粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	
			その他のもの	
		二二〇九・九〇	その他のもの	
			飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	
			その他のもの	
			乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	
			ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	
			その他のもの	
			一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円二〇銭を加えた額	
			一キログラムにつき三六円	
			その他のもの	
			第一二・一四項又は第二二・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	

	に限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）							
二五〇二・〇〇	その他のもの							
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）							
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）							
二五・〇四	天然黒鉛							
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）							
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）							
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）							
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース							
二五〇九・〇〇	白亜							
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜							
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）							
二五・一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）							
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー							
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）							
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）							
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		A		A			
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）				A	A	A	
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス				A	A	A	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）				A	A	A	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）					A	A	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）					A	A	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）					A		
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）					A	A	A
二五・二四	石綿						A	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず							
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク							
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの							
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石							
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）							
第二六類								
	鉱石、スラグ及び灰							
第二七類								
	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう							
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの							
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）							
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）							
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン							
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）							
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）							

二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A		
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A		
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A		
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A		
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	A		
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン	A		
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）			
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき、一一七円	B5
	その他のもの			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン	A		
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	A	一キロリットルにつき四三四円	B5
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A		
	その他のもの			
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき九五六円	B5
	その他のもの			
	その他のもの			
二七一〇・一九	その他のもの	A		

	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン			
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	A	一キロリットルにつき四三四円	B5
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A		
	その他のもの			
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき九五六円	B5
	その他のもの			
	重油及び粗油			
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	A		
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
	その他のもの			
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの	A	一キロリットルにつき、三二五円	B5
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	A	一キロリットルにつき一、六一四円	B5
	その他のもの			
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	A		
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
	その他のもの			
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	A	一キロリットルにつき一、一一二円	B5

	その他のもの			
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	廃油			
二七一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			
二七一〇・九九	その他のもの			
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素			
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）			
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物			
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック			
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）			

	第二九類			
二九・〇一	非環式炭化水素			
二九・〇二	環式炭化水素			
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体			
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）			
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）			
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）			
二九〇五・一四	その他のブタノール			
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体			
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）			

	第二八類			
	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
	有機化学品			
二九・〇一	非環式炭化水素			
二九・〇二	環式炭化水素			
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体			
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）			
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）			
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）			
二九〇五・一四	その他のブタノール			
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体			
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）			

二九〇五・一九	その他のもの			
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール			
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール			
	その他のもの			
	二価アルコール			
二九〇五・二一	エチレングリコール（エタンジオール）			
二九〇五・二二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）			
二九〇五・二九	その他のもの			
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）			
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール			
二九〇五・四三	マンニトール			
二九〇五・四四	Ｄ―グルシトール（ソルビトール）			
二九〇五・四五	グリセリン			
二九〇五・四九	その他のもの			
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）			
二九〇五・五九	その他のもの			

二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
二九〇六・一一	メントール			
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール			
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール			
二九〇六・一九	その他のもの			
	芳香族アルコール及びその誘導体			
二九〇六・二一	ベンジルアルコール			
二九〇六・二九	その他のもの			
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール			
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化			

二九一一・〇〇	誘導体 アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		A
二九・一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・一二	酒石酸		A
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル		A
二九一八・一四	くえん酸		X
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル		A
	くえん酸カルシウム		A
	その他のもの		A
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）		A
二九一八・一九	その他のもの		A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩		A
二九一八・二二	オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩		A
二九一八・二九	その他のもの		A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
二九二一・九二	二・四・五－Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル		A
二九二一・九九	その他のもの		A
二九二二・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九二二・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九二二・一一	アミン官能化合物		A
二九二二・一二	酸素官能のアミノ化合物		A
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・一三	モノエタノールアミン及びその塩		A
二九二二・一四	ジエタノールアミン及びその塩		A
二九二二・一九	トリエタノールアミン及びその塩		A
	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩		A
	その他のもの		A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A
	その他のもの		A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		A
	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩		A
	その他のもの		A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩		A
	グルタミン酸ソーダ		A
	その他のもの		A
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩		A
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩		A
二九二二・四九	その他のもの		A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	六・五％	B 10
二九二二・九〇	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ		A

		リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A			
二九・二四		カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A			
二九・二五		カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A			
二九・二六		ニトリル官能化合物	A			
二九・二七・〇〇		ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A			
二九・二八・〇〇		ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A			
二九・二九		その他の窒素官能基を有する化合物	A			
二九・三〇		有機硫黄化合物	A			
二九・三一・〇〇		その他のオルガノインオルガニック化合物	A			
二九・三二		複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A			
二九・三三		複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A			
二九・三四		核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A			
二九・三五・〇〇		スルホンアミド	A			
二九・三六		プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A			
二九・三七		ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A			
二九・三八		グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A			
二九・三九		植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A			
二九四〇・〇〇		糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	A			
二九四一・四一		抗生物質	X			
二九四二・〇〇		その他の有機化合物	A			
第三〇類		医療用品	A			
第三一類		肥料	A			
第三二類		なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	A			
第三三類		精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類				
三三・〇一		精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	A			
三三〇一・一二		精油（かんきつ類の果実のものに限る。）				
三三〇一・一三		オレンジのもの	A			
三三〇一・一九		レモンのもの	A			
		その他のもの	A			
三三〇一・一四		精油（かんきつ類の果実のものを除く。）				
三三〇一・二五		ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	A			
		その他のミントのもの				
		ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）				
		政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	A			
三三〇一・二九		その他のもの				
		その他のもの	A			
三三〇一・三〇		レジノイド	A			
		その他のもの	A			
三三〇一・九〇		香気性物質の混合物及び二以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A			
三三〇二・〇〇		香水類及びオーデコロン類	A			
三三・〇四		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A			
三三・〇五		頭髪用の調製品	A			
三三・〇六		口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A			
三三・〇七		ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A			
第三四類		せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A			
第三五類		たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	A			

三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー				
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体				A
三五〇二・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）				A
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラスその他のもの				X
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）				A
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤				X
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素				A
第二六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料				A
第二七類	写真用又は映画用の材料				A
三八・〇一	各種の化学工業生産品				
	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）				A
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）				A
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）				A
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）				A
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ－テルピネオールを主成分とするものに限る。）				A
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム				A
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの				A
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）				A
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				A
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの				X
	その他のもの				
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの				A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの				A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの				A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで冷属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品				A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）				A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤				A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾				A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤				A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）				A
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）				A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）				A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの				A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）				A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液				A
三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）				A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質				A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール				A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生				A

	産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）							
三八・二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤							
三八・二四・二〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）							
三八・二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤							
三八・二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート							
三八・二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）							
三八・二四・七一	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物							
	クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）							
三八・二四・七二	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの							
三八・二四・七三	ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの							
三八・二四・七四	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）							
三八・二四・七五	四塩化炭素を含有するもの							
三八・二四・七六	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの							
三八・二四・七七	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの							
三八・二四・七八	ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）又はハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）							
三八・二四・七九	その他のもの							
	オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化デルフェニル（ＰＣＴ）又はトリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品							
三八・二四・八一	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの							
三八・二四・八二	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化デルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含有するもの							
三八・二四・八三	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの							
三八・二四・九〇	その他のもの							
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物							
第三九類	プラスチック及びその製品							
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）							
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン							
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン							
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							
三九〇一・三〇	その他のもの							
	エチレン―酢酸ビニル共重合体							
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							
三九〇一・九〇	その他のもの							
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							
三九・〇二	その他のもの							
三九〇二・一〇	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）							
	ポリプロピレン							
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							

								六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） B10
								A
								六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） B10
								二・八％ A
								二・八％ B10
								A
								六・五％（その率が一キログラムにつき二五円六〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） B10

		その他のもの				
三九〇二・二〇		ポリイソブチレン				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇二・三〇		プロピレンの共重合体				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇二・九〇		その他のもの				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇三・〇三		スチレンの重合体（一次製品に限る。）				
		ポリスチレン				
三九〇三・一一		多泡性のもの				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇三・一九		その他のもの				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
三九〇三・二〇		スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇三・三〇		アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇三・九〇		その他のもの				
		塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
		その他のもの				
三九〇四・〇四		塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇四・〇五		酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）				
三九〇四・〇六		アクリル重合体（一次製品に限る。）				
三九〇四・〇七		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）				
三九〇五・〇八		ポリアミド（一次製品に限る。）				
三九〇六・〇九		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）				
三九一〇・〇〇		シリコーン（一次製品に限る。）				
三九一一		石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九一二		セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九一三		天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九一四・〇〇		第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）				
三九一五		プラスチックのくず				
三九一六		プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）				
三九一七		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）				
三九一八		プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材				
三九一九		プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）				
三九二〇		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）				
三九二一		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ				
三九二二		プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品				
三九二三		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品				
三九二四		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品				
三九二五		プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）				
三九二六		その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品				
	第四〇類					
		ゴム及びその製品				

第四・類			
四・〇一	原皮（毛皮を除く。）及び革		
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇・一〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）		
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
	その他のもの		
四一〇・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）		
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
	その他のもの		
四一〇・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びペリーを含む。）		
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
	その他のもの		
四一〇三・一〇	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）		
四一〇三・二〇	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		
四一〇三・三〇	爬虫類のもの		
	なめし過程にないもの		
	その他のもの		
四一〇三・九〇	その他のもの		
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		
	クロムなめしのもの		
	その他のもの		
四一〇四・一九	その他のもの		

	クロムなめしのもの		
	その他のもの		
	乾燥状態（クラスト）のもの		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	クロムなめしのもの		
	その他のもの		
四一〇四・四一	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	クロムなめしのもの		
	その他のもの		
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）		
	その他のもの		
	その他のもの		
四一〇四・四九	その他のもの		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてない		
	クロムなめしのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		

	染着色したもの		
	その他のもの		
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇五・二〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		
	その他のもの		
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇六・一一	やぎのもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
四一〇六・一二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		
	その他のもの		
四一〇六・二二	豚のもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
四一〇六・二三	乾燥状態（クラスト）のもの		

	染着色したもの	八%	B10
	その他のもの	六%	B10
四一〇六・四〇	爬虫類のもの		A
	植物性前なめしをしたもの		
	その他のもの		
	染着色したもの	一〇%	B7
	わに又はとかげのもの	六%	B7
	その他のもの		A
	その他のもの		
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	六%	B10
	その他のもの		A
四一〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、バーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
四一〇七・一	全形の革		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一六%	B10
	その他のもの	一二%	Pn
	その他のもの		
四一〇七・一二	グレーンスプリット	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一六%	B10
	その他のもの	一二%	Pn
	その他のもの		
四一〇七・一九	その他のもの	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	B10
	その他のもの（サイドを含む。）	一二%	Pn

四一〇七・九一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六%	B10
	その他のもの	一二%	Pn
	その他のもの		
四一〇七・九二	グレーンスプリット	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六%	B10
	その他のもの	一二%	Pn
	その他のもの		
四一〇七・九九	その他のもの	六%	B10
	バーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn
	その他のもの	一六%	B10
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、バーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		A
	パーチメント仕上げをしたもの	一六%	B10
	その他のもの		A
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	Pn
	その他のもの		A
四一一三・一〇	やぎのもの	六%	B10
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	B10
	その他のもの		
四一一三・二〇	豚のもの	六%	B10
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	八%	B10
	その他のもの		
四一一三・三〇	爬虫類のもの	六%	B10

パーチメント仕上げをしたもの				六%
その他のもの				B 7
染着色し又は模様付けしたもの				一〇%
わに革及びとかげ革				B 7
その他のもの				六%
その他のもの				B 7
四一二三・九〇	その他のもの		A	
パーチメント仕上げをしたもの				六%
その他のもの				B 7
染着色し又は模様付けしたもの				六%
その他のもの				B 7
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		A	
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		X	
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）			六%
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉			B 7
				三%
				B 10

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
四二・〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）			五・三%
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器			B 10
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			一六%
				B 10

四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			一〇%
	その他のもの			B 10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			一六%
	その他のもの			B 10
四二〇二・一九	その他のもの			四・一%
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。）			四・六%
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			B 10
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの			八%
	革製又はパテントレザー製のもの			B 10
	その他のもの			四・一%
	その他のもの			B 10
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			一六%
	その他のもの			B 10
	その他のもの			一〇%
	革製又はパテントレザー製のもの			B 10
	その他のもの			一〇%
				B 10

四二〇二・一二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの			一六%
	その他のもの			B 10
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品			一六%
四二〇二・一九	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			B 10
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			八%
	その他のもの			B 10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			一六%
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			B 10
	その他のもの			一〇%
	その他のもの			B 10
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			一〇%
				B 10

四二・〇一・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八％									
四二・〇一・九九	その他のもの										
	木製のもの	二・七％									
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	三・四％									
	その他のもの	四・六％									
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）										
四二・〇三・一〇	衣類										
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％									
	その他のもの	一〇％									
	手袋、ミトン及びミット										
四二・〇三・二一	特に運動用に製造したもの										
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	Pn								
	その他のもの		X								
	その他のもの										
四二・〇三・二九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一四％		B10							
	革製のもの										
	コンポジションレザー製のもの										
	その他のもの	一六％	X	B10							
四二・〇三・三〇	ベルト及び負い革										
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％		B10							
	その他のもの		X								
四二・〇三・四〇	その他の衣類附属品										
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％		B10							
	その他のもの	一〇％		B10							
四二・〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品										
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの										
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	一八％		B10							
	その他のもの										
	その他のもの	三・二％		B10							
四二・〇六・〇〇	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	一・〇％		B10							
		二・三％		B10							
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品										
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	A									

四二・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないものの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）										
四二・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品										
四三・〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	A	X	X							
第四四類	木材及びその製品並びに木炭										
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材										
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）										
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A	A	A							
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの										
四四・〇五・〇〇	木毛及び木粉										
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木										
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A							
	針葉樹のもの										
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが二六〇ミリメートル以下のものに限る。）	A	A	A							
	その他のもの										
四四〇七・一〇	熱帯産木材（この類の号注一のものに限る。）のもの										
	マホガニー（スウィエテニア属のもの）	A	A	A							
四四〇七・二一	バイロラ、インブイア及びバルサ	A	A	A							
四四〇七・二二	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A	A	A							
四四〇七・二五	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランン	A	A	A							
四四〇七・二六	サペリ	A	A	A							
四四〇七・二七	イロコ	A	A	A							
四四〇七・二八	その他のもの	A	A	A							
四四〇七・二九	その他のもの										
	オーク（コナラ属のもの）のもの	A	A	A							
四四〇七・九一	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	A	A	A							
四四〇七・九二	かえで（カエデ属のもの）のもの	A	A	A							
四四〇七・九三		A	A	A							

四四〇七・九四	桜（サクラ属のもの）のもの	A	B 15	七・五%	
四四〇七・九五	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	A	B 15	三・六%	
四四〇七・九九	その他のもの	A	B 15	三・六%	
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			
四四〇九・一〇	針葉樹のもの	A			
四四〇九・一二	針葉樹以外のもの	A			
	竹製のもの				
	引抜材				
	玉縁及び繰形				
	その他のもの				
四四〇九・二九	その他のもの	A			
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	A	B 5	六%	X
	木材のもの				
四四一〇・一一	パーティクルボード		B 5	六%	
	板状のもの				
	その他のもの				
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）		B 5	六%	
	板状のもの				
	その他のもの		B 5	五%	
四四一〇・一九	その他のもの		B 5	六%	
	板状のもの				
	その他のもの		B 5	五%	
四四一〇・九〇	その他のもの		B 5	六%	
	板状のもの				
	その他のもの		B 5	五%	
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）		B 5	七・九%	
				六・六%	
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		B 5	二・六%	
四四一二・一〇	竹製のもの				
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
	その他のもの				
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	X			
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	X			
四四一二・一九	その他のもの	X			
	その他のもの				
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード		B 5	六%	
四四一二・九九	その他のもの				
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A	B 5	六%	
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A			
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A			
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A			
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A			
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	A			
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	A			
	戸及びその枠並びに敷居				
四四一八・二〇	コンクリート型枠				
四四一八・四〇	こけら板				
四四一八・五〇	くい及びはり				
四四一八・六〇	組み合わせた床用パネル				
四四一八・七一	モザイク状の床用のもの				
四四一八・七二	その他のもの（多層のものに限る。）				
四四一八・七九	その他のもの				
四四一八・九〇	その他のもの				
	セルラーウッドパネル				
	その他のもの				
	木製の建具及び床柱				
	その他のもの				
	棚間並びにその他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル				
	その他のもの				
	構造用集成材				
	その他のもの				
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A			
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A			
四四・二〇					

四四・二一	その他の木製品				
四四・二一・一〇	衣類用ハンガー				
四四・二一・九〇	その他のもの				
	竹製のくし				
	その他のもの				
第四五類	コルク及びその製品				
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）				
四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）				
四六〇一・二一・一一	竹製のもの				
四六〇一・二一・一二	とう製のもの				
四六〇一・二一・二九	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの				
	その他のもの				
四六〇一・九二	その他のもの				
四六〇一・九二・一一	竹製のもの				
四六〇一・九二・一二	とう製のもの				
四六〇一・九二・九四	その他の植物性材料製のもの				
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）				
	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの				
	その他のもの				
四六〇一・九九	その他のもの				
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				
	植物性材料製のもの				
四六〇二・一一	竹製のもの				
四六〇二・一二	とう製のもの				
四六〇二・一九	その他のもの				
	瓶用のわらづと				
	その他のもの				
	畳床				

第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布					A	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					A	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物					A	A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					A	A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					A	A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					A	A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品						
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）						
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）						
	スキー靴					X	X
	その他のもの						
六四〇一・九九	その他のもの						
	ひざを覆うもの						
	その他のもの						
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）						
六四〇二・一二	スポーツ用の履物						
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ						
	スキー靴					X	X
	スノーボードブーツ						
六四〇二・一九	その他のもの						
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）						
	その他の履物						
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの						
	保護用の金属製トーキャップを有するもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
六四〇二・九九	その他のもの						
	その他の履物						
六四〇三・一二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）						
	スキー靴					X	X
	その他のもの						
六四〇三・一九	その他のもの						
	ひざを覆うもの						
	その他のもの						
六四〇三・二〇	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）						
六四〇三・三〇	スポーツ用の履物						
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ						
	スキー靴					X	X
	スノーボードブーツ						
六四〇三・九一	その他のもの						
六四〇三・九二	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）						
	その他の履物						
六四〇三・九三	くるぶしを覆うもの						
	保護用の金属製トーキャップを有するもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
六四〇三・九九	その他のもの						
	短靴						
六四〇四・一〇	保護用の金属製トーキャップを有するもの						
	その他のもの					X	X
	その他のもの						
六四〇四・二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）						
	スポーツ用の履物						
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ					X	X
六四〇四・一九	その他のもの						
六四〇四・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）						
	室内用履物						
	その他のもの						
六四〇四・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）						
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの						
	その他のもの						
六四〇四・五〇	その他の履物（本底が革製のものに限る。）						
	くるぶしを覆うもの						
	室内用履物						
	その他のもの						
六四〇五・一〇	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物						
	その他のもの						
六四〇五・五九	その他のもの						
	スリッパその他の室内用履物						
	スリッパ						
	その他のもの						
	その他のもの						
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物						
	その他のもの						
	その他のもの						
	中底が一九センチメートルを超えるもの						
	その他のもの						
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）						
	その他のもの						
六四〇五・九一	その他の履物						
	くるぶしを覆うもの						
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）						
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物						
	その他のもの						
	その他のもの						
六四〇五・九九	その他のもの						

| | | |

第六五類	帽子及びその部分品			A		
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品			A		
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品			A		
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			A		
第六九類	陶磁製品			A		
第七〇類	ガラス及びその製品					
七〇・〇一	ガラスのくず及び塊			A		
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）			A		
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A		
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A		
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A		
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）			A		
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）			A		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス			A		
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）			A		
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品			A		
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するものに限る。）			A		
七〇・一二	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）			A		
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）			A		
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			A		
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			A		
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）			A		
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			A		
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	八％	B7	A		
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	六・六％	B10	A		
七〇一八・九〇	その他のもの			A		
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの					
	その他のもの					
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）			A		
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品			A		
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣					
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A		
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）			A		
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A		
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A		
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉			A		
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A		
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A		
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A		

七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A				
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A				
七一・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A				
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）	A				
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）					
七一・一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
七一・一三・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
七一・一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）		五・二%	B 5		
	その他のもの		五・二%	B 10		
七一・一三・二〇	時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖		五・四%	B 10		
	その他のもの		五・四%	B 5		
七一・一四	貴金属を張った卑金属製のもの		五・四%	B 10		
七一・一五	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A				
	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A				
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	A				
七一・一七	身辺用模造細貨類	A				
七一・一八	貨幣	A				
第七二類	鉄鋼	A				
第七三類	鉄鋼製品	A				
第七四類	銅及びその製品	A				
第七五類	ニッケル及びその製品	A				
第七六類	アルミニウム及びその製品	A				
第七八類	鉛及びその製品	A				
第七九類	亜鉛及びその製品	A				
第八〇類	すず及びその製品	A				
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A				
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A				
第八三類	各種の卑金属製品	A				
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A				
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A				
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A				
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A				
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A				
第八九類	船舶及び浮き構造物	A				
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A				
第九一類	時計及びその部分品					
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	A				
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	A				
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	A				
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A				
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A				
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A				
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A				
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A				
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A				
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの	A				

九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A		
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A		
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A		
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A		
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	A		
九一・一三・九〇	その他のもの	A		
	革製又はコンポジションレザー製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの		一六％	B 7
	その他のもの		一〇％	B 7
	その他のもの			
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの		一〇％	B 7
	その他のもの			
九一・一四	その他の時計の部分品	A		
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品	A		
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	A		
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	A		
九四〇・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	A		
九四〇・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	A		
九四〇・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	A		
九四〇・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	A		
九四〇一・五	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	A		
九四〇一・五〇	竹製又はとう製のもの	A		
九四〇一・五九	その他のもの	A		
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	A		
九四〇一・六二	アップホルスターのもの	A		
九四〇一・六九	その他のもの	A		
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）			

九四〇一・七一	アップホルスターのもの	A		
九四〇一・七九	その他のもの	A		
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	A		
九四〇一・九〇	部分品	A		
	革製のもの			
	その他のもの			
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	A	三一・八％	B 10
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	A		
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	A		
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	A		
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	A		
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A		
第九六類	雑品			
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A		
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A		
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A		
九六〇四・〇〇	手ふるい	A		
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	A	六・六％	B 7
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A		

九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品								
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）								
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク								
九六・一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）								
九六・一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット								
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A	A	A	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）								
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品								
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品								
九八・一八	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド								
九八一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）								
九八一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A	A	A	A	A	A	A	A
第九七類									
	美術品、収集品及びこっとう								
		A	A	A	A	A	A	A	A

別添一　ナチュラルチーズ

1　ナチュラルチーズの表

品目番号	ナチュラルチーズの品名
Qb―一	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、原産地統制名称（Appellation d'origine Contrôlée。以下「ＡＯＣ」という。）として登録されているエメンタール＊
Qb―二	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているグリュイエール＊（「ダルパージュ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―三	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているスプリンツ＊
Qb―四	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているヴァシュラン・フリブルジョワ＊
Qb―五	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているベルナー・アルプケーゼ＊又はベルナー・ホーベルケーゼ＊
Qb―六	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているフォルマッジオ・ダルプ・テイチネーゼ＊
Qb―七	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているレティヴァ＊（「アレビベ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―八	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているラクレット・デュ・ヴァレ＊又はウォリザー・ラクレット＊
Qb―九	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているヴァシュラン・モンドール＊
Qb―十	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、ＡＯＣとして登録されているテット・ドゥ・モワン＊又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・

ベルレ＊		
Qb－十一	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i) 生乳から生産されたもの (ii) 三箇月以上熟成させたもの (iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が三〇センチメートル以上三三センチメートル以下であって、一個の重量が六・四キログラム以上七・四キログラム以下のもの (iv) 脂肪分が全乾燥重量の一八％以上であって、水分が全重量の四〇％以上四九％以下のもの (v) アッペンツェル・インナーローデン準州、アッペンツェル・アウサーローデン準州、ザンクト・ガレン州又はトゥールガウ州で生産されたもの	
Qb－十二	次のすべての要件を満たすチーズ (i) 低温殺菌したミルクから生産されたもの (ii) 高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が六センチメートル以上八センチメートル以下であって、一個の重量が八八グラム以上一〇三グラム以下の円すい台形のもの (iii) 脂肪分が全乾燥重量の一・一％以上一・五％以下であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上五〇％以下のもの (iv) グラールス州で生産されたもの	
Qb－十三	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i) 生乳、低温殺菌したミルク又はクリームとミルクの混合物（脂肪分が全乾燥重量の五五％以上のものに限る。）から生産されたもの（アルプス山脈で採取された香料植物又は白ワインによって調製してあるかないかを問わない。） (ii) 一八〇日を超えない範囲で熟成させたもの (iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が二五センチメートル以上三〇センチメートル以下であって、一個の重量が四キログラム以上四・五キログラム以下のもの (iv) 脂肪分が全乾燥重量の四五％以上であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上四二％以下のもの (v) トゥールガウ州、ザンクト・ガレン州又はチューリヒ州で生産されたもの	

注釈1　チーズの名称に「＊」を付している場合には、当該名称に「スイス産の」を付すことができることを示す。

注釈2　これらのナチュラルチーズの品名については、日本国がこの協定に従って関税上の特恵待遇を与えるためにのみ適用するものとし、スイスの法令のドでのチーズの定義に影響を及ぼすものではない。

注釈3　この表（Qb－十一からQb－十三までの三種類のチーズの品名を含む。）については、第二十五条の規定に従って行う一般的な見直しの対象となるものとする。

2　1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに関するスイスの法令が改正される場合には、スイスは、その改正の効力発生の前に、日本国に対し書面により通報する。

3　スイスが2の規定に従って通報を行う場合には、両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、1のナチュラルチーズの表に掲げる品名の改正について、その通報された改正を考慮しつつ協議する。当該表に掲げる品名の改正については、第百五十二条2の規定に従って行うものとする。

4　二千八年十二月三十一日においてＡＯＣのための登録の過程にあるナチュラルチーズがスイスの法令に従ってＡＯＣとして登録された場合には、スイスは、日本国に対し、その登録を通報する。両締約国は、その通報の後、当該ナチュラルチーズを1のナチュラルチーズの表に追加するため、第百五十二条2の規定に従って、表を改正する。

別添二　日本国の表の５欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品の関税上の特恵待遇のために必要な申告

1　この別添の規定は、日本国の表の５欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品に関し、表の２欄の注に規定する関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告（以下この別添において「産品に関する申告」という。）に関する事項についてのみ適用する。

2　産品に関する申告の申告文については、場合に応じて、(a)又は(b)に定めるとおりとする。

(a)　「下名は、上述の産品が（注釈１(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

(b)　「輸出者は、また、当該産品が（注釈１(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

注釈１(i)　表の５欄に(Qb)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、別添一１のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号を記入する。

(ii)　表の５欄に(Qf)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、「Qf」を記入する。

注釈２　この(a)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、当該産品の輸出者又は権限を与えられたその代理が、附属書二の第十六条の規定に従って発給される原産地証明書の８欄の品名の下に作成するものとする。輸出者は、権限を与えられたその代理による作成について責任を負うものとする。

注釈３　この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、附属書二の第十九条の規定に従って当該産品の原産地申告を作成する輸出者が作成するものとする。そのような産品に関する申告については、原産地申告が作成されている商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により、当該輸出者が作成するものとする。この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、原産地申告の申告文に続けて作成するものとする。

3　この別添の規定の適用上、産品に関する申告については、附属書二の第十五条に規定する原産地証明の一部を成すものとみなす。附属書二の関連規定については、１の規定と適合する限り、かつ、産品に関する申告が付された産品に関税上の特恵待遇を与える過程において必要な範囲内でのみ、適用する。

（スイスの表に関する付録一は省略）

附属書二（第二章関係）　原産地規則

目次

第一節　総則
第一条　定義
第二節　「原産品」の概念
第二条　原産品
第三条　完全に得られる産品
第四条　十分に作業又は加工される産品
第五条　原産地の累積
第六条　許容限度
第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程

第八条　原産品としての資格の単位
第九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第十条　附属品、予備部品及び工具
第十一条　中立的な要素
第十二条　会計の分離
第三節　属地的な要件
第十三条　属地性の原則
第十四条　積送基準
第四節　原産地の証明
第十五条　原産地証明
第十六条　原産地証明書
第十七条　遡及して発給される原産地証明書
第十八条　原産地証明書の再発給
第十九条　原産地申告
第二十条　原産地証明の有効性
第二十一条　関税上の特恵待遇の要求
第二十二条　補助的な文書
第二十三条　文書及び記録の保管
第五節　運用上の協力のための措置
第二十四条　通報
第二十五条　原産地証明の確認
第二十六条　秘密性
第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置
第二十八条　運用上の手続規則
第二十九条　雑則
第六節　最終規定
第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
付録一　品目別規則
付録二　原産地証明書の様式
付録三　原産地申告の申告文

第一節　総則

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　統一システムの「類」、「項」及び「号」とは、それぞれ統一システムの類（関税分類番号の最初の二桁の番号）、項（関税分類番号の最初の四桁の番号）及び号（関税分類番号の六桁の番号）をいう。

(b)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、この附属書の第十九条に規定する認定輸出者の認定について、及びこの附属書の第二十五条に規定する原産地証明の確認について、責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(c)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、当該締約国又は当該第三国の関税に関する法令の運用及び執行について、責任を負う当局をいう。日本国については財務省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(d)　「輸出者」とは、輸出締約国の関税地域に所在する者であって、当該関税地域から産品を輸出するも

のをいう。

(e) 「工場渡し価額」とは、工場渡しの産品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる産品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。

(f) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国の関税地域において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の関税地域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(g) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国の関税地域において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(h) 「輸入者」とは、輸入締約国の関税地域に産品を輸入する者をいう。

(i) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(j) 「非原産材料」とは、この附属書に従って原産品とされない材料をいう。

(k) 「関税上の特恵待遇」とは、第十五条1の規定に従って締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(l) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二節　「原産品」の概念

第二条　原産品

この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国の関税地域において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの

(b) 当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第四条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。

(c) この附属書の規定に従って当該締約国の原産品となる材料のみから、当該締約国の関税地域において得られる産品

第三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の関税地域において完全に得られる産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国の関税地域において生まれ、かつ、成育されるもの

(b) 当該締約国の関税地域において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国の関税地域において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国の関税地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国の関税地域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 両締約国の領海外において、当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国の関税地域において収集される産品であって、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国の関税地域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の関税地域において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国の関税地域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られる産品

第四条　十分に作業又は加工される産品

1　この附属書の第二条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であって、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の六十パーセントを超えない産品

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であって、四桁番号の水準におけるものが行われた産品

2　1の規定にかかわらず、この附属書の付録一に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録一に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

3　1及び2の規定の適用上、この附属書の第七条に定める工程は、十分な作業又は加工としてはならない。

4　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する当該関税地域の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料及び適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該関税地域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該関税地域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　4(a)の規定の適用において非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、非原産材料の関税地域内での取得（関税地域内での商取引の場合を含める。）について準用する。

6　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を算定するに当たり、当該非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される材料であって当該締約国の原産品であるものの生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

7　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域内で一又は二以上の生産者によって行われる異なる段階における生産を考慮することができる。

8　この条の規定の適用上、「統一システム」とは、この附属書の付録一に定める品目別規則において用いられているものをいう。

第五条　原産地の累積

1　この附属書の第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の原産品であって、他方の締約国の関税地域において産品を生産するための材料として使用されるものについては、当該他方の締約国の原産品とみなすことができる。

2　一方の締約国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出されるいずれかの締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものについては、原産品としての資格を維持するものとする。

(a)　当該原産品が輸出締約国の関税地域に輸入された時の状態と同一の状態で輸出されること。

(b)　当該原産品について、輸出締約国の関税地域においてこの附属書の第七条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと。

第六条　許容限度

1　この附属書の付録一に別段の定めがある場合を除くほか、必要な関税分類の変更が行われていない非原産材料を使用して得られる産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるための要件であって、この附属書（次条を含む。）に定める他のすべての関連するものを満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一類から第二四類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の七パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二五類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の十パーセント以下の場合

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、その生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の七パーセント以下の場合

2　もっとも、産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、1に規定する非原産材料の価額を考慮する。

第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程

1　次の工程については、この附属書の第四条1又は2に規定する要件を満たしているか否かを問わず、産品が締約国の原産品とされるための十分な作業又は加工とはみなさない。

(a)　輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保管することを確保する保存工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b)　改装及び仕分

(c)　洗浄、浄化及び粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(d)　塗装及び研磨のための単純な工程

(e)　研ぐこと、単純な破砕又は単純な切断

(f)　ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(g)　瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の単純な包装工程

(h)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(i)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）

(k)　完成品とするための部品の単純な組立て又は産品の部品への分解

(l)　繊維のアイロンがけ又はプレス

(m)　穀物及び米について、殻を除き、一部又は全部を漂白し、研磨し、及びつや出しする工程

(n)　砂糖を着色し、又は角砂糖とするための工程

(o)　果実、ナット及び野菜の皮、核及び種を除く工程

(p)　動物のとさつ

(q)　(a)から(p)までに規定する工程の二以上の工程の組合せ

2　1の規定の適用上、産品について締約国の関税地域において行われる工程については、そのすべてを全体として考慮する。

3　この条の規定の適用上、

(a)　「単純な」又は「単純に」として規定される工程とは、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の工程をいう。

(b)　「単純な混合」とは、混合する工程であって、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としないものをいう。ただし、「単純な混合」は、化学反応を含まない。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。

(c)　「単純な組立て」とは、物品の部品を組み立てる工程であって、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を使用しないものをいう。当該工程は、試験又は検査を含まない。

第八条　原産品としての資格の単位

1　この附属書の規定の適用上、原産品としての資格の単位については、統一システムに基づく分類を決定する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。したがって、当該単位は、次のとおりとなる。

(a)　物品の集合又は組立てから成る産品が一の関税品目に分類される場合には、当該産品の全体が、当該単位となる。

(b)　貨物が同一の複数の産品から成る場合において、当該複数の産品が一の関税品目に分類されるときは、締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、その産品ごとに個別に考慮する。

2　産品の小売のために使用される包装材料及び包装容器については、次のとおりとする。

(a)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について関連する関税分類の変更又はこの附属書の付録一に定める特定の製造若しくは加工工程が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

(b)　当該産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品の材料とみなす。

3　船積み用のこん包材料及びこん包容器であって、輸送中に産品を保護するために使用されるものについては、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第九条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　この附属書の第二条から前条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国の関税地域に他方の締約国の関税地域から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国の関税地域において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国の関税地域に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の材料のうち非原産材料のそれぞれが組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の関税地域に輸入されていたとしても、当該産品がこの附属書の第二条から前条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第十条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について関連する関税分類の変更又はこの附属書の付録一に定める特定の製造若しくは加工工程が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具については、当該産品の材料とみなす。

第十一条　中立的な要素

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、その生産に使用される次の要素の原産地については、決定する必要はないものとする。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　装置及び設備

(c)　機械、工具、ダイス及び鋳型

(d)　当該産品の最終的な組成に物理的に組み込まれないか、又は当該組成に入ることが意図されていないその他の材料

第十二条　会計の分離

1　同一の又は交換可能な原産品及び非原産品が他の産品を生産するための材料として使用される場合には、その原産品及び非原産品については、保管の期間において、物理的に分離しなければならない。

2　この条の規定の適用上、「同一の又は交換可能な原産品及び非原産品」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一の材料として使用されるいずれかの締約国の原産品及び非原産品であって、他の産品に組み込まれた後はいかなる表示その他の方法に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

3　産品の生産に使用される同一の又は交換可能な原産品及び非原産品の在庫を分離して維持することについて、相当の費用上の又は技術的な困難がある場合には、生産者は、在庫管理のためにいわゆる「会計の分離」の方法を用いることができる。

4　「会計の分離」の方法については、産品が生産される締約国の関税地域において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、適用され、かつ、維持されるものとする。選択される方法については、次の条件を満たすものとする。

(a)　取得され、又は在庫として維持される原産品と非原産品との間に明確な区別を設けるものであるこ

と。

(b)　同一の又は交換可能な原産品及び非原産品が産品を生産するための材料として使用される場合には、当該原産品と当該非原産品との間を物理的に分離していたならば当該産品が締約国の原産品となっていたであろう数量を超えて、当該産品が当該締約国の原産品とされないことを保証すること。

5　締約国は、この条に規定する在庫管理の方法の適用につき事前の許可の取得を義務付けることができる。

第三節　属地的な要件

第十三条　属地性の原則

1　この附属書の第五条1に規定する場合を除くほか、締約国の原産品となるための前節に定める要件は、当該締約国の関税地域において中断することなく満たされなければならない。

2　いずれかの締約国の関税地域から第三国に輸出された締約国の原産品が当該関税地域に返送される場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。ただし、当該締約国の権限のある政府当局に対して十分な立証が行われ、及び当該締約国の権限のある政府当局が次の条件が満たされていると認める場合は、この限りでない。

(a)　その返送される産品が輸出された産品と同一であること。

(b)　当該返送される産品について、当該締約国の関税地域外にある間に、貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われなかったこと。

第十四条　積送基準

1　締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　輸出締約国の関税地域から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われていないこと。

2　この附属書の第二条の規定にかかわらず、締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とはみなさない。

第四節　原産地の証明

第十五条　原産地証明

1　この附属書の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　この附属書の第十九条に規定する原産地申告

第十六条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出者は、権限を与えられたその代理による申請について責任を負うものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書を発給する他の団体（以下「指定団体」という。）を指定することができる。

3　各締約国は、この附属書の付録二に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、輸出締約国の法令に従って、輸出者又は権限を与えられたその代理人が英語で記入する。

4　輸出締約国は、産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者が、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の要請があった場合にはいつでも、当該産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておくことを確保する。

5　産品の輸出者が輸出締約国の関税地域に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該輸出締約国の法令に従って、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

(c)　当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該輸出者に行う宣誓

6　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。当該権限のある政府当局又はその指定団体は、また、3に規定する書式が正しく記入されることを確保する。特に、当該権限のある政府当局又はその指定団体は、当該産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。

8　輸出締約国は、産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は5(b)に規定する生産者が、当該産品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

9　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、8の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書が使用されることなく当該権限のある政府当局又はその指定団体に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

第十七条　遡及して発給される原産地証明書

1　原産地証明書は、2に規定する場合を除き、船積みの時までに発給する。

2　原産地証明書が船積みの時までに発給されなかった例外的な場合において、輸出者の要請があったときは、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、前条6の規定に基づき原産地証明書を遡及して発給する。当該原産地証明書については、その第七欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第十八条　原産地証明書の再発給

輸出者は、発給された原産地証明書がその有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、当該権限のある政府当局又はその指定団体が保有する書類に基づいて当該原産地証明書の再発給として新たな原産地証明書を発給することを要請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、その第七欄に「DUPLICATE」の語を記載することができる。当初の原産地証明書の発給日については、新たな原産地証明書に記載するものとする。当該新たな原産地証明書については、当該当初の原産地証明書が有効でなくなる時までに限り有効なものとする。

第十九条　原産地申告

1　この附属書の第十五条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　いずれの締約国の権限のある政府当局も、当該締約国の関税地域に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者がいずれかの締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。

(c)　当該輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対して、手書きで署名したとしたならば負うこととなったであろうすべての責任であって、当該輸出者を特定する原産地申告についてのものを負うことを書面により約束すること。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。

4　原産地申告については、関係する産品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。

5　認定輸出者が、輸出締約国の関税地域に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該輸出締約国の法令に従って、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。

(a)　当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報

(b)　当該産品がいずれかの締約国の原産品である旨の宣誓であって、当該産品の生産者が当該認定輸出者に行うもの

(c)　当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該認定輸出者に行う宣誓

6　認定輸出者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があった場合にはいつでも、原産地申告を作成した産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

7　原産地申告の申告文については、この附属書の付録三に定める。認定輸出者は、輸出締約国の法令に

従って、関係する産品について特定できるように十分に詳細に記述する仕入書、納品書その他の商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、そのような商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

8　認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者が2に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

10　各締約国は、自国の権限のある政府当局が認定した認定輸出者であって、産品について原産地申告を作成したものが、当該産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該権限のある政府当局に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

11　輸出締約国の権限のある政府当局は、10の規定に従って通知を受領した場合には、輸入締約国の税関当局に対し速やかにその事実を通報する。

第二十条　原産地証明の有効性

1　原産地証明は、発給され、又は作成される日の後十二箇月間有効なものとし、かつ、その期間内に、輸入締約国の税関当局に対し、一回限りの輸入のために提出するものとする。

2　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、提出のための期限を遵守することが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第二十一条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸出締約国又は輸入締約国の原産品であって、当該輸出締約国の関税地域から輸入されるものについて関税上の特恵待遇を要求する輸入者が当該輸入締約国の関税地域において適用される手続に従って原産地証明を提出する場合には、当該輸入締約国は、この協定に従って当該関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明に関する義務を免除することができる。

3　いずれかの締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸入締約国若しくは輸出締約国の原産品とはみなされないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第二十二条　補助的な文書

1　この附属書の第十六条4及び第十九条6に規定する文書であって、原産地証明の対象となる産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

(a)　輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠（例えば、当該輸出者又は生産者の取引に関する文書）

(b)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところより発給され、又は作成されるもの

(c)　いずれかの締約国の関税地域における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところにより発給され、又は作成されるもの

(d)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、いずれかの締約国の関税地域において発給され、又は作成されるもの

第二十三条　文書及び記録の保管

1　原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間、この附属

書の第十六条4に規定する文書を保管しなければならない。

2　原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも三年間、当該原産地申告を含む商業上の文書の写し及びこの附属書の第十九条6に規定する文書を保管しなければならない。

3　この附属書の第十六条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、原産地証明書の発給又は当該他の者が輸出者に行った同条5(c)に規定する宣誓の日の後少なくとも三年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

4　この附属書の第十九条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、同条5(b)若しくは(c)に規定する宣誓が当該生産者若しくは当該他の者によって認定輸出者に行われた日の後少なくとも三年間又は当該輸出締約国の法令がそれよりも長い期間を定める場合には当該期間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

5　原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間保管する。

第五節　運用上の協力のための措置

第二十四条　通報

1　各締約国は、次のものを他方の締約国に提供する。

(a)　原産地証明書の書式

(b)　権限のある政府当局又はその指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案の特徴

(c)　(b)に規定する印章の例

2　輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

3　一方の締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成を定めた場合には、他方の締約国に対し当該構成に関する情報を提供する。

第二十五条　原産地証明の確認

1　両締約国は、この附属書の規定の適正な適用を確保するため、この協定及び各締約国の国内法令に従い、原産地証明についての確認及び原産地証明に記載した情報が正確であることについての確認を行うために相互に支援する。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、1に規定する確認を行う。

3　輸入締約国の税関当局は、場合に応じ確認の要請を行う理由を付して、原産地証明又はその写しを輸出締約国の権限のある政府当局による確認のために返却する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付するものとする。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明の確認の目的で、証拠の要求のために必要な措置並びに輸出者又はこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者若しくは他の者の文書又は施設の検査その他の適当と認められる検査の実施のために必要な措置をとる。

5　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまで、関係する原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、自国の国内法令に基づき、当該確認の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

6　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局に対し、確認の結果をできる限り速やかに通報する。当該結果には、原産地証明が真正であるか否か及び関係する産品が原産地証明に示された締約国の原産品であるか否かを明示するものとする。

7　確認の要請の日から十箇月以内若しくは両締約国が合意するその他の期間内に輸出締約国の権限のある政府当局からの回答がない場合には、又は関係する原産地証明が真正であり、若しくは産品が原産地証明に示された締約国の原産品であると決定するために十分な情報を当該回答が含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えることを拒否することができる。

8　輸入締約国の税関職員は、輸入締約国の書面による要請があり、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件に従う場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局が確認を行う間、オブザーバーとして立ち会うことができる。輸入締約国は、輸出締約国が税関職員のそのような立ち会いを拒否する場合には、原産地証明の対象となる産品を非原産品とみなすことができる。

第二十六条　秘密性

1　各締約国は、この附属書の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令

に従って保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の規定の実施のために、当該税関当局のみが利用することができるものとする。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じてその提供を輸入締約国が要請し、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置

各締約国は、自国の輸出者並びにこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者又は他の者が原産地証明に関連して不正行為を行った場合には、自国の法令に従って、適切な罰則、制裁その他の措置を定め、又は維持する。

第二十八条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の時に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

第二十九条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語で行う。

2　この附属書の第二節に従って原産品であるか否かを決定するに当たり、輸出締約国の関税地域において一般的に認められている会計原則を適用する。

第六節　最終規定

第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　第三章及びこの附属書の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直し及び監視を行い、並びに必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　第三章及びこの附属書の規定の実施及び運用

(ii)　この附属書の付録一から付録三までの規定の改正

(iii)　この附属書の第二十八条に規定する運用上の手続規則

(b)　第三章又はこの附属書の規定に関連するあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会は、両締約国の代表者から成る。

第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この附属書の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国の関税地域から輸入締約国の関税地域に輸送中であり、又は税関の管理下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告及び当該産品の輸入に関連するその他の文書（この附属書の第二十一条の規定に従って必要な場合に限る。）が、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

付録一　品目別規則

注釈

1

この付録に定める品目別規則の適用上、

(a)

(i)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該産品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるＶＮＭの直後の数字により示す。例えば、「ＶＮＭ四十パーセント」とは、ＶＮＭが産品の工場渡し価額の四十パーセントを超えないことを示す。

(ii)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(iii)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(iv)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(v)　「ＷＯ」とは、この附属書の第三条の規定に従い、産品が締約国の関税地域において完全に得られることをいう。

(b)

第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五十類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

2

この付録における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則（注釈(3)欄又は(4)欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。）		
		(1)	(2)	(3)又は(4)
第一類　動物（生きているものに限る。）	○一	ＣＣ		
第二類　肉及び食用のくず肉	○二	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）		
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	○三	ＣＣ		
第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	○四	ＣＣ		
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	○五	ＣＣ		
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	○六（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ		
	○六・○一	ＣＣ及びＶＮＭ五十パーセント		
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	○七	ＣＣ		
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	○八	ＣＣ		
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	○九（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ		
	○九○・一一―○九○・九○	ＣＴＳＨ		
第一○類　穀物	一○	ＣＣ		
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グ	一一（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ（第一○類からの変更を除く。）		

ルテン		
一一・〇五	CC（第七類からの変更を除く。）	
一一・〇六	CC（第〇七・〇八項、第〇七・一〇項、第〇七・一三項、第〇七・一四項又は第八類からの変更を除く。）	
一二〇八・一三―一二〇八・一四	CC（第七類からの変更を除く。）	
一二〇八・一九―一二〇八・二〇	CC（第七類又は第一〇類からの変更を除く。）	
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
一二	CC	
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
一三	CC	
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
一四	CC	
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五・〇一―一五・〇二	CC	
一五・〇三	CTH	
一五・〇四―一五・〇六	CC	
一五・〇七―一五・〇八	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五・〇九―一五・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）	
一五・一一―一五・二〇	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五・二一―一五・二九	CC（第一〇類からの変更を除く。）	
一五・三〇―一五・五九	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五・六〇	CC（第一二類又は第五類からの変更を除く。）	
一五・六一―一五・七〇	CC（第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。）	
一五・七一	CC（第二類、第四類、第五類又は第一二類からの変更を除く。）	
一五一七・九〇―一五二〇・〇〇	CC（第二類、第四類、第五類、第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。）	
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六・〇一―一六・〇二	CC（第二類、第五類又は第一二類からの変更を除く。）	
一六・〇三	CC（第二類、第三類又は第五類からの変更を除く。）	
一六〇四・一一―一六〇四・二〇	CC（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・三〇	CC及びVNM五十バーセ	

	一六・〇五	ントCC（第三類からの変更を除く。）
第一七類　糖類及び砂糖菓子		
	一七・〇一	CC（第一二類からの変更を除く。）
	一七〇二・一一―一七〇二・一九	CC（第四類からの変更を除く。）
	一七〇二・二〇	CC
	一七〇一・三〇―一七〇二・九〇	CC（第一一類又は第一二類からの変更を除く。）
	一七・〇三	CC（第一一類からの変更を除く。）
	一七〇四・一〇	CTH及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の三十パーセントを超えないこと。
第一八類　ココア及びその調製品		
	一八（ただし、次のものを除く。）	CTH
	一八・〇一	CC
	一八・〇六	CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の工場渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。
	一七〇四・九〇	CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の三十パーセントを超えないこと。

	一九・〇一	CC（第一〇類又は第一一類からの変更を除く。）
第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
	一九・〇二	CC（第一〇類（デュラム小麦を除く。）又は第一一類（デュラム小麦から生産される産品を除く。）からの変更を除く。）
	一九・〇三	CC（第一〇類（第一〇・〇二項を除く。）又は第一一類（第一一・〇一項を除く。）からの変更を除く。）
	一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	CTH及びVNM四十パーセント
	一九〇五・九〇	CC（第一一・〇五項からの変更を除く。）
第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
	二〇（ただし、次のものを除く。）	CC及びVNM六十パーセント
	二〇〇二・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇四・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇八・一一	CC（第一二類からの変更を除く。）
	二〇〇八・一〇―二〇〇八・九二	CC（第八類からの変更を除く。）
	二〇〇九・一一―二〇〇九・一二	CC（第八類からの変更を除く。）

・一〇〇九・五〇	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
・一〇〇九・七・一―・一〇〇九・七九	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
第二十一類　各種の調製食料品		
・二一（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ	
・二一〇二・一〇	ＣＣ（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）	
・二一・〇五	ＣＣ（第四類又は第一九類からの変更を除く。）	
・二一・〇六	ＣＣ及びＶＮＭ四十五パーセント	
第二十二類　飲料、アルコール及び食酢		
・二二・〇一	ＣＣ	
・二二・〇二	ＣＴＨ及びＶＮＭ五十五パーセント	
・二二・〇三	ＣＴＨ	
・二二・〇四―二二・〇六	ＣＣ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）	
・二二・〇七	ＣＣ	
・二二・〇八・二〇―二二・〇八・三〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
・二二・〇八・四〇―二二・〇八・六〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	
・二二・〇八・七〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
・二二・〇八・九〇		

合成清酒又は料理用酒（みりん）	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント	
飲料（果実及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一％未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）	
その他のもの	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	
・二二・〇九	ＣＴＨ	
第二十三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
・二三（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
・二三〇一・一〇	ＣＴＨ（第二類又は第五類からの変更を除く。）	
・二三〇一・二〇	ＣＴＨ（第二類からの変更を除く。）	
・二三・〇九	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント	
第二十四類　たばこ及び製造たばこ代用品		
・二四（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
・二四〇一・一〇―・二四〇一・二〇	ＣＣ	
・二四〇一・三〇	ＣＴＳＨ	
第二十五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
・二五・〇一	ＣＣ	
第二十八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
・二八〇四・六・一―・二八〇四・六九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
・二八四四・一〇	ＣＣ	
・二八四四・二〇―・二八四四・五〇	ＣＴＳＨ	
第二十九類　有機化学品		
・二九（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント

	二九〇五・四四	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）	
	二九〇六・一一	CC（第三類からの変更を除く。）	
	二九一八・一四―二九一八・一五	CC（第一七類又は第三三類からの変更を除く。）	
	二九・四〇	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）	
第三〇類　医療用品	三〇〇六・九二	WO	
第三一類　肥料	三一	CTSH	VNM六十パーセント
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	三二・〇四	CTH 注釈　この規則を適用するに当たり、第三二・〇四項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が産品の工場渡し価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準においてはならない。	VNM六十パーセント
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	三四・〇二	CTH	VNM六十パーセント
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	三五・〇一	CC	
	三五〇二・一一―三五〇二・一九	CC（第四類からの変更を除く。）	
	三五〇二・二〇―三五・〇四	CTH	
	三五・〇五	CC（第二類からの変更を除く。）	
第三八類　各種の化学工業生産品	三八・〇一	CTSH	VNM六十パーセント
第三九類　プラスチック及びその製品	三八〇五・九〇	CTSH	VNM六十パーセント
	三八・〇六	CTSH	VNM六十パーセント
	三八〇九・一〇	CTH（第一一類又は第三五類からの変更を除く。）	
	三八二四・六〇	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）	
	三九・〇一―三九・一三	CTSH	VNM六十パーセント
第四〇類　ゴム及びその製品	四〇・一二	CTSH	VNM六十パーセント
第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革	四一	CC	
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッ	四二	CC	

グその他これらに類する容器並びに腸の製品			
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	四三	ＣＣ	
第四四類　木材及びその製品並びに木炭	四四・一二	ＣＴＨ（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	四六（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	四六〇一・一九	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）	
	四六〇二・九四	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）	
	四六〇二・一九	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）	
第五〇類　絹及び絹織物	五〇（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	五〇・〇五	ＣＴＨ（第五〇・〇六項からの変更を除く。）	
	五〇・〇六	ＣＴＨ（第五〇・〇五項からの変更を除く。）	
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	五一（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	五一・〇四	ＣＣ	
	五一・〇六―五一・一〇	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）	
	五一・一一―五一・一三	ＣＴＨ（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）	

第五二類　綿及び綿織物	五二（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	五二・〇四―五二・〇七	ＣＴＨ（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）	
	五二・〇八―五二・一二	ＣＴＨ（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）	
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	五三（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	五三・〇三	ＣＣ	
	五三・〇五	ＣＣ	
	五三・〇六―五三・〇八	ＣＴＨ（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）	
	五三・〇九―五三・一一	ＣＴＨ（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）	
第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	五四（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ	
	五四・〇七―五四・〇八	ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。）	
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	五五（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ	
	五五・〇八―五五・一一	ＣＴＨ（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）	
	五五・一二―五五・一六	ＣＴＨ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	

第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	五六	ＣＣ	
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	五七	ＣＣ	
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	五八	ＣＣ	
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	五九（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ	第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
		五九・〇二―五九・〇九	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	
		五九・一一	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	

紡織用繊維の中古の物品及びぼろ			
	三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。	ＷＯ	ＣＣ
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	六四	ＣＣ	
	六三・〇九―六三・一〇		
第六五類　帽子及びその部分品	六五（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
	六五・〇一―六五・〇二	ＣＣ	
第七〇類　ガラス及びその製品	七〇・一八・一〇	ＣＣ	
	七〇・一八・九〇	ＣＣ	
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	七一・〇六	ＣＴＨ（第七一・〇八項又は第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合	ＶＮＭ六十パーセント

	七一・〇八	ＣＴＨ（第七一・〇六項又は第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合	ＶＮＭ六十パーセント
	七一・一〇	ＣＴＨ（第七一・〇六項又は第七一・〇八項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合	ＶＮＭ六十パーセント
	七一・一三	ＣＴＨ（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント

七一・一四		
七一・一五		
七一・一六		
	ＣＴＨ（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
	ＣＴＨ（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇二・九一号、第七一〇二・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント

第七二類　鉄鋼		
七二一〇・七〇	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
七二一九・三一―七二二九・九〇	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
七二三五・五〇―七三三五・九九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
七三〇六・九〇―七三一六・九九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
八五一二・五一―八五三九・五九	ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
八五四一・一〇―八五四一・六〇	ＣＴＨ又は拡散工程 注釈　第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号又は第八五四二・二一号から第八五四二・二九号までの各号に分類される産品のための規則の適用	ＶＮＭ六十パーセント

上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。		
八五四二・三一―八五四二・三九	ＣＴＨ又は拡散工程	ＶＮＭ六十パーセント
八五四三・七〇―八五四三・九〇	ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
第九一類　時計及びその部分品		
九一（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	ＶＮＭ四十パーセント
九一一二・九〇	ＣＣ	ＣＣ
第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		
九四〇一・九〇	ＣＣ	
九四〇四・一一―九四〇四・一九	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇九項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	
九四〇四・九〇	布団	
第九六類　雑品		
九六・〇一	その他のもの	ＣＴＨ
九六・〇五	ＣＣ	ＣＣ

付録二　原産地証明書の様式

1　輸出者（氏名又は名称、正式な住所、国名）	番号 2 ……と との間の特恵的な貿易に使用される証明書 （適当な国、国の集団又は領域の名称を記入する。）
3　荷受人（氏名又は名称、正式な住所、国名）（任意）	4　産品の原産地である国　5　仕向国
6　輸送手段の詳細（任意）	7　備考
8　品目番号、記号及び番号、包装の個数及び種類（注釈１）並びに品名	9　総重量（kg）その他の計量値（l、m³等）　10　仕入書（任意）
11　裏書 証明された申告 輸出書類（注釈２） 書式……番号……　印 発行者…… 事務所…… 発給国…… 日　付…… ……（署名）……	12　輸出者による申告 下名は、上記の産品がこの証明書の発給に必要な条件を満たすことを申告する。 場所及び日付…… ……（署名）……

（注釈１）産品が包装されていない場合には、物品の数又は適当な場合には「ばら積み」と記入する。
（注釈２）輸出締約国の規則によって要求される場合のみ記入する。

付録三　原産地申告の申告文

「この文書の対象となる産品の輸出者（認定番号（注釈１））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地（国名（注釈２））が特恵に係る原産地であることを申告する。」

注釈１　括弧内に、認定輸出者の認定番号を記入する。

注釈２　括弧内に、当該産品の原産地を記入する。

附属書三（第六章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第五十七条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　現行の措置

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条
(b)　第四十六条
(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第六章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a) 日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この付録の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	JSIC　〇一　農業 JSIC　〇二　林業 JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） JSIC　〇四　水産養殖業 JSIC　六三二四　農業協同組合 JSIC　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 JSIC　八七一一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

分野	自動車整備業
小分野	
産業分類	自動車分解整備業 JSIC　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

分野	事業サービス
小分野	
産業分類	JSIC　九二一一　職業紹介業 JSIC　九二一二　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章

	概要
	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

四	
分野	回収代行のサービス
小分野	
産業分類	・ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要	法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。

五	
分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

六	
分野	流通サービス
小分野	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業 ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
概要	この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。

七	
分野	流通サービス
小分野	公共卸売市場において提供される卸売サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　五二一一　農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第二十三条
概要	公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

八	
分野	教育、学習支援業
小分野	高等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八二六　高等教育機関
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
概要	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

九	
分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く） ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

十	
分野	金融サービス

小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業 ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
概要	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

十

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

十一

分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット附随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット附随サービス業 注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十三

分野	製造業

十四

小分野	船舶製造・修理業、船用機関製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　三二三一　船舶製造・修理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十五

分野	製造業
小分野	医薬品製造業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

十六	
分野	製造業
小分野	製造業に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービス）
産業分類	ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一八九四　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
	注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービスであって、日本国内におけるものへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十七	
分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。
概要	「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十八	
分野	計量サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	１　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 ２　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 ３　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 ４　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 ５　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 ６　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十九	
分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二十	
分野	鉱業
小分野	鉱業に付随するサービス

産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
概要	日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉱業に付随するサービスへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二十一	
分野	石油業
小分野	石油及び石油製品に関連する倉庫サービス
産業分類	石油及び石油製品に関連する流通サービス
	ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
	ＪＳＩＣ　四七二二　冷蔵倉庫業
	ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業
	ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
	ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
概要	注１　ＪＳＩＣ四七一一、四七二二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
	注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。

二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章
概要	外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。

二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章
概要	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。
	弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一二　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。
	公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。

二十六	
分野	自由職業サービス
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。

二十七

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章
概要	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

二十八

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで
概要	税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。

二十九

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府

措置	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章
概要	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。

三十

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで
概要	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。

三十一

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所

留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章
概要	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。

三十二

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条
概要	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。

三十三

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所

留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

二十四	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

二十五	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四九四　不動産鑑定業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二章
概要	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。

二十六	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇二一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業

留保の種類	ＪＳＩＣ　四五一　沿海海運業 市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	内国民待遇（第四十七条） 中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。

二十七	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業 ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。

二十八	
分野	測量業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

二十九	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等

ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要　1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十　分野　運輸業
小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要　1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

四十一　分野　運輸業
小分野　通関業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要　通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

四十一　分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
留保の種類　最恵国待遇（第四十五条）
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第三十号）
概要　1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十二　分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一一　鉄道業
ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

四十四

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。

四十五

分野　運輸業
小分野　道路運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三一三　一般貸切旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三章
概要　1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときに指定される。
3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。

四十六

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八五一　道路運送固定施設業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
概要　自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。

四十七

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要　日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。
同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十八

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五一一　外航海運業
留保の種類　最恵国待遇（第四十五条）
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要　スイスにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、スイスの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十九

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五一一　外航海運業
ＪＳＩＣ　四五一二　沿海海運業
ＪＳＩＣ　四五三一　内陸水運業
ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）

	政府の段階
	中央政府
	措置
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	概要
	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
五十	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
概要	
五十一	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
概要	
五十二	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六・一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
概要	
五十三	
分野	卸売業及び小売業

	小分野
	産業分類
	留保の種類
	市場アクセス（第四十六条）
	政府の段階
	中央政府
	措置
	家畜商法（昭和二十四年法律第一百八号）第三条 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。
	概要
五十四	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	都道府県以外の地方政府
措置	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく日本国の特定の約束に反しない限りにおいて、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置を留保する。 日本国は、この協定の効力発生時に、都道府県以外の地方政府による現行の措置に関する法的拘束力を有しない表をスイスに提供する。
概要	
	日本国は、そのような地方政府の現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　将来の措置

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条

(b)　第四十六条

(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a) 日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この留保表には含まれない。

6　第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この付録の規定の適用上、

(a) 「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

二

分野 小分野 産業分類	すべての分野
現行の措置	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利

二

分野 小分野	すべての分野
現行の措置	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第一条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

三

分野 小分野	すべての分野（新たなサービス）

産業分類
留保の種類
最恵国待遇（第四十五条）
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
概要
日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。
日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保は、附属書六の第二条については、適用しない。

四

現行の措置
分野
小分野
産業分類
留保の種類
概要
すべての分野
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、日本国政府又は日本国の公的機関が直接又は間接に研究及び開発に提供する財政上その他の方法による拠出金を含む研究及び開発に係る補助金に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五

現行の措置
分野
小分野
産業分類
留保の種類
概要
航空宇宙産業
航空機産業に関連する機械の修理
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、サービス貿易一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野
小分野
産業分類
留保の種類
概要
航空宇宙産業
衛星及びロケットに関連する機械の修理
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野
小分野
産業分類
留保の種類
概要
武器・火薬産業
武器・火薬産業に関連する機械の修理
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

八

分野
小分野
産業分類
情報通信業
放送業
ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業

九

分野
小分野
産業分類
留保の種類
概要
教育、学習支援業
初等及び中等教育サービス
ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
ＪＳＩＣ　八一二　小学校
ＪＳＩＣ　八一三　中学校
ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置
市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三章、第三章の三及び第三章の四
電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二章

現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
十	
分野	エネルギー産業
小分野	原子力に関連する機械の修理
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	注　ＪＳＩＣ九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十一	
分野	エネルギー産業
小分野	エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス）
産業分類	ＪＳＩＣ　三二〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三二一　電気業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十二	
分野	エネルギー産業
小分野	特定放射性廃棄物の最終処分サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八八九九　他に分類されない廃棄物処理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章
十三	
分野	エネルギー産業
小分野	報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　三四〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場
	ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十四	
分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第四十四条(t)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引 (b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売
現行の措置	
十五	
分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、スイス内において設立されたスイスの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第四十四条(t)(i)及び(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険
	注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。 (c)　附属書六の第二条2(a)(i)(0)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条2(a)(i)(P)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。） 日本国は、同条2(a)(i)(E)から(P)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第四十四条(t)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物 (b)　再保険、再々保険及び附属書六の第一条2(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス 注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
現行の措置	
十六	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第二条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条
十七	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	政令により日本国におけるスイスの国民又は法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、スイスにおいて、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十八	
分野	製造業
小分野	航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
十九	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する締約国の措置について適用し、及び第四十八条の補足規定を定める。

第二条　総則

1　各締約国は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する措置が客観的なかつ透明性のある基準に基づいてあらかじめ定められていることを確保し、また、当該措置をサービスの提供に適用する場合には、当該措置が当該サービスの提供に関連するものであることを確保する。

2　各締約国は、免許の手続及び資格の審査に係る手続が簡易で、合理的かつ明瞭（りょう）なものであることを確保する。

第三条　国際規格

両締約国は、必要な場合には、合同委員会又は第百四十八条の規定に従って設置される関連する小委員会若しくは作業部会において、国際的規模で行われるサービスの規格に関連する作業について意見を交換する。関連する国際規格が存在する規格に関連する措置を締約国が立案し、制定し、又は適用する場合には、当該締約国は、当該国際規格又はその関連する部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の、地理的な、技術上の、又は社会的生産基盤上の基本的な要因等の理由により、当該国際規格が正当な政策目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合には、この限りでない。

注釈　「関連する国際規格」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関において採択される規格をいう。

第四条　強制規格の同等性

一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供に関し、当該他方の締約国は、当該一方の締約国が制定し、又は維持するサービスに関する強制規格を自国のものと同等なものとして取り扱うよう努める。ただし、当該強制規格により当該他方の締約国の正当な政策目的が十分に達成されると当該他方の締約国が認める場合に限る。

第五条　適合性評価手続の受入れ

一方の締約国は、他方の締約国の区域内において行われる適合性評価手続であって、第六章の規定の対象となるサービスに関するものの結果を受け入れることの妥当性、有益性及び条件を検討するよう努める。ただし、当該一方の締約国の区域内において制定され、又は維持されるサービスの規格と当該サービスが適合していることについて、当該適合性評価手続が保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。

第六条　会計分野の国内規制に関する規律

両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関が採択した会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。この規律は、必要な変更を加えた上でこの附属書に組み入れられ、かつ、この附属書の一部を成す。

附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、一方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条　承認の手続

一方の締約国がサービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合には、当該一方の締約国は、次の条件を満たす手続を採用し、又は維持する。

(a)　他方の締約国において得られた教育若しくは経験又は満たされた要件を承認するよう求めるいずれかの締約国のサービス提供者の要請に対し、当該一方の締約国が妥当な考慮を払うこと。

(b)　当該一方の締約国が申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知すること。なお、当該一方の締約国により申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が承認を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう、当該一方の締約国は努める。

注釈　承認を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

第三条　情報の提供

1　一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する照会所を指定する。

(a)　少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

(b)　前条の規定に従って承認を要請するための手続であって、サービス提供者が利用可能なもの

2　一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、前条に規定する自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を提供する。

第四条　資格の承認

一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の領域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。

附属書六（第六章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

注釈　「金融サービスの貿易」は、第四十四条(1)の定義に従うものと了解する。

2(a)　この附属書の規定の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険
(B)　再保険及び再々保険
(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
(E)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
(F)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
(G)　ファイナンス・リース
(H)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
(I)　保証
(J)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
(bb)　外国為替
(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）
(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
(ee)　譲渡可能な有価証券
(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
(K)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
(L)　資金媒介業
(M)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
(N)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
(O)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
(P)　(E)から(O)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。
(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
(B)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。
(b)　第四十四条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。
(i)　中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
(c)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第四十四条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。
(d)　第四十四条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。
3　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービ

ス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又はその他の世界貿易機関の加盟国においては提供されているものをいう。

第二条　市場アクセス

1　一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。

2　一方の締約国は、第四十三条3の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の区域内において金融サービスを購入し、又は取得するに当たり、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対して最恵国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び精算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2　一方の締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次のいずれかに該当する場合には、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

(a)　当該一方の締約国が、当該他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し、又はこれらを利用することを要求している場合

(b)　当該一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

第四条　透明性

1　各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的なかつ透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。

(a)　両締約国が、サービス貿易一般協定の下で、及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う作業

(b)　規制の透明性、識別可能な政策目的及び通知され、又は他の方法により公に利用可能なものとされる明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続の重要性

2　各締約国の権限のある当局は、要請があった場合には、実施可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を完了させるための要件及び手続を関係者に利用可能なものとする。

3　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、そのような免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る国内法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、次のいずれかでなければならない。

(a)　申請者の要請に応じて利用可能であること。

(b)　公に利用可能であること。

(c)　(a)及び(b)に規定する方法の組合せにより利用可能であること。

第五条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3　締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

4　各締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、拒否の理由を申請者に通知する。

5　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満

たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の国内法令に基づいて要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える。

第六条　国内規制

1　第六章（附属書三から附属書七までを含む。）の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。両締約国は、経済協力開発機構の下で、経常的貿易外取引の自由化に関する規約を実施することが必要であることを確認する。

2　各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

3　第六章（附属書三から附属書七までを含む。）のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第七条　信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めにより、第三国又は国際規制機関の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八条　情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第六章の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第九条　金融サービスに関する小委員会

1　金融サービスに関する第六章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　金融サービスに関する同章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　両締約国間の貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会は、両締約国間で別段の合意をする場合を除くほか、合同委員会の会合の際に会合する。

3(a)　小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会の活動は、両締約国の監督当局の間の現在又は将来の関係であって、当該監督当局の権限の範囲内におけるものに影響を及ぼすものではない。

附属書七（第六章関係）　電気通信サービス

第一条　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用し、及び自国の国内法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。

注釈1　「電気通信サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

注釈2　この附属書の第二条から第八条までの規定は、基本電気通信サービスについてのみ適用する。

注釈3　日本国については、「放送サービス」には、サービス貿易一般協定のサービス分野分類表（MTN・GNS－W－一二〇）に基づく「ラジオ及びテレビのサービス」及び「ラジオ及びテレビの放送サービス」を含む。

2　この附属書の規定の適用上、

(a)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(b)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において、価格及び供給に関し、参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(e)　「規制当局」とは、この附属書に規定する事項に関連する規制に係る任務を委託されている機関をいう。

(f)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

第二条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第三条　相互接続

1　この条の規定は、サービス貿易一般協定に基づく各締約国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った範囲において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者の利用者が他のサービス提供者の利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスへアクセスすることを可能にするものについて適用する。

2　各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行

可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

注釈　日本国については、この2、3及び6の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

3　主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、各締約国は、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に必要な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者の建物内、とう道又は管路に、相互接続に必要な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

6　各締約国は、5に規定する接続約款が、前条の原則に合致すること並びに主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含むことを確保する。

7　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者が、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合にこれらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（この附属書の第六条に規定する規制当局を含む。）に申し立てることができることを確保する。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

第四条　ユニバーサル・サービス

1　各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。

2　ユニバーサル・サービスを規律する締約国の措置は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第五条　免許の手続

1　電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後不当に遅滞することなく申請者に通知する。免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第六条　規制当局

1　各締約国の電気通信サービスの規制当局は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる基本電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。

2　各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場のすべての参加者について公平であることを確保する。

3　一方の締約国は、当該一方の締約国の規制当局の決定によって影響を受ける他方の締約国のサービス提供者が当該一方の締約国の法令に従って裁判所に対して異議を申し立てることができることを確保する。

第七条　希少な資源

各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続が、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施されることを確保する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

第八条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

第九条　消費者及びデータの保護

1　各締約国は、電気通信サービスの利用に対して信頼を持つことができる環境を創出する必要性を認識して、自国の法令に従って次のことを行う。

(a)　自国の区域内における電気通信サービスの提供者が、個人の記録及び勘定を含む個人データを保護するための適切な措置をとることを確保すること。

(b)　宣伝を目的として、多数の受信者に対してその同意なしに送信される電子メッセージ（電子メールを含む。）を防止するために適切かつ必要な措置をとること。

2　両締約国は、電気通信サービスの利用に対する信頼を改善する発意を促進するため、二国間及び多国間の場において協力することができる。

第十条　情報の交換

両締約国は、電気通信サービスに関連する情報（立法手続、近年の進展、規制の枠組み及び国際的な場における両締約国のそれぞれの活動に関する情報を含む。）を交換することができる。

附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第六十五条に規定する日本国及びスイスの特定の約束である。

付録一　日本国の特定の約束

日本国は、この付録の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるスイスの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するスイスの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(iii)　公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この付録の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国の区域内における事業に投資しているものに代わってその事業の経営を行う活動

(c)　日本国の区域内における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するスイスの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するスイスの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するスイスの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であってサービスの提供に係るものに従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

注釈　この(a)及び(b)に規定する活動には、次のサービスの提供に係る活動を含む。

－会計検査サービス
－建築サービス、関連する科学及び技術に関する相談サービス並びに技術試験及び分析サービス
－監査サービス
－事業体の税務計画及び相談サービス
－事業税の申告書類等の作成及び検査サービス
－機械及び工業設備のエンジニアリング・サービス（設置及び保守に関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
－航空機に関連するエンジニアリング・サービス（航空機の保守及び修理サービスに関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
－金融に関する助言サービス
－経営相談サービス
－研究及び開発のサービス
－ソフトウェアに関する相談サービス

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

付録二　スイスの特定の約束

第一条　適用範囲

この付録には、自然人の移動に関するスイスの約束を定める。この付録の規定は、日本国の者について適用する。

第一節　サービス分野

第二条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第三条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の事業体又は会社内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）

スイス外にある日本国の特定の事業体又は会社（以下この付録において「企業」という。）が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいてサービスを提供する場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業のサービスの実際の提供に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業のサービス、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、特定のサービスを提供するために当該企業内において重要な職責を有するもの

3　スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a)　短期の商用訪問者及びサービスの販売契約の締結に従事する者

(i)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイ

スへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。短期の商用訪問者が業務上の拠点の設立に責任を負う者である場合には、当該者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(ii) サービスの販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わってサービスの販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。サービスの販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(b) 契約に基づくサービス提供者

(i) 企業の被用者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるもの（中央生産物分類（以下この付録において「ＣＰＣ」という。）八七二に定義するサービスを提供する企業を除くものとし、かつ、スイスにおいて実質的な事業活動に従事する別の企業とサービス契約を締結している企業に限る。）の被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(b)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、当該企業に代わって、(b)に掲げるサービス分野の自由職業家としてスイスにおいてサービスを提供する者に限るものとし、更に三年間の関連する経験を有することを要件とする。限られた数のサービス提供者に許可される入国及び一時的な滞在については、サービス契約毎にその滞在期間を三箇月間とし、かつ、許可されるサービス提供者の数については、当該サービス契約に基づいて遂行される業務の範囲に応ずるものとする。当該企業によって雇用されていない個人のサービス提供者については、スイスの雇用市場への進出を求める自然人とみなされる。

(ii) 次のサービス分野については、(i)の規定の対象となる。

(AA) コンピュータ・ハードウェアの設置に関連する相談サービス（ＣＰＣ八四一）

(BB) ソフトウェアの実行等に関するサービス（ＣＰＣ八四二）

(CC) 研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五一－八五三）

(DD) 法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一の一部）。ただし、ティッチーノ州においては、スイス財政法に関する法的な助言サービスについては、「受託顧問会計士」による提供に限る。

(EE) 銀行の監査を除く監査サービス（ＣＰＣ八六二一一の一部）。ただし、「合資会社」又は「無限責任社員による株式会社」の監査役の少なくとも一については、スイスに本拠地、主要な事務所又は登録された支店を有しなければならない。

(FF) 会計検査サービス（ＣＰＣ八六二一二）

(GG) 事業体の税務計画及び相談サービス（ＣＰＣ八六三〇一）

(HH) 事業税の申告書類等の作成及び検査サービス（ＣＰＣ八六三〇二）

(II) 経営相談サービス（ＣＰＣ八六五）

(JJ) 建築サービス（ＣＰＣ八六七一）

(KK) エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）。ただし、地籍活動及び関連する活動については、資格を有する測量技師が試験に合格することによりスイスの免許を付与された場合にのみ行うことができる。

(LL) 総合エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七三）

(MM) 都市計画サービス（ＣＰＣ八六七四一）

(NN) 関連する科学及び技術に関する相談サービス（ＣＰＣ八六七五）

(OO) 技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六）

(PP) 航空機の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八の一部）

(c) 設置及び保守のサービス提供者

機械又は工業設備の設置又は保守のサービスを提供する資格を有する専門家。当該サービスの提供については、ＣＰＣ八七二に定義するサービスを提供する企業と関連して行われるサービスの提供は除き、報酬又は契約に基づいて行なわれ、及び機械又は工業設備の製造者である企業と当該機械又は工業設備の所有者である企業との間で締結される設置又は保守に係る契約に従うものとする。

第三条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1

第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に

関する約束については、第六章の規定（定義に係る規定を含む。）に従うものとする。特に、附属書三の付録二に規定するいかなる制限及び条件も適用する。この節の約束については、スイスがサービス貿易一般協定に基づいて特定の約束を行ったサービス分野についてのみ適用する。

2　スイスは、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人に関する措置を除くほか、商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在に関連する措置を維持し、修正し、又は採用する権利を留保する。当該自然人については、次の(a)から(f)までに規定する条件及び制限並びに外国のサービス提供者によるスイスへの入国及びスイスにおける滞在には許可（在留許可及び就労許可）が必要であるとの条件に従わなければならない。

(a)　支店及び活動場所における一般的な労働条件であって、法律又は労働協約が規定するもの（特に、報酬及び労働時間に関するもの）

(b)　スイスにおける職業の変更及び地理的移動を制限する措置（例えば、居住地を変更するための許可要件）

(c)　社会保障及び公的年金計画に係る法律上の制度に関連する規制（特に、資格期間及び居住要件に関するもの）

(d)　当該自然人に関する措置の執行に責任を負う当局の要請があった場合には、当該自然人を雇用する企業が当該当局と協力するとの要件

(e)　補助金、税制上の優遇措置及び税額控除の受給者となる資格については、スイスの特定の地理的地域に居住する自然人に限ることができるという制限

(f)　出入国管理、入国、滞在及び就労に関連する法令のすべての規定であって、(a)から(e)までに規定していないもの

3　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

4　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する者とはみなさない。

第四条　最恵国待遇の制限

第四十五条の規定は、すべての分類の自然人（サービス提供者に限る。）の移動について規定する二国間協定であって、リヒテンシュタイン公国又は欧州共同体若しくはその加盟国とスイスとの間で締結されるものに基づく措置については、適用しない。

第二節　非サービス分野

第五条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第六条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の企業内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）

スイス外にある日本国の特定の企業が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいて非サービス分野で事業活動を行う場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業の実際の製造工程に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業の製造、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、製造工程について当該企業内において重要な職責を有するものスイスに移動する他の重要な職責を有する者

3

(a)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合におい

て、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。

(b)　物品の販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わって物品の販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。当該販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対して物品を直接販売してはならない。

第六条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1　第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する者の入国及び一時的な滞在に関する約束については、スイスの関係法令（特に、外国人に関する連邦法（ＬＥｔｒ、ＲＳ　一四二・二〇））及びその下位法令に従うものとする。

2　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

3　入国及び一時的な滞在が許可される自然人の数の上限についてのスイス法の規定は、前条2及び3に定義する分類に該当する日本国の自然人については、適用しない。

4　この節の規定の適用上、第五十三条、第五十八条及び第六十条の規定を準用する。

5　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人とはみなさない。

第七条　定義

第六十四条の規定にかかわらず、この節の規定の適用上、第四十四条(b)、(f)、(g)、(h)、(k)及び(l)に規定する定義を準用する。

附属書九（第九章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第九十条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　第九十条1(a)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九十条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第八十七条

(b)　第八十八条

(c)　第九十六条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	ＪＳＩＣ　六二一　銀行（中央銀行を除く。）
留保の種類	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
政府の段階	内国民待遇（第八十七条）
措置	中央政府
概要	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

二	
分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

三	
分野	情報通信業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
	ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

四	
分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット附随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
	ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業
	ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業
	ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業
	ＪＳＩＣ　四〇一一　インターネット附随サービス業
	注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五	
分野	製造業
小分野	医薬品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一六五二　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主

	としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。
六	
分野	製造業
小分野	皮革製造業及び皮革製品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業 注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
七	
分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	内国民待遇（第八十七条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
措置	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
概要	
八	
分野	鉱業
	注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
	留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
	政府の段階　中央政府
	措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
産業分類	内国民待遇（第八十七条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
措置	日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
概要	
九	
分野	石油業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五三一　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業 ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五三二一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
	注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
	留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
	政府の段階　中央政府
	措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。
十	
分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六三一四　農業協同組合

	ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　八七一一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十一

分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十三

分野	運輸業
小分野	
産業分類	航空運輸業 ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
留保の種類	ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
	航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十四

分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

産業分類	内国民待遇（第八十七条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十五

分野	
小分野	運輸業
産業分類	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
	JSIC　四四四一　集配利用運送業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	最恵国待遇（第八十八条）
	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十六

分野	
小分野	運輸業
産業分類	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
	JSIC　四四四一　集配利用運送業
	JSIC　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
	最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

十七

分野	
小分野	運輸業
産業分類	鉄道業
	JSIC　四二一一　鉄道業
	JSIC　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

十八

分野	
小分野	運輸業
産業分類	道路旅客運送業
	JSIC　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。

十九

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	JSIC　四五二一　沿海海運業
	JSIC　四五三一　内陸水運業

留保の種類	ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
政府の段階	内国民待遇（第八十七条）
措置	中央政府
概要	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
	最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十一	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二十二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
	最恵国待遇（第八十八条）
	特定措置の履行要求の禁止（第九十六条）
政府の段階	都道府県以外の地方政府
措置	
概要	日本国は、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置であって、これらの規定に適合しないものを留保する。日本国は、そのような地方政府による第九章の関連規定と適合しない現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　第九十条1(c)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十条1(c)の規定に従って記載するものである。

(a)　第八十七条
(b)　第八十八条
(c)　第九十六条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	

留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
概要	研究及び開発に係る補助金については、スイスの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

四

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、航空機産業及び宇宙開発産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、武器産業及び火薬類製造業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、電気業、ガス業及び原子力産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	JSIC　〇三一　海面漁業 JSIC　〇三二　内水面漁業 JSIC　〇四一　海面養殖業 JSIC　〇四二　内水面養殖業 JSIC　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
八 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	情報通信業 放送業 ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 内国民待遇（第八十七条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十及び第五十二条の三十二
九 分野	土地取引に関する事項
十 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書十（第十一章関係）　地理的表示

第一節　日本国で保護される表示

(a)　蒸留酒

(i)　壱岐

(ii)　球磨

(iii)　琉球

(iv)　薩摩

(b)　酒

白山

第二節　スイスで保護される表示

(a)　チーズ

(i)　アッペンツェラー

(ii) ベルナー・アルプケーゼ又はベルナー・ホーベルケーゼ
(iii) エメンタール
(iv) フォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ
(v) グラルナー・シャプツイガー
(vi) グリュイエール
(vii) レティヴァ
(viii) ラクレット・デュ・ヴァレ
(ix) スプリンツ
(x) シュヴァイツァー・ティルジッター
(xi) テット・ドゥ・モワン又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・ベルレ
(xii) ヴァシュラン・フリブルジョワ
(xiii) ヴァシュラン・モンドール

(b) 肉加工品
(i) ビュントナーフライシュ
(ii) ヴィアンド・セシェ・デュ・ヴァレ

(c) パン、菓子パン、ケーキ、菓子、ビスケットその他パン製造者の製品
(i) バーズラー・レッカリー
(ii) ムラング・ドゥ・グリュイエール
(iii) パン・ドゥ・セーグル・ヴァレザン
(iv) スイス・チョコレート又はシュヴァイツァー・ショコラーデ
(v) スイス・クロイターボンボン

(d) 蒸留酒
(i) アブリコティーヌ又はオー・ドゥ・ヴィ・ダブリコ・デュ・ヴァレ
(ii) アッペンツェラー・アルペンビッター
(iii) オー・ドゥ・ヴィ・ドゥ・ポワール・デュ・ヴァレ
(iv) シュヴァイツァー・キルシュ
(v) ツーガー・キルシュ

(e) ぶどう酒
(i) ドール
(ii) ファンダン
(iii) ジュネーブ
(iv) ラ・コート
(v) ラヴォー
(vi) ヌシャテル
(vii) ティチーノ
(viii) ヴァレ
(ix) ヴォー

(f) 時計及び精密機械装置
(i) ジュネーブ
(ii) ノイエンブルク又はヌシャテル
(iii) シャフハウゼン
(iv) スイス

(g) 繊維製品
(i) ランゲンタール
(ii) ザンクト・ガレン・エンブロイダリー、ザンクト・ガラー・シュティッカライ又はザンクト・ガラー・シュピッツェン
(iii) スイス

(h) 機械、金属加工業及び技術業
スイス

(i) 化学品・医薬品
(i) バーゼル
(ii) スイス

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、サウジアラビア王国にあっては民間航空機構及び同機構が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(f)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(g)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(h)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(i)　「附属書」とは、この協定の附属書又は第十九条の規定による改正後の附属書をいう。

(j)　「特定路線」とは、附属書に定める路線をいう。

(k)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二条

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込む

ため、附属書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

4　一方の締約国の領域を直接通過中であり、かつ、直接通過のための空港内の区域から離れない旅客、手荷物及び貨物は、当該一方の締約国の関係法令に基づき、簡易な税関及び出入国の手続のみを受けるものとする。直接通過中の手荷物及び貨物は、関税及び租税を免除される。

5　一方の締約国の領域に輸入される印刷物であって、他方の締約国の指定航空企業による使用のみを目的とするものは、当該一方の締約国の関係法令に基づき、関税を課されない。

第七条

1　一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し、又は直ちにその行使につき条件を付することが、当該法令に重ねて違反することを防止するために必要であり、又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

1　一方の締約国の法令であって、国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国又は当該領域内にある間の運航及び航行に関するものは、当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国に当たり、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用する。

2　一方の締約国の法令であって、旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国、当該領域内における滞在及び当該領域からの出国に関するもの、例えば、入国、出国、出入国管理、税関、通貨、衛生及び検疫に関する規制は、当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国に当たり、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機によって運送される旅客、乗組員、貨物及び郵便物について適用する。

3　一方の締約国は、要請があったときは、この条に規定する関係法令の写しを他方の締約国に提供する。

4　いずれの一方の締約国も、この条に規定する法令の適用に当たり、自国の航空企業に対し、他方の締約国の指定航空企業に与える待遇よりも有利な待遇を与えることができない。

第九条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十一条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十二条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が運賃調整に関する適当な国際的な仕組みを通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十八条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十八条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十三条

1　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、協定業務の運営に関連して当該他方の締約国の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を、交換可能な通貨で送金の時の公の市場における為替換算率により自由に送金し、並びに協定業務の運営のため外国通貨建ての預金勘定及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

4　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が、権限のある当局の付することのある合理的な制限に従うことを条件として、当該一方の締約国の関係法令に従い、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるよう最善の努力を払うことを合意する。

第十四条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十五条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、航空機の不法な奪取の防止に関する条約、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきであり、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4　一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるべきである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十六条

1　一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかったと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、自国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

第十七条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十八条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の

要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十九条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第二十条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第二十一条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十二条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十三条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年八月十八日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

中村滋

サウジアラビア王国政府のために

アブドッラー・ビン・ムハンマド・ヌール・ラヒミ

附属書

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点－中間地点－ジッダ、リヤド及び（又は）ダンマン

2　サウジアラビア王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

サウジアラビア王国内の地点－中間地点－大阪及び（又は）名古屋

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

4　いずれの一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業も、他方の締約国内の地点と中間地点との間においては、自己が運送する途中降機の旅客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することができない。

平成二十一年七月二日印刷
平成二十一年七月三日発行
参議院事務局
印刷者　国立印刷局
A